

常任理事会会議次第

とき 令和7年3月26日(水) 午後1時00分～
ところ 長建ビル 3階会議室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

[審議事項]

(1) 令和6年度収支決算見込みについて

- ① 建設業協会（建設業労災補償共済会、建退共含む）（当日配布）…… 資料No.1-1
- ② 建災防県支部関係 資料No.1-2
- ③ 事協関係 資料No.1-3

[報告事項]

- (2) 令和6年度第3回建設技術委員会について 資料No.2
- (3) 令和6年度第2回女性部会について 資料No.3
- (4) 「地域を支える建設業」検討会議 第54回全体会議について 資料No.4
- (5) 青年部会報告について(当日配布) 資料No.5
- (6) 試験所運営委員会について 資料No.6
- (7) 建設市場整備推進事業費補助金(厚労省関係補助事業含む)について 資料No.7
- (8) 職場における熱中症対策の強化について 資料No.8
- (9) 長野県建設労働組合連合会との懇談会について 資料No.9
- (10) 令和6年度2級土木・建築施工管理技士準備講座について 資料No.10
- (11) 参議院選挙関係日程について(当日配布) 資料No.11
- (12) 会員異動について 資料No.12
- (13) 行事予定について(当日配布) 資料No.13
- (14) その他

4. 閉会

令和6年度 事業報告

一般社団法人 長野県建設業協会

1. 概況

我が国人口の減少という大転換期が始まり、若者、生産年齢人口が減少する中、本年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」では石川県などで甚大な被害が発生しました。近年は大規模自然災害が頻発しており、これら自然災害から国民の安全・安心を守るためにも地域建設業の役割は、ますます大きなものとなっている。しかしながら、世界的な物価高騰や円安等の影響による建設資機材等の価格高騰・品薄等により、地域建設業を取り巻く状況は大変厳しくなっている。また、地域活性化、地方創生を実現し若者が希望をもって働くためにも、社会基盤づくりの主役を担う産業として活力と魅力にあふれる地域建設業が求められている。

政府が取り組んでいる「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」も、実行を担うのは主に地域建設業である。一方で、建設業における時間外労働の罰則付き上限規制が本年4月から適用となり、働き方改革の着実な進展に向けた取組が喫緊の課題となっている。

地域建設業が、その社会的使命をこれからも持続的に果たしていくためには、公共事業等による安定的・持続的な事業量の確保と適正な利潤の確保が必要不可欠である。

令和6年度の政府当初予算の公共事業関係費の総額は約6兆828億円（国費）が確保され、国土交通省関係では5兆2,901億円（国費）が計上された。また、補正予算では、国土交通省関係の公共事業関係費として1兆9,126億円が計上された。

県の令和6年度当初予算は、一般会計の総額で前年度比4.4%の減となる9,991億円余となっている。公共事業費（補助・県単独・直轄・災害復旧）は1,194億円となり、令和5年11月補正予算の公共事業費475億円等も加えると、1,681億円となった。また、9月補正では公共事業費（補助、県単独）108億円が、1月補正では公共事業費（補助、直轄）596億円が計上された。

本協会は、5月22日、長野市において第71回通常総会を開催し新年度の予算案、事業計画及び役員（理事、監事）の選任について承認、協会活動を行ってきた。

これまで以上に「会員の健全なる発展と建設業の経済的、社会的地位の向上、技術の進展を図りもって会員の福利の増進と公共の福祉に寄与する」とした目的の達成に向け努めてきた。

事業については「地域を支える建設業」検討会議を中心に、建設業が抱える入札制度等について諸問題を解決していくこととし、年間計画にもとづき関係機関との意見交換会、各委員会活動、研修会・講習会などを実施してきた。

「地域を支える建設業」検討会議は、全体会議が3回、分科会が9回開催された。各分科会においては、建設現場の働き方改革、就労促進について、長野県インフラデータプラットフォームの活用についてについて、工事書類の統一化等の課題について検討を行った。

また、県の現地機関等との意見交換会を開催し、社会資本整備の推進に関する要望や公共事業予算の確保、入札制度、工事実施に伴う課題等を議題として提出し、解決に向けて努めた。

委員会活動については、6月21日の合同委員会から今年度の委員会活動を開始、各々の課題について議論を重ねてきたが、総務委員会においては、東信地区高等学校初任者教員研修、信州大学工学部水環境・土木工学科学生との意見交換会などを開催した。建設技術委員会においては、「工事開始後の手戻り防止」及び「工事書類の統一化」等についての検討、信州大学建築学科及び県担当者との意見交換を実施した。建設政策委員会においては、災害情報共有システムの活用及び除融雪の諸課題等について検討を行った。青年部会においては、「職場体験学習、防災学習」を野沢温泉村立野沢温泉中学校など6校で実施した。また、長野県建設部との意見交換会を実施した。女性部会においては、長野県建設部との誰もが働きやすい現場環境づくりに向けた現場点検に参加するとともに、現場見学会、女性のための基礎知識セミナー等を行った。

また、各種研修会・講習会を開催し、会員企業の技術者の技術の研鑽、資質の向上等を図ってきた。高校生の就労促進に向け、今年度も建築、土木の2級施工管理技士試験準備講座を3会場で開催した。

建設業を取り巻く厳しい状況の中、令和5年度末の会員数は506社であったが、本年度3月末は507社となっている。

2. 主要事業

(1) 入札・契約制度改革等について

「地域を支える建設業」検討会議

全体会議

全体会議	議題
第52回全体会議 8月8日	<ul style="list-style-type: none">・県からの報告事項（令和6年度予算執行について 等）・協会からの要望事項（低入札価格調査制度の運用について 等）・各分科会からの報告・協会からの報告事項（青年部活動報告 等）
第53回全体会議 12月19日	<ul style="list-style-type: none">・県からの報告事項（入札制度について 等）・協会からの要望事項（熱中症対策、交通誘導員の計上について 等）・各分科会からの報告・協会からの報告事項（青年部活動報告）
第54回全体会議 3月19日	<ul style="list-style-type: none">・県からの報告事項（令和7年度当初予算について 等）・協会からの要望事項（小規模補修工事に関する民間委託の更なる活用について 等）・各分科会からの報告

分科会

分科会	議題
第1回 施工・品質確保 分科会 7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT、BIM/CIM等の取組みについて ・ICT施工に関するアンケート調査について ・工事書類の簡素化（様式の標準化）について ・工事開始後の手戻り防止について ・建築関係（信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会の状況等）他
第45回 維持管理・危機管理 分科会 7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式の令和6年4月からの見直し事項等 ・第三次・扱い手3法の公布・施行 ・長野県インフラデータプラットフォームの活用 ・支部集約意見・要望の報告（入札関係、情報共有システム、除雪業務他）
第1回 技術力の確保・向上 分科会 7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・建設現場の働き方改革について（月単位の週休2日工事他） ・建設業における就労促進について（令和5年度の取組実績、令和6年度の実施予定他） ・建設業協会における就労促進の取組について（令和6年4月の新規学卒者他採用状況の調査結果他）
第46回 維持管理・危機管理 分科会 12月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査制度の見直し ・総合評価落札方式における評価項目の見直し ・長野県インフラデータプラットフォームの活用 ・災害情報共有システムの利用率UPに向けた今後の取組 ・除雪機械運転講習の実施（アンケート結果）
第2回 技術力の確保・向上 分科会 12月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・週休2日工事に関する工事成績評定及び総合評価落札方式での加点の見直しについて ・建設業協会における就労促進の取組について（信州で暮らす、働くフェアへの参加、東信地区の高等学校新任者教員への研修会他）
第2回 施工・品質確保 分科会 12月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・工事書類の統一化について ・工事書類簡素化ガイドラインの意見収集について ・盛土規制法の規制区域指定について ・設計に伴う手戻り工事案件調査結果について他
第3回 技術力の確保・向上 分科会 2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン電子納品の原則化について ・工事成績評定における週休2日工事評価の見直しについて ・BIM/CIMハンドズオン講習会の実施について ・次世代を担う人材確保の取組について他
第3回 施工・品質確保 分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・工事書類の統一化及び簡素化ガイドラインの一部見直しについて ・設計に関する手戻り工事調査結果について ・盛土規制法への県発注工事への対応について他

3月10日	
第47回 維持管理・危機管理 分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査制度の見直し方針（案） ・総合評価落札方式における評価項目の見直し（週休2日工事） ・発注標準の見直し
3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県インフラデータプラットフォームの活用 ・令和7年度緊急輸送道路パトロール訓練の実施 ・除雪等の諸課題解決に向けた対応

（2）社会資本整備の推進に関する要望等の実施

月 日	要望先	要望内容
4月23日	長野県選出自由民主党国会議員への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靭化の推進について
4月30日	長野県知事への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靭化の推進について
5月～9月	県発注機関の長 (各支部との意見交換会)	<ul style="list-style-type: none"> ・県発注工事の諸課題等について
6月20日 9月26日 1月17日	長野県議会入札制度研究会との意見交換会、要望	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業予算の持続的・安定的な確保等について要望書提出
12月～1月	塩尻市、上田市、中野市 千曲市、茅野市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の前払金制度の堅持 ・電子契約、電子保証の導入 他

（3）広報活動

- ・行政機関からの通知、通達等の協会ホームページへの掲示
- ・常任理事会だよりの会員への送付
- ・建設業PRオリジナルCM放映、CATVでの放映
- ・青年部HP、中学校での「職場体験学習」開催について掲載
- ・女性部HP、建設業で働く女性へのインタビュー更新

3. 表彰・感謝状

- ・全建設業社会貢献活動推進月間中央行事表彰（7月26日）
 - 功労者表彰 長野県建設業協会 飯山支部（環境美化・保全活動）
 - 功労者表彰 長野県建設業協会 高木建設（株）（建設業ふれあい活動）
- ・知事表彰（6月12日）
 - 長坂副会長
 - 深澤副会長

4. 会議等

正副会長会議 12回開催

常任理事会 10回開催

理事会 2回開催

第1回契約審議会 6月11日

甲信越三県連絡協議会及び災害対策連絡協議会 7月4日～5日開催(松本市)

全建関東ブロック会長会議 8月23日(東京都)

第2回契約審議会 9月13日

全建関東甲信越ブロック地域懇談会・地方ブロック会議 10月8日(東京都)

全建北陸地区地域懇談会 10月29日(新潟市)

長野国道事務所、長野営繕事務所との意見交換会 10月30日

千曲川河川事務所との意見交換会 11月5日

第3回契約審議会 11月12日

学びの場の確保に関する意見交換会(県教育委員会、県建設部) 11月13日

全建全国会長会議 11月19日(東京都)

三地方整備局との懇談会・意見交換会 12月13日

長野県関係部局長との意見交換会 1月20日

第4回契約審議会 2月3日

支部事務局長等会議 2月25日

5. 委員会等の活動状況

委員会名	内 容
合同委員会	<p>6月6日 事前打合せ会議を開催、委員会、部会委員、活動計画について確認</p> <p>6月21日 会長から委員長、部会長を指名、副委員長、副部会長を選任 第1回総務委員会、建設技術委員会、建設政策委員会、青年部会、女性部会の開催 ・令和6年度活動計画について 他</p>
総務委員会	<p>第1回総務委員会役員会 7月10日 ①総務委員会年間活動計画等について 他</p> <p>「信州で暮らす、働くフェア」参加 7月13日 ①県主催のフェアに総務委員会、青年部会を中心に参加</p>

第2回総務委員会 7月24日

- ①各小委員会の活動計画について
- ②委員会年間活動予定について 他

第1回次世代人財づくり小委員会 8月23日

- ①信州大学工学部水環境・土木工学科意見交換会について
- ②東信地区高等学校初任者教員研修について 他

第1回働き方改革、担い手確保小委員会 9月11日

- ①首都圏等での建設合同就職説明会について 他

東信地区高等学校初任者教員研修 9月17日

東信地区高等学校初任者教員 20名を対象に研修会を開催

第2回次世代人財づくり小委員会小委員会 9月20日

- ①意見交換会の内容確認について 他

令和6年度 信州大学水環境・土木工学科との意見交換会 10月2日

- ①水環境・土木工学科 3年生 62名と意見交換会を実施

次世代人財づくり小委員会小委員会 松本大学への説明 10月17日

- ①松本大学に赴き、卒業生の就職状況等について意見交換

第2回総務委員会役員会 11月11日

- ①「信州建設フェア」について 他

第2回働き方改革、担い手確保小委員会 12月3日

- ①「信州建設フェア」準備打合せについて 他

「信州建設フェア」参加 12月21日

- ①県主催のフェアに総務委員会、青年部会中心に参加

第3回総務委員会 1月14日

- ①総務委員会の活動状況について
- ②協会会費について 他

第3回総務委員会役員会 3月25日

	<p>①令和7年度の活動計画について 他</p>
建設政策委員会	<p>県建設部との打合せ会議 5月10日 ①災害情報共有システムについて建設部長と正副会長との意見交換</p> <p>県建設部との打合せ会議 6月27日 ① 災害情報共有システムについて</p> <p>第2回建設政策委員会 7月9日 ① 災害情報共有システム活用に係る説明とデモ ② 県からの伝達事項（総合評価落札方式の見直し事項、担い手3法の公布・施行、ICT活用工事の生産性に関するアンケート、長野県インフラデータプラットフォームの活用） ③ 協会からの意見、要望 他</p> <p>第3回建設政策委員会 11月25日 ① 県からの伝達事項（低入札価格調査の見直し、総合評価落札方式の項目の見直し、長野県インフラデータプラットフォームの活用） ② 協会からの伝達事項（災害情報共有システム、除雪機械運転講習 アンケート）</p> <p>第4回建設政策委員会 2月14日 ① 報告事項（災害情報共有システムを用いた訓練、令和6年度委員会活動報告 ② 議事（除融等の諸課題解決に向けた対応、令和7年度委員会活動計画（案））</p>
建設技術委員会	<p>第7回信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会参加 7月18日</p> <p>第2回建設技術委員会 8月22日 ①「工事開始後の手戻り防止」及び「工事書類の統一化」について ②DX推進について ③信州大学建築学科との意見交換会について 他</p> <p>第1回土木小委員会 9月9日 ①県技術管理室との打合せ 「工事開始後の手戻り防止」及び「工事書類の統一化」について ②土木小委員会の意見交換 他</p>

信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会第1回普及促進部会参加 10月1日

第8回信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会参加 11月8日

信州大学工学部建築学科現場見学会 11月13日

○2年生の建築現場見学及び意見交換会

第1回建築小委員会 12月18日

○長野県（建築関係）との意見交換会の提案議題について

第2回建築小委員会（長野県との建築関係意見交換会） 1月21日

○長野県が発注する公共工事の諸課題について（協会提案議題）について、
長野県建築関係担当者と意見交換

第2回土木小委員会 令和7年1月23日

○BIM/CIMについて<3名の講師による取組状況紹介等>

第3回建築小委員会（国交省長野管轄事務所との意見交換会） 2月3日

- ①「建築関係における働き方改革・扱い手確保に向けた取組」
- ②「自由討議」

第9回信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会参加 2月4日

信州BIM/CIM推進協議会建設部会会議 2月20日

- ①長野県のBIM/CIMの取り組みの現状等
- ②BIM/CIM取り組み工事の事例紹介
- ③意見交換

第3回建設技術委員会 2月28日

- ①今年度の委員会活動について
- ②令和7年度の委員会活動計画（案）について

ICT・BIM/CIM現場研修会（土木小委員会） 3月7日

○国交省河川工事（千曲市）のICT・BIM/CIM現場での研修

青年部会	<p>野沢温泉村立野沢温泉中学校 「職場体験学習・防災学習」 4月8日</p> <p>中野市立高社中学校 「職場体験学習・防災学習」 5月24日</p> <p>中野市立中野平中学校 「職場体験学習・防災学習」 5月27日</p> <p>塩尻市教育委員会 「職場体験学習・防災学習」 打合せ 6月13日</p> <p>第1回全体会議 6月21日</p> <p>第1回正副部長会議 6月28日</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各小委員会 委員について ② 令和6年度活動計画案について <p>第2回全体会議、第1回小委員会会議 7月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各小委員会の活動計画 他 <p>佐久穂町教育委員会 「職場体験学習・防災学習」 打合せ 7月23日</p> <p>青木村立青木中学校 「職場体験学習・防災学習」 9月2日</p> <p>第2回第1小委員会 9月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ゼロカーボンアンケートについて ② ヤングマンについて <p>第2回第2小委員会 10月2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 長野県建設部との意見交換会について ② 令和6年度フォトコンテストについて <p>佐久穂町立佐久穂中学校 「職場体験学習・防災学習」 10月11日</p> <p>木島平村立木島平中学校 「職場体験学習・防災学習」 11月21日</p> <p>第3回第2小委員会 11月25日</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 長野県建設部との意見交換会 意見募集について ② フォトコンテストポスター選定について
------	--

	<p>第3回第1小委員会 12月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ゼロカーボンアンケート取りまとめ結果について ② 長野県建設部との意見交換会での提言内容について <p>第3回全体会議 12月11日</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 長野県建設部との意見交換会提言内容確認 ② 長野国道事務所長 講演 <p>第4回第2小委員会 12月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 長野県建設部との意見交換会発表者案について ② フォトコンテスト受賞作の選定について <p>第2回正副会長会議、第5回第2小委員会 1月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> ① フォトコンテスト受賞作12作品選定 ② 長野県建設部との意見交換会役割分担を確定 <p>下伊那教育会小中学校長会「職場体験学習・防災学習」説明 1月9日</p> <p>第4回全体会議 1月15日</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 長野県建設部との意見交換会 進行確認 <p>須坂市教育委員会「職場体験学習・防災学習」打合せ 1月17日</p> <p>長野県建設部との意見交換会 1月29日</p> <p>第3回正副会長会議 3月10日</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和7年度事業計画及びスケジュールについて ② LIFE 第6版作成について ③ 他県青年部会との意見交換会について ④ 令和7年度 第1回全体会議について
女性部会	<p>第1回役員会 8月23日</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和6年度現場見学会、セミナーについて ② 女性部会設立10周年記念事業について <p>第5回誰もが働きやすい現場環境整備に向けた現場点検 9月18日</p> <p>長野県職員 建設女性の会 他と松本建設事務所発注工事現場の点検、点検を踏まえた意見交換を実施</p>

第2回役員会 10月10日

- ①令和6年度現場見学会、セミナーについて
- ②女性部会設立10周年記念事業について
- ③建設部と青年部との意見交換会について
(女性部会からの提案議題について)

女性部会設立10周年記念事業企画検討小委員会

10月10日、11月22日、3月3日

- ①記念式典の開催について
- ②記念誌の発行について

令和6年度現場見学会 11月26日

岡谷高架橋改良工事 50名参加

令和6年度建設業で働く女性のための基礎知識セミナー 1月15日

- ・建設現場でのハラスメントのあれこれ(講義及びグループ討議 青年部会員含む51名参加)

第6回誰もが働きやすい現場環境整備に向けた現場点検 1月22日

長野県職員 建設女性の会 他と飯田建設事務所発注工事現場の点検、点検を踏まえた意見交換を実施

長野県建設部との意見交換会 1月29日

- ・女性部会活動報告と女性部会からの提言

第2回全体会議 3月7日

- ①県部会の令和6年度事業報告・令和7年度事業計画
- ②支部部会の令和6年度事業報告・令和7年度事業計画

配布用リュックの製作

6. 研修会・講習会等の実施状況

月 日	内 容	会 場	人員 (人)
6月 5日～7日	1級土木（第一次）施工管理技術検定試験準備講習会	松筑建設会館	69
6月 11日～12日	第1回新入社員等研修会	松筑建設会館	54
6月 13日～14日	第2回新入社員等研修会	松筑建設会館	48
7月 29日～30日	2級土木施工管理技士試験準備講座	南安曇農業高校	26
8月 8日～9日	2級土木施工管理技士試験準備講座	長建ビル	19
8月 8日～9日	2級建築施工管理技士試験準備講座	長野市生涯学習センター	15
8月 19日～20日	2級土木施工管理技士試験準備講座 2級建築施工管理技士試験準備講座	飯田OIDE長姫高校	41 27
8月 27日～28日	1級土木（第二次）施工管理技術検定試験準備講習会	松筑建設会館	48
9月 4日～6日	2級土木施工管理技術検定試験準備講習会	松筑建設会館	60
9月 8日	上期建設業経理検定試験	松筑建設会館	161
9月 17日～18日	経理事務士特別研修（4級）	松筑建設会館	19
10月 21日～23日	経理事務士特別研修（3級）	松筑建設会館	11
11月 19日～	建設業に係る法令遵守講習会	YouTube 配信	
2月 6日	長野県ICT経営者セミナー	長野市生涯学習センター、web併用	49
3月 9日	下期建設業経理検定試験	JA長野県ビル 松筑建設会館	128 112
計			887

令和6年度決算見込
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

一般社団法人 長野県建設業協会

科 目	精正後予算額 (円) (A)	精正予算社 用額(円) (B)	予 算 額(円) (C) = (A) + (B)	決算見込額(円) (D)	予算対比(円) (D) - (C)	備 考
I 事業活動収支の部						
I 事業活動収入						
1 入会金収入	1,000,000	0	1,000,000	1,300,000	300,000	
	入会金収入	1,000,000	0	1,000,000	1,300,000	300,000
2 会費収入	55,639,000	0	55,639,000	55,540,500	△ 98,500	
	正会員会費収入	63,839,000	0	63,839,000	63,740,500	△ 98,500 内等部1社当たり5万円、完工高額、技術ランク割
	賛助会員会費収入	1,800,000	0	1,800,000	1,800,000	0 東日本建設業協同組合、(公財)建設業振興公社共同
3 協会事業収入	28,660,000	0	28,660,000	28,221,217	△ 438,783	
	会員共有システム収入	2,750,000	0	2,750,000	2,650,480	△ 100,540 システム登録料
	その他事業収入	25,910,000	0	25,910,000	25,670,737	△ 169,263 会員登録料・専用料、振込料・手数料等、会員登録料・専用料
4 会館事業収入	22,644,000	0	22,644,000	22,502,850	△ 81,150	
	会館賃貸料収入	13,900,000	0	13,900,000	13,887,610	△ 12,390 東日本建設業協同組合会員会館使用料
	会館共益費収入	6,190,000	0	6,190,000	6,012,702	△ 177,298 会員登録料・専用料会員会館共益費負担金
	会館雜収入	2,654,000	0	2,654,000	2,562,638	△ 92,362 預金利息、会員登録料・専用料会員会館使用料
5 退会事業収入	27,061,000	32,000	27,113,000	27,035,740	△ 77,260	
	一般会員運営費収入	21,314,000	32,000	21,326,000	21,280,740	△ 77,260
	業務委託会計収入	5,747,000	0	5,747,000	5,746,000	0
6 助け金等収入	34,448,000	0	34,448,000	34,569,192	121,192	
	助成金収入	23,738,000	0	23,738,000	23,687,100	△ 149,100 東日本建設業協同組合会員会館使用料、会員登録料・専用料会員会館使用料
	間接四体受取収入	6,800,000	0	6,800,000	6,800,000	0 間接四体受取収入
	賃借金収入	3,910,000	0	3,910,000	3,882,092	△ 27,908 会員登録料・専用料会員会館使用料、会員登録料・専用料会員会館使用料
7 雜収入	1,446,000	0	1,446,000	1,083,066	△ 362,934	
	受取利息	1,000	0	1,000	14,671	△ 13,671 預金利息
	雜 収 入	1,446,000	0	1,446,000	1,049,496	△ 396,504 手数料、二銀課
8 退職給付受入収入	0	0	0	0	0	
	退職給付受入収入	0	0	0	0	退職積立委託入
事業活動収入計	170,896,000	32,000	170,928,000	170,292,605	△ 677,435	

科 目	補正予算額(円) (A)	補正予算額 変更額(円) (B)	予 算 額(円) (C) + (B)	実質要因額(円) (D)	予算割合(%) (D) ÷ (C)	備 考
支 営 活 動 支 出						
1 事 業 費 支 出	134,846,000	18,000	134,864,000	123,822,884	△ 941,186	
（協会事業費）	87,109,000	0	87,109,000	87,317,719	178,210	
掛 収 費	1,850,000	0	1,850,000	1,804,178	△ 48,822	会員登録料、会員登録料等
役 員 会 費	8,100,000	0	8,100,000	8,638,134	829,134	正副会長会、常任理事会、理事会、監査会
委 員 会 活 動 費	12,170,000	0	12,170,000	11,606,106	△ 560,892	委員会会費、行政部賃料
連 絡 協 効 費	14,770,000	0	14,770,000	15,228,382	469,392	会員登録料・会員登録料等
協会振興活動費	4,180,000	0	4,180,000	3,910,434	△ 276,566	地方活性化等助成金、国・県・市助成金、商店等の協会振興活動費
イニーゼアップ事業費	5,400,000	0	5,400,000	5,407,819	67,819	地政家のイニーゼアップ事業
林業活性化システム事業費	0	0	0	0	0	地政家のイニーゼアップ事業
技術振興対策費	5,400,000	0	5,400,000	5,685,678	295,678	技术创新事業・研究会費
雇用改善推進費	8,200,000	0	8,200,000	8,845,887	1,645,887	雇用改善推進各項事業
活性化改善事業費	0	0	0	0	0	地政家の活性化改善事業
インカーネル管理費	30,000	0	30,000	28,400	△ 3,600	インカーネル管理料費
調 査 研 究 費	200,000	0	200,000	214,500	14,500	アンケートデータ集計費等
講 講 会 費	240,000	0	240,000	206,583	△ 34,417	各種講習会講義料費
印 刷 刊 本 費	1,830,000	0	1,830,000	1,938,953	△ 299,637	理事会・土木・施設技術研究会等
表 彰 費	300,000	0	300,000	330,261	30,261	会社表彰、協会表彰等
賞 價 料	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	0	会員事業へ
旅 費	20,000	0	20,000	34,200	14,200	一般旅費
負 搬 金 支 出	5,800,000	0	5,800,000	5,839,000	△ 451,000	会社会費、地政活動会費、火災保険料会員会員会費等
その他の事業費	16,743,000	0	16,743,000	16,631,682	△ 1,111,108	会議会費等会員会費等
寄 付 金	100,000	0	100,000	0	△ 100,000	地政会員寄付金
（協会事業費残額）	7,574,000	0	7,574,000	7,578,430	2,430	
給 料 手 当 等	6,374,000	0	6,374,000	6,374,000	0	職員俸料、社会保険料、賃料支拂 4名分
退 職 手 当	0	0	0	0	0	
賃 金	1,200,000	0	1,200,000	1,202,430	2,430	
（会員事業費）	13,874,000	0	13,874,000	12,478,801	△ 1,495,199	
管 理 委 託 費	2,880,000	0	2,880,000	2,844,788	△ 345,232	会員登録料、電気保安手数料、機器保守点検料
營 業 清 洗 費	4,500,000	0	4,500,000	3,938,464	△ 561,516	洗剤水道、廻漕運送費、手数料、清掃品置等
營 業 費	800,000	0	800,000	220,000	△ 380,000	地政施設運営費
保 健 料	120,000	0	120,000	93,410	△ 26,590	地政施設運営料
租 税 公 课	5,664,000	0	5,664,000	5,260,300	△ 73,700	法人調査料、固定資産税、都市計画税、地税課
維 修 支 出	300,000	0	300,000	191,841	△ 108,159	
（協会共事業費）	5,787,000	10,000	5,796,000	5,785,000	0	
旅 費 交 通 費	224,000	△ 103,470	120,530	120,530	0	本部会議旅費、旅費精算用
管 理 路 費	5,543,000	抽 截 △ 103,470	10,000 5,644,470	5,644,470	0	地財水道、廻漕運送費、保守点検、消耗品費等
（協会共事業費残額）	20,382,000	0	20,392,000	20,784,684	372,684	
給 与 費 等	15,357,000	0	15,357,000	15,210,586	△ 146,414	職員俸料、社会保険料、退職費等 4名分
福 利 厚 生 費	257,000	0	257,000	236,828	△ 11,372	医療損害賠償料、歯科保険料等費用等
退職金積立金	0	0	0	0	0	
旅 費 交 通 費	20,000	0	20,000	21,980	1,980	國庫直接料
管 理 費 用	758,000	0	758,000	1,282,682	534,682	会員手数料、事務用品、その他
加 入 保 険 費	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	0	支給会員全
租 税 公 课	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	0	

科 目		期初予算額(円) (A)	期初予算額 変動額(円) (B)	予 算 額(円) (A) + (B)	決算実績額(円) (C)	予算対比(円) (C) - (A)	備 考
2 管理費支出	（協会管理費）	40,770,000	0	40,770,000	37,302,287	△ 3,467,713	
	給 姓 手 当 等	20,070,000	0	20,070,000	19,023,759	△ 1,056,241	助員給与、社会保険料、活動費等 8名分
	退職給付	6,700,000	0	6,700,000	4,770,001	△ 929,009	
	福利厚生費	1,036,000	0	1,036,000	989,912	△ 46,088	被扶養者保険料等
	賃 金	0	0	0	0	0	
	通 信 費	1,380,000	0	1,380,000	1,183,610	△ 196,390	電話料、網販料、会員手数料等
	消耗什器備品費	200,000	0	200,000	0	△ 200,000	会員等
	旅 蹴 品 費	3,400,000	0	3,400,000	2,928,443	△ 473,557	会員一組、家族品費、用紙費等
	印 刷 料	800,000	0	800,000	566,900	△ 243,100	会員名簿、資料等入
	光 磨 水 費	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	会員等へ
	賃 働 料	4,220,000	0	4,220,000	3,914,375	△ 305,625	コピー機等リース料
	啓 先 宣 告 費	776,000	0	776,000	741,120	△ 35,880	新聞等掲載料、広告料等
	文 書 費	500,000	0	500,000	410,001	△ 89,999	会員登録、会員証等
	慶弔 費	1,000,000	0	1,000,000	1,000,100	0,100	会員弔事、花札代等
	雜 支 出	680,000	0	680,000	778,146	98,146	
事業活動支出計		175,016,000	18,000	175,634,000	171,225,101	△ 4,408,899	
事業活動収支差額		△ 4,770,000	14,000	△ 4,784,000	△ 932,635	- 3,831,464	
■ 投資活動収支の部							
1 投資活動収入							
1. 営業外取扱収入	5,700,000	0	5,700,000	4,770,801	△ 929,099		
	退職給付引当	5,700,000	0	5,700,000	4,770,801	△ 929,099	
	資産取戻し収入	0	0	0	0	0	
	設備取扱引当	0	0	0	0	0	
	資産賃借収入	0	0	0	0	0	
	修繕引当預金取崩	0	0	0	0	0	
2 固定資産売却収入	0	0	0	0	0	0	
	什器備品売却収入	0	0	0	0	0	
3 その他の収入	0	0	0	0	0	0	
	差損賃付金回収収入	0	0	0	0	0	
投資活動収入計		5,700,000	0	5,700,000	4,770,801	△ 929,099	
2 投資活動支出							
1 特定資産取得支出	0	0	0	0	0	0	
	退職給付引当	0	0	0	0	0	
	資産取戻し支出	0	0	0	0	0	
	設備取扱引当	0	0	0	0	0	
	資産賃借引当	0	0	0	0	0	
	資産取扱支出	0	0	0	0	0	
2 固定資産取得支出	0	0	0	0	0	0	
	什器備品購入支出	0	0	0	0	0	
3 その他の支出	0	0	0	0	0	0	
	長期貸付金支出	0	0	0	0	0	
投資活動支出計		0	0	0	0	0	
投資活動収支差額		5,700,000	0	5,700,000	4,770,801	△ 929,099	
■ 財務活動収支の部							
1 財務活動収入							
1 償入金収入	0	0	0	0	0	0	
	借 入 金 収 入	0	0	0	0	0	
財務活動収入計		0	0	0	0	0	

科 目	修正予算額(円) (A)	積戻予算額 支 用 額(円) (B)	差 额(円) (C) = (A) + (B)	決算見込額(円) (D)	予実差(円) (D) - (C)	備 考
2. 財務活動支出						
1 債入金返済支出	0	0	0	0	0	
購入金返済支出	0	0	0	0	0	
財務活動支出計	0	0	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	
取予債費支出	0	0	0	0	0	
予 債 費	0	0	0	0	0	
当 期 収 支 差 額	922,000	14,000	936,000	3,836,985	2,902,385	
期 別 様 収 支 差 額	214,419,089	0	214,419,089	214,419,089	0	
次 期 様 収 支 差 額	216,341,089	14,000	216,355,089	216,267,484	2,902,385	

(注)「修正予算額・支用額(B)」欄の「益」は修正予算額、「底」は支用額を示す。

令和6年度決算見込み

(令和7年3月31日見込み)

長野県建設業労働者共済会

科 目	予 算 額 (円) (A)	決 算 見込額 (円) (B)	差 損 (円) (B)-(A)	備 考
1 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
1会費収入	200,000	300,000	100,000	
	会 費 収 入	0	0	0
	特別会費収入	200,000	300,000	100,000 新規特別会費 3社×100,000円
2 雑 収 入	1,000	18,887	15,887	
	雑 収 入	1,000	18,887	15,887 現金利息
事業活動収入計	201,000	318,887	115,887	

科 目	予 算 額 (円) (A)	決 算 見込額 (円) (B)	差 損 (円) (B)-(A)	備 考
2 事業活動支出				
1事業費支出	19,860,000	3,668,824	△ 16,201,176	
	給 付 金	10,000,000	0	△ 10,000,000 死亡事故等 0件
	審 査 会 費	50,000	0	△ 50,000
	旅 費	50,000	0	△ 50,000
	事 務 車 費	3,500,000	3,500,000	0 固定への車務委託費
	図 書 印 刷 費	50,000	0	△ 50,000
	消 桑 品 費	100,000	88,861	△ 1,139
	通 携 費	70,000	49,383	△ 20,617
事業活動支出計	19,860,000	3,668,824	△ 16,201,176	
事業活動収支差額	△ 19,659,000	△ 3,342,127	10,316,873	
II 予備費	0	0	0	
予 備 費	0	0	0	
当 期 収 支 差 額	△ 19,659,000	△ 3,342,127	10,316,873	
前 期 越 収 支 差 額	65,711,841	65,711,841	0	
次 期 越 収 支 差 額	42,052,841	52,369,514	10,316,873	

(差し替え)

令和6年度収入支出決算見込

建設業労働災害防止協会長野県支部
令和7年3月31日

【収入の部】

(単位:円)

科 目		令和6年度			摘要	
項 目		予算額(A)	決算見込額(B)	予算対比(B-A)		
交付金収入		18,704,000	21,233,808	1,529,808		
	交付金収入	15,134,000	15,099,000	△ 35,000	定数A=2.96×0.8	
	会費収入(一般)	12,107,200	12,079,200	△ 28,000	会費の80%	
	会費収入(事業)	3,028,800	3,018,800	△ 7,000	会費の20%	
	特別交付金収入	4,570,000	6,134,908	1,564,908		
	統括指導者活動収入	600,000	627,000	27,000		
	専門安全衛生活動収入	1,600,000	1,598,413	△ 1,587		
	中小個別集団指導	0	1,172,522	1,172,522		
	復旧復興工事支援活動費	1,600,000	1,324,223	△ 275,777		
	駆在安全管理士活動収入	0	400,000	400,000	安全管理室経費等	
事業収入	安全指導者事業	720,000	800,000	80,000		
	大会助成金	50,000	50,000	0		
	その他交付金	0	162,090	162,090	用品還付金	
		66,230,000	66,382,904	152,904		
		34,220,000	36,235,325	2,015,325		
事業外収入	技術講習会収入	9,670,000	8,854,000	△ 716,000	作業主任者講習受講料等	
	一般講習会収入	24,550,000	27,281,325	2,731,325	石綿調査者講習受講料等	
	普及資料収入	21,980,000	20,124,378	△ 1,855,621	資金削減(テキスト・ポスターの返却)売上代、ゼロ販売スター・リボン	
	広報雑収入	20,000	13,200	△ 6,800	各種運営実施要領配布代	
	その他の事業収入	支部独自収入	10,000	10,000	D 建退協広告料	
事業外収入	雑 収 入	雑 収 入	768,000	1,123,108	367,198	
特定預金取崩収入	特定預金取崩収入		0	0	0	
		技能講習積立金取崩収入	0	0	0	
		会館補修積立金取崩収入	0	0	0	
当期収入合計(a)		78,600,000	78,740,008	2,050,008		
前期繰越収支差額		38,276,475	38,276,475	0		
合 計(b)		114,966,475	117,016,483	2,050,008		

【支出の部】

(単位:円)

科 目		令和6年度			摘要
項 目		予算額(A)	決算見込額(B)	予算対比(B-A)	
事業費		52,913,000	55,575,808	2,662,808	
調査研究費	安全衛生調査研究費	1,035,000	800,900	△ 134,100	三大災害冊子
広報費	安全衛生思想普及費	320,000	311,830	△ 8,370	実施要領購入代・広告料
労働災害防止大会費	労働災害防止大会費	2,660,000	4,144,908	1,484,908	支障大会経費・本部大会参加補助
普及資料費	普及資料費	17,700,000	18,548,247	848,247	安全用品仕入代・支部用品作成費
教育費		17,320,000	16,701,770	△ 624,230	
	技能講習会費	7,236,000	6,548,048	△ 687,952	作業主任者講習経費等
	一般講習会費	10,090,000	10,153,122	63,122	一般講習、安全教育経費等
安全管理費	安全衛生指導者費	82,000	83,793	1,793	保険料
分会活動費	分会活動経費	9,920,000	10,507,316	587,316	分会活動費 安全指導者賃金・直面員賃金等
本部事業費		3,870,000	4,377,244	507,244	
	統括指導者活動費	600,000	627,660	27,660	旅費、謝金等
	専門安全衛生活動費	1,600,000	1,261,913	△ 338,087	旅費、宿費、謝金等
	中小集団指導	0	853,122	853,122	謝金、経費等
	中小個別指導	0	319,400	319,400	謝金、経費等
	復旧復興工事支援活動費	1,600,000	1,168,174	△ 431,826	旅費、宿費、謝金等
駐在安全管理士活動費		70,000	148,975	78,975	旅費、賃費等
管理費		23,377,000	22,830,141	△ 546,859	
役職員給与	職員給与費等	11,019,800	10,341,129	△ 678,671	給与、通勤費、社会保険等
管理諸費		12,357,200	12,489,012	131,812	
	旅 費	450,000	162,809	△ 287,191	旅費
	福利厚生費	70,000	142,481	72,481	健診料、制服
	備品消耗品費	250,000	113,714	△ 136,286	オフィス用品等
	印刷製本費	377,000	290,730	△ 86,270	封筒印刷代等
	通信運搬費	150,000	304,820	154,920	郵便・宅急便・振込手数料
	会議費	1,145,000	638,231	△ 506,769	代議員会賃金、議事開催会議料費等
	保険料	70,000	68,875	△ 1,125	役員保険
	雜務費	6,000	16,550	10,550	残高証明等
	交際費	49,200	112,067	63,767	慶弔費等
	システム関連経費	780,000	816,835	36,835	POLY-STAR、会計システム導入費等
	土地建物借料	1,500,000	1,500,000	0	建設会館家賃
	消費税負担金	3,000,000	3,095,000	95,000	前年度積習受賃料、用品収入に係る税
	負担金	4,510,000	5,210,000	700,000	会議費伴合負、事務負担金、会費負者追加入資等
特定預金支出	特定期預金支出	0	0	0	
	技能講習積立金支出	0	0	0	
	会館補修積立金支出	0	0	0	
予備費	予備費	0	0	0	
	予備費	0	0	0	
当期支出合計(a)		70,280,000	70,405,949	2,115,949	
当期収支差額(a)-(o)		400,000	334,059	△ 65,941	
次期繰越収支差額(b)-(o)		38,676,475	38,610,534	△ 65,941	

令和6年度収入支出決算見込

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

長野県建設事業協同組合連合会

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増 減 (B)-(A)	摘 要
I 事業収入				
事 業 受 取 利 息	195,000	0	△ 195,000	施工資金融資事業
被 保 証 者 助 成 金	60,000	0	△ 60,000	施工資金融資事業
出来 形 査 定 助 成 金	57,000	0	△ 57,000	施工資金融資事業
教 育 情 報 費 用 助 成 金	70,000	0	△ 70,000	
教 育 情 報 費 用 繰 越 金 取 前	100,000	165,000	65,000	
事 業 轉 旋 手 数 料	100,000	119,896	19,896	たのめーる等の斡旋手数料
物 品 売 上	550,000	466,852	△ 83,148	たのめーる等販売
生 保 手 数 料	1,100,000	831,335	△ 268,665	生命共済の事務費・配当金
損 保 手 数 料	3,500,000	3,591,026	91,026	総合補償制度の事務費
中 央 会 助 成 金	20,000	0	△ 20,000	講習会等助成金
事 業 収 入 計	5,752,000	5,174,109	△ 577,891	
II 事業外収入				
事 業 外 受 取 利 息	1,000	9,563	8,563	預金利息
そ の 他 雜 益	1,400,000	1,178,072	△ 221,928	マニフェスト販売事務委託料外
受 取 配 当 金	1,700,000	2,005,140	305,140	全建協連配当金、保証会社株式配当外
貸 倒 引 当 金 戻 入	0	0	0	
事 業 外 収 入 計	3,101,000	3,192,775	91,775	
収入合計 A	8,853,000	8,386,884	△ 466,116	

(支出の部)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増 減 (B)-(A)	摘 要
I 事業費				
事 業 支 払 利 息	162,000	0	△ 162,000	施工資金融資事業
事 業 支 払 保 証 料	12,000	0	△ 12,000	施工資金融資事業
出 来 形 査 定 費 用	57,000	0	△ 57,000	施工資金融資事業
教 育 情 報 事 業 費	100,000	0	△ 100,000	
物 品 仕 入	500,000	829,680	329,680	たのめーる等仕入れ
事 業 費 計	831,000	829,680	△ 1,320	
II 一般管理費				
職 員 給 料 手 当 等	1,198,000	1,118,768	△ 79,232	職員給料、社会保険料等
福 利 厚 生 費	80,000	66,875	△ 13,125	役員損保外
旅 費 交 通 費	100,000	131,640	31,640	各種出張旅費
水 道 光 熱 費	800,000	800,000	0	協会負担金

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増 減 (B)-(A)	摘 要
通 信 運 搬 費	330,000	300,000	△ 30,000	協会負担金、日本郵便宅配外
消 耗 品 費	650,000	613,018	△ 36,982	協会負担金、事務用品外
広 告 宣 伝 費	10,000	0	△ 10,000	
交 易 費	40,000	0	△ 40,000	
総 会 費	600,000	471,660	△ 128,340	通常総会分
会 議 費	50,000	3,092	△ 46,908	各種会議
役 員 会 費	250,000	167,045	△ 82,955	理事会外
負 担 金	162,000	162,000	0	中央会年会費外
全 建 協 連 会 費	350,000	486,800	136,800	全建協連 年間賦課金
連 絡 協 議 費	400,000	248,888	△ 151,112	
貸 借 料	1,100,000	1,100,000	0	協会負担金
支 払 手 数 料	300,000	305,790	5,790	会計事務所報酬、為替手数料外
印 紙 税	9,000	0	△ 9,000	商工中金約束手形貼付用外
租 税 公 課	100,000	84,400	△ 15,600	消費税
雜 費	100,000	106,958	6,958	PCU一ス料
一般管理費計	6,629,000	6,186,944	△ 462,056	
Ⅲ 事業外費用				
貸 倒 引 当 金 繰 入	10,000	0	△ 10,000	
事業外費用計	10,000	0	△ 10,000	
Ⅳ 予 備 費	100,000	0	△ 100,000	
支出合計	B	7,570,000	6,996,624	△ 573,376

(特別損益の部)

経 常 利 益 C(A-B)	1,283,000	1,370,260	87,260	税引前当期利益
法 人 税 等 D	200,000	200,000	0	未払い金計上
当 期 利 益 E(C-D)	1,083,000	1,170,260	87,260	税引後当期利益

令和6年度 第3回 建設技術委員会 次第

日時 令和7年2月28日（金）15時30分～17時

場所 長建ビル5階 会議室

1 開 会

2 換 掲

3 議 題

【報告事項】

今年度の委員会活動について

【審議事項】

令和7年度の委員会活動計画（案）について

4 その他の事項

5 閉 会

令和6年度 第3回建設技術委員会
出席者名簿

◎委員長 ○副委員長

		氏名	会議	懇親会
担当副会長		長坂 亘治	○	×
東信	南佐久	○ 土木	黒澤 和彦	○ ○
	佐久	◎ 土木	矢野 健太郎	○ ○
	上小	建築 土木	小河原 嘉彦	○ ○
南信	諏訪	土木	両角 博行	○ ○
	伊那	建築 土木	石田 耕一	○(WEB出席) ×
	飯田	土木	大平 敏一	× ×
中信	木曾	土木	杉山 一樹	× ×
	松筑	建築 土木	堀 貴明	○ ○
	安曇野	土木	宮澤 廉光	○ ○
	大北	建築 土木	鷲澤 尊	○ ○
北信	更埴	建築 土木	清道 宏	× ×
	須坂	建築 土木	中村 正	○ ○
	中高	土木	黒岩 正和	○ ○
	長野	土木	井上 善行	○ ○
	飯山	建築 土木	伊東 紀義	× ×
事務局	技術部長	正	川住 淳一郎	○ ○
	主任	副	河合 恵美	○ ○
	主事	副	塩崎 咲子	○ ○

今年度の委員会活動について

- | | |
|--|-----|
| 1 第1回委員会(合同委員会) 令和6年6月21日(金) | 2P |
| ○副委員長の指名 | |
| ○令和6年度活動計画(案)について | |
| 2 第2回委員会 令和6年8月22日(木) | 5P |
| ○令和6年度活動計画の具体的な内容について | |
| 3 第1回土木小委員会 令和6年9月9日(月) | 6P |
| ○「工事開始後の手戻り防止」及び「工事書類の統一化」について | |
| 4 信州大学工学部建築学科現場見学会 令和6年11月13日(水) | 11P |
| ○信州大学工学部建築学科2年生の建築現場見学及び意見交換会 | |
| 5 第1回建築小委員会 令和6年12月18日(水) | 23P |
| ○長野県(建築関係)との意見交換会の提案議題について | |
| 6 第2回建築小委員会(長野県との建築関係意見交換会) 令和7年1月21日(火) | 25P |
| ○長野県が発注する公共工事の諸課題について(協会提案議題) | |
| 7 第2回土木小委員会 令和7年1月23日(木) | 52P |
| ○BIM/CIMについて<信州 BIM/CIM 推進協議会建設部会浅川部会長他2名
の講師による BIM/CIM 取組状況等について> | |
| 8 第3回建築小委員会(国交省長野営繕事務所との意見交換会) 令和7年2月3日(月) | 54P |
| ○「建築関係における働き方改革・扱い手確保に向けた取組」・「自由討議」 | |
| 9 第3回建設技術委員会 令和7年2月28日(金) | |
| ○今年度の委員会活動について | |
| ○令和7年度の委員会活動計画(案)について | |
| 10 ICT・BIM/CIM 現場研修会(土木小委員会) 令和7年3月7日(金) | |
| ○国交省河川工事のICT・BIM/CIM 現場での研修 | |

令和7年度 建設技術委員会活動計画(案)について

1. 土木に関すること（土木小委員会）

- ① DXの推進（ICT、BIM／CIM、i-construction 等）
- ② 設計に関する手戻り工事の改善に向けた対応
- ③ 盛土規制法の規制区域指定にかかる課題
- ④ その他土木に関する各種取組

2. 建築に関すること（建築小委員会）

- ① 国交省長野営繕事務所及び長野県（建築部門）との意見交換会
- ② 信州大学工学部建築学科との現場見学会及び意見交換会
- ③ 信州大学建築学科学生設計コンペ
- ④ その他建築に関する各種取組

3. 外部団体への参加

- ① 信州BIM／CIM推進協議会
- ② 信州ゼロエネ住宅普及促進協議会（現在副会長、R8～9会長）

第2回女性部会 次第

日 時：令和7年3月7日（金）

15時00分～

場 所：ホテルメトロポリタン長野

1. 開 会

2. 換 摂

依田副会長

小宮山部会長

3. 会議事項

本部

(1) 令和6年度活動報告について（県部会）・・・・・・・・ 資料No.1

(2) 令和7年度活動計画について（県部会）・・・・・・・・ 資料No.2

(3) 令和6年度活動報告・7年度活動計画について（支部）・・・ 資料No.3

(4) その他

4. 閉 会

○懇親会 17:00～

第2回女性部会 出席者

令和7年3月7日(金)

支部名	役職名	氏 名	会社名	会議	懇親会	備 考
	担当副会長	依田幸光	㈱木下組	○	○	
南佐久	副部会長	竜野麻美	㈲八開発㈱	○	○	
佐久	部会長	小宮山弘子	小宮山土木㈱	○	○	
上小	部会員	石塚夕起	㈱宮下組	○	○	
諏訪	部会員	新保典子	諏訪支部事務局	×	×	
伊那	部会員	矢澤雅希	伊那支部事務局	○	○	
飯田	副部会長	勝野久美恵	神稻建設㈱	○	○	
木曾	部会員	奥田亜美	奥田工業㈱	○	○	
松筑	部会員	中原佳代	㈱大原建設	○	○	
安曇野	副部会長	猿田真由美	猿田建設㈱	×	×	
大北	部会員	倉科里絵	㈱相模組	○	○	
更埴	部会員	佐藤有希子	㈲有起	○	○	
須坂	部会員	勝山和子	㈱北條組	○	×	
中高	部会員	荒井加代子	㈱下田土建	○	○	
長野	副部会長	吉村亜美	飯島建設㈱	○	○	
飯山	部会員	児玉真奈美	㈱サンタキザワ	○	○	
事務局	総務部長	永原祐二		○	○	
〃	常務理事	岩下康之		×	×	
〃	主事	吉越身和子		○	○	
				16名	15名	

令和6年度 県協会女性部会活動報告

1. 全体部会の開催 第1回（6/21 合同委員会）、第2回（下半期）
 - ・正副役員会（8/23、10/10）
 - ・女性部会設立10周年記念事業の企画検討小委員会（10/10、11/22、3/3）
 - ・ブロック会議（東信7/30、北信7/30、中信9/11）
2. 女性部会主催現場見学会
 - ・岡谷高架橋改良工事（11/26 60名参加）
3. 女性のための基礎知識セミナーについて（1/15 女性部会等42名、青年部会等13名参加）
 - ・建設現場でのハラスメントのあれこれ（講義及びグループ討議）高木ナオミ講師
4. ホームページ掲載
 - ・建設業で働く女性のインタビュー、県部会・支部部会活動の掲載
5. 支部女性部会の活動促進について
 - ・令和6年度支部部会活動計画による
6. 県職員建設女性の会との活動（適宜）
7. その他（協力依頼：正副部会長）
 - (1)少子化・人口減少対策戦略方針策定に向けた意見交換（建設部技術管理室）（8/8）（勝野・石原・鶴田）
 - (2)東信地区高校新任教員研修：佐久平総合技術高校（総務委員会）（9/17）（小宮山・竜野）
 - (3)第5回誰もが働きやすい現場環境整備に向けた現場点検（9/18）（正副部会長他）
 - (4)信大工学部 土木工学科との意見交換会への参加（総務委員会）（10/2）（吉村）
 - (5)長野高専女子学生との交流会（11/12）（小宮山）
 - (6)第6回誰もが働きやすい現場環境整備に向けた現場点検（1/22）（正副部会長他）
 - (7)建設部との意見交換会（青年部会）（R7.1/29）（正副部会長）
 - (8)関東甲信越地域における建設業の担い手確保に関する意見交換会（2/25 関東地整 依田・小宮山）
 - (9)県内中学生の「職場体験学習」への参加（青年部会）
 - (10)（4/8 野沢温泉中学、6/24 中野市高社中学、5/27 中野平中学、9/2 青木村中学、10/11 佐久穂中学、11/21 木島平中学）
 - (11)配布用リュックの製作

令和6年度 支部女性部会活動報告

支部名	月 日	活動内容	備 考
南佐久	6月 6日	第1回女性部会役員会	令和6年度活動計画
	9月	協会パトロールへの参加 パト中止のため参加なし	
	10月 29日 午後開催	メンタルヘルス講習会 今日からできる！安全・安心、職場の元気を支えるコミュニケーション術	東日本建設業保証㈱に依頼 アンケートに大半の方が満足と回答
	3月	第2回女性部会役員会 今後開催予定	
佐 久	4月 11日	第1回佐久支部女性部会	活動報告と活動計画
	7月 30日	東信ブロック会議	・各行事の他支部との合同開催の検討
	8月 7日	小学生現場見学会（平原大橋）	
	11月 16日	第1回佐久支部役員会	
	12月 24日	現場見学会（意見交換会）	橋梁上部、動物園改修
	3月 13日	建退共の電子申請に関する勉強会	
	3月末	第2回佐久支部役員会	来年度の計画
上 小	7月 19日	・第1回女性部会	活動報告と活動計画
	7月 26日	・県との意見交換会	
	8月 28日	・第3回「誰もが自分らしく働き続けられる建設業になるために」	建設事務所所長、清水純子県議との懇談会
	9月 2日	・青木中学校 現場体験学習	
	9月 7日	・安全安心イベント ・長和町小学校訪問（予定）	
	10月 29日	・年末パトロール	
	11月 8日	・建設部長と上田建設事務所所長と懇談会	
	1月 28日	・第1回千桜会広報員会	「けんせつ上小」広報誌 女性部会ページ
	2月 18日	・第2回千桜会広報員会	
	2月	・セミナー（予定）	
	3月	・年度末パトロール	

令和6年度 支部女性部会活動報告

支部名	月 日	活動内容	備 考
飯 訪	8月	会議の予定でしたが部会員の都合がつかず開催できませんでした。	
伊 那	7/8	※第1回伊那支部女性部会 ・自己紹介・委嘱状交付・年間計画	
	11/6	※第2回伊那支部女性部会 現場見学会 木曽川右岸道路関連事業 意見交換会 より良い働き方・働きやすさについて (飯田・木曾支部・県建設女性の会)	県建設女性の会 4名 他17名
	12/19	伊那支部青年部会との合同懇親会	
	2/19	※第3回女性部会 「女性の健康について」大塚製薬㈱ 本年度の振り返り ※来年度の計画 現場見学会 松本国体関連事業	
飯 田	5月 30日	・第一回役員会	
	6月 21日	・会員スポーツ大会	
	7月 5日	・総会	
	8月 2日	・地域ボランティア活動 (飯田養護学校)	
	10月 10日	・防災イベント (※部会員増員計画)	
	1~3月	・健康増進イベント (ヨガ等) +新年度総会	

令和6年度 支部女性部会活動報告

支部名	月 日	活動内容	備 考
木 曽	4月 11 日	第1回 役員会 8名	
	5月 24 日	令和6年度第2回木曾支部女性部会 14名	
	6月 7 日	木曾青峰高校 測量丁張設置実習 現場代理人会 講師 女性部参加 8名	
	7月 10 日	現場見学会（木曾青峰高校と合同開催） 県発注工事現場 女性部参加 13名	
	9月 11 日	中心ブロック会議	
	9月 19 日	刈払機取扱作業者安全衛生教育の受講	
	10月 3 日	刈払機取扱実習（学科） 刈払機取扱実習（学科・実技） 受講希望者 1名（木曾青峰高校生と合同で受講）	
	10月 31 日	建退協意見交換会及び就労ツール操作説明会 (大北支部主催) 希望者	
	11月 6 日	合同現場見学会 木曽川右岸道路関連工事 (南信ブロック主催) 希望者	
松 築	〈令和6年〉 7月 2 日 (火)	■令和6年 松筑支部 定期総会 ・総会 ・熱中症予防に関する講話 講師：大塚製薬 様 ・交流会	
	9月 11 日 (水)	■中信ブロック会議 ・松筑支部 活動報告 他	
	10月 16 日 (水)	■現場見学会（主催：松筑 代理人会） ・代理人会主催 現場見学会に同行 （国道 158 号狸平トンネル） ・女性部から参加：8名	
	〈令和7年〉 3月 14 日 (金)	■中信ブロック会議 ・松筑支部 活動報告 等 総括	

令和6年度 支部女性部会活動報告

支部名	月 日	活動内容	備 考
安曇野	4/16 5/13 6/12 9月 年2回 2~3月 3月 隨時	正副役員会 施設見学会打合せ 施設見学会 現地見学と打合せ 共和興業株式会社様 穂高骨材工場にて 令和6年度 安曇野支部施設見学会 実施 13:30~ 共和興業株式会社様 穂高骨材工場の見学 アクアピアふれあいデー参加 正副役員+部会員1名~2名の予定 現場見学会 (建災防の活動に合わせて参加する予定) 安曇野建設事務所との意見交換会 安曇野支部 女性部会開催 1年の振り返り 次年度の計画 など その他 役員打合せ等 隨時行います。	
大 北	4月 24日 6月 27日 9月 11日 10月 30日 11月 16日 3月 14日	役員会 ボランティア活動と現場見学会詳細決め 外来種駆除ボランティア 現場見学会 現場で働く建設女子との懇話会 中信ブロック会議 勉強会 建退共「就労実績報告作成ツール」を 使ってみましょう (他オンライン参加13名) 野の花の宝庫 高瀬川の生物多様性を学ぶ 室内ワークショップ、自然サトの散策に参加 中信ブロック会議	高瀬川を愛する会共催 跨線橋北歩道橋補修工事 (ランチミーティング) 講師： 建退共長野県支部職員 大北支部 千国副部会長 高瀬川を愛する会・わかせん・ちひろ美術館共催 講師・鶴谷いづみ東大名誉教授

令和6年度 支部女性部会活動報告

支部名	月 日	活動内容	備 考
更 増	令和6年 4月 23日 6月 13日 11月 令和7年 1月 15日 3月	令和6年度活動計画について 新部会長選任、引継ぎ他 第1回支部活動 『ICTを活用した大型重機に乗ってみませんか』 ㈱アクティオ長野 稲荷山工場見学会 第1回支部会議 第2回支部活動 安全パトロール参加のための実施研修 第2回支部会議 女性部会セミナーの参加 第3回支部会議 令和6年度の活動について 令和7年度活動計画 他県、北信ブロックの活動に参加	
須 坂	4月 25日 (実施済み) 3月 14日 3月 通年 通年	・春の道路清掃への参加 ・合同現場パトロールへの参加 ・支部女性部会 令和7年度活動計画について ・県女性部会主催の現場見学会への参加 ・県女性部会主催の各種セミナーへの参加	須建、支部 建災防主催 支部
中 高	5/24 5/27 7月 未定	中野市立高社中学校 職場体験学習 中野市立中野平中学校 —〃— R6 第1回支部部会→ 7/24 技士会と「熱中症予防対策講習会」に参加 (中高・飯山合同) 立志館高校生の現場見学会(技士会主催) 同行(予定)	両日 参加済

令和6年度 支部女性部会活動報告

支部名	月 日	活動内容	備 考
長 野	4月	女性部会 前期活動の総括、今年度活動について	当期予算編成に向け予算計上が必要な事業・イベント確認
	4月	女性部会北信ブロック会議	
	6月	長野工業高校 丁張実習(土木委員会事業) オサマバーとして女子生徒の班に参加	学校側の希望により 2年前からサポート
	6月	県委員会・部会編成会議(部会長出席)	当期メンバー決定 (部会長出席)
	7月	長野支部・長野市 二団体合同委員会	新部会メンバー初顔合わせ
	7月	北信ブロック現場見学会 藤森建設工業㈱ 山之内町砂防工事	入数制限の為、部会長のみ出席
	8月	R6年度第1回女性部会 今年度活動の打合せ	活動内容・事業計画
	10月	支部現場見学会 北野建設㈱「栗田病院」 R6年度第2回女性部会 現場見学会後、見学会の感想と「長野工業高校座談会」の打合せ	見学会報告書作成
	11月	R6年度第3回女性部会 「長野工業高校座談会」の打合せ	毎年女子生徒との座談会を開催していたが、今年からは男子生徒も参加
	11月	長野市行政懇談会	建築委員会と合同出席
	12月	「長野工業高校座談会」 建築学科1年生(男女共)と若手社員との座談会	建築委員会に若手社員出席要請
	12月	正副支部長・委員長・部会長会議 活動状況の報告	部会長出席
飯 山	4月 8日	野沢温泉中学校職場体験学習	青年部会の活動に協力
	5月 31日	第1回支部女性部会 ・令和6年度活動計画について	
	7月 24日	「熱中症予防対策講習会」参加	中高支部主催
	7月 30日	現場見学会(山ノ内町落合)	北信ブロックにて開催
	11月 21日	木島平中学校職場体験学習 県女性部会主催の現場見学会、セミナーへの参加	青年部会の活動に協力
その他			

令和7年度 県協会女性部会活動計画

1. 全体部会の開催 第1回（6月）、第2回（3月）
 - ・正副役員会（適宜開催）
 - ・女性部会設立10周年記念事業の企画検討小委員会（適宜開催）
 - ・ロック会議
2. 女性部会主催現場見学会
3. 女性部会設立10周年記念行事
 - ・10周年記念イベント 令和7年11月7日（金）13:30～（県部会員12:00～）
 - ・建設女子（インタビュー冊子）Vol. 3を製作（10周年記念を含む内容）
 - ・10周年記念配布グッズの製作
4. ホームページ掲載
 - ・建設業で働く女性のインタビュー、県部会・支部部会活動の掲載
5. 支部女性部会の活動促進について
 - ・令和7年度支部部会活動計画による
6. 県職員建設女性の会との活動（適宜）
7. その他（協力依頼：正副部会長他）
 - ・高校新任教員研修（総務委員会）
 - ・第7回、第8回誰もが働きやすい現場環境整備に向けた現場点検（正副部会長他）
 - ・信大工学部 土木工学科との意見交換会への参加（総務委員会）（R7.10.1）
 - ・建設部との意見交換会（青年部会）（R8.1）（正副部会長）
 - ・県内中学生の「職場体験学習・防災学習」への参加（青年部会）
 - ・長野高専女子学生との交流会

長野県建設業協会女性部会 10周年記念式典 次第 案

テーマ『_____』』

日時：令和7年11月7日(金)10:00～

場所：長野市ホテル国際 2F

《プログラム》

[第1部] 10:00～10:40

1. 開会の挨拶（5分）小宮山会長
2. 建設業協会会長挨拶（5分）木下会長
3. 県職員建設女性の会会長挨拶（5分）三好会長
4. 記念セレモニー「女性部会のこれまで」動画上映と歴代部会長の説明（25分）

～～～休憩（10分、10:40～10:50）～～～

[第2部] 10:50～12:30 (100分)



7. 記念講演（50分）検討中
 - 案①「海外工事の体験談、誰もが働き続けられる建設業（仮）」講師：高原郁恵氏
 - 案②「読み解力」をテーマにした講演 講師：新井紀子氏
 - 案③「コミュニケーション」をテーマにした講演
8. 特別イベント（40分）フォーラムディカッション
 - 案①誰もが働きやすい現場環境整備 現場点検の考察
 - 案②新旧建設業の魅力 何でそうなの建設業
 - 案③若い手確保の観点から辞めない、続けられる（沿る）建設業を探る
9. 閉会の挨拶（5分）

13:00
13:10 13:20 13:30 ～～～休憩（20分）～～～
[第3分] 16:00～18:00

祝賀会

その他

- ・10周年記念誌→「建設女子 VOL.3」の10周年を記念した内容を追加
- ・配布用キーホルダー、マスキングテープの製作

「地域を支える建設業」検討会議 第54回全体会議

日時：令和7年3月19日(水) 10:00～12:00

場所：長建ビル5階 会議室

会議次第

1 開会

2 あいさつ

折井 克壽 長野県建設部技術管理室長

木下 修 一般社団法人長野県建設業協会 会長

3 議事

(1) 県からの報告事項

… 県資料

(2) 協会からの要望事項等

… 協会資料 No.1

(3) 分科会からの報告

… 分科会資料

- ① 技術力の確保・向上分科会
- ② 維持管理・危機管理分科会
- ③ 施工・品質確保分科会

(4) その他

4 閉会

第54回 地域を支える建設業検討会議 全体会議 出席者名簿

令和7年(2025年) 3月19日

所 属	役 態 等	氏 名	分 科 会	備考
			① ② ③	
(一社)長野県建設業協会	会長	木下 修		
	副会長	依田 幸光	○	
	副会長	福原 初		
	副会長	長坂 亘治		○
	副会長	深澤 信治	○	
	総務委員長	青木 幸尚	○	
	建設技術委員長	矢野 健太郎		○
	建設政策委員長	北條 将隆		○
	青年部会長	北澤 隆洋		
	女性部会長	小宮山弘子		
	特任理事	大月 昭二		
	専務理事	小林 敏昭	○	
	常務理事	岩下 康之	○	
東日本建設業保証株式会社	長野支店長	清水 健太郎		
長野県	建設部	次長	栗林 一彦	
		室長	折井 克壽	座長
		主任専門指導員	玉川 博之	○
		課長補佐	宮本 賀子	
		副主任専門指導員	小西 謙子	○
		副主任専門指導員	石坂 公成	○
		副主任専門指導員	山口 恭右	○
		副主任専門指導員	竹内 玉来	○
	建設政策課	課長補佐	小田切 昌彦	
		企画幹兼安全防災係長	関 貴幸	○
		課長補佐兼維持舗装係長	小宮山 秀一	○
	農政部	建築住宅課	主任専門指導員	土屋 剛
		農地整備課	主任専門指導員	和田 光由
	林務部	森林政策課	主任専門指導員	百瀬 直孝
		契約・検査課	主任契約指導員	唐澤 伸司
	会計局	建築住宅課	主任工事検査員	後藤 雄一
		水道事業課	企画幹	○
	企業局	企画幹	清水 稔	
		労働安全衛生課	川住 浩一郎	○
		総務課	官尾 賢治	○
(一社)長野県建設業協会	建設部	技術部長	永原 祐二	○
		労働安全部長	大田 幸太郎	○ ○
		総務部長	柄澤 知憲	
	建設政策課	副主任専門指導員	澁澤 達彦	○ ○
長野県	建設部	技術管理室		

分科会：①技術力の確保・向上 ②維持管理・危機管理 ③施工・品質確保 ④分科会座長

「地域を支える建設業」検討会議

第 54 回全体会議

長野県提出資料

資料 1	令和 6 年度 1 月補正予算及び予算執行方針	… 1
資料 2	令和 7 年度建設部施策方針	… 5
資料 3	令和 7 年度当初予算及び予算執行方針	… 7
資料 4	建設産業の次世代を担う人材確保の取組について	… 11
資料 5	建設産業の魅力ある職場づくりについて	… 13
資料 6	入札制度について	… 15
資料 7	令和 7 年 3 月からの設計労務単価について	… 25
資料 8	令和 7 年度 国土交通省土木工事の積算基準等の改定について	… 31
資料 9	工事成績評定の見直しについて	… 49
資料 10	工事書類の国土交通省様式との統一化について	… 53
資料 11	建設工事 優良技術者表彰制度の改定について	… 55
参考資料	電子納品保管管理システムについて	… 57



令和6年度 1月補正予算案について

資料 1

建設政策課

補正内容

○ 原民生活の安全・安心の確保

1 防災・減災対策 417億 2,779万 3千円（債務負担行為 19億円）

激甚化・頻発化する災害に備え、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく、流域治水対策、道路ネットワークの機能強化、道路・河川等の老朽化対策や防災公園の機能確保等を実施

2 通学路等の交通安全対策 12億 1,139万 3千円

登下校中の児童生徒を交通事故から守るため、歩道整備等を実施

3 生産性向上に資する道路ネットワークの整備等 11億 8,384万 8千円（債務負担行為 10億 1,000万円）

迅速かつ円滑な物流・人流を確保するため、リニア中央新幹線開業を見据えたアクセス道路等を整備

4 直轄事業負担金 106億 9,496万 8千円

国が補正予算により実施する直轄事業（道路・河川・砂防・災害関連等）に係る負担金を追加

○ 人事委員会勧告に基づく給与改定 1億 9,563万 8千円

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、給与等の改定を実施

補正予算案

1 歳入歳出予算

会計名	補正前(A)	補正予算案(B)	補正後(A)+(B)
一般会計	1,261億 43万 8千円	550億 1,363万 9千円	1,811億 1,407万 7千円

【性質別内訳】

区分	補正前(A)	補正予算案(B)	補正後(A)+(B)
公共事業費	915億 7,283万 2千円	441億 2,303万 5千円	1,356億 9,586万 7千円
補助公共事業費	695億 9,665万 7千円	441億 2,303万 5千円	1,137億 1,969万 2千円
県単独公共事業費	219億 7,617万 5千円	円	219億 7,617万 5千円
その他補助事業費	32億 8,897万 5千円	円	32億 8,897万 5千円
その他県単独事業費	33億 8,624万 7千円	円	33億 8,624万 7千円
災害復旧費	62億 2,743万 8千円	円	62億 2,743万 8千円
補助災害復旧費	58億 1,361万 8千円	円	58億 1,361万 8千円
県単独災害復旧費	4億 1,382万 円	円	4億 1,382万 円
直轄事業負担金	124億 8,257万 3千円	106億 9,496万 6千円	231億 7,753万 9千円
その他行政費	89億 3,723万 9千円	1億 9,563万 8千円	91億 3,287万 7千円
公債費	2億 513万 4千円	円	2億 513万 4千円

2 債務負担行為

区分	補正前(A)	補正予算案(B)	補正後(A)+(B)
公共事業費	1,089億 2,882万 5千円	29億 1,000万 円	1,118億 3,882万 5千円

【参考】補助公共事業費における前年度の国補正対応分予算との比較

区分	R5.11月補正予算額(A)	R6.1月補正予算案(B)	差引増減(B)-(A)	前年度比(B/A)%
補助公共事業費	382億 8,400万 4千円	441億 2,303万 5千円	59億 3,813万 1千円	115.2

6 建政技第 294 号

令和 7 年（2025 年）1 月 17 日

建設部 各課（室・局）長様

建設部 現地機関の長 様

建設部 長

令和 6 年度 1 月補正予算の執行について（通知）

令和 6 年度 1 月補正予算は、「国民の安心・安全を確保する」などを柱とした「国民の安全・安心と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく国の補正予算に対応するものであり、その効率的、効果的な活用のためには、円滑かつ迅速な執行が重要です。また、人材・資機材の効率的な活用や処遇改善のため、施工時期等の平準化を引き続き推進する必要があります。

それらを踏まえ、1 月補正予算に係る建設部の執行方針を下記のとおり定めましたので、計画的かつ着実な執行に努めてください。

記

1 執行方針

特別な事情があるものを除き、原則として、令和 7 年 6 月末までに全ての箇所を公告し、当初予算と併せて年間を通じた施工時期等の平準化に努めることを目標とする。

2 平準化の取組方針

債務負担行為や早期契約制度又はフレックス工期契約制度の活用等により、施工時期等の平準化に努める。

3 施工確保の取組

円滑な事業執行のため、発注業務にあたっては、別紙「令和 6 年度 1 月補正予算の主な施工確保の取組」に留意のこと。

（問合せ先）

建設政策課 技術管理室

企画班 大田、柄澤

電話：026-235-7294（直通）8-231-3307

入札・契約班 山口、後藤

電話：026-236-7313（直通）8-231-3348

fax : 026-236-7482

e-mail : gjukan@pref.nagano.lg.jp

令和6年度1月補正予算の主な施工確保の取組

1 適正な予定価格の設定

- 資材価格の上昇が継続しているため、資材単価の迅速な改定と最新単価を用いた発注
- 標準歩掛や材料単価と実勢価格の乖離があり、不調・不落が発生、もしくは見込まれる場合は、見積を微取し予定価格を設定

2 適切な発注規模の設定と地域の建設業者の受注機会確保

- 工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、地域の実情等に応じた適切な規模での発注
- 不調・不落抑制に向け、状況に応じて、交通や生活圏を考慮しつつ応札が見込める範囲へ地域要件を拡大するなど、要件設定を緩和
- 発注規模大型化への対応や入札参加者数の確保を図るため、上位等級工事への参入を拡大した特例発注標準を引き続き適用^{※1}
- 地域の建設業者の受注機会を確保するため、総合評価落札方式(地域貢献等簡易型)の適用価格帯を拡大(土木一式工事：5千万円→8千万円)

3 施工時期等の平準化・適切な工期設定

- 柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などが確保できるよう、フレックス工期契約制度を原則適用
- 工事開始日選択可能期間を180日以内に拡大(R6.12.13実施要領改正)
- 渇水期における河川内工事等の工事開始時期が特定される建設工事の発注に当たっては、早期契約制度を活用し、早期の執行体制を構築
- 長期休暇を含む休日等の不稼働日や準備期間等を考慮した適切な工期の設定
- 資材等の納期の長期化等が見られる場合には、納期の実態を踏まえた適正な工期を確保
- 平準化を目的とした債務負担行為の活用

4 技術者等の確保

- 改正建設業法の施行(R6.12.13)により、主任技術者・監理技術者の専任が合理化され、要件を満たせば1億円未満(建築一式工事は2億円)の工事現場を2件まで(営業所技術者等は1件まで)兼任可能となり、県としての取扱いについてホームページに掲載

5 発注見通しの速やかな公表

- 円滑な事業執行の観点も踏まえ、発注見通しを補正予算成立後速やかに公表

6 ICTを全面的に活用した工事等の推進

- 建設現場における生産性向上し、建設現場におけるプロセス全体を最適化するため、実施方針に基づき、3次元モデルやICTを全面的に活用した工事等を積極的に実施

※1：令和6年3月までの適用

令和7年度 建設部施策方針

長野県建設部

資料

2

確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る

- ・令和7年度 建設部当初予算額(案) 1,183億8,230万8千円
うち公共事業費(災害復旧含む) 609億8,163万3千円
- ・令和6年度1月補正予算額 550億1,363万9千円
うち公共事業費 441億2,303万5千円(防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化予算等)

○『建設DXによる省人化・省力化、生産性の向上』に視点を置きながら、各事業を推進します

1 持続可能で安定した暮らしを守る

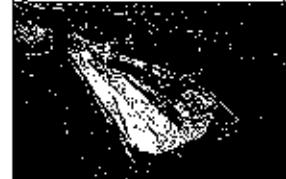
(1)持続可能な脱炭素社会の創出

「長野県ゼロカーボン戦略」に基づく住宅のZEH化や、「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づく緑地や街路樹の整備などにより、脱炭素まちづくりを推進します

- 住宅オールZEH化推進事業
 - 県営住宅『5R』プロジェクト推進事業
- *5R:①リノベーション事業(Renovation) ②リフォーム事業(Retrofit)
③リニューアル事業(Renewal) ④整備事業(Reconstruction) ⑤再編事業(Restructuring)
- まちなかの緑地整備・保全事業 等



住宅オールZEH化推進事業
信州焼杉の家(立石町)



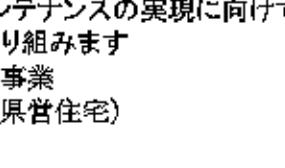
流域治水対策事業
(一)黒沢川 安曇野市 黒沢(調節池)



緊急輸送道路等の防災対策強化事業
(主)松川大鹿線 大鹿村 薩摩



要配慮者利用施設を守る土砂災害対策事業
須坂市 藤田山(崩落土砂防止柵工)



道学路等の交通安全対策推進事業
(一)森橋ノ井線 千曲市 両宮

(3)社会的なインフラの維持・発展

インフラの老朽化について、持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けて「事後保全型」から「予防保全型」への本格転換に取り組みます

- 長寿命化計画等に基づくインフラの適正管理事業
(道路施設、河川施設、砂防施設、公園施設、県営住宅)

(4)県民生活の安全確保

児童・生徒等を交通事故から守るため、通学路の安全施設(歩道等)を整備します

- 通学路等の交通安全対策推進事業

2 創造的で強靭な産業の発展を支援する

(1)地域の建設業等における担い手の確保の推進

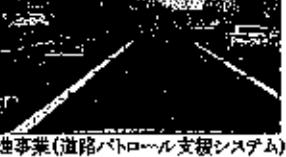
建設産業の次世代を担う人材の確保・育成を推進するため、産学官の連携により、小中高大生の学ぶ場(現場見学会、出前講座、職場体験、測量・設計・工事の実践、建設産業の紹介等)を拡大します

- 建設産業人材確保・育成事業 等



建設産業人材確保・育成事業
(模型を使用して流域治水の役割を伝える様子)

青木中学校(青木村)



建設DX推進事業(道路パトロール支援システム)
路面画像からひび割れを自動抽出・解析

(2)建設産業の振興

生産性向上と労働環境の改善を図るため、先進技術の活用や女性・若者など誰もが働きやすい環境改善、入札契約制度の適正化等に取り組みます

- 建設DX推進事業
- 市町村と連携した入札契約制度の適正化(施工時期等の標準化、週休2日工事の実施、入札関連手続きの簡約化)等

3 快適でゆとりのある社会生活を創造する

(1) 地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進

歩きたくなるまちづくりに資する新しい街路空間の活用や良好な地域景観の形成に向けた取組を市町村と連携して推進します

- 歩きやすいまちづくり実証事業（信州まち・あい空間事業）
- 長野県景観育成計画改定事業
- 松本平広域公園魅力向上推進事業 等



信州地域デザインセンター(UDC信州)事業
風わい空間づくりのための社会実験(飯田市)

(2) 地域活力の維持・発展

官民連携による新たな魅力的で楽しいまちづくりを推進します

- 信州地域デザインセンター(UDC信州)事業 等



高規格道路整備事業
松本糸魚川連絡道路 安曇野道路

(3) 本州中央部広域交流圏の形成

高速交通網を最大限に活かした交流の拡大を実現するため、道路整備を推進するとともに、リニア駅近郊におけるグランドデザインの実現に向け、取り組んでいきます。

- 高規格道路整備事業
- リニアを活かした交流圏拡大道路整備事業
- リニア駅近郊グランドデザイン事業



道路環境整備事業(箱館住化)
(一)旧松井沢軽井沢(赤)線 軽井沢町 軽井沢

(4) 移住・交流・多様なかかわりの展開

移住者などの住まいを確保するため、空き家等の市場流通を促進します

- 空き家等の市場流通促進事業【新】



都市公園事業(陸上競技場の整備)
松本平広域公園陸上競技場(R3末の造営状況)

(5) 世界水準の山岳高原観光地づくりの推進

観光地域の魅力を高めるための環境整備を推進します

- 観光地域づくり推進に向けた道路環境整備事業
(無電柱化、自転車通行空間の整備、道の駅のトイレリニューアル 等)

(6) 「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進

総合開・閉会式及び陸上競技の会場となる松本平広域公園陸上競技場の整備を推進します

- 都市公園事業(陸上競技場の整備)



県営住宅“子育て住宅”リノベーション事業
対面キッチンと広々したLDK(小市南団地:長野市)

4 誰にでも居場所と出番がある社会をつくる

子どもや若者の幸福追求を最大限支援する

住みやすい環境に配慮した県営住宅の改修等により、子育て世帯の居住を支援します

- 県営住宅“子育て住宅”リノベーション事業
(県営住宅『5R』プロジェクト推進事業 の一部)

○「信州未来共創戦略」を進めるため、県土のグランドデザインを策定する

県土のグランドデザインの策定に向け、県民等と幅広い議論を開始します

地域の課題を「連携」と「協働」で解決

○地域戦略推進型公共事業

地域の強みや特色を最大限に活かした地域振興を進めるため、地域のニーズを把握し、県・市町村・地域・民間事業者等の多様な主体による施策をパッケージ化して実施します

令和7年度 建設部 当初予算案について

建設政策課

予算編成の考え方

- 人口減少をはじめとする様々な課題から「確かな暮らし」を守り、「ゆたかな社会」を築くため、「しあわせ信州創造プラン3.0」に基づく取組の一層の推進と県民会議で策定された「信州未来共創戦略」で掲げられた方向性の実現に向けた予算を編成

予算額(案)

	令和7年度当初予算額 (A)	令和6年度当初予算額 (B)	差引増減 (A)-(B)	前年度比 (A)/(B) %
合 計	1,183 億 8,230 万 8 千円	1,151 億 8,060 万 1 千円	31 億 9,570 万 7 千円	102.8

【性質別内訳】

区分	令和7年度当初予算額 (A)	令和6年度当初予算額 (B)	差引増減 (A)-(B)	前年度比 (A)/(B) %
公 共 事 業 費	842 億 3,544 万 3 千円	807 億 2,814 万 9 千円	35 億 729 万 4 千円	104.3
補 助 公 共 事 業 費	670 億 5,054 万 円	635 億 6,461 万 3 千円	34 億 9,592 万 7 千円	105.6
県単独公共事業費	171 億 6,490 万 3 千円	171 億 7,353 万 6 千円	-1,163 万 7 千円	100.1
そ の 他 補 助 事 業 費	28 億 843 万 円	32 億 8,897 万 5 千円	△ 4 億 0,054 万 5 千円	86.4
そ の 他 県 单 独 事 業 費	32 億 4,310 万 円	33 億 3,890 万 2 千円	△ 9,672 万 2 千円	97.1
災 害 復 旧 費	57 億 4,839 万 円	62 億 2,743 万 9 千円	△ 4 億 8,104 万 8 千円	92.3
補 助 災 害 復 旧 費	51 億 7,477 万 5 千円	58 億 1,361 万 8 千円	△ 6 億 3,884 万 3 千円	88.0
県単独災害復旧費	6 億 7,161 万 5 千円	4 億 1,382 万 円	1 億 5,779 万 5 千円	138.1
直 撫 事 業 負 相 金	123 億 6,074 万 2 千円	124 億 8,257 万 3 千円	△ 1 億 2,183 万 1 千円	99.0
そ の 他 行 政 費	97 億 8,298 万 9 千円	89 億 1,643 万 円	8 億 6,765 万 9 千円	108.7
公 債 費	2 億 513 万 4 千円	2 億 513 万 4 千円	0 円	100.0

6 建政技第 368 号
令和 7 年（2025 年）3 月 12 日

建設部 各課（室・局）長様
建設部 現地機関の長様

建設部長

令和 7 年度の予算執行について（通知）

令和 7 年度の予算は「防災・減災、国土強靭化のための 5 か年加速化対策」等により、近年と同様に大規模なものとなっており、円滑かつ迅速な執行が重要です。また、人材・資機材の効率的な活用や扱い手の処遇改善のため、施工時期等の平準化を引き続き推進する必要があります。

それらを踏まえ、令和 7 年度の予算執行について下記のとおり方針を定めましたので、計画的かつ着実な執行に努めてください。

なお、事業の実施にあたっては、別紙「施工確保の取組について」等により、円滑な発注及び施工体制の確保が適切に図られるようご配慮ください。

記

1 上半期執行方針

全体（令和 7 年度当初予算及び令和 6 年度予算繰越分の合計額）の概ね 7 割以上の契約を目標とし、早期発注に努める。

2 平準化の取組方針

債務負担行為や早期契約制度又はフレックス工期契約制度の活用等により、年間を通じての施工時期等の平準化に努める。

また、委託業務[※]について、年度末に集中している履行期限を分散化するため、3 月完了件数を年間完了件数の概ね 2 割以下とする。

〔※ 対象は、業種の区分が「測量」、「地質調査」、「建設コンサルタント」、「補償コンサルタント」、「建築コンサルタント」とする。ただし、発注者支援業務を除く。〕

3 その他

令和 6 年度 1 月補正予算については、「令和 6 年度 1 月補正予算の執行について（通知）」（令和 7 年 1 月 17 日付け 6 建政技第 294 号）により計画的な執行に努める。

(問合せ先)	
担当	建設政策課 技術管理室
企画班	大田、柄澤
電話	026-236-7294（直通）8-231-3307
入札・契約班	山口、後藤
電話	026-236-7313（直通）8-231-3348
fax	026-236-7482
e-mail	gijukan@pref.nagano.lg.jp

令和7年度の予算執行 施工確保の取組について

激甚化する自然災害への対応や「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に伴い公共事業が増加しており、推進にあたっては円滑かつ適切な執行が求められています。合わせて、資材価格高騰に対する迅速な単価改定や、建設現場の働き方改革を進めるための適正な工期設定などの対策を講じる必要があります。

主な施工確保の取組

(1) 適正な予定価格の設定

- 資材価格の上昇に対し、資材単価の迅速な改定と最新単価を用いた発注
- 標準歩掛や材料単価と実勢価格の乖離があり、不調・不落が発生、もしくは見込まれる場合は、見積を微取し予定価格を設定

(2) 適切な発注規模の設定と地域の建設業者の受注機会確保

- 工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、地域の実情等に応じた適切な規模での発注
- 不調・不落抑制に向け、状況に応じて、交通や生活圏を考慮しつつ応札が見込める範囲への地域要件を拡大するなど、要件設定を緩和
- 発注規模の大型化や入札参加者数の確保を図るため、上位等級工事への参入を拡大した特例発注標準を引き続き適用^{*1 *2}
- 地域の建設業者の受注機会を確保するため、総合評価落札方式(地域貢献等簡易型)を引き続き活用^{*2}

(3) 施工時期等の平準化・適切な工期設定

- 柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などが確保できるよう、フレックス工期契約制度を原則適用
- 工事開始日選択可能期間を180日以内に拡大（R6.12.13実施要領改正）
- 渇水期における河川内工事等の工事開始時期が特定される建設工事の発注に当たっては、早期契約制度を活用し、早期の執行体制を構築
- 長期休暇を含む休日等の不稼働日や準備期間等を考慮した適切な工期の設定
- 補正予算と当初予算の一体的な執行による発注時期の平準化
- 平準化を目的とした債務負担行為の活用

(4) 技術者等の確保

- 改正建設業法の施行（R6.12.13）により、主任技術者・監理技術者の専任が合理化され、要件を満たせば1億円未満（建築一式工事は2億円）の工事現場を2件まで（営業所技術者等は1件まで）兼任可能となり、県としての取扱いについてホームページに掲載
- 「建設工事等における現場代理人の常駐義務緩和に係る事務処理要領」を定め、常駐義務緩和要件を明確化するとともに、現場代理人が兼務することができる金額要件を4,000万円未満から4,500万円未満に変更

(5) 発注見通しの速やかな公表

- 円滑な事業執行の観点も踏まえ、発注見通しを速やかに公表

(6) ICT を全面的に活用した工事等の推進

- 建設現場における生産性を向上し、建設現場におけるプロセス全体を最適化するため、実施方針に基づき、3次元モデルやICTを全面的に活用した工事等を積極的に実施
- 現場の遠隔臨場や受発注者協議の電子化、監督業務の外部委託の活用により監督業務を効率化
- 電子納品のオンライン化、工事書類の簡素化を踏まえた事務の効率化

※1：令和8年3月までの適用

※2：令和7年5月から発注標準等の工事金額の引上げを予定

建設産業の次世代を担う人材確保の取組について

資料 4

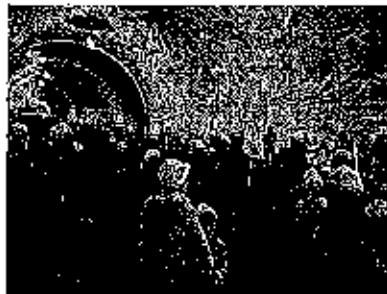
技術管理室

- 暮らしの基盤を支え、地域の守り手である建設産業は、担い手の減少や高齢化が進行。建設産業が持続的に発展していくためには担い手の安定的な確保が不可欠。
- 産学官が連携した現場見学会や体験学習、企業との交流会などにより、次世代を担う若者が建設産業の魅力ややりがいを認識し、県内の建設産業を就職先として選択するよう促す取組をあらゆる世代に向け実施

1 小・中学生やその保護者を対象とした建設産業の魅力・やりがい発信

(1) 現場見学会

- 小・中学生と、その進路に影響が大きい保護者を対象とし、建設産業のリアルが体感できる現場見学会を開催



現場見学会
(狸平トンネル施工現場)



流域治水の取組を模型で学ぶ中学生
(南木村中学校)

2 高校生・大学生等を対象とした就業促進

(1) 高校におけるキャリア教育

- 中学生のキャリア教育と同様、「総合的な探求の時間」等を活用し高校生が進路を考える際の参考となる出前講座を実施
- 進路指導等を行う教員の研修に際し、建設産業の理解を深めるための講座や職場体験を実施



自ら設計したランニングロードを施工する高校生（飯田OIDE長姫高校）



首都圏の大学生・専門学生と企業との交流会

3 あらゆる世代に向けた建設産業の理解深化

(1) 学びのコンテンツの作成・活用【拡】

- 建設産業従事者が語る“信州で働く魅力とキャリアパス”や、インフラ整備と維持管理、災害復旧などの建設産業の役割が学べるコンテンツを作成
- 現場見学会や出前講座等で活用するほか、HPやSNSなどで広くPR



「移住フェア」に参加し建設産業をPR

(2) 建設産業への理解と就業機会の創出【拡】

- あらゆる世代が建設機械の試乗体験や、VRや机上での疑似体験を通じ、建設産業と触れ合い理解を深めるイベントの開催
- 長野県へのUIターンや移住を考える方が参加する「移住フェア」などに参加し、県内建設産業への就業を促す説明を実施

建設産業の魅力ある職場づくりについて

資料 5

技術管理室

- 建設業就業者の年間実労働時間は減少傾向にあり、今年度からは時間外労働の上限規制への対応により着実に減少しているが、他産業と比較すると依然として労働時間が長く、2023年は他産業と比べ年間約250時間多い長時間労働となっている
- 賃金については、設計労務単価が13年連続で上昇する一方、技能労働者の実質賃金がその伸びに及んでいないとの意見がある
- 地域を支える建設産業の人材確保と定着に向け、働き方改革や最先端技術の活用等による生産性向上をはじめ、長時間労働の是正や就労意欲の向上につながる処遇改善と働きやすい現場環境づくりを推進し、建設産業の3K（きつい、きたない、危険）から新4K（給与、休暇、希望、かっこいい）への転換を目指す

1 働き方改革・生産性向上

- 発注者指定型による適切な工期を見込んだ週休2日工事
- 市町村における週休2日工事の取組拡大を支援
- 施工時期等の平準化(早期契約制度やフレックス工期の活用)
- 建設現場のICT化推進(活用工事実施・現場研修会開催)
- BIM/CIM^{*1}活用を推進する人材の育成(講習会等)
- 遠隔臨場^{*2}や技術講習会など建設DX推進【拡】
- 工事書類の標準化推進【新】
- オンラインによる電子納品【新】
- 入札制度におけるインセンティブ付与(ICTの活用)



遠隔臨場の様子
(左:監査員が事務所で確認、右:現場のウェラブルカメラ)

2 就労意欲を高める処遇の改善

- 公共工事設計労務単価の改定(R7.3.1)
- 優良技術者表彰制度の改定(建設工事)【新】
- CCUS^{*3}の導入・活用を促すCCUS活用モデル工事
- 入札制度におけるインセンティブ付与(CCUS・若手技術者・女性技術者)



3 誰もが働きやすい現場環境改善

- 現場事務所に快適トイレ^{*4}や女性専用の洗面所・更衣室、広い休憩室などを設置する「誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事」推進(年間80件程度)
- 建設業協会女性部会や県職員建設女性の会、若手技術者による合同現場点検でのモデル工事検証
- 快適トイレなどの事例集を活用した効果周知【新】



R6合同現場点検(夏:9月、冬:1月) 快適トイレ(洋式便座、手洗い場、荷物棚、便座除菌クリーナーを設置)

*1 調査・計画・設計段階から「3次元モデル」等を導入し、その後の施工・維持管理においても情報を充実させながら活用する取組(Building Information Modelling/ Construction Information Modelling)

*2 事務所などの遠隔地から動画撮影用のカメラを利用し、工事の材料確認、説明確認、立会などの現場確認を行うこと

*3 技能労働者の資格や現場での就業履歴を登録・蓄積し、技能・経験に応じた適切な処遇につなげる仕組み(Construction Career Up System=建設キャリアアップシステム)

*4 洋式便座で、水洗や消臭、衣類掛け等の機能が付いた明るく広いトイレ

資料 6-1

建設部 建設政策課 技術管理室

建設工事等における低入札価格調査制度の見直し方針（案）

【取組番号 16】

令和 6 年度第 2 回長野県契約審議会で、調査基準価格や失格基準価格の算定方法を含む、低入札価格調査制度の改善を検討することを表明。これまで、入札状況の分析や他県の動向等の調査を行い、低入札価格調査制度の見直し方針（案）を作成した。

1 入札状況の分析結果

- 令和 5 年度の入札状況を分析し、建設工事（資料 1-2）、業務委託（資料 1-3）それぞれの入札参加者数と落札率の傾向などを確認した。
- 現行の低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法は、平成 23 年度から運用しているが、算定対象の入札者が 5 者未満の場合と 5 者以上との場合で異なるため、落札率の傾向にも違いが見られた。
- 5 者以上の場合は、調査基準価格の上限値 94.5%（業務は 90%）付近に集中している。この原因としては、調査基準価格の算定方法が、算定対象の入札者の平均値となっていることから、低入札価格調査や失格の対象とならないよう、最も安全な上限値付近で入札するためと考えられる。特に、入札価格のばらつきが小さい場合は、調査基準価格の上限値からわずかに下回った価格でも低入札価格調査の対象となる事例が発生していた。
- 5 者未満の場合は、調査基準価格が入札者比較価格の 92%（業務は 87.5%）の固定値となり、その付近での落札が多いが、100%付近での入札や 5 者以上の調査基準価格の上限値付近での入札も一定数確認できる。施工等の条件が厳しい案件については、入札者が少なく、落札率も高くなる傾向だが、入札者数によって調査基準価格の算定方法が異なることから、それを想定した入札行動が伺える。
- 現行の算定方法は平成 23 年度から大きく変更されることなく、運用されていることから、入札者がこれまでの傾向を把握しており、実行予算によらず、予定価格を高い精度で積算し、入札者数や落札率を想定して入札するケースが少なからずあると考えられる。

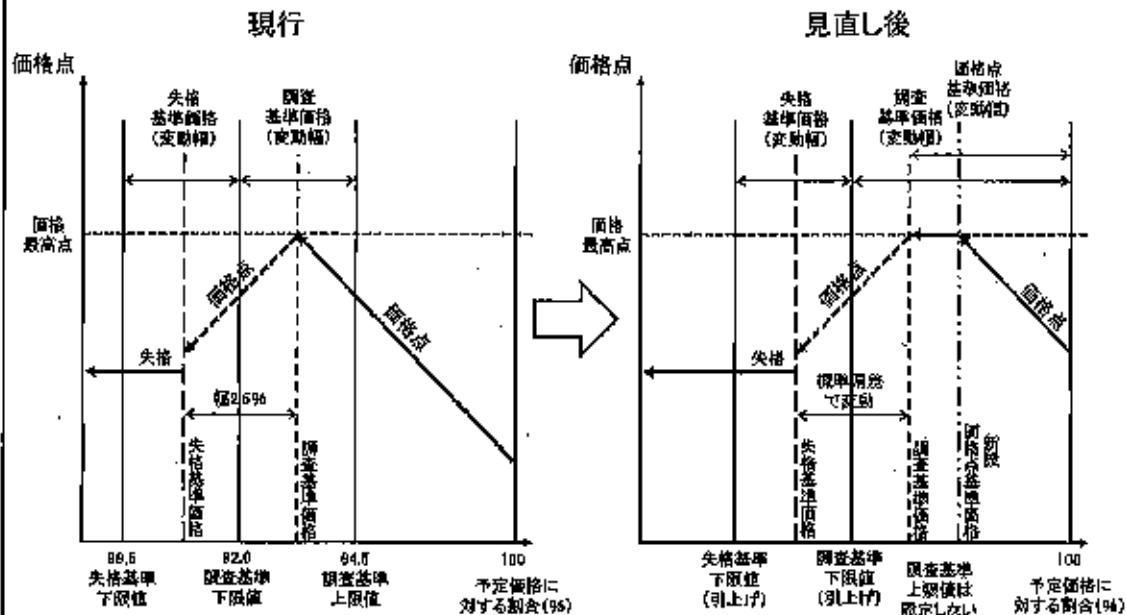
2 他県の動向等

- 他県の動向等の調査として、最近、調査基準価格や失格基準価格の算定方法を見直した県へのヒアリングの実施や他県で実施した低入札価格調査制度に関するアンケート調査結果の分析などを行った。
- 調査基準価格や失格基準価格の算定については、国と同様、中央公契連モデルに準拠した「固定制」を採用している都道府県が多い。
- 一方で、市場の実勢価格の反映やくじ引当発生率の抑制、さらには入札契約に係る不正を排除するため、予定価格から調査基準価格を特定できない「変動制」を採用する都道府県も増加している。
- なお、「変動制」としては、長野県と同様の事例のほか、中央公契連モデルに準拠した価格にランダム係数を乗じる事例などがある。

3 見直し方針（案）

- 入札状況の分析結果や他県の動向等を踏まえ、下記の方針により低入札価格調査制度の調査基準価格及び失格基準価格の算定方法を見直したい。
 - 見直しにあたっては、市場の実勢価格を反映し、労働賃金の適正な水準や企業の適正な利潤を確保するという、長野県のこれまでの取組方針を踏まえ、「変動制」は維持する。
 - 算定方法について、算定対象の入札者が5者以上の場合は、その平均価格から「標準偏差×定数」を減算した価格を調査基準価格、失格基準価格とする。
 - 昨年6月の扱い手3法の改正を踏まえ、算定方法見直し後の適正な水準の労務費等を確保するため、調査基準価格、失格基準価格の下限値を引き上げるとともに、上限値は設定しない。
 - 算定対象の入札者が5者未満の場合は、5者以上の場合の下限値を調査基準価格、失格基準価格とする。
 - 受注希望型、総合評価落札方式とともに同じ算定方法の適用を検討。

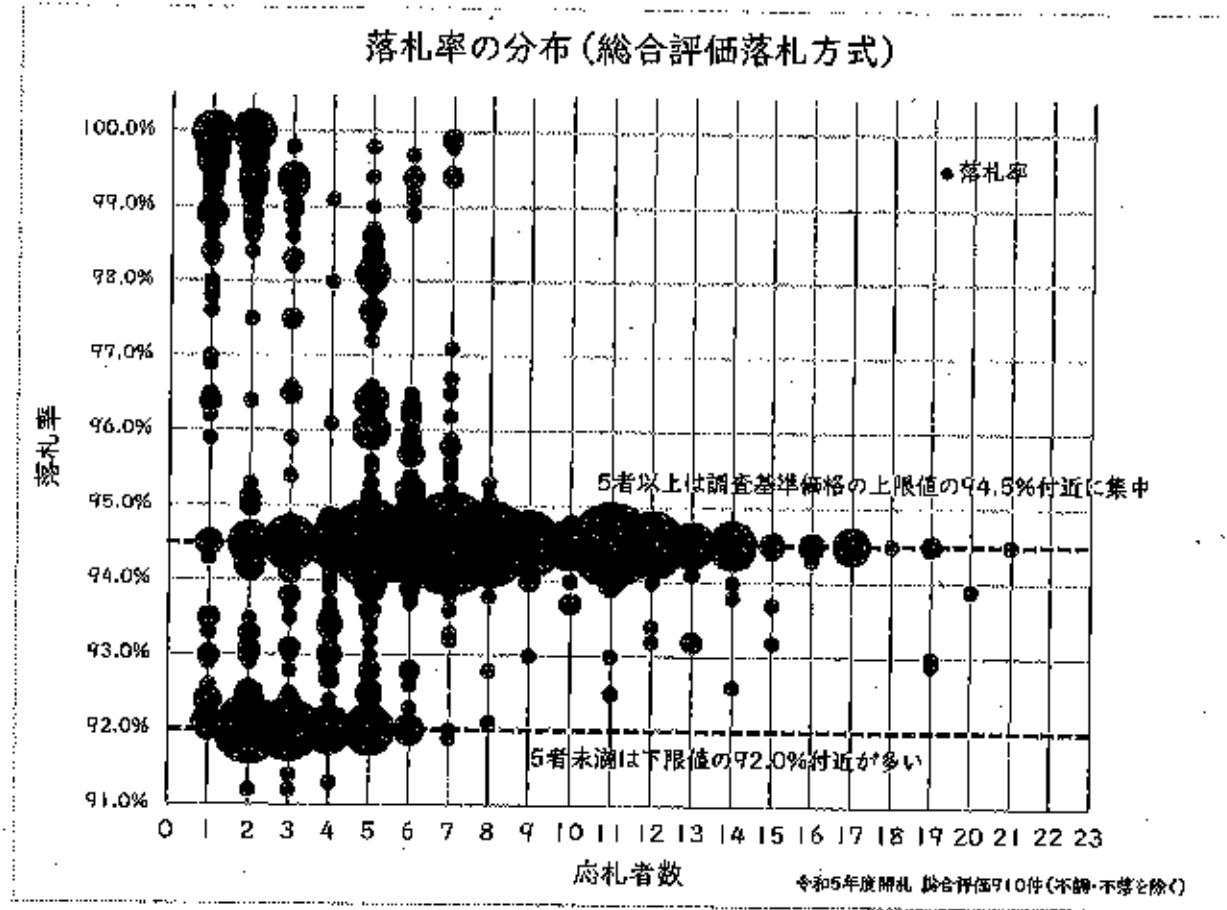
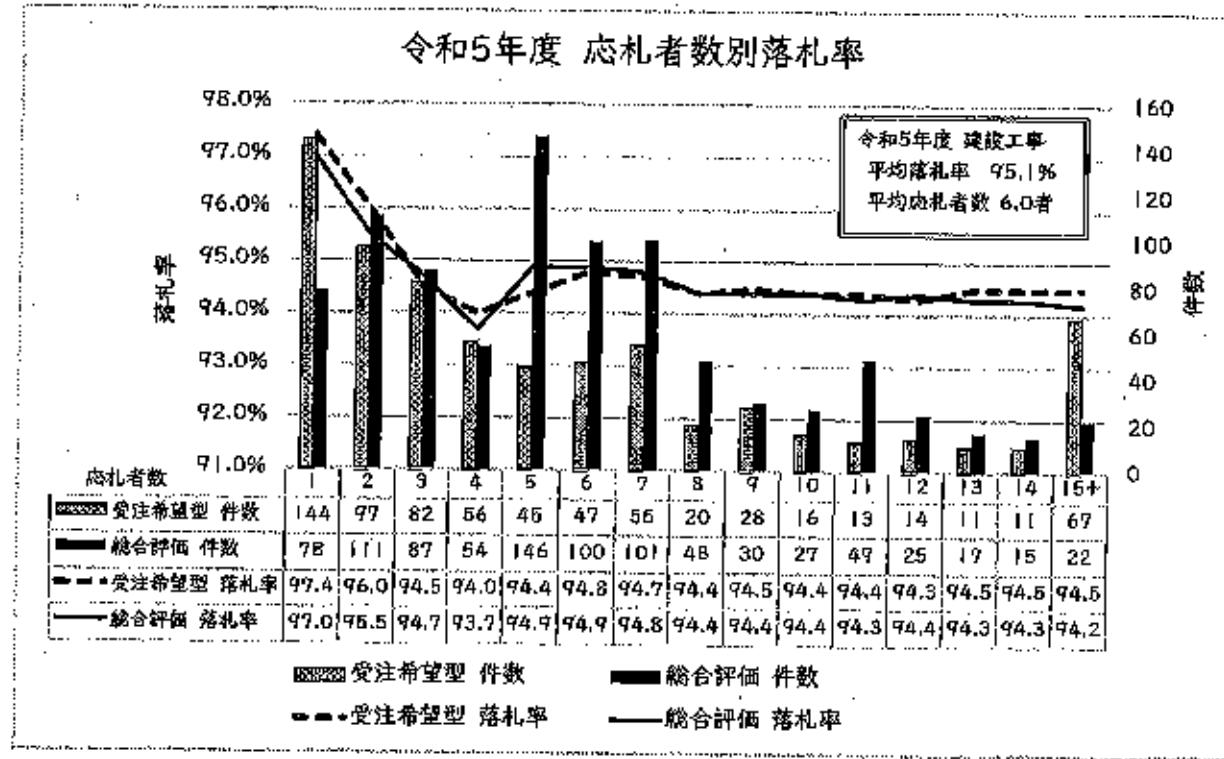
- 総合評価落札方式においては、制度の趣旨を踏まえ、価格最高点を狙った過度な競争を抑制するため、価格点の算定方法等を見直し、算定対象の入札者の平均価格（現行の調査基準価格）を価格点基準価格（仮称）とし、新たな調査基準価格までの間を価格最高点とすることなどを検討。（下図参照）



4 今後の予定

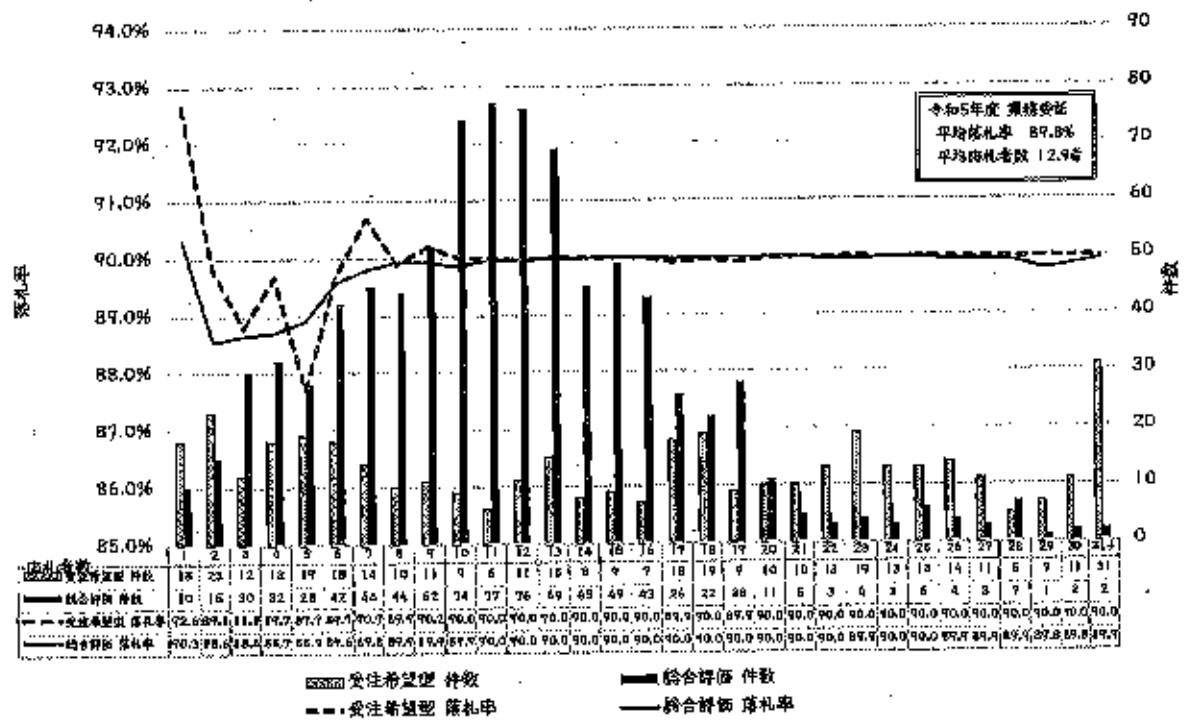
- 今後、関係者との意見交換等を行うとともに、入札シミュレーション等を行って細部の制度設計や電子入札システムの改修準備を進め、令和7年度の契約審議会に踏ってまいりたい。なお、意見交換等の状況によっては、今回の見直し方針を一部変更する場合がある。
- 新たな低入札価格調査制度の実施時期については、令和7年度中を目標とするが、実施後も引き続き入札状況の分析を行い、適宜、調査基準価格等の算定方法を含む制度の改善を検討してまいりたい。

令和5年度 建設工事 落札率の状況

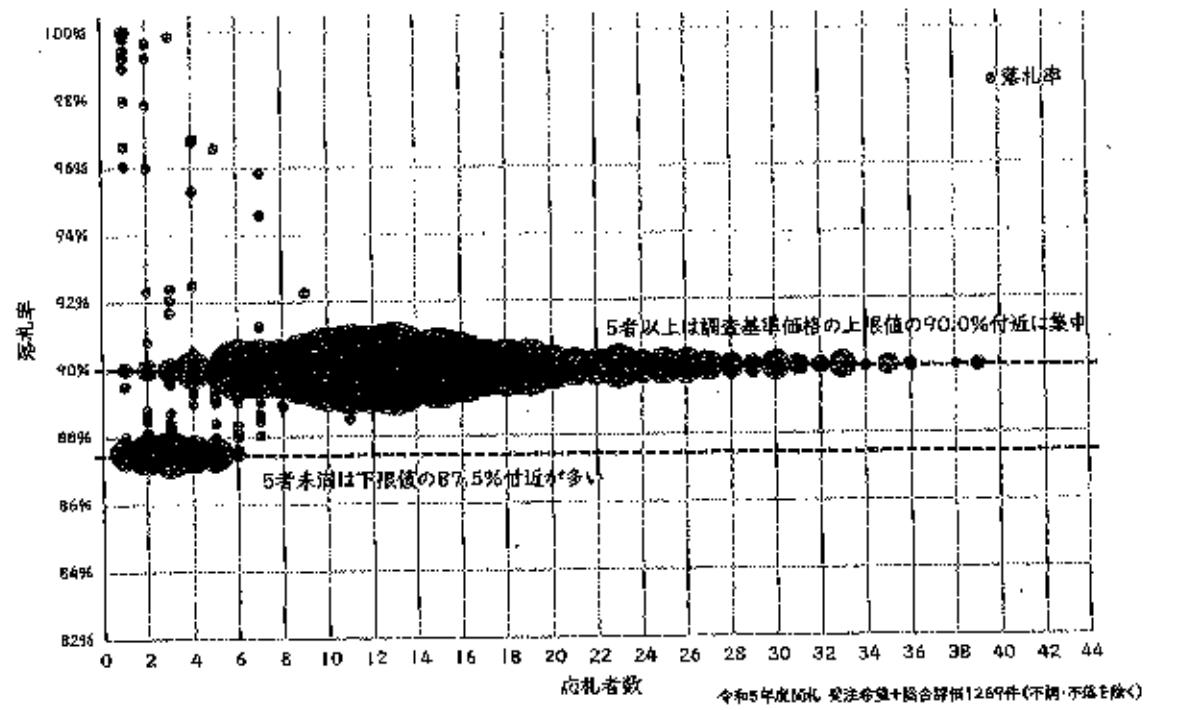


令和5年度 業務委託 落札率の状況

令和5年度 応札者数別落札率(業務)



落札率の分布(受注希望+総合評価落札方式)



資料 6-2

建設部 建設政策課 技術管理室

建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（週休 2 日工事）

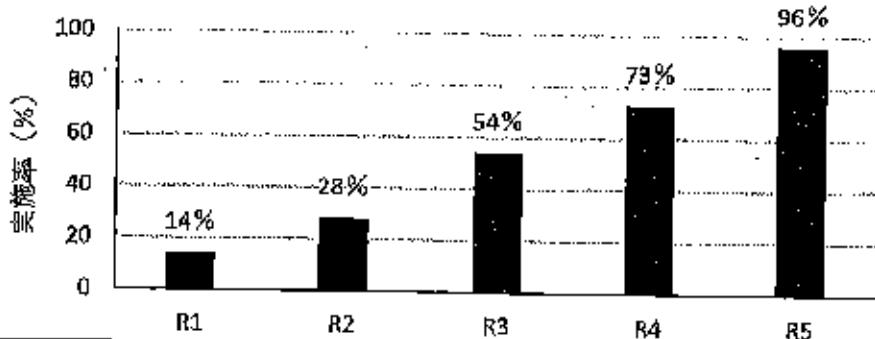
【取組番号 75-1】

長野県では、建設現場の働き方改革を推進する観点から「週休 2 日工事」に取り組んでいるが、建設現場での普及が進んだため、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直したい。

1 現状と課題

- 平成 30 年 4 月から施工者希望型を導入。令和元年 9 月から発注者指定型を導入。令和 5 年 10 月から原則発注者指定型による発注に移行。
- 令和 2 年 9 月から、総合評価落札方式（工事成績等簡易型）において「週休 2 日工事の実績」を加点評価する取組を開始。
- 令和 5 年度の実施率は 96% となり、建設現場への普及が確認できた。

週休 2 日工事の実施状況



2 見直し内容

総合評価落札方式（工事成績等簡易型）における「週休 2 日の実績」の評価点を下記のとおり見直す。

(現行)		(見直し後)
評価項目	評価点	評価点
技術者要件 週休 2 日実績	0.25	廃止
建設マネジメント 週休 2 日実績	0.25	廃止

* 工事成績評定の「週休 2 日」についても見直しを予定

3 実施時期

令和 7 年 5 月 1 日の入札公告案件からの適用を予定

資料 6-3

建設部 建設政策課 技術管理室
林務部 森林政策課

建設工事等における発注標準の見直し

【取組番号 20 等】

1 現状と経過

- 長野県入札制度合理化対策要綱等では、建設工事等において業者を選定しようとするときは、資格総合点数別発注標準及び建設工事入札参加資格者名簿により工事金額に対応する資格総合点数に属する有資格者の中から選定するものとされている。
- そのため、建設工事の①土木一式、②建築一式、③舗装工事、④電気・電気通信工事、⑤とび・土工・コンクリート工事、⑥解体工事、⑦管・鋼構造物（橋梁上部工除く）・造園・その他工事の 7 種類と⑧森林整備業務について資格総合点数別発注標準を作成している。
- 国土交通省は、ここ数年の建設工事費デフレーター（建設工事にかかる費用の相場を示す指標）の急上昇を踏まえ、直轄工事で等級区分がある 6 工種に設定している発注標準の工事金額の引き上げを 26 年ぶりに行い、請負契約を令和 7 年 4 月 1 日以降に締結する工事から適用することとしている。

2 見直し内容

- 国土交通省は、発注標準の工事金額の引き上げにあたり、全 6 工種に対し、令和 2 年度から 5 年度の建設工事費デフレーターの伸び率である 1.14 倍を一律に反映している。
(資料 3-3 国土交通省 発注標準の見直し資料 参照)
- そのため、県でも資料 3-2 のとおり、国土交通省と同様の伸び率 1.14 倍を各業種に反映し、発注標準の工事金額の引き上げを行う。

3 今後の予定

- 令和 7 年 1 月 31 日まで申請を受け付けていた令和 7・8・9 年度の建設工事における入札参加資格の資格有効期間の始期に向け、引き上げた工事金額による資格総合点数別発注標準表を作成し、令和 7 年 5 月 1 日の入札公告案件から適用する。

令和7・8・9年度建設工事等における資格総合点数別発注標準表

令和7・8・9年度資格総合点数別発注標準における工事金額の設定方法

- ・令和4・5・6年度資格総合点数別発注標準の工事金額に1.14を乗じ、以下により金額を丸める
- ・丸めの単位…500万円未満:50万円単位、500~1,000万円未満:100万円単位、
1,000~5,000万円未満:500万円単位、5,000万円以上:1,000万円単位
- ・丸めた結果、令和4・5・6年度と同額となる場合は上記単位で切り上げる

①土木一式

区分	資格総合点数	令和4・5・6年度	
			工事金額
A	1007以上		1,500万円以上
B	1006~842	800万円~8,000万円未満	
C	841~759	3,000万円未満	
D	758~676	1,500万円未満	
E	674以下	800万円未満	

資格総合点数	令和7・8・9年度	
		工事金額
	2,000万円以上	
	900万円~9,000万円未満	
	3,500万円未満	
	2,000万円未満	
	900万円未満	

②建築一式

A	949以上	2,000万円以上
B	948~818	900万円~9,000万円未満
C	817~751	4,500万円未満
D	750~671	2,000万円未満
E	670以下	900万円未満

令和7・8・9年度の区分ごとの資格総合点数	2,500万円以上
	1,000万円~1億円未満
	5,000万円未満
	2,500万円未満
	1,000万円未満

③舗装工事

A	970以上	全工事
B	969~850	3,500万円未満
C	849以下	500万円未満

全工事	4,000万円未満
	600万円未満

④電気・電気通信工事

A	819以上	200万円以上
B	818~707	2,000万円未満
C	706以下	600万円未満

250万円以上	2,500万円未満
	700万円未満

⑤とび・土工・コンクリート工事

A	872以上	200万円以上
B	871~775	5,000万円未満
C	774以下	700万円未満

250万円以上	6,000万円未満
	800万円未満

⑥解体工事

A	844以上	200万円以上
B	843~752	5,000万円未満
C	751以下	700万円未満

250万円以上	6,000万円未満
	800万円未満

⑦管・鋼構造物(橋梁上部工除く)・造園・その他工事

A	863以上	200万円以上
B	862~775	3,000万円未満
C	774以下	700万円未満

250万円以上	3,500万円未満
	800万円未満

⑧森林整備(選木を必要とする作業を主体とする業務)

A	750以上	100万円以上
B	750~690	800万円未満
C	689未満	500万円未満

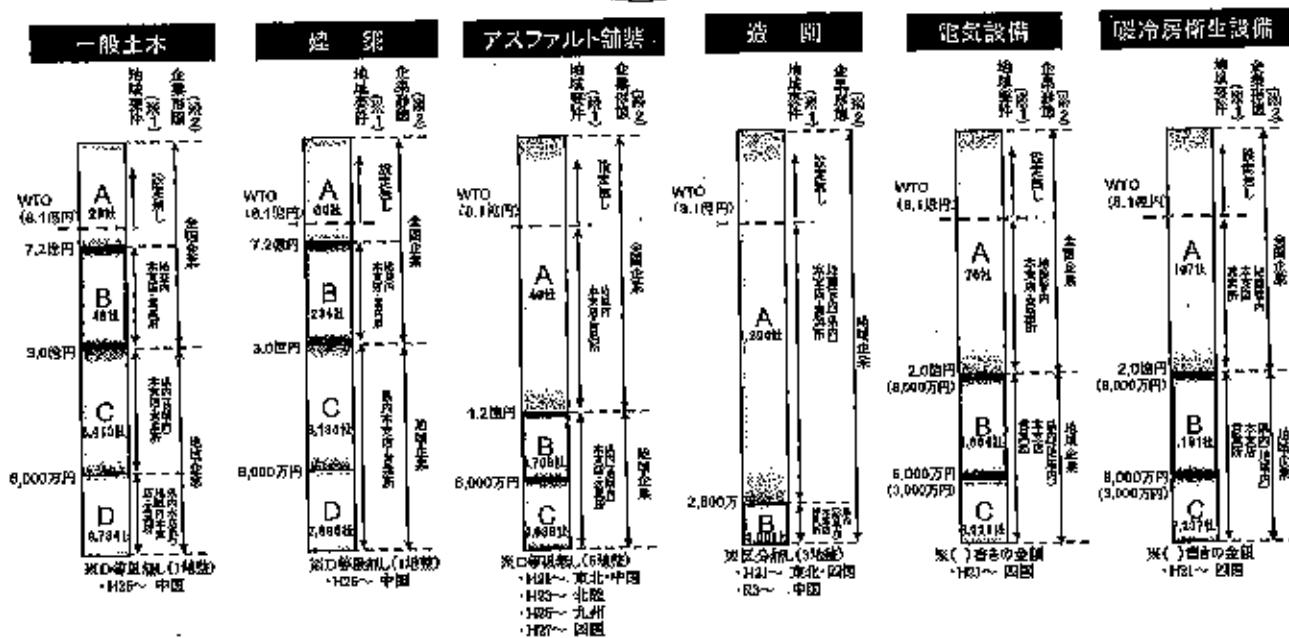
150万円以上	900万円未満
	600万円未満

資格総合点数は、入札参加資格の申請状況を踏まえ、今後設定

発注標準の見直し

発注関係事務の運用に関する指針改正案

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また地域における公共工事の扱い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、各工事の手続期間や工期を考慮して工事の計画的な発注を行う



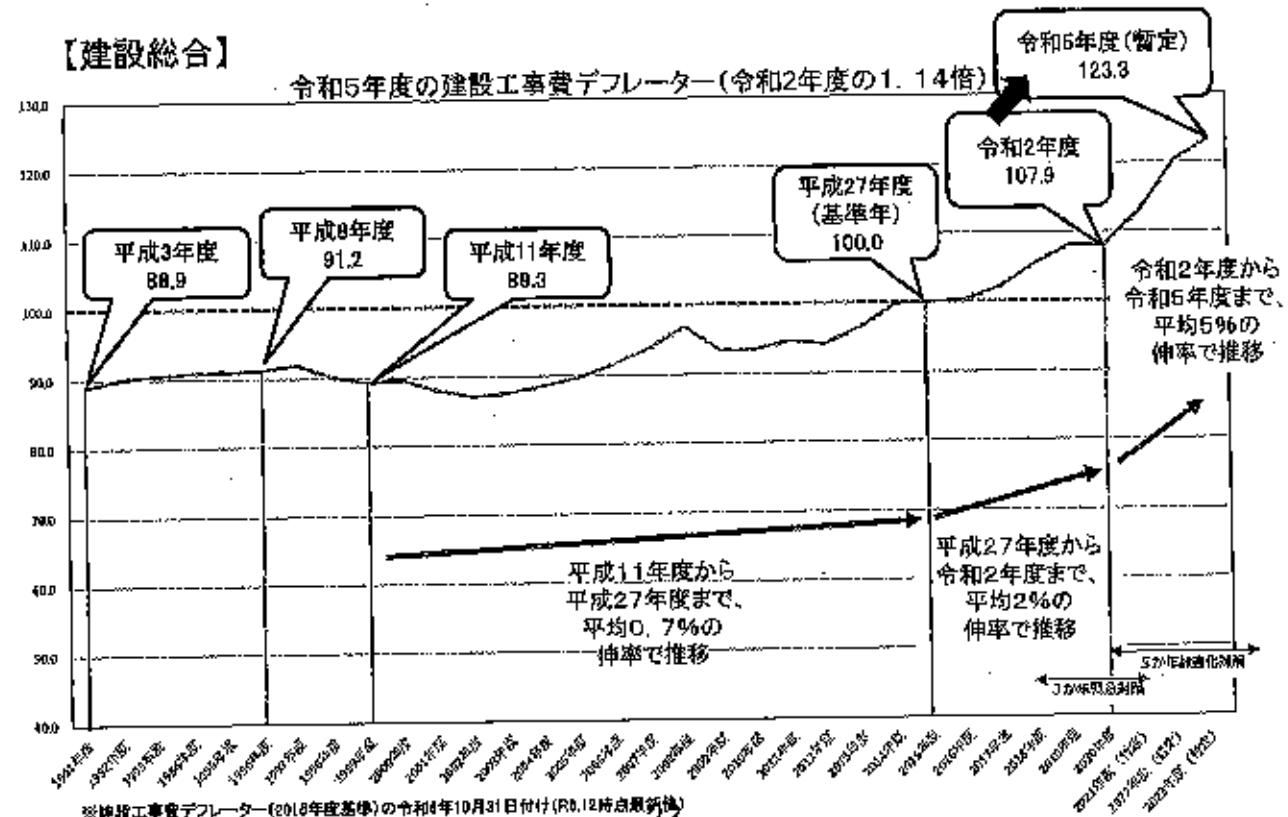
※1 地域要件は各地方整備局の主要な内容を記載

※2 企業別基準は、構成する企業の主要な形態を記載

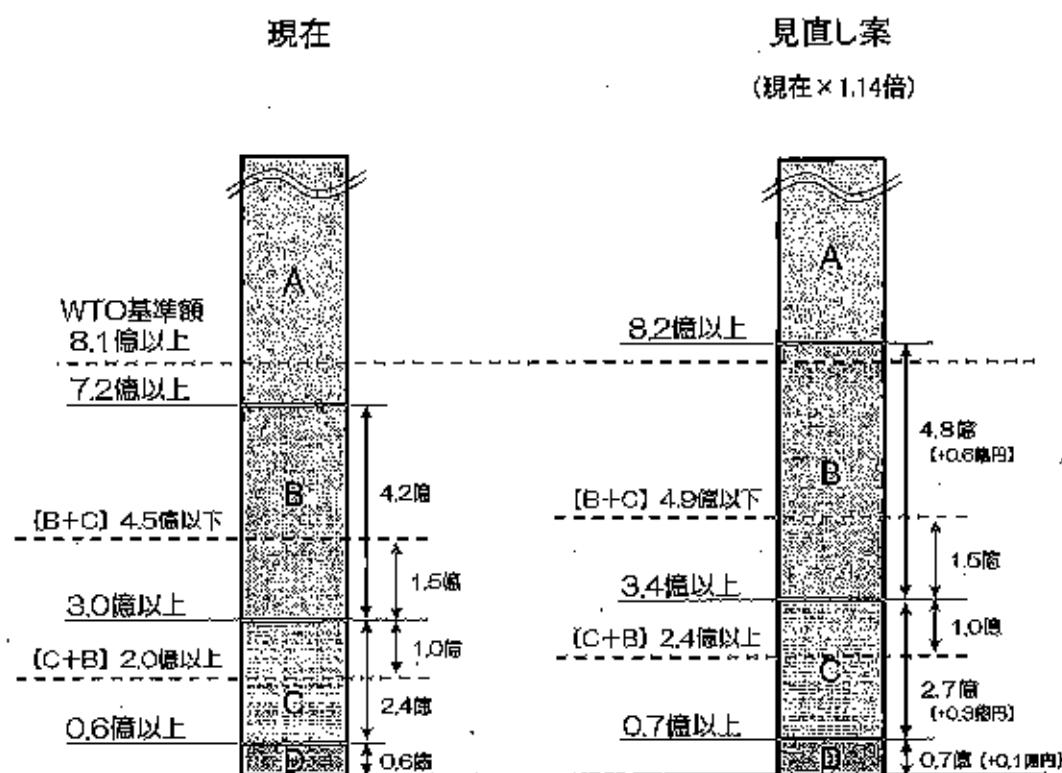
※3 1種類について、複数の地盤を登録している場合は、本店所在地の地盤等級にて計上（重複算上で整理）

発注標準の見直し

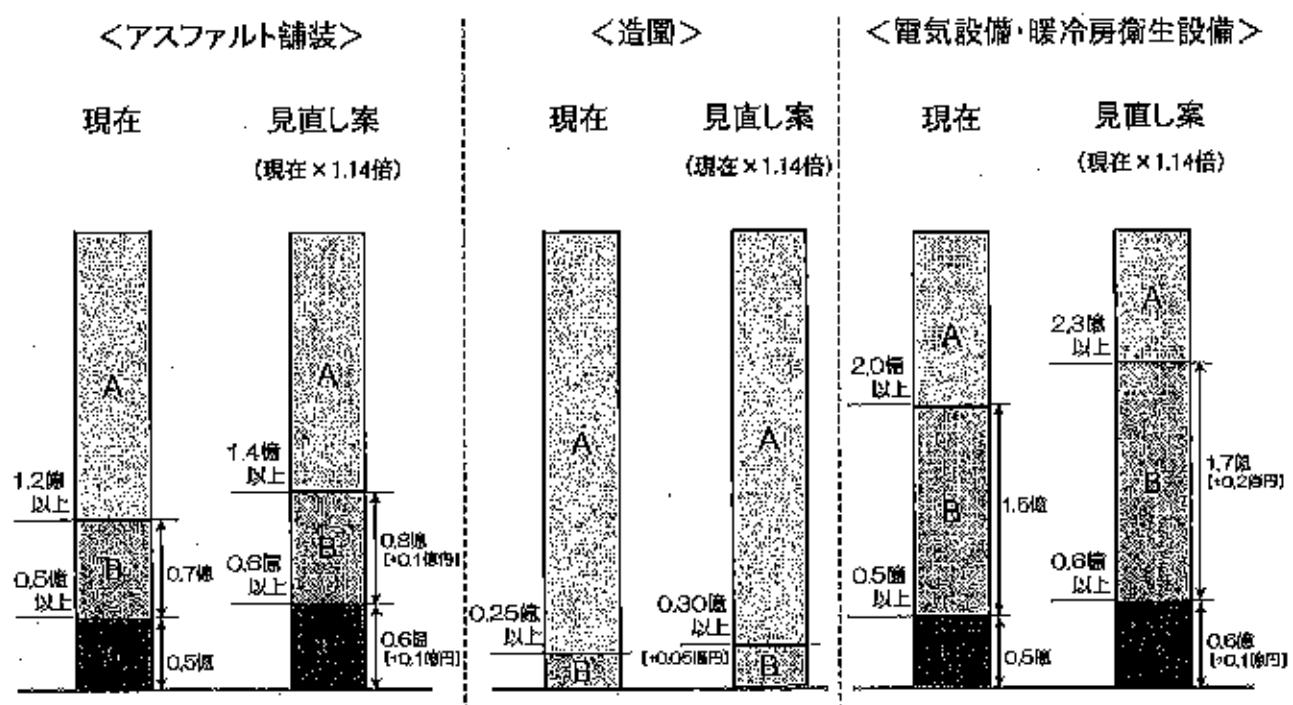
建設工事費デフレーター(2015年基準)



【発注標準の見直し検討(案)】一般土木工事・建築工事 国土交通省



【発注標準の見直し(案)】アスファルト舗装、造園、電気設備・暖冷房衛生設備 国土交通省



令和7年2月14日
不動産・建設経済局
大臣官房参事官（建設人材・資材）付

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

～今回の引き上げにより、13年連続の上昇～

- 令和6年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、令和7年3月から適用することとしたので、お知らせします。

【改定後の単価のポイント】

- 1 今回の決定により、全国全職種単純平均で前年度比6.0%引き上げられることになります。(資料1)
- 2 また、必要な法定福利費相当額を加算するなどの措置を行った平成25年度の改定から13年連続の引き上げにより、全国全職種加重平均値が24,852円となりました。(資料2)
- 3 労務単価には、事業主が負担すべき人件費（必要経費分）は含まれていません。よって、下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から値引くことは不当行為です。(資料3)

【問合せ先】

不動産・建設経済局 大臣官房参事官（建設人材・資材）付
企画専門官 三道（内線：24883）、指導調整係長 玉田（内線：24865）
(電話) 03-5253-8111【代表】、03-5253-8283【直通】

ポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映

全国

全 職 種 (24,852円)

令和6年3月比；+6.0%

主要12職種※ (23,237円)

令和6年3月比；+5.6%

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

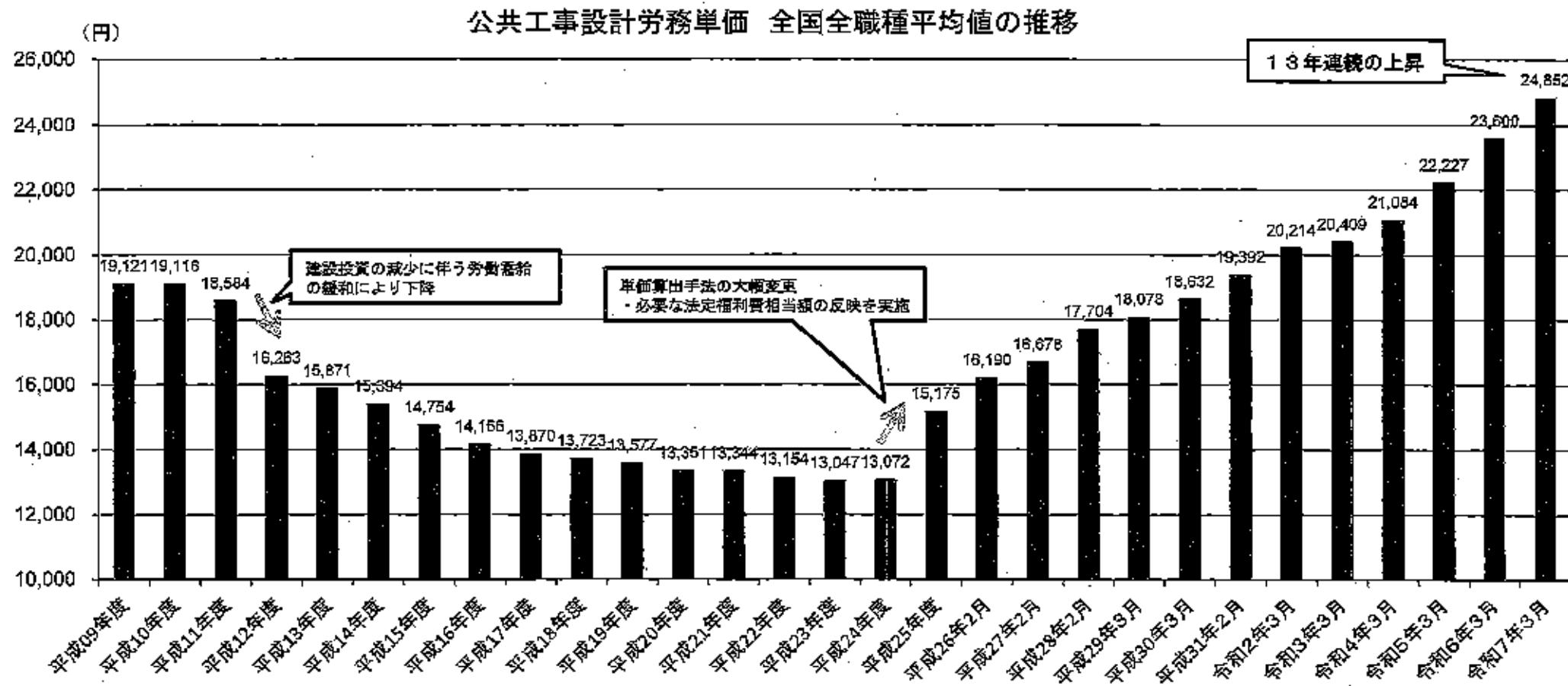
主要12職種

職種	全国平均値	令和6年度比	職種	全国平均値	令和6年度比
特殊作業員	27,035円	+5.6%	運転手（一般）	24,605円	+5.4%
普通作業員	22,938円	+5.3%	型わく工	30,214円	+5.1%
軽作業員	18,137円	+6.8%	大工	29,019円	+6.3%
とび工	29,748円	+4.8%	左官	29,351円	+6.8%
鉄筋工	30,071円	+5.9%	交通誘導警備員A	17,931円	+5.7%
運転手（特殊）	28,092円	+5.0%	交通誘導警備員B	15,752円	+5.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全 職 種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	→ +5.2%	→ +5.9%	→ +6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	→ +5.0%	→ +6.2%	→ +5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていなかったため、交通誘導警備員A・Bを足した人數で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

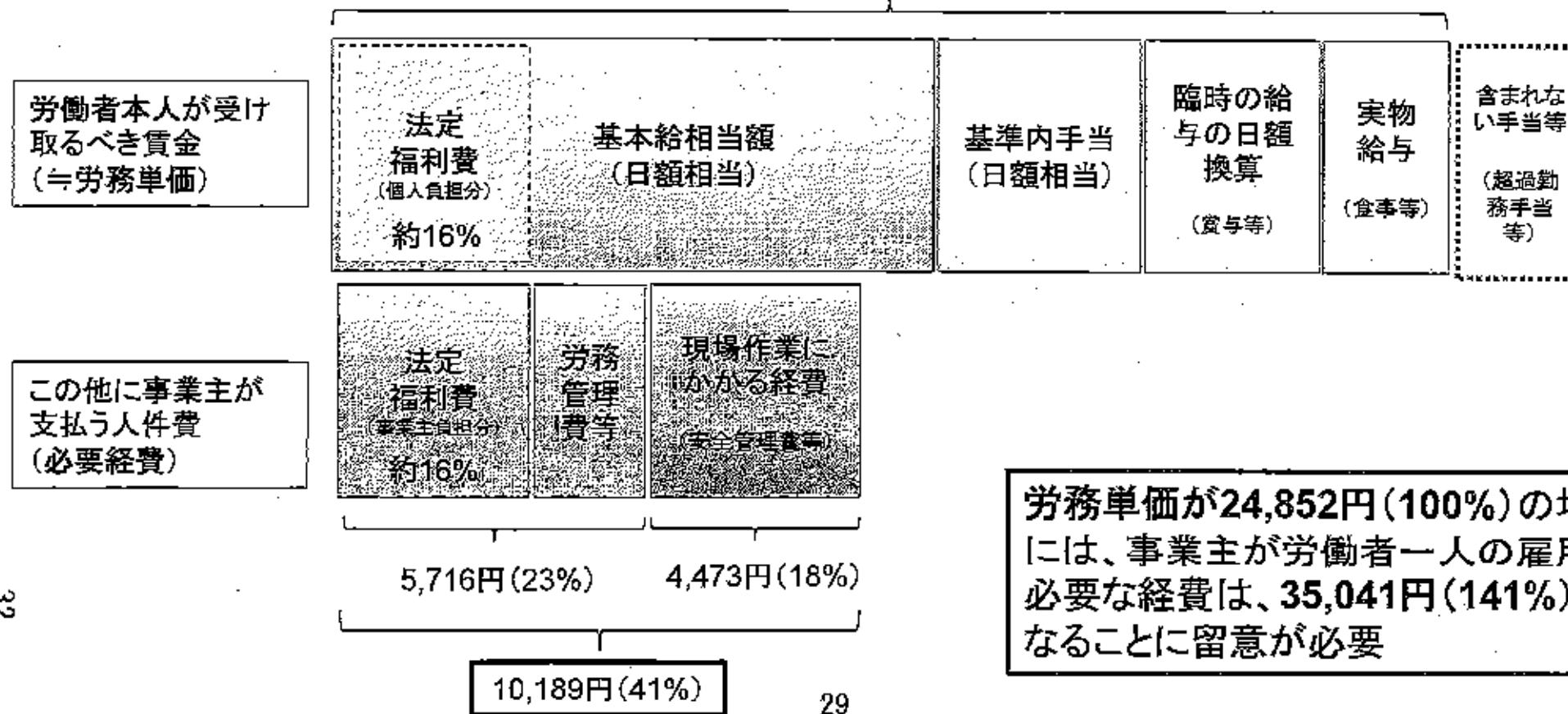
「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

資料 3

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として労務単価を設定
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)は含まれていない。
- 事業主が下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から必要経費を差引くことは不当行為

※イメージ図

新単価の加重平均 24,852円(100%)





令和7年2月28日
大臣官房技術調査課
道路局国道・技術課
国土技術政策総合研究所

令和7年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定 ～公共事業の働き方改革を推進するための環境整備に取り組みます～

国土交通省では、実態調査等に基づき、必要に応じて、直轄土木工事・業務に適用する積算基準等を改定してきました。

今般、令和7年度から適用する新基準等として、熱中症対策、働き方改革等の加速や円滑な施工体制の確保など、現場実態を踏まえた各種改定を行います。

なお、これらの新基準等は、地方ブロック発注者協議会等を通じて、全国の都道府県・政令市に情報提供する予定です。

※ 詳細は別紙のとおり

問い合わせ先

国土交通省 TEL: 03-5253-8111(代表)

大臣官房技術調査課 TEL: 03-5253-8221(直通)

大臣官房技術調査課 参事官グループ TEL: 03-5253-8120(直通)

道路局国道・技術課 TEL: 03-5253-8498(直通)

国土技術政策総合研究所 TEL: 029-864-2677(直通)

<土木工事関連>

工事全般：大臣官房技術調査課 事業評価・保全企画官 篠原 (内線22353)

土木工事共通仕様書等：大臣官房技術調査課 課長補佐 鳥井 (内線22352)

標準歩掛・機械等損耗料：大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 下田 (内線22436)

ICT・積算基準類：大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 阿久根 (内線22427)

施工パッケージ型積算：国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター

社会資本システム研究室主任研究官 織井

<電気通信関係（工事・業務）>

大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 國吉 (内線22374)

<鋼橋積算基準関係>

道路局国道・技術課 課長補佐 鮎島 (内線37865)

<業務関係>

大臣官房技術調査課 課長補佐 高見 (内線22333)

<機械設備関係（工事・業務（点検・整備））>

大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 工藤 (内線22422)

1. 直轄工事等における積算改定項目（働き方改革関係）**（1）現場環境の改善費用の充実（参考資料 1 ページ）**

「地球沸騰」が指摘される中、建設現場の作業環境を改善するため、「現場環境改善費」(率計上)から避暑（熱中症対策）・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用については、「現場環境改善費」(率計上)の 50%を上限に設計変更します。

（2）完全週休 2 日（土日）の実現等の多様な働き方への支援

（参考資料 2 ページ）

令和 6 年度までに週休 2 日が定着したことから、令和 7 年度からは地域の実情を踏まえ、完全週休 2 日（土日）の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施します。新たな取り組みとして、週単位の週休 2 日（完全週休 2 日（土日））の補正係数を新設します。

（3）移動時間等を踏まえた歩掛改定（参考資料 3、4 ページ）

資材基地等から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和 4 年度に調査表の全面見直しを実施しました。

令和 6 年度は、路上工事だけでなく仮設工事においても現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、令和 7 年度の歩掛改定に反映しました。

また、建設機械を日々回送して使用する工種において、実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、歩掛改定に反映しました。

（4）改正品確法を踏まえた災害協定に基づく労災保険等の積算

改正品確法に定められた災害協定における負傷等に対する民間労災に係る法定外保険、第三者損害賠償保険等で必要な保険契約について、令和 7 年度を目処にその積算方法を検討します。

2. 円滑な施工体制の確保

(1) 大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛（参考資料5ページ）

平成23年東日本大震災（岩手・宮城・福島県内）、平成28年熊本地震（熊本県内）の被災地では、工事に必要な資材等の不足や作業効率の低下が発生してきました。

実態調査結果を踏まえ、間接工事費の補正（復興係数）や歩掛の日当り標準作業量の補正（復興歩掛）を設定します。

(2) 測量業務の諸経費（参考資料6ページ）

実態調査の結果を踏まえ、測量業務の諸経費率を改定します。

3. 共通仕様書等の改定

(1) 工事関係

土木工事共通仕様書、施工管理基準、電気通信設備工事共通仕様書について、改正された各種基準類との整合を図るとともに、ICT技術の全面的な活用を推進するため、一部改定します。

また、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間における仕事の進め方として、Wiークリースタンスの実施に努めることを規定する等の改定をします。

(2) 業務関係

測量業務共通仕様書、地質・土質調査業務共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書、電気通信施設設計業務共通仕様書について、各種基準類の改定等を踏まえ、一部改定します。

4. その他の現場実態を踏まえた改定

(1) 土木工事関係

1) 土木工事標準歩掛の改定（参考資料7ページ）

＜新規制定【3工種】＞

- ①排水材設置工（水平排水層）
- ②中層混合処理工（ICT）
- ③切削オーバーレイ工（ICT）

＜使用機械、労務等の変動による改定【6工種】＞

- ①スラリー攪拌工、②全回転オールケーシング工、③残存型枠工、
④縦切排水工、⑤雪寒仮囲い工、⑥大型土のう工

＜移動時間を考慮した改定【4工種】＞

- ①構造物補修工（断面修復工）、②切削オーバーレイ工、

③油圧圧入引抜工、④床版補強工
<建設機械の回送時間を考慮した改定【1工種】>
①鋼橋架設工

- 2) 施工パッケージ型積算関係の改定（参考資料8ページ）
<使用機械、労務等の変動により改定を行う工種【4工種】>
- ①発泡スチロールを用いた超軽量盛土工、
 - ②護岸基礎ブロック据付工、③舗装版クラック補修工、
 - ④消波根固めブロック工
- <移動時間を考慮した工種【6工種】>
- ①排水構造物工（暗渠排水管）、②塵芥処理工、
 - ③路盤工、④路盤工（ICT）、⑤透水性アスファルト舗装工、
 - ⑥沓座拡幅工

(2) 鋼橋製作費の改定（参考資料9ページ）
鋼橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ、改定します。

(3) ICT活用工事（参考資料10、11ページ）
ICT活用工事の更なる普及促進のため、適用工種の拡大を行います。
<新規制定【1工種】>

- ・軟弱地盤処理工（サンドコンパクションパイル工）（ICT）

実態調査の結果を踏まえ、ICT活用工事の積算について見直します。
<廃止>
・保守点検

(4) 新技術基準類の制定（参考資料12ページ）
新技術積算基準類（特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準）について、新規制定【5技術】

1. SAVEコンポーナーHA
2. ウォータージェットはつり処理工法（ジェットマスター JMK-2100）
3. 高機能床版排水パイプ
4. 油圧ハンマの騒音防止装置を使用した鋼管杭の打止め工法
5. 消雪パイプ温水高压洗浄「リバーサルクリーニング」

(5) 設計業務等標準歩掛（参考資料13～15ページ）

実態調査の結果を踏まえ、軟弱地盤技術解析業務、橋梁予備設計、橋梁詳細設計の歩掛を改定します。

(6) 機械設備積算基準（参考資料16ページ）

実態調査の結果を踏まえ、既存制定工種の歩掛及び諸経費を改定します。

また、技術基準類の改定に伴い、既存制定工種歩掛の作業範囲を改定します。

1) 機械設備工事積算基準の改定【3工種】

実態調査の結果、現行の積算基準との乖離が見られたため改定

- ①河川用水門設備における二次コンクリート及び型枠費
- ②揚排水ポンプ設備における低圧受電の場合の受電設備据付材料費
- ③工場及び現場塗装におけるプライマー処理並びにエアレスプレー塗りの歩掛

2) 機械設備点検・整備積算基準の改定【改定：2工種】

実態調査の結果、現行の積算基準との乖離が見られたため改定

- ①ダム用水門設備の共通仮設費率

技術基準類の改定に伴う作業範囲の改定

- ①トンネル換気設備の標準点検工数（月点検・年点検）

適用スケジュール（参考資料17ページ）

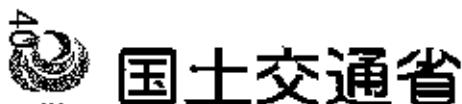
1. (2)、4. (4) の改定内容については、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用します。（個別に適用時期を示しているものは除く）

1. (1)、(3)、2. (1)～4. (3)、4. (5)、(6) の改定内容については、令和7年4月1日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用します。（個別に適用時期を示しているものは除く）

ただし、1. (1)、(3)、2. (1)、(2)、4. (1)、(2)、(3)、(5)、(6) については、令和7年3月1日から令和7年3月31日の間に入札書提出締切日が設定されるものを対象として、契約後に改定内容に基づいた変更をすることができます。

令和7年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省
大臣官房技術調査課
大臣官房参事官グループ
道路局 国道・技術課
国土技術政策総合研究所
社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室



1. (1) 現場環境の改善費用の充実

- 従来、国土交通省直轄工事の積算では、ミストファン等の設備対応を共通仮設費（現場環境改善費）、経口保水液・空調服等の労務管理にかかる費用を現場管理費（真夏日の日数に応じて補正）にて計上。
- 工期設定では、猛暑日を考慮して設定。想定以上に猛暑日が確認された場合、適切に工期変更（延長）を行い、工期延長日数に応じて増加費用を計上。
- 令和7年度より、「現場環境改善費」（率計上）から避暑（熱中症対策）・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」（率計上）の50%を上限に、設計変更を実施。

<共通仮設費（現場環境改善費）>

現行	
率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇
現場環境改善 (官署関係)	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舎の快適化
現場環境改善 (安全関係)	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 3. 避暑（熱中症対策）・避寒対策
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板

※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）

今後

率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇
現場環境改善 (官署関係)	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舎の快適化
現場環境改善 (安全関係)	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板

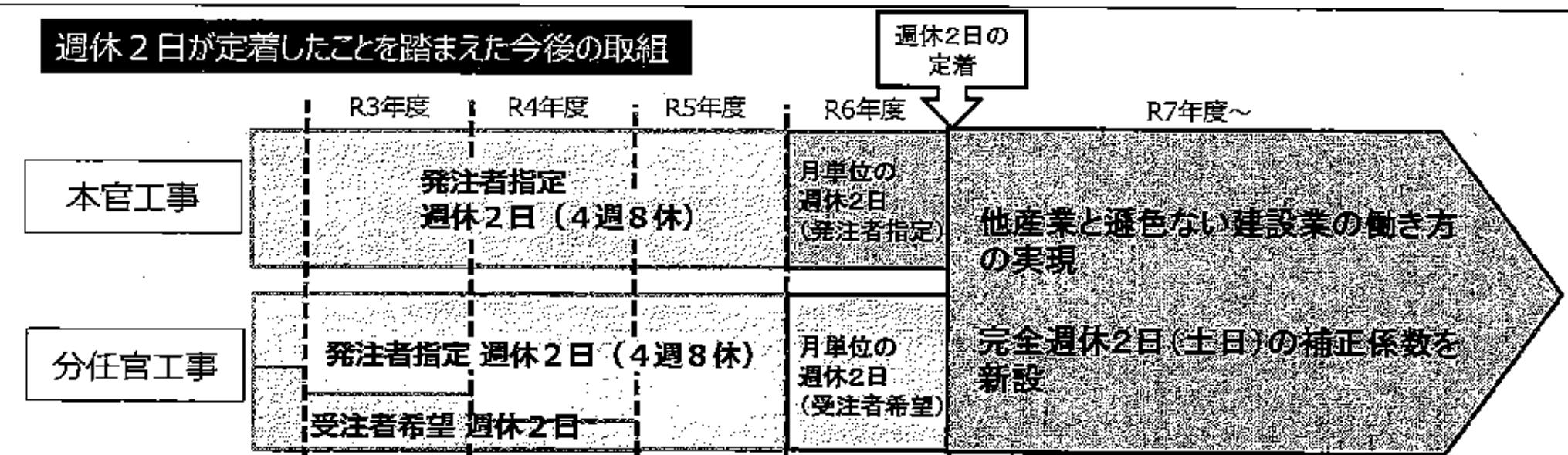
※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）

積み上げ計上費目（精算時の設計変更対象）

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、設計変更。なお、積み上げ計上の場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。

1.(2) 完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方への支援

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。
※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。
※完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。



R7年度の週休2日補正係数

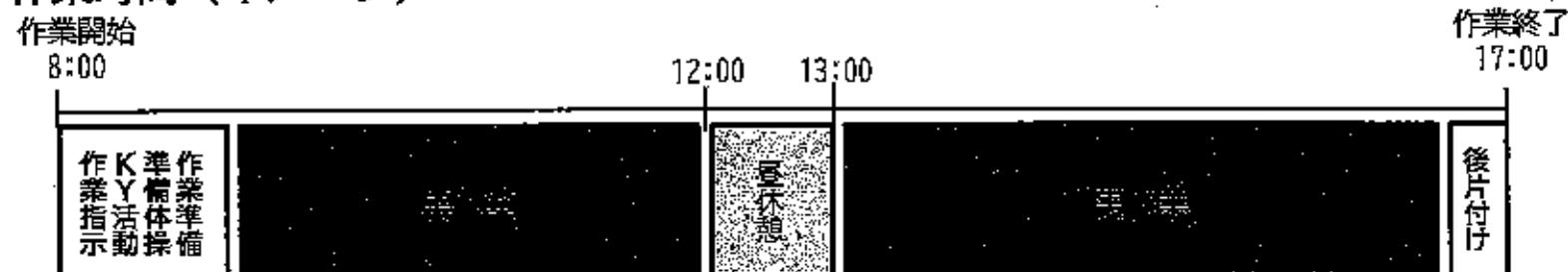
	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
<現場閉所>	補正無し	労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03
<交替制>	補正無し	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03

1.(3) 移動時間等を踏まえた歩掛改定

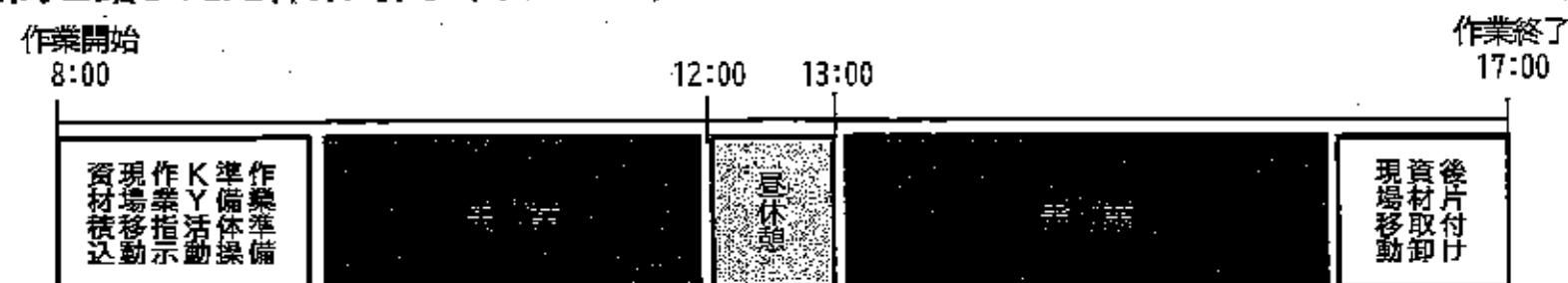
時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

- KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等は一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
- 路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間 を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施。
- 令和6年度は、路上工事だけでなく仮設工事においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



- 切削オーバーレイ工など10工種で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒ R7年度歩掛改正に反映

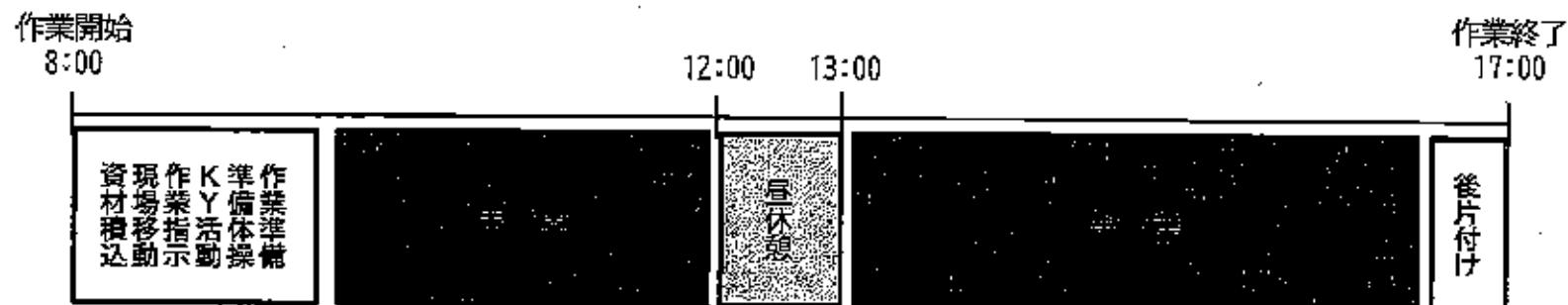
切削オーバーレイ工、構造物補修工（断面修復工）、油圧圧入引抜工、床版補強工、塵芥処理工、排水構造物工（暗渠排水管）、路盤工、路盤工（ICT⁴⁰）、透水性アスファルト舗装工、沓座拡幅工

1.(3) 移動時間等を踏まえた歩掛改定

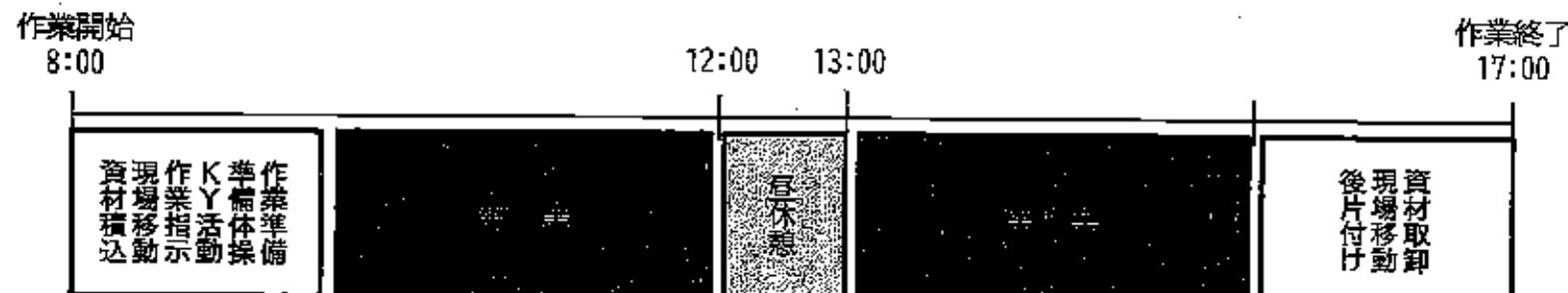
時間外労働の上限規制対応【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改正】

- 令和6年度は、建設機械を日々回送して使用する工種において、日当たり施工量に変動が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間の増加により変化した作業時間（イメージ）※日々回送する移動式クレーン



- 鋼橋架設のベント設備にかかる工種において、移動式クレーンが日々回送することで実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒令和7年度歩掛改正に反映

鋼橋架設工（ベント設備設置・撤去、ベント基礎設置・撤去）

4.(1) 1) 令和7年度 土木工事標準歩掛の改定

1. 土木工事標準歩掛 【14工種】

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当たり、若しくは日当たりの労務、材料、機械等の規格や所要量について工種ごとにとりまとめたもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定

(1) 新規制定【3工種】

- ①排水材設置工（水平排水層）、②中層混合処理工（ICT）、③切削オーバーレイ工（ICT）



排水材設置工（水平排水層）



中層混合処理工（ICT）



切削オーバーレイ工（ICT）

(2) 使用機械、労務等の変動による改定【6工種】

- ①スラリー攪拌工、②全回転オールケーシング工、③残存型枠工、
④締切排水工、⑤雪寒仮囲い工、⑥大型土のう工



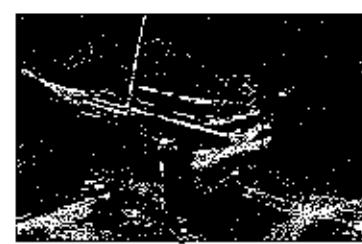
大型土のう工



雪寒仮囲い工

(3) 移動時間を考慮した改定【4工種】

- ①構造物補修工（断面修復工）、②切削オーバーレイ工、
③油圧圧入引抜工、④床版補強工



鋼橋架設工

(4) 建設機械の回送時間を考慮した改定【1工種】

- ①鋼橋架設工



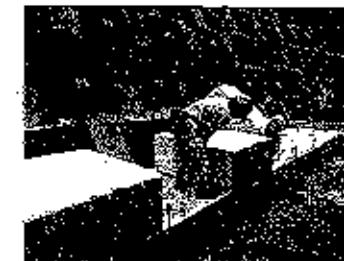
油圧圧入引抜工

2. 施工パッケージ関係歩掛 【10工種】

施工パッケージ型積算基準は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における機械経費、労務費、材料費を含む単位施工量当り「単価」を工種区分毎に設定したもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、施工パッケージ型積算基準及び標準単価表を改定

(1) 使用機械、労務等の変動により改定を行う工種 【4工種】

- ①発泡スチロールを用いた超軽量盛土工、
- ②護岸基礎ブロック据付工、③舗装版クラック補修工、
- ④消波根固めブロック工



発泡スチロールを用いた超軽量盛土工



護岸基礎ブロック据付工

(2) 移動時間を考慮した工種 【6工種】

- ①排水構造物工（暗渠排水管）、②塵芥処理工、
- ③路盤工、④路盤工（ICT）、⑤透水性アスファルト舗装工、
- ⑥沓座拡幅工



路盤工（ICT）



排水構造物工（暗渠排水管）

「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機労材規格のうち、代表機械規格及び代表労務規格の参考数量（積算単位当りの労務の人工数や機械の運転日数等）を「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」として、国土技術政策総合研究所HPに掲載（令和7年3月末公表）。

https://www.nirim.go.jp/lab/obj/theme/theme2/theme_sekop.htm

4. (2) 鋼橋製作工

○ 鋼橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ改定

● 製作費

鋼橋製作費 本体製作工

加工組立工数(標準工数(人／個))

種別		現行	改定
丸型鋼橋脚	a1 大型	6. 39	6. 76
	a2 小型	0. 54	0. 57

鋼橋製作費 本体製作工

仮組立て工数(標準工数(人／個))

種別		現行	改定
鋼床版鋼桁	c	3. 61	4. 17
アーチ	c	2. 55	2. 70

鋼橋製作費 付属物製作工数 伸縮縫手(標準工数(人／t))

形式		現行	改定
フィンガー形式 (J-1)	d	11. 2	15. 3
車道部はフィンガー形式 歩道部重ね合わせ(踏板)形式 (J-2)	d	12. 2	14. 9

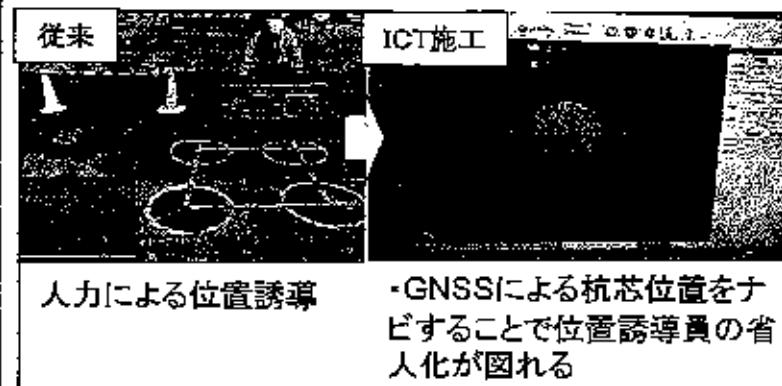
4.(3) ICT活用工事 新規工種の制定

軟弱地盤処理工(サンドコンパクションパイル工)(ICT)

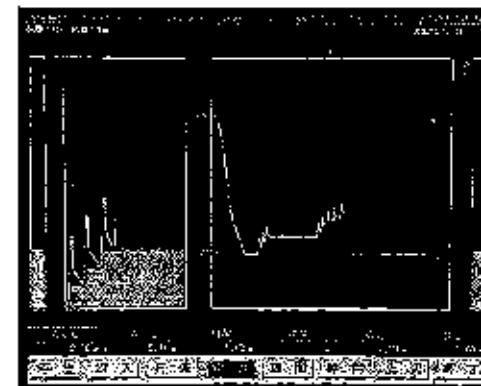
【概要】

ICTを活用し、地盤改良が必要な箇所に建設機械を設置する位置決め作業や施工後の杭径、間隔、杭深の確認作業の効率化を図る工法。

また、取得データにより砂投入量も確認できるので、杭品質の向上も期待できる。

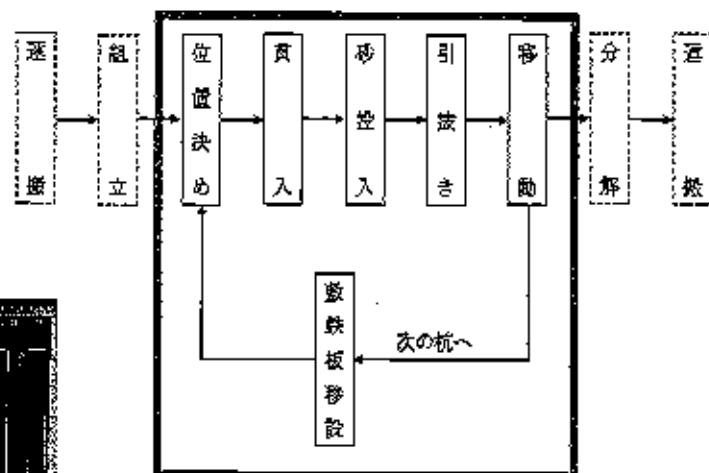


位置決め作業の効率化



計測データを用いた砂投入量の管理

【施工フロー】



【今回整備】

○ICT活用工事 実施要領

○ICT活用工事 積算要領

○3次元計測技術を用いた出来形管理要領 45

4.(3) ICT活用工事 積算改定

「ICT建設機械による施工」の積算における「保守点検」の廃止

- 作業前後において、ICT建設機械は通常建設機械とは異なり、通信機器や表示モニター等の点検や確認に要する作業が別途必要となることから、保守点検費用としてが以下の算定式に費用を計上。

【保守点検】

$$\text{保守点検} = \text{土木一般世話役 (円)} \times 0.05 \text{ (人/日)} \times \frac{\text{施工数量 (m}^3\text{)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m}^3\text{/日)}}$$

- 実態調査の結果、点検・確認作業にかかる時間に差異が見られなかつたことから、
保守点検費用の別途計上を廃止。

<通常建設機械の点検作業>

作動油チェック、残燃料確認、油漏れ・水漏れ目視点検、履帯緩み確認、グリス給脂、バックカメラ点検などを実施

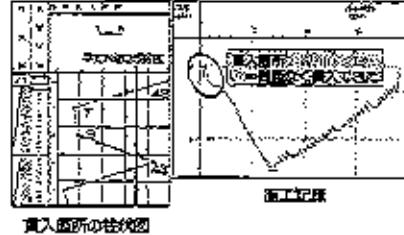


4.(4) 新技術基準類の制定

新技術積算基準類（特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準）【5技術】

- 新技術積算基準類は、**有用な新技術の現場実装**を目的に、受注者及び発注者の工事費積算の手間が省けるよう、推奨技術及び準推奨技術の**基準類（積算基準等）**を整備。
- 令和6年度は、次の**5技術**の基準類を整備。

技術名称	NETIS登録番号	技術の位置づけ (有用な技術名称)	整備内容
SAVEコンポーザーHA	CB-160026-VE	[★R4推奨][★活用促進]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準
ウォータージェットはつり処理工法（ジェットマスター JMK-2100）	CB-180013-VE	[★R6推奨][★活用促進]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準
高機能床版排水パイプ	HK-200001-VE	[★R6推奨]	特記仕様書記載例、積算基準
油圧ハンマの騒音防止装置を使用した鋼管杭の打止め工法	KT-210028-VE	[★R6推奨]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準
消雪パイプ温水高压洗净「リバーサルクリーニング」	HR-220004-A	[★R6推奨]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準



<SAVEコンポーザーHA（サンドコンパクションパイル工）>



<ウォータージェットはつり処理工法>

■ 新技術積算基準類の公表

上記技術の積算基準類について、NETISのHPに掲載（令和7年3月中旬公表予定）。

(<https://www.netis.mlit.go.jp/netis/>)

4.(6) 機械設備積算基準

改定のポイント

- 機械設備積算基準は、土木機械設備請負工事費等の積算に用いる標準的な施工条件における労務工数、材料数量、直接経費等の所要量についてとりまとめたもの。
- 実態の結果を踏まえ、既存制定工種の歩掛及び諸経費を改定。
- 技術基準類の改定に伴い、既存制定工種歩掛の作業範囲を改定。

(1) 機械設備工事積算基準の改定

実態調査の結果、現行の積算基準との乖離が見られたため改定

- ①河川用水門設備における二次コンクリート及び型枠費
- ②揚排水ポンプ設備における低圧受電の場合の受電設備据付材料費
- ③工場及び現場塗装におけるプライマー処理並びにエアレススプレー塗りの歩掛

(2) 機械設備点検・整備積算基準の改定

実態調査の結果、現行の積算基準との乖離が見られたため改定

- ①ダム用水門設備の共通仮設費率
- 技術基準類の改定に伴う作業範囲の改定

- ①トンネル換気設備の標準点検工数（月点検・年点検）

工事成績評定の見直しについて（週休2日関係）

資料 9

※ 週休2日以外にも一部見直し改正します。

別紙一2①（端折路検査表）

考査項目別運用表（案）

考査項目	範囲	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	<input type="checkbox"/> 優れている	<input type="checkbox"/> やや優れている	<input type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> やや劣っている	<input type="checkbox"/> 劣っている
	削除	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 選元及び障害機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行なうことにより、要因工事の回遊等を行い、地盤改良に公共工事に対する理解度を与えた。 <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 <input type="checkbox"/> 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行なうことに加え、他の候補となるような取組を実施した。 <input type="checkbox"/> 施工箇所工事など特に工事結果が複数ある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工事施工箇所が休憩場に点在している場合において、工事実績を的確に示し、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 完全週休2日（生日休日）を実現した。 <input type="checkbox"/> 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利害者への影響を軽減させた。 <p>□ その他（理由）：</p> <p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a. b. c. d. e評価を行う。</p>	<p>●週休2日の確保は、下記各事項両方に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の候補となるような取組とは、工程管理に係るデジタルツールやシステム活用などによる「△」や「OK」の取組、社員教育及びPR活動等をいう。 <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 <input type="checkbox"/> 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことこれが、他の候補となるような取組を実施した。 			
	III. 安全対策	a	b	c	d	e
		<input type="checkbox"/> 優れている	<input type="checkbox"/> やや優れている	<input type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> やや劣っている	<input type="checkbox"/> 劣っている
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆健康の防止に向けた取り組みが顕著であった。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の課題となるような活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や新規工夫を取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 施工作業者及び労働者の活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 <input type="checkbox"/> その他（理由）： <p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a. b. c. d. e評価を行う。</p>				

考査項目別運用表 (案)

考査項目	特 別	工 事 項		
5. 施工工夫	1. 施工工夫	<p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 加工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備搭付後の初期品質面に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの仕様材の選定に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、構造部品、建築、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の配置及び吊り方等などの施工方法に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工部位における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に對する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工工事や後生品質工事を実行する装置又はポンプ類の操作停止、運転のつなぎを対する工夫。 <input type="checkbox"/> 照明などの境界の確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 仮脚、仮道路、仮道路等の計画的施設工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 温度調節、施工環境等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 支保工、壁保工、足場保工、板保工、山型保工等の仮設工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 監工の確認書、抗の施工報告書等の監理に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工監査書の作成、監査の管理等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工改善又は品質の計測、算出、監査等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土建情報システム等の活用に對する工夫。 <p>□ ICT 活用工事加点として施工測量から電子帳票までの流れが段階で ICT を活用した工事。(施工測量のみは時く) 该本項目は1点の加点とする。</p> <p>□ ICT 活用工事加点として施工測量から電子帳票までの全ての段階で ICT を活用した工事。 该本項目は2点の加点とする。※ ICT 活用による加点は最大2点の加点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 現状状況に基づくライフサイクルコストや持続管理に対する有益な提案の工夫。 <p>【品質】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土工、鉄筋、電気の品質向上に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリートの材料、形状、表面に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 鋼筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材質に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 設計、荷重計算等に関する工夫。 <p>【安全管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 連続安全衛生監査が定める指針に基づく安全管理政策を実施している。 该本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 安全を確保するための防護装備等に對する工夫。(落下物、重落・転落、跳まれ、衝撃、立入禁止牌、手摺り、足場、床等の安全措置等) <input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に對する工夫。 <input type="checkbox"/> 安全防護具、労働者衛生等の知識及び経験等に對する工夫。 <input type="checkbox"/> 有害ガス並びに可燃ガスの処理及び防護監査等に對する工夫。 <input type="checkbox"/> 一般車両入庫の荷役整頓や積立は一定位置の安全確保に對する工夫。 <input type="checkbox"/> 速しい作業環境の整備に對する工夫。 <input type="checkbox"/> 災害安全に對する工夫。 <p>【働き方改革】</p> <p>「働き方改革」では、当該工事において、他の施設となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大2点の加点とする。</p>	追加	<p>□ 施工開始による追休2日(土日)を適用している。 □ 若手や女性技術者の登用など、若い手の確保に向けた取組みが図られている。</p> <p>【その他】</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)</p> <p>・本細別では、他の基準となるような学生企業の骨太改善に係る下記取組、当該工事において実施した場合に評価する。 【働き方改革】 <input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、若い手の確保に向けた取組みが図られている。 【その他】 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____) →若手や女性技術者の登用など若い手確保に向けた取組のほか、【その他】においてインフラDXの取組、情報通信技術の活用及び社内研修の開催などにより長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現に向けた取組みとして他の基準となるよう、学生企業の取組を、当該工事で実施した場合に評価するものとする。</p>
	記述評価 DVマークを付した キーワード項目につ いて、評価内容を詳 細記入	評点_____点	当該工夫の作業評価	
		<p>*1. 極上評価すべき要素は大変難しくは評価する。</p> <p>*2. 評価は各項目において1つしか付されれば1、2点で評価し、最大2点の加点評価とする。</p> <p>*3. 適当する数と並びを算出して評価する。1項目1点を最高とするが、内容によってはそれ以上の点数を予ててもよい。</p> <p>工事しゅん工事場の簡素化のため、必要以上の香取作成を理由に加点評価はしない。 簡素化の観点から、創意工夫の実施状況の記付は、1工事につき7項目を上限とする。</p>		

図版-2② (踏査監査員等)

考査項目別運用表 (案)

考査項目	細則		
4. 工事特性	I 施工条件等への対応	<p>II 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 特殊及び地盤条件への対応が必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 危険な地形及び土石流等の渓流域内の工事</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 地盤物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p>15. 条件明示の有無に係わらず、当初免査時点まで予期しえなかつた土質条件、地下水や地盤物の劣化等の状況が現地で確認される等の理由により、大幅な変更対応が必要となった工事</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 前述各個工事と概ねに比して地元建設業者の手間がかかる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 17. その他 (_____)</p> <p>III 評点 ____点 (上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点)</p>	<p>(11. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 沿川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルボイント工法などによる排水や大規模な止水留めなどが必要な工事。 - 支持地盤の形状が複雑なため、深層地盤を確認するなど支持地盤を確認しながら施工した工事。 - 施工不能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 <p>(12. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 雪害・寒害特に厳しい場所で、雪水の除かなどへの対応が必要となった工事。 - 沿川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不安全日が多く、主に作業船を使用する工事。 - 波浪を多用した工事又は海岸や水位変動が大きいため作業構造等を設置した工事。 <p>(13. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 被災箇所における二次被害の危険性に対する注意が必須とされる工事。 - 危険な地形のため、作業構造や作業末の危険が制限される工事。もしくは、危険を避ける必要があった工事(法規には除く)。 - 斜面又は急峻な地形箇所での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策が必要とした工事。 - 土石流発流域に指定された区域内における工事。(地すべり危険地区は除く) <p>(14. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> - イヌワシ等の猛禽類などの被害を避難物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 <p>(15. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、適切な設計変更「審査」を実施し、施工方法、工事を評価できる工事。 <p>(16. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 施工機械等機材に比して地元建設業者の手間がかかる工事。 <p>(17. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> - その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 - その他、地盤等における既存の施設の搭載のうち特に評価すべき箇所が認められる工事。 - その他、技術的に特殊な現場条件への対応が必要であった工事。
	IV 総理工事における安全管理等への対応	<p>17. 12ヶ月を超える工事で、事故なく完成した工事(全箇一時中止期間は□除く)</p> <p>※但し、又審査に至らない事故は除く。</p> <p><input type="checkbox"/> 18. その他 (_____)</p> <p>IV 評点 ____点 (上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点)</p>	
	V 対応を目的とした取組み	<p><input type="checkbox"/> 19. 完成翌々日(生日後日)を実施した。(各点)</p> <p>平 評点 ____点 (上記の対応事項の合計点を基点・最高6点)</p>	
	評価	<p>評点合計 ____点</p> <p>合計が20点以上の場合は20点とする</p>	

※1 工事特性は、最大20点の加点とする。

※2 評価にあたっては主任監査員等の意見も参考に評価する。

工事書類の国土交通省様式との統一化について

国土交通省関東地方整備局では、土木工事における受発注者のさらなる業務効率化を図るため、国・自治体間で工事関係書類の様式が異なる課題への対応として、国土交通省の「標準様式」をベースとした国・自治体間の「様式又は記載内容の統一化」を行うこととしています。

本県においても、関東地方整備局をはじめ、(一社)長野県建設業協会や県関係部局等との調整を踏まえ、以下のとおり工事関係書類の統一化を図ります。

1 統一化対象書類

標準様式名称	県現行様式名称
現場代理人等通知書、経歴書、 工程表、変更工程表	技術者等の通知、経歴書 工程表
VE 据置書（契約後 VE 時）	契約後 VE 提案概要書
工事事故速報	事故等調査報告書
指定部分完成通知書	〔該当様式無し〕※2
指定部分引渡書	〔該当様式無し〕※2
工事出来高内訳書	〔該当様式無し〕※2
付15 様式 付余書類	修補完了報告書 〔該当様式無し〕※2
工事延期届 部分使用承諾書	工事延期請求書 〔該当様式無し〕※2
支給品受領書	修補完了報告書 〔該当様式無し〕※2
支給品清算書	〔該当様式無し〕※2
建設機械使用実績報告書	〔該当様式無し〕※2
建設機械借用・返納書	〔該当様式無し〕※2
現場発生品調書	〔該当様式無し〕※2
簡易報一式	請負代金内訳書、掛金収納書、品質証明書通知書、工事打合せ書、 段階確認書、確認書、立会依頼書、工事履行報告書、完成通知書、 出来形管理図表、品質管理図表、品質証明書、 創意工夫、社会性等に関する実施状況（説明資料）
済みの書類 計12 様式	請負代金内訳書、掛金収納書、品質証明書通知書、工事打合せ書、 段階確認書、確認書、立会依頼書、工事履行報告書、完成通知書、 出来形管理図表、品質管理図表、品質証明書、 創意工夫、社会性等に関する実施状況（説明資料）

※1 「報一式」とは、受注者で記載が必要な内容の統一を図るものであり、機械番号、機器名、完成箇所等の統一までは必要としない。
※2 興味では工事打合せ書等に記載されている機械番号が、機器を明確化して、余計な長い文言を避けよう、国土交通省様式への統一化を図る。
※3 土木建設省の標準様式（付計34 様式）が、本県では作成が不要な機器が2 様式あるため、差し引いて32 様式としている。
※4 説明書類式は、国及び県の関係業者等の運営により、統一化が困難又は実質的に専門知識を要する書類である、当面統一化は行わない予定。

令和6年度末時点の統一化率： 27 様式 / 32 様式※3 約 84%

2 適用

令和7年4月以降に起工・起業する工事に適用
(契約済み工事でも、現場未着手で、適用しても支障が無い場合などにおいては、受発注
協議の上で適用可)

3 その他

- 工事関係書類の統一化に係る様式及び考え方の解説については、「工事書類簡素化ガイドライン」に解説を明示する。→ 令和7年3月改定（令和7年4月適用）
- 上記改定にあわせて、令和6年4月に適用している「工事書類簡素化ガイドライン」の内容についても、(一社)長野県建設業協会等の意見を参考に、さらなる簡素化につながる余地の残る書類の部分的な見直しを行つ。

※R6.4 適用の「工事書類簡素化ガイドライン」からの主な見直し部分
・施工体制合併及びその添付書類について、提出・提示・確認書類の複雑化等の解消。
(現行ルールは、受発注者双方の負担増につながられるとの意見があるため、原則全て提出に見直し)
・わかるやすいガイドラインとするための工夫。(冒頭に自次追記・解説等の明示・FAQの公開など)

建設工事 優良技術者表彰制度の改定について

1. 改定内容

事項	現行	改定
選定方法	成績評定点の上位から選定	発注機関の推薦方式 インセンティブ加点なし(令和9年度より適用)

* 改定後の表彰見込み数 建設工事：約130名（上位10名、一般60名、若手50名）

2. 発注機関推薦方式

○推薦基準

・以下の推薦基準①から④のいずれかに該当する技術者を推薦できる。

・推薦基準①から④のいずれかに該当する技術者が対象。

推薦基準	推薦基準の考え方
① 当該工事が優良であり、かつ、技術者の高度な技術力が確認できるもの	次のすべてに該当するもの ①工事成績評定が優良な工事 ②技術的に高度又は難易度が高い工事 ③出来形管理、品質管理、工程管理、安全管理が優良かつバランスが良く、出来栄えがよい
② 建設現場の生産性向上や働き方改革において効果的な取組を行ったもの	次の取組のいずれかを実施し、効果が大きいもの ①ICT 活用工事 ②BIM/CIM の活用 ③現場環境改善 公共工事のイメージアップに関する取組 ④下請けへの指導
③ 管理能力が高い、仕事に対する積極性・誠実性等が優れている、環境への配慮などの取組、地域からの評価が高い取組	次のいずれかに該当するもの ①市街地や住宅密集地において、積極的に開発機関や地元と調整を行ない、円滑にかつ工期内に工事を完了させた。 ②施工や地域の安全確保が特に重视される山陽地域や丘陵斜坡、河川工事において、仮設を含めた適切な施工管理により、事故なくかつ円滑な施工を行った。 ③ゼロカーボン建築への実証、環境保全の取組 ④地域住民組織や自治体から感謝状を贈られた。
④ 社会インフラの災害復旧工事、維持管理工事に、地域の守り手として積極的かつ効果的な取組、地域貢献度が特に高いもの ※本項目は工事成績評定点を付与しないものと対象とする。 ※除雪業務も対象とする。	次のいずれかに該当するもの、ただし経営等に基づく総合的な技術的経験により実施されたものを対象とする。また複数技術者による成果を想定するため、技術者は表彰対象としない。 ①災害時等、応急工事に尽力し、ライフラインや住宅等への被害の拡大防止や交通確保等により、社会的影響の軽減を図った。 ②大規模な車両導入が地域的に想定される大雪に対し、地域の交通確保に尽力し、効果的な取組をおこなった。 ③緊急的かつ社会的影響が大きい事象における緊急要請に対し、迅速かつ確実に応答するなど地域への貢献が大きい。 ④新技术の採用等により、JV 全体で維持修繕作業又は除雪作業の大幅な効率化を図り、公共施設利用者や地域への影響を軽減。

○推薦枠

・工事成績評定点の上位10工事（全員）に配置された技術者は、特別枠として被表彰者とする。

・各機関の推薦枠は、年間工事件数の多少により定めるものとする。

・推薦基準①から④に該当する者がいない等の理由により、推薦を行わない場合もある。

○推薦作業スケジュール（予定）

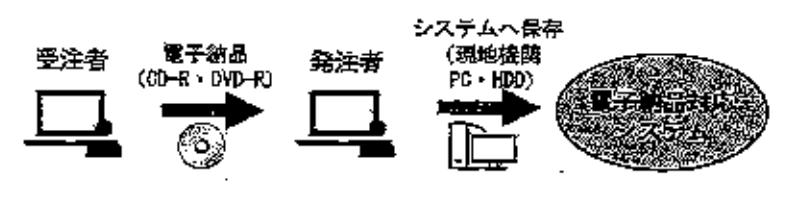
3月下旬～4月上旬	5月下旬	7月下旬	10月下旬	12月下旬	2月上旬	表彰式
推進機関 推薦枠 通知	推進機関 推薦枠 の取扱い の取扱い 者	推進機関 推薦枠 類の提出	推進機関 推薦枠 会員登録	被表彰者決定 会議	被表彰者決定 会議	推進機関作業範囲

電子納品保管管理システム（オンライン電子納品）の導入

現状と課題

- ▶ 平成15年度から「電子納品対応システム（以下、現行システム）」を活用
- ▶ 現行システムの納品データは、現地機関に設置されたHDDに保存されており、3次元化に伴うデータ量の増大やデータ消失リスク等が課題
- ▶ 受注者がアクセスできないため、受発注者間のデータ共有に手間が発生

<現行システムの体系>



<新システム導入による運用>

- ①オンライン電子納品原則化
R7.4.1以降に竣工（完了）する工事・業務

※建設省、農政省、林務省、企業局、環境省の一部、企画振興局の一部が参画。
建築工事・業務は除外。

- ②情報共有システムの業務原則化
R7.4.1以降に起工・起業する業務

※R6.10からの原則化では、事前準備により利用しないことができることとしているが、
R7.4からはこの適用除外を廃止。工事は既に原則化済み。

令和7年3月末：上記に伴い、電子納品に係る実施要領、情報共有システム実施要領を改定。

令和7年4月1日：運用開始 ※お困りのことがあれば、NESiSヘルプデスク（03-4221-1300）へお問合せください。

NESiS利用マニュアル・FAQ・オンライン説明会動画を、「NESiS情報サイト」で公開。

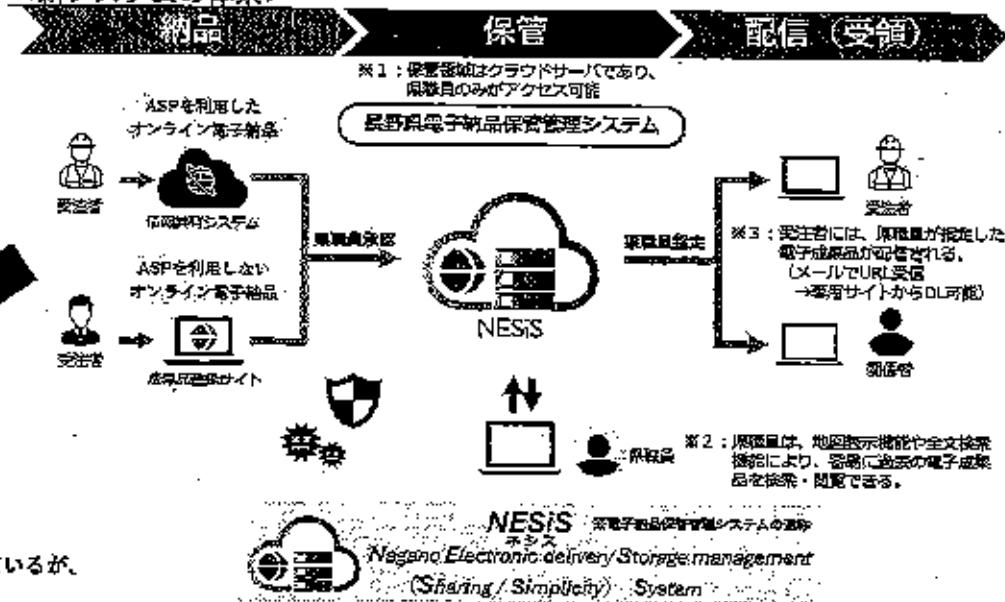
URL：https://www.kts.co.jp/nagano_nesis/top

目指す姿

- ▶ 保存領域をクラウドにすることで、データ量の増大やデータ消失リスク等の課題が解消され、適切かつ安全な保管管理や、受発注者間の円滑なデータ共有が可能
- ▶ 「情報共有システム（ASP）※1」との連携により、協議に用いたデータを電子納品として移行でき、工事書類の作成作業が省力化

※1：インターネットを通じて提供されるアプリケーション（ASP）を利用して行うもの

<新システムの体系>



「地域を支える建設業」検討会議 第54回全体会議（R7.3.19）
(一社)長野県建設業協会

○ 要望事項等

1 災害に強い安全・安心な県づくりと地域経済の活性化、社会資本整備を推進するための公共投資について

令和7年度政府予算案において公共事業関係費は6兆858億円となり、金額では対前年で30億円の増となり、県におかれましても令和7年度当初予算の投資的経費は、対前年で127億円、8.4%増の1,643億円を要求されました。公共事業予算の確保に対しまして御礼申し上げます。

また、公共工事の設計労務単価につきましても、全国全職種の平均で対前年6.0%、13年連続の引き上げとなりました。

しかしながら、公共建設投資の横ばいが続き、実質投資額が減少している中で、資機材価格の高騰や人件費上昇の影響等によって、地域建設業を取り巻く状況は大変厳しく、地域建設業が将来に亘りその使命を果たしていくためには、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠です。地域の安全・安心を担う地域建設業が、その社会的使命を果たし、公共工事の品質を確保していくため、下記の事項について要望します。

(1) 国土強靱化対策を強力かつ計画的に推進するため、法定化された「国土強靱化実施中期計画」について、現行の「5か年加速化対策」を大幅に上回る事業量の確保と、一刻も早く制定されますよう国への働きかけを要望します。

(2) 長野県内におけるインフラの維持・管理を適切に行い、災害に強い県づくりにより県民の安全・安心を確保すると共に、県内建設企業が地域の守り手としての使命を果たせますよう、公共工事予算の安定的・持続的な確保を要望します。

(3) 長野県内の道路や河川では必要な維持補修が十分とは言えず、舗装の損傷や道路の陥没による交通事故の発生や、台風災害等における河川の氾濫等が危惧されております。

つきましては、その維持・補修にかかる県単独公共工事予算の確保を要望します。

2 建設産業の人材確保について

国内の建設産業の就業者は、他の産業と比較して高齢化が顕著に進行していることに加え、新規就業者の確保や、既存就業者の退職防止は厳しい状況にあり、今後、建設産業の就業者不足は大きく変化することは期待できない状況にあります。

長野県内においても近い将来、建設就業者不足により社会資本整備や維持管理、災害対応、そして除融雪など、県民の生活を支える各種事業が円滑かつ迅速に実施できなくなることが懸念されております。

このような状況のもと、長野県では様々な建設産業の就労促進に関する取り組みを進めて頂いていることに感謝を申し上げると共に、今後とも長野県と連携して建設産業の人材確保を推進するため下記の事項について要望します。

- (1) 若手就業者を中心とする将来の担い手確保に向けて、魅力ある建設業を目指すためには、週休2日制の実施や、時間外労働の上限規制の遵守と共に、物価高を越える賃上げを確実に実施していく必要がありますが、地域建設業においては先の見えない不安定な状況から、多くの企業で賃上げを躊躇している状況です。
つきましては、積算基準における現場管理費や一般管理費の引き上げと、落札率の更なる改善を要望します。
- (2) 少子高齢化による人口減少対策に資する県内移住者の促進と、外国人労働者の受け入れにつきまして、特段のご理解と更なる積極的な取組を要望します。
- (3) 長野県の発展や県土づくりに貢献したいという、夢や希望を持てる学び舎の場の確保や、建設業の担い手確保・育成に向けて、今後とも長野県教育委員会・建設部との意見交換会の開催と、建設技術学園の復活、建設大学校の設立につきまして要望します。
- (4) 建設就業者不足や、除雪機械のリース代等が賄いきれない等の理由により、今後、除融雪の委託業務から撤退する業者が多くなることが予想されます。
除融雪の諸課題解決に向けた検討会議の立上げについて、維持管理・危機管理分科会より提案しておりますが、どのようにお考えかお聞かせください。

3 働き方改革への取り組みについて

建設業においては、昨年4月から建設業の働き方改革の取組として「時間外労働の上限規制」が適用されました。働き方改革につきましては、規制の遵守に向けて

当協会や会員でも様々な取組を進めてまいりましたが、長野県をはじめ公共機関や民間発注者のご理解と連携・協力が不可欠であります。

つきましては、その実現に向けて下記の事項について要望します。

(1) 発注工事につきまして次の事項を要望します。

- ① 休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期設定
- ② 予算の繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化
- ③ 用地取得や関係機関協議の調った後での精度の高い設計に基づく発注

(2) 時間外労働の上限規制の遵守と週休2日制の実施に伴い次の事項を要望します。

- ① 週休2日制に伴う労働者の減収防止と補正係数の見直し
- ② 週休2日制の実施と賃上げに必要な現場管理費及び一般管理費の引上げ
- ③ 河川工事における渇水期施工の条件や、豪雪地域における実質施工可能期間を考慮し、祝日の除外や、雨天休業時にやむを得ず土日を休日とできない場合の振替などを認める柔軟な運用
- ④ 工事書類の更なる簡素化と書式の標準化・統一化
- ⑤ 設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化
- ⑥ 市町村や民間発注機関に対し、適正な工期設定や補正係数の適用と引き上げを積極的に働きかけること

4 災害情報共有システムの活用について

昨年元旦に発生した能登半島地震の甚大な被害と道路啓開の状況を踏まえ、県は「緊急輸送道路ネットワーク計画」及び「道路啓開計画」の見直しを行っているものと承知しております。

協会としましても、大規模災害発生時には「災害情報共有システム」を利用して現地情報を報告することにより、県と連携した迅速な道路啓開活動に協力したいと考えております。令和7年度には県にもご協力をいただき、緊急輸送道路のパトロールと当システムを用いた写真投稿の訓練を3回実施することとしております。

つきましては、下記の事項を要望します。

(1) 災害情報共有システムを活用した訓練や活用の推進に、長野県と連携して取り組めるよう、災害時の応急対応、資材の確保や各社のBCPの取得状況の確認等をしていただけますよう要望します。

(2) 平常時における小規模補修工事等での効果的な活用に向け、引き続き協議をお願いするとともに、災害情報共有システムを活用する取組へのインセンティブについてもご検討をお願いします。

5 小規模維持補修工事に関する民間委託の更なる活用について

長野県においては、小規模補修工事につきまして、250万円を上限に地域維持型JVに発注しておりますが、業者の側から推察させていただくと、道路や河川の維持・補修につきまして、現地機関技術職員の仕事が繁忙なことや人員不足等が見受けられ、細かな事柄についての対応まで手が回らないように感じております。

そのような状況において、道路陥没等を原因とする事故等の発生が散見されており、地域の守り手として、下記の事項を要望します。

(1) 県単独公共事業予算の更なる確保を要望します。

(2) 一定規模以下の工事については、地域を熟知した地域維持型JVに設計書の作成も含めて随意契約で発注することを要望します。また、道路の異常を早期に発見し、対応をするため道路パトロール業務についても地域維持型JV業務に含めて発注することを要望します。

(3) 随意契約による発注の上限額を500万円～1000万円程度に引き上げていただくよう要望します。

6 交通誘導員の計上について

交通誘導員につきましては、契約後の地元や関係機関との協議等により、配置人員や期間が変更となる場合、工程に影響が出たり、受注者の負担増となるなどの事例があります。

つきましては、交通誘導員の契約につきましては、発注者との直接契約とするなど、受注者の負担増とならない様、ご検討をお願いします。

7 総合評価落札方式における成績評定点の取り扱いについて（新規）

総合評価落札方式における成績評定点の加点につきましては、「とび・土工コンクリート工事」、「ほ装工事」等においては業種ごとの成績評定点の平均により評価されている一方「土木一式」、「建築一式」につきましては、全ての業種の成績評定点

の平均により評価されておりますが、令和6年4月から評定点の上限が86点に引き上げられました。

このため、土木一式工事の受注を希望する受注者の中からは、評定点の伸びない工種の工事を受注することにより平均点が上がらないことを懸念して、評定点が伸びない小規模な建築工事などの受注を躊躇するとの声があります。

つきましては、このような弊害をなくし、小規模工事の競争性を確保するような制度の見直しを要望します。

8 入札制度における技術者、会社の評価について（新規）

地域の建設業にとりまして担い手の確保、特に技術者の確保と育成は喫緊の課題となっております。このため、会員各社では、新規の学卒者のみならず社会人経験のある中途採用も含め技術者の入職と定着、育成に取り組んでおります。

つきましては、建設企業への技術者の入職と定着、育成が促進されるよう、長野県の入札制度面からのご支援をいただけるよう下記の事項についてのご検討を要望します。

- (1) 総合評価落札方式において、同種工事実績の件数により評価を続けると実績数を有する特定の会社（技術者）に受注が偏ることが懸念されます。専門性の高い工事など同種工事の実績は必要と思われますが、件数の多寡による評価の見直しを要望します。
- (2) 総合評価落札方式の技術者要件において、現在の要件を継続すると豊富な実績を持つベテラン技術者に頼りつづけることとなり、特定の技術者の負担が増すと共に、若手技術者活用の制度は設けられてきてはいるものの抜本的な対策にはなっておらず、中堅・新規入職者の育成に繋がりづらくなっています。工事の品質を確保するためには技術者を育てる会社の体制、実績が重要であり、これらへの評価がされるような見直しを要望します。（若手技術者が自信と達成感を味わうことが重要です。また、技術者要件により、技術者を特定の技術や現場に釘付けてしまっております。若者がもっと自由に活躍できる制度の構築を目指し徹底的な改革をお願いします。）
- (3) 国の直轄工事においては、技術資料を共通化できる2件以上の工事を対象に一括して公告し、審査を実施する「一括審査方式」を試行しております。県が実施している一括け方式では、複数の入札案件に同様の資料を提出していることから、

受発注者とともに事務の簡素化に効果があると思われますので、この方式の試行についての検討を要望します。

9 盛土規制法の規制区域指定にかかる県発注工事について（新規）

長野県では令和7年5月26日に盛土規制法の規制区域を指定し運用を開始するとお聞きしています。

この法律は、盛土等による災害から国民・身体を守る観点で、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する制度であり、建設業に従事する私どももその重要性を十分認識しております。

一方で、現状でも多くの現場で残土処分場がなかなかスムーズに確保ができない中、県下全域が規制区域の指定がかかるため、今後は確保した後も許可まで工事着手ができないこと、あるいはその場所が許可にならないという事態が生じること等が懸念されます。

3月に開催された第3回施工・品質確保分科会において、盛土規制法における県発注工事については、発注段階において搬出先を盛土規制法の許可を受けている適正な搬出先であることをあらかじめ確認し指定するとのご説明がありました。

つきましては、その方針を徹底していただき、契約後にスムーズな工事着手ができるようお願いします。また、建設事務所毎に県営のストックヤードあるいは残土処分用地を確保し、県発注工事の発生する残土処分指定地としていただくよう要望します。

「地域を支える建設業」検討会議
第54回全体会議

分科会資料

- ① 技術力の確保・向上 分科会 資料No.1
- ② 維持管理・危機管理 分科会 資料No.2
- ③ 施工・品質確保 分科会 資料No.3

「地域を支える建設業」検討会議

令和6年度 第3回 技術力の確保・向上分科会 報告（概要）

1 開催日時： 令和7年2月25日（火） 10:30～12:00

2 開催場所： 長建ビル 5階 会議室

3 議事

（1）県からの報告について

① 電子納品管理システム（オンライン電子納品）について

・R7.4.1以降にしゅん工する工事からオンライン電子納品が原則化となる

② 工事成績評定要領の見直しについて

・施工状況、工事特性で評価していた「完全週休2日（土日祝日）の実施」を削除

・創意工夫に「週休2日（土日）の実施」の項目を追加

・R7.4.1以降に起工起案する工事から対象

③ BIM/CIM ハンズオン講習会の実施について

・初心者に対し実施、間口を広げたい

・アンケートを実施、要望を聞き令和7年度以降も実施していきたい

④ 建設産業の次世代を担う人材確保の取組について

・学びのコンテンツの作成・活用、建設産業への理解と就業機会の創出について、取組を拡大予定

⑤ 建設産業の魅力ある職場づくりについて

・働き方改革・生産性向上、就労意欲を高める処遇の改善、誰もが働きやすい現場環境改善についての事業予定を説明

（2）建設業協会における就労促進の取組について

① 令和6年度に実施した就労促進・働き方改革の取組について報告

② R7.2.17に開催された「関東甲信越地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会」について報告

第47回維持管理・危機管理分科会 実施概要

アンダーライン部分は協会からの意見等

1 開催日時：令和7年3月13日（木）10:00～12:00

2 開催場所：長野市 長建ビル3階会議室

3 議 事

(1) 県からの報告（技術管理室）

○建設工事等における低入札価格調査制度の見直し方針（案）について

(県) 見直し後も、調査基準価格、失格基準価格については「変動制」を維持することとし、算定方法は以下のとおり。

・算定対象の入札者が5者以上の場合、その平均価格から「標準偏差×定数」を減算した価格とし、下限値を引き上げるとともに上限値は設定しない。

・算定対象の入札者が5者未満の場合、5者以上の場合の下限値とする。

今後、令和7年度の契約審議会に諮り、年度中の実施を目指とする。

○総合評価落札方式における評価項目の見直しについて（週休2日工事）

(県) 県は、「週休2日工事の実績」を加点評価する取組みを行ってきたが、建設現場への普及が確認できたことから、技術者要件、建設マネジメントへの加点の廃止について、令和7年5月1日の入札公告案件から適用する予定
なお、工事成績評定の「週休2日」についても見直す予定

(協会) 県の週休2日工事実施要領では「完全週休2日とは土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日とすること」と記載されており、土日は休んでも祝日に稼働した場合は、履行証明の中で週休2日相当となってしまうのか。

(県) 土・日・祝日を現場閉所日とするという完全週休2日は目指す姿であることから要領を変える予定はないが、工事成績評定において祝日の評価を外す様検討している。

○建設工事等における発注標準の見直し

(県) 県は、業者選定の際に用いる「資格総合点数別発注標準」を建設工事の土木一式、建築一式など7種類と森林整備業務について作成している。

国土交通省は、ここ数年の建設工事費デフレーターの急上昇を踏まえ、26年ぶりに発注標準の工事金額を1.14倍引き上げることから、県も同率を引き上げた工事金額による資格総合点数別発注標準表を作成し、令和7年5月1日の入札公告案件から適用する。

(協会) 地域貢献型の発注金額はどうなるのか。

(県) 各発注機関が地域の状況を見ながらではあるが、9千万円以下の工事を地域貢献型で発注する場合もある。

- 長野県インフラデータプラットフォームの活用について
 - (県) 緊急輸送道路の見直しをダッシュボードの映像で説明
2月18日、飯綱町の国道18号で発生した落石災害について、作成したダッシュボードで説明
 - (協会) 了解

(2) 協会からの報告

- 令和7年度緊急輸送道路パトロール訓練の実施について
 - 災害時円滑な初動対応に向け、来年度 年3回(5,9,1月)県との合同訓練を実施し、早期の道路啓開につなげたい。
訓練内容は、緊急輸送道路のパトロールと、現地情報の投稿と投稿状況の把握
 - (協会) 防災拠点を結ぶ道路は直轄国道も県管理の道路もあるが、今回の訓練は県が管理する道路で、直轄国道は対象としないのか。
(協会) 情報共有の訓練という事で、今回は県管理の道路で実施する。
 - (協会) 白馬村神城断層地震災害が発生した際にも混乱をきたしたが、情報の整理・發信をどこが行うか明確にしておく必要がある。
(県) 今後、道路啓開計画の策定が道路法の中で法定化される。県の道路啓開計画では、関係機関との情報共有として、災害情報共有システム（インフラデータプラットフォーム）を用いることとしていることから、当システムを利用し情報の一元化を図り、迅速な道路啓開につなげたい。
- 除雪等の諸課題解決に向けた対応について
 - アンケートの結果、オペレーター不足をはじめ様々な課題が浮き彫りとなり、このままでいくと近い将来除雪業務が立ち行かなくなることが明らかとなった。
改めて除融雪の実施企業にアンケートを実施し、その内容をもとに建設事務所と支部で課題解決に向けた話し合いをするとともに、県と協会で早急に除雪等に特化した対策会議の立上げを行いたい。
 - (協会) 今年も中止では雪が少なく、機械の維持もままならない状況となっている。また、5年先には除雪を辞めたいという企業も出てきており、それを引き留める方策も考えていかなければならぬ。
(県) 意見交換する場を設け、お互いに課題を共有し議論をしていきたい。

第3回「施工・品質確保分科会」実施概要

(アンダーライン部分は協会からの意見等)

1 開催日時：令和7年3月10日（月）13:20～15:05

2 開催場所：長野市 長建ビル5階会議室

3 議事

(1) 議事

1) 工事書類の統一化及び簡素化ガイドラインの一部見直しについて

(技術管理室) 国と進めていた工事書類統一化（主に契約関係書類）について、27様式を統一化し令和7年4月以降に起工起案する工事に適用する。また、この様式等は、令和7年4月適用の「工事書類簡素化ガイドライン」に解説明示する。

併せて令和6年4月適用の簡素化ガイドラインを、協会等からの意見を参考に部分的に見直し令和7年4月適用に反映する。

(協会) 今まで県様式がなく打ち合わせ簿で対応していた書類で今回様式が新たに定められたものがあるので発注機関の監督員にも周知を徹底してほしい。

2) 設計に関する手戻り工事調査結果について

(技術管理室) 昨年11月に協会から提出された調査結果23案件について、コンサルタンツ協会や測量設計業協会など設計者側に意見聴取を行っているところである。年度内を目指にまとめ、今年5月頃までに発注者による対応策の検討、とりまとめを行う予定である。設計側だけでなく発注者側の問題が多いので、そこも整理している。

3) 盛土規制法への県発注工事への対応について

(技術管理室) 盛土規制法の規制区域指定が5月に予定されている。県内全域区域となるが、盛土規制法における県発注工事については、発注段階において搬出先を盛土規制法の許可を受けている適正な搬出先であることをあらかじめ確認し指定する等の対応を行う。

(協会) 発注時に指定する搬出先の許可申請は県で行うのか。受注者で申請するものは基本的にはないか。未定で発注した場合も発注者で許可申請を行うのか。

(技術管理室) 発注時に指定するものは県で許可を申請する。搬出先を指定して発注することが原則なので未定ということはないと思う。

(協会) 2月に行われた県の説明会資料を見ても難しくてわからない業者が多いと思う。判断する許可窓口の担当者を養成するようお願いしたい。申請にあたっての技術的基準はどのようなものか。

(技術管理室) 3月には市町村も含め許可担当者の説明会を行う。新年度4月には窓口職員への研修会も行う予定である。基準については例えば15m以上だと地質ボーリングして安定解析も必要になる。土地所有者の同意や住民説明会も必要になる。それを揃えて申請することになる。

(協会) 複数の会社が同じ場所で処分を行う場合は責任の所在はどうなるのか。

(技術管理室) 発注形態が指定利用であれば発注者が責任を持つが、いろいろなケースが考えられる。

(協会) 盛土規制法の内容が厳しいためストックヤードの許可申請ができないと心配している業者もいる。公でエリア毎に設けてもらわないと工事が進まない。県の発注機関毎に廃土捨て場を設けてもらいたい。

(技術管理室) 候補地等があれば建設発生土地域連絡会議の場で積極的に検討したい。

(2) 報告事項

- 1) 長野県との建築関係意見交換会について
協会から1月21日に開催された建設部等との意見交換会について報告。
- 2) 国土交通省長野営繕事務所との意見交換会について
協会から2月3日に開催された国交省との意見交換会について報告。
- 3) 優良技術者表彰制度について
令和7年度に改定となる建設工事優良技術者制度について県から説明。
- 4) 長野県のICT・BIM/CIMの現状等について
長野県におけるDX・i-Constructionの取組、BIM普及に向けた国施策の最新動向について県から説明。
- 5) 令和6年度信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会活動報告について
令和6年度の協議会活動について県から報告。
- 6) 新築住宅のZEH水準の適合義務化等について
ZEH水準の適合義務化と長野県地球温暖化対策条例改正案について県から説明。

【協会参考資料】

全建労発第 73 号
令和 7 年 3 月 12 日

各都道府県建設業協会会长 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 今井 雅則
〔公印省略〕

令和 7 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、熱中症の予防について、毎年、重点事項を示し、その予防対策に取り組んでいるところですが、令和 7 年「STOP! 热中症 クールワークキャンペーん」を別添実施要綱のとおり実施する旨の周知依頼がありました。

つきましては、貴協会会員の皆様の各事業場において確実な取組が行われますよう周知方よろしくお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木

基安第 0228 第 4 号
令和 7 年 2 月 28 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

令和 7 年「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 20 日付け基第 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成 29 年からは「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況(1 月 7 日現在の速報値。別紙参照)を見ると、死亡を含む休業 4 日以上の死傷者数は 1,195 人、うち死者数は 30 人となっています。業種別にみると、建設業 216 件、製造業 227 件となっており、死傷者数については、全体の約 4 割が建設業と製造業で発生しています。また、死者数は、建設業が最も多く、製造業及び運送業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施を行っていなかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾患や所見を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例もありました。

ついで、令和 7 年の本キャンペーンを、別添の令和 7 年「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱(以下「要綱」という。)のとおり実施します。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

令和7年「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和7年2月28日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、ここ数年、重篤化して死亡に至る事例が年間30人程度発生する状態が続いていることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上の死傷者1,195人、うち死者は30人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業216件、製造業227件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死者数は、建設業、製造業及び運送業の順に多く、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施を確認出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例もあった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基賜0420第3号)に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含める。

2 期間

令和7年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和7年4月を準備期間とし、令和7年7月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団

法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

6 後援（予定）

関係省庁

6 主唱者及び協賛者等による連携

各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7 主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項

- ア 熱中症予防に係る周知啓発資料（チェックリストを含む）等の作成、配布
- イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設
 - （ア）災害事例、効果的な対策、好実例、先進事例の紹介
 - （イ）熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内
- ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進
- エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
- オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

(2) 各労働災害防止協会等の実施事項

- ア 会員事業場等への周知啓発
- イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助
- ウ 热中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
- エ 热中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協賛者の実施事項

- (1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たしたWBGT指數計の普及促進
- (2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9 各事業場における重点実施事項

期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。

(1) 準備期間中

- 暑さ指數(WBGT) の把握の準備 (10 の (1) のア)
- 作業計画の策定等 (10 の (1) のイ)

- 緊急時の対応の事前確認等(10の(1)のク)
- (2) キャンペーン期間中
- 暑さ指数(WBGT)の把握と評価(10の(2)のア及びイ)
 - 作業環境管理(10の(2)のウ)
 - 作業管理(10の(2)のエ)
 - 健康管理(10の(2)のオ)
 - 異常時の措置(10の(2)のキ)
- (3) 重点取組期間中
- 作業環境管理(10の(3)のア)
 - 作業管理(10の(3)のイ)
 - 異常時の措置(10の(3)のオ)

10 各事業場における詳細な実施事項

(1) 準備期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数(WBGT)の把握の準備

日本産業規格JIS Z 8504又はJIS B 7922に適合したWBGT指數計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指數(WBGT)が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省が発表している熱中症特別警戒アラート、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定する。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等については、熱中症を発症するリスクが高いため、作業内容等十分に考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指數(WBGT)に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT基準値(別紙表1)を踏まえた作業中止に関する事項を含める必要がある。なお、休憩時間の確保や作業中止に関する事項の検討に当たっては、下記ウからオに基づいて実施する対策や検討結果、カからクに基づいて実施する管理等の状況を十分に踏まえたものとする。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した連絡等の体制と、必要な措置の実施手順を定め、関係労働者に周知する。

ウ 設備対策の検討

WBGT基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに

留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

熱中症の重篤化を防ぐためには、適切な身体冷却が有効なため作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。服装等の選定に当たっては、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服やヘルメットを採用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に採用する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数 (WBGT) の補正 (別紙表 2) の必要性を考慮する。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表 3 及び別紙表 4に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている「熱中症予防スイッチ・オン その行動、その習慣が、いのちを守る 自分でできる 7つのこと」等の動画コンテンツ、「働く人の今すぐ使える 热中症ガイド」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、(1)から(8)までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、(2)のクに掲げる業務について教育を行う。

ク 緊急時の対応の事前確認等

事業場ごとに、あらかじめ、労働者の体調不良時に搬送を行う医療機関の連絡先や所在地や緊急時の必要な措置の実施手順を作成し、朝礼場所や休憩場等の労働者が見やすい場所への掲示やメールでの送付等により周知する。

(2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握

暑さ指数（WBGT）の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とする。その地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）を参考することは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した暑さ指数（WBGT）よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kenei.bou.or.jp/safe_tech/leaflet/file/wbgt_risk_assessment_chart.pdf

イ 暑さ指数（WBGT）の評価

実測した暑さ指数（WBGT）（必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの）は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もる。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、暑さ指数（WBGT）の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

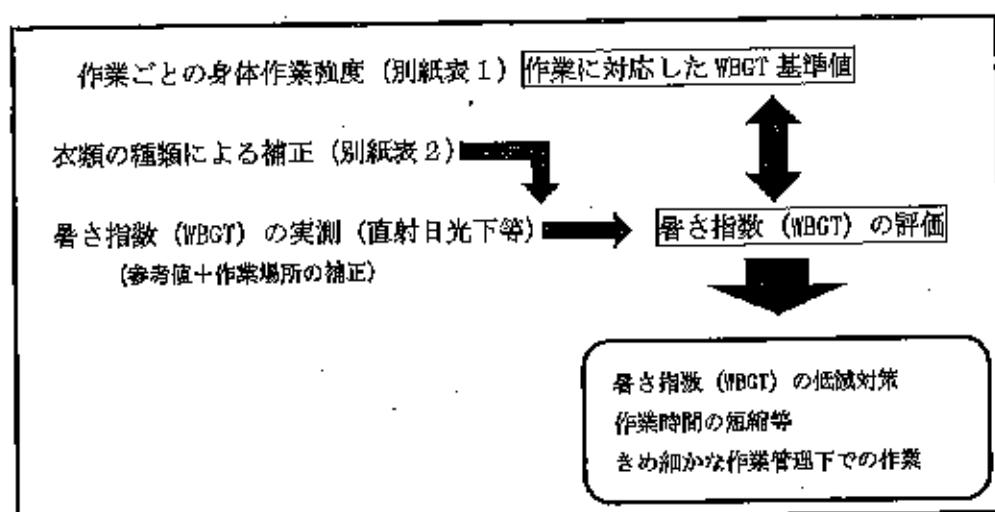


図 暑さ指標（WBGT）の評価と評価結果に基づく措置

ウ 作業環境管理

(ア) 暑さ指数（WBGT）の低減等

(1) のウで検討した暑さ指数（WBGT）の低減対策を行う。

(イ) 休憩場所の整備等

(1) のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、アイススラリー（流動性の氷状飲料）、冷たいおしづり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

エ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

(1) のイで検討した作業計画に基づき、WBGT基準値に応じた休憩等を行うこと。

測定した暑さ指数（WBGT）が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、(1) のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。
- ② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。

(イ) 暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて暑熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整し、次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると 4 日後には暑熱順化の頗著な喪失が始まることに留意する(※)。

暑熱順化ができていない場合には、特に(2)のエの(ア)に留意の上、作業を行う。

※暑熱順化対応例

職場での暑熱順化は暑さが本格化する前に作業時間を徐々に伸ばすなど調整し、発汗しやすい服装等で作業負荷をかけ、個人の健康状態を確認し

ながら7日以上かけて実施する。職場以外でも、個人の運動、入浴等日常生活で無理のない範囲で汗をかくようにすることでも可能である。

また、4日後には暑熱順化が顕著に喪失することを踏まえ、連休前に7日以上かけて身体的負荷を増やすなど暑熱順化しても、GWなどを挟む場合には、休暇中の活動状況をヒアリングするなどして、休暇中に発汗を伴うスポーツ等を行っていないかったような場合は、必要に応じ、暑熱順化期間の延長や、追加の暑熱順化を行う。

(ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡回における確認、水分を常備、休憩設備の工夫などにより、労働者からの申出にかかる定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内的水分が不足している状態である可能性があることを作業者へ周知する。

(エ) 服装等

(1) のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

(オ) プレクーリング

暑さ指数(WBGT)が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイススラリー(流動性の氷状飲料)などを採取して体内から冷却する方法がある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討する。

オ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾患有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、
⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

(イ) 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的な状況について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようとする。

(ウ) 労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲

酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

(エ) 作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡回を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者やあらかじめ定められた担当者に申し出るよう指導する。単独作業を避けられない場合はウェアラブルデバイス等の導入を検討することや体調の定期連絡など常に状況を確認できる態勢を確保することが望ましい。

カ 労働衛生教育

(1) のカの教育研修については、期間中においても、適切な機会をとらえて実施する。特に別紙表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

本人や周りが少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、身体冷却や医療機関に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても躊躇わずに、あらかじめ定められた担当者に連絡し、措置の実施手順に従って、医療機関への搬送や救急隊の要請を行う。なお、判断に迷う場合は、甘利119等を活用することも有効である。医療機関に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じてアイススラリー(流動性の氷状飲料)、水分、塩分の摂取を行ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却したりすること等により効果的な身体冷却に努める。その際には、一人きりにせずに誰かが様子を観察する。

ク 热中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

- (ア) 作業に応じて、適用すべきWBGT基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指數(WBGT)に加えるべき着衣補正値の有無を確認する。
- (イ) ウの(ア)の暑さ指數(WBGT)の低減対策の実施状況を確認する。
- (ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認する。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行う必要がある。

- (エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認する。
- (オ) 作業場所の暑さ指数（WBGT）の把握と結果の評価を行う。
評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずる。
- (カ) 熱中症のおそれのある労働者を発見した際に連絡を行う担当者や連絡先、措置の手順等について、作業開始前に周知する。
- (キ) 職場巡回を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認する。
- (ク) 退勤後に体調が悪化しうることについて注意喚起する。
- (ア) 重点取組期間中に実施すべき事項
- ア 作業環境管理
(2) のウの(ア)の暑さ指数（WBGT）の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。
- イ 作業管理
(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数（WBGT）の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数（WBGT）に応じた作業の中止等を徹底する。
- (イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。
- ウ 健康管理
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡回の頻度を増やす。
- エ 労働衛生教育
期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。
- オ 異常時の措置
(2) のクの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、事前に周知されている担当者に連絡を行い、あらかじめ定められた措置の実施手順に従い対処すること。なお、判断に迷う場合は、#7119等を活用することも有効である。

表1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT 基準値	
		暑熱慣化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非慣化者の WBGT 基準値 °C
○ 安静	安靜、坐な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業(書く、タイピング、描く、織う、縫刺); 手及び脚の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け); 手及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。 立位でドリル作業(小さい部品); フライス盤(小さい部品); コイル巻き; 小さい壁掛け巻き; 小さい力で駆動する機械; 2.5 km/h以下の平たん(坦)な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	巡廻的な手及び脚の作業〔くぎ(釘)打ち、塵土〕; 手及び脚の作業(トラックのオフロード運搬、トラクター及び建設車両); 手と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター顎立て、しつくい盛り、中くらいの量の材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、穀物及び野菜の収穫); 軽量な荷車及び手押し車を押したり引いたりする; 2.5 km/h~5.5 km/hでの平たんな場所での歩き; 駅達	28	26
3 高代謝率	強度の筋及び胴体の作業; 重量物の運搬; ショベル作業; ハンマー作業; のこぎり作業; 軽い木へのかんな掛け又はのみ作業; 穴刈り; 掘る; 5.5 km/h~7 km/hでの平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする; 牲物を割る; コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動; おの(斧)を振るう; 激しくショベルを使ったり振ったりする; 隣壁を昇る; 平たんな場所で走る; 7km/h以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注1 日本産業規格 JIS Z 8504 「熱環境の人間工学～WBGT(湿球蒸発温度)指數に基づく作業者の熱ストレスの評価～暑熱環境」 説明書より「WBGT熱ストレス指數の基準値」を基に、何義に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注2 暑熱慣化者は、「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件(又は頻繁若しくはそれ以上の相違な条件)にばく露された人」をいう。

注3(参考1) 身体を冷却する服の着用をしていない等、待機の熱中症予防対策を講じていない場合における「休憩時間の目安」：暑熱顕化した作業者において、WBGT 基準値～1°C程度超過しているときには1時間当たり16分以上の休憩、2°C程度超過しているときには30分以上の休憩、0°C程度超過しているときには45分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が適当しい。暑熱顕化していない作業者においては、上記よりもより長い時間の休憩等が適当しい。

(出典) 米国産業衛生専門家会議(AOHP) の許容限界値(TLV) を元に算出。

注4 身体を冷却する服の着用等により、作業中の間歇休憩の上昇や休憩中の身体冷却の構造が図られるような場合については、参考1に示した休憩時間を短縮し、又は作業中止とする WBGT 値を高く設定することも可能であるが、その技術に当たっては、以下、参考2に掲げる知見を踏まえたものとする。また、熱中症の発症や発症後の重症化の有無及び早さは個々の労働者の健康状態や作業態様によって大きく異なるため、10(2)又(4)に掲げる「作業中の労働者の健康状態の確認」に当たっては、周辺で作業する作業者との間で2人1組で「ペディ」を組ませて声かけ等により定期的に相互の健康状態や異常の有無を確認するなどにより、熱中症の未然防止や発症時の迅速な応急措置の実施に努めることが必要である。

(参考2)

- ・ 適切な休憩の取扱で体温や体液の正常化を図った上で、ファン付き作業服の着用は、休憩時間が長くすることも可能である。風度30%，湿度46%における運動実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して同様の体温に回復するまで16分遅らせる効果があることがわかつている。
- ・ 同実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して推定排汗量が約20%減少させる効果があることもわかつっている。

表2 衣類の組合せにより暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正値 ($^{\circ}\text{C}$ -WBGT)

組合せ	コメント	暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着 衣補正値 ($^{\circ}\text{C}$ - WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着 衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不 織布つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造さ れる布地	2
単層のSMS不織布製のつ なぎ服	SMSはポリプロピレンから不織布を製造 する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用 した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状 態。	8
つなぎ服の上に長袖ロン グ丈の不透湿性エプロン を着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏 れから身体の前面及び側面を保護する ように設計されている。	4
フードなしの単層の不透 湿つなぎ服	実際の効果は環境温度に影響され、多 くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿 つなぎ服	実際の効果は環境温度に影響され、多 くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし 不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問 わず、フード付きの着衣を着用する場 合。フードなしの組合せ着衣の着衣補 正値に加算される。	+1

注記1 湿度抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正値は超こりう
る最も高い値を示す。

注記2 SMSはスパンボンド-メルトブローリ-スパンボンドの3層構造からなる
不織布である。

注記3 ポリオレフィンは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重
合体などの総称である。

表3 热中症予防管理者労働衛生教育

事項	範囲	時間
(1) 热中症の症状*	<ul style="list-style-type: none"> ・热中症の概要 ・職場における热中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状 	30分
(2) 热中症の予防方法*	<ul style="list-style-type: none"> ・暑さ指数(WBGT)（意味、WBGT基準値に基づく評価） ・作業環境管理（暑さ指数(WBGT)の低減、休憩場所の整備等） ・作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の監視等） ・健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認等） ・労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・熱中症予防対策事例 	150分
(3) 緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置 	15分
(4) 热中症の事例	・热中症の災害事例	15分

注 対象者の热中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表4 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項	範囲
(1) 热中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・热中症の概要 ・職場における热中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状
(2) 热中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・暑さ指数(WBGT)の意味 ・現場での热中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3) 緊急時の救急処置	・緊急時の救急措置
(4) 热中症の事例	・热中症の災害事例

令和6年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況
(令和7年1月7日時点速報値)

1 職場における熱中症による死傷者数の状況(2016~2024年)

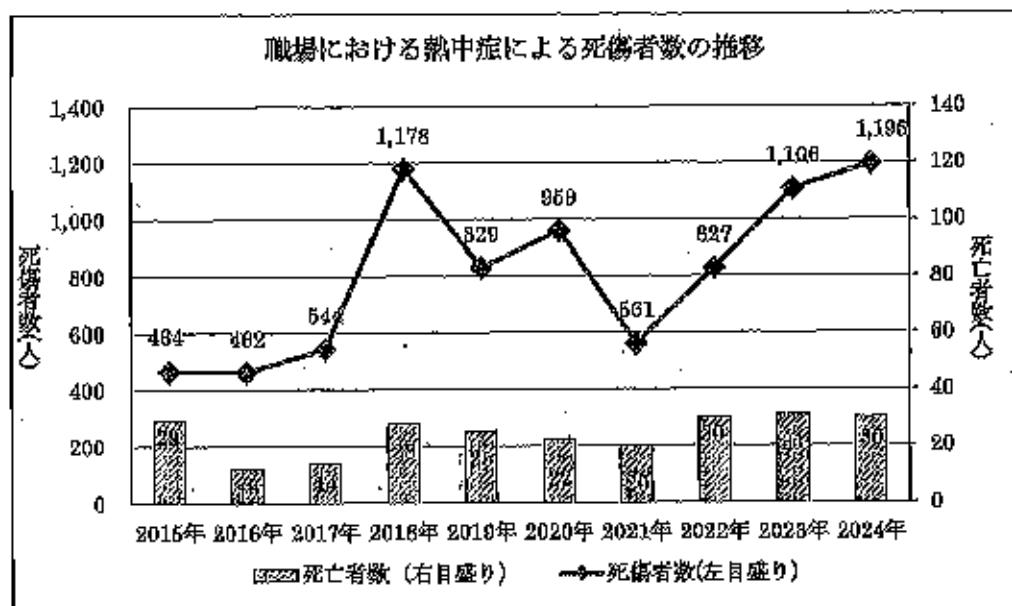
職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の業務上疾病者の数(以下合わせて「死傷者数」という。)は、令和6年(2024年)に1,196人となつた。うち死亡者数は30人となっている。

職場における熱中症による死傷者数の推移(2016年~2024年) (人)

2016 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
464 (20)	462 (12)	544 (14)	1,178 (28)	820 (26)	959 (22)	561 (20)	827 (30)	1,106 (31)	1,196 (30)

*2024年の件数は2025年1月7日時点の速報値である。

*()内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。



2 業種別発生状況（2020～2024年）

2020年以降の業種別の熱中症の死傷者数をみると、建設業、次いで製造業で多く発生していた。

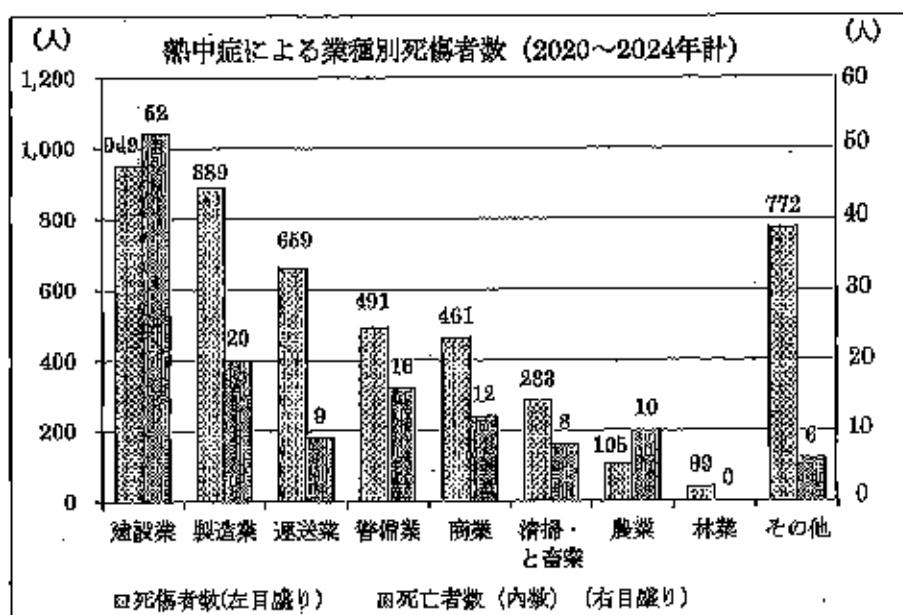
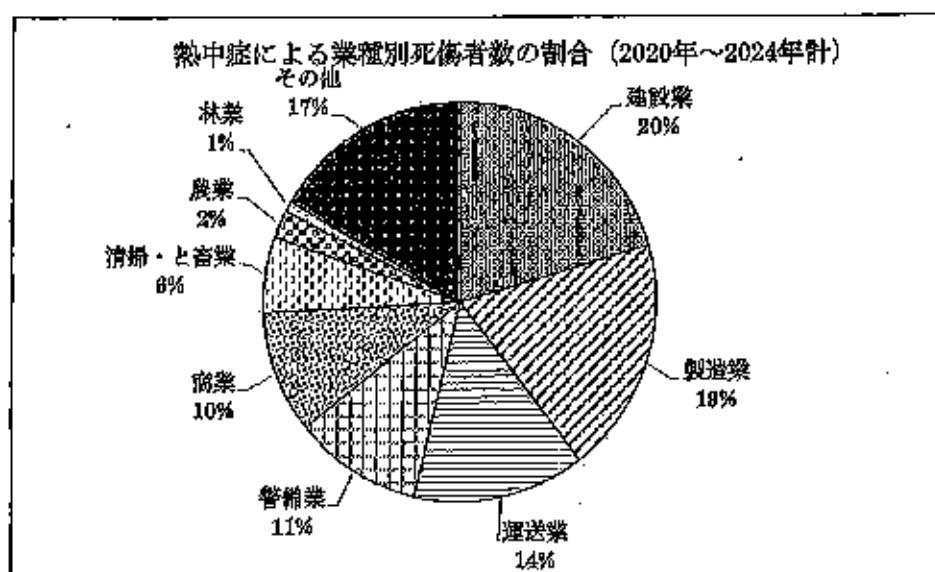
2024年の死亡災害については、建設業において8件と最も多く発生していた。

熱中症による死傷者数の業種別の状況（2020～2024年） (人)

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・ と営業	農業	林業	その他	計
2020年	215 (7)	199 (6)	137 (0)	82 (1)	78 (2)	61 (4)	14 (1)	7 (0)	188 (1)	969 (22)
2021年	180 (11)	87 (2)	61 (1)	68 (1)	63 (3)	31 (0)	14 (2)	7 (0)	100 (0)	561 (20)
2022年	179 (14)	145 (2)	129 (1)	91 (8)	82 (2)	58 (2)	21 (2)	6 (0)	118 (1)	827 (30)
2023年	209 (12)	231 (4)	148 (1)	114 (6)	125 (8)	61 (0)	27 (4)	9 (0)	184 (1)	1,106 (31)
2024年	216 (8)	227 (6)	186 (6)	196 (2)	113 (2)	72 (2)	29 (1)	10 (0)	206 (3)	1,195 (30)
計	949 (52)	989 (20)	869 (9)	491 (16)	461 (12)	283 (8)	105 (10)	89 (0)	772 (6)	4,846 (183)

※ 2024年の件数は2025年1月7日時点の速報値である。

※ () 内の数値は死者数で内数である。



3 月・時間帯別発生状況（2020～2024年）

(1) 月別発生状況

2020年以降の月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の約8割が7月及び8月に発生していた。

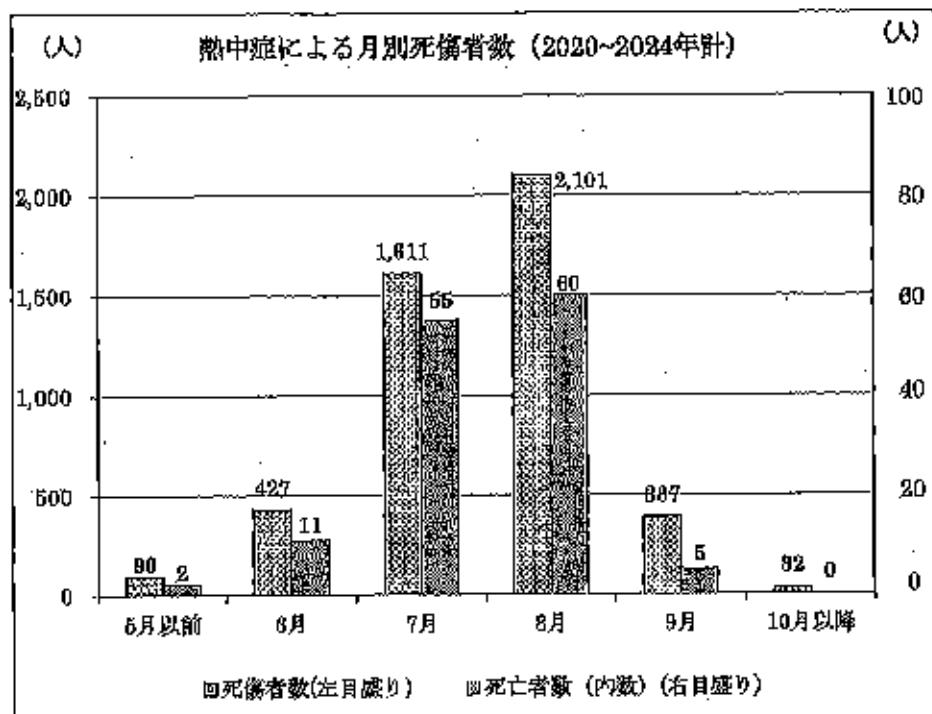
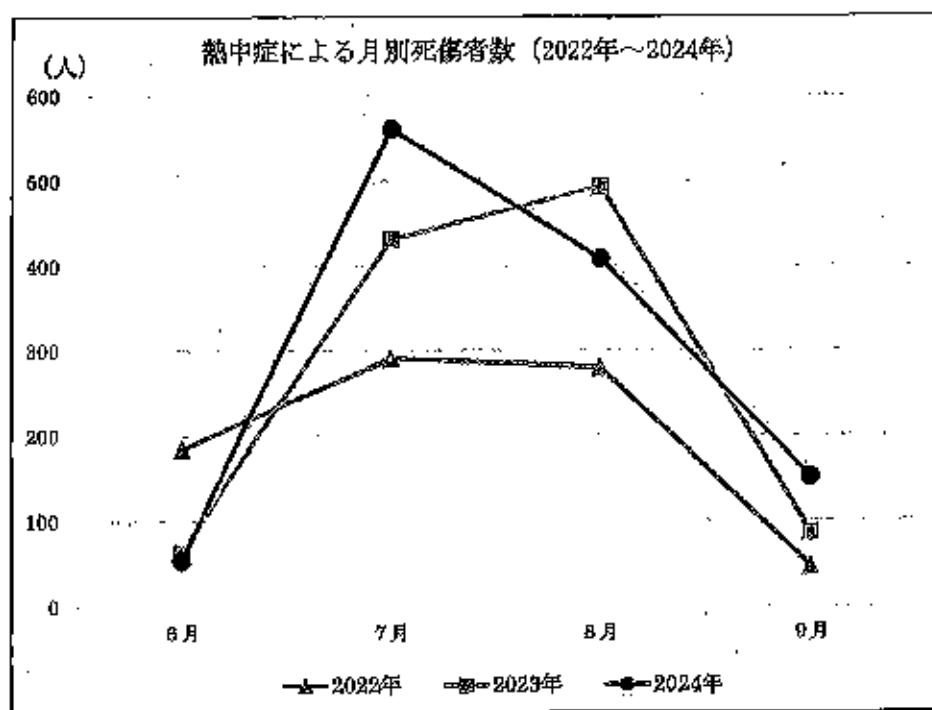
熱中症による死傷者数の月別の状況（2020～2024年） (人)

	4月以前	5月	6月	7月	8月	9月	10月以降	計
2020年	2 (0)	18 (1)	85 (0)	115 (4)	661 (18)	84 (1)	6 (0)	969 (22)
2021年	4 (0)	7 (1)	41 (0)	219 (7)	269 (12)	20 (0)	7 (0)	581 (20)
2022年	2 (0)	14 (0)	184 (10)	291 (9)	280 (10)	46 (1)	10 (0)	827 (30)
2023年	5 (0)	21 (0)	83 (1)	431 (10)	493 (10)	86 (2)	7 (0)	1,106 (31)
2024年	2 (0)	17 (0)	54 (0)	681 (17)	408 (12)	161 (1)	2 (0)	1,196 (30)
計	16 (0)	75 (2)	427 (11)	1,611 (55)	2,101 (60)	387 (5)	92 (0)	4,648 (133)

※ 2024年の件数は2025年1月7日時点の速報値である。

※ 4月以前は1月から4月まで、10月以降は10月から12月までを指す。

※ ()内の数値は死亡者数で内数である。



(2) 時間帯別発生状況 (2020~2024年)

2020年以降の時間帯別の熱中症の死傷者数をみると、16時台が最も多く、次いで11時台が多くなっていた。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見された。

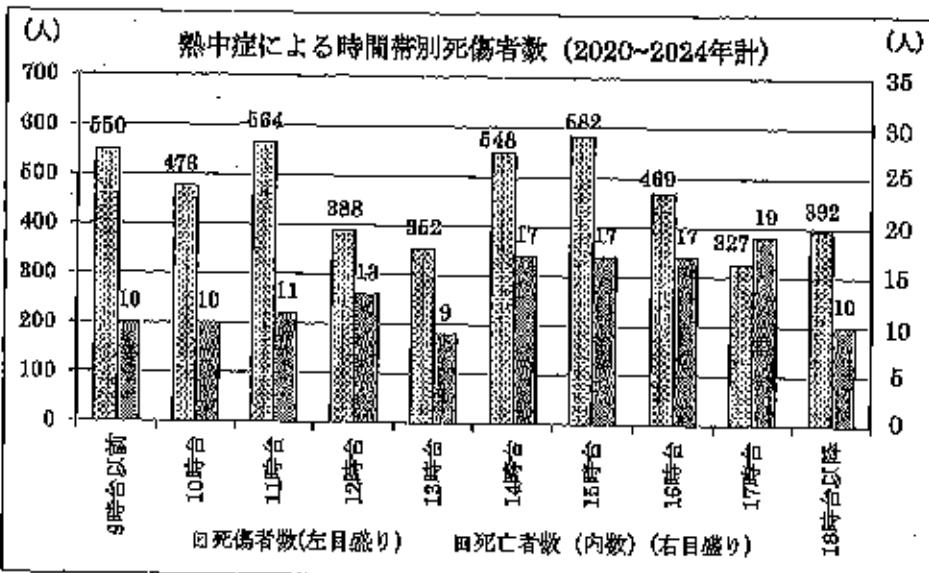
熱中症による死傷者数の時間帯別の状況 (2020~2024年) (人)

	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台以後	計
2020年	104 (3)	102 (3)	119 (0)	86 (8)	73 (4)	116 (3)	124 (2)	92 (4)	61 (0)	82 (1)	958 (22)
2021年	48 (0)	56 (1)	74 (3)	53 (4)	47 (3)	63 (3)	73 (0)	61 (3)	38 (3)	48 (0)	561 (20)
2022年	100 (1)	70 (3)	87 (1)	63 (3)	74 (2)	116 (3)	106 (8)	92 (2)	56 (6)	67 (4)	827 (30)
2023年	143 (4)	118 (2)	166 (6)	104 (1)	72 (0)	124 (6)	123 (2)	106 (1)	76 (6)	86 (2)	1,106 (31)
2024年	155 (3)	122 (1)	129 (1)	92 (2)	86 (0)	130 (3)	156 (7)	119 (7)	97 (3)	109 (3)	1,195 (30)
計	650 (10)	476 (10)	664 (11)	388 (13)	362 (9)	548 (17)	682 (17)	469 (17)	327 (19)	392 (10)	4,649 (133)

※ 2024年の件数は2025年1月7日時点の速報値である。

※ 9時台以前は0時台から9時台まで、18時台以後は18時台から23時台までを指す。

※ () 内の数値は死亡者数で内数である。



4 年齢別発生状況（2020～2024年）

2020年以降の年齢別の熱中症の死傷者数をみると、全体の約5割が60歳以上となっていた。

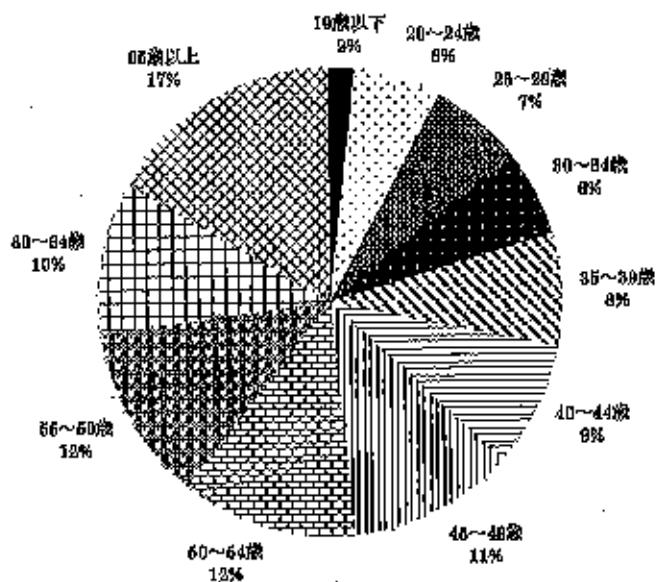
熱中症による死傷者数の年齢別状況（2020～2024年）(人)

	19歳 以下	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上	計
2020 年	24 (0)	64 (0)	61 (0)	56 (1)	82 (2)	87 (6)	194 (2)	123 (4)	105 (2)	93 (3)	150 (3)	869
2021 年	12 (1)	46 (0)	25 (0)	41 (0)	36 (2)	63 (2)	69 (3)	85 (3)	70 (4)	68 (1)	86 (4)	561
2022 年	10 (0)	39 (2)	72 (1)	62 (3)	69 (1)	72 (1)	103 (6)	93 (3)	94 (4)	87 (8)	126 (7)	827
2023 年	20 (0)	80 (2)	71 (2)	48 (0)	88 (1)	90 (6)	122 (1)	136 (4)	138 (4)	120 (4)	198 (7)	1,106
2024 年	17 (0)	65 (1)	88 (0)	67 (0)	86 (1)	103 (4)	106 (4)	158 (4)	168 (8)	129 (3)	211 (6)	1,196
計	83 (1)	284 (6)	307 (3)	274 (4)	860 (7)	405 (18)	584 (16)	673 (18)	670 (22)	487 (14)	771 (26)	4,848 (133)

※ 2024年の件数は2025年1月7日時点の速報値である。

※ ()内の数値は死亡者数で内数である。

熱中症による年齢別死傷者数の割合（2020～2024年計）



5 2024年の熱中症による死亡災害の事例

【死亡災害全体の概要】

- ・総数は 90 件で、被災者は男性 27 件、女性 3 件であった。
- ・発症時・緊急時の措置の確認・周知していたことを確認できなかつた事例が 21 件あつた。
- ・暑さ指数（WBGT）の把握を確認できなかつた事例が 26 件あつた。
- ・熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかつた事例が 16 件あつた。
- ・糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾患や所見を有している事が明らかな事例は 18 件あつた。

【事案の詳細】

番号	月	業種	年代	気温 (度) ^①	暑さ指数 (WBGT) (度) ^②	事案の概要
1	7	製造業の金属製品	20歳代	34.6°C	30.5°C	被災者は工場内で作業に従事していたが、14 時頃に体調不良のため早退することとなり、更衣室に向かった。16 時過ぎに同僚が更衣室に入ったとき、倒れている被災者を発見し、救急搬送されたが死亡した。
2	7	陸上貨物取扱業	80歳代	33.2°C	28.9°C	被災者は事業場倉庫内 1 階で雑線ドラムのピッキング作業に従事していた。16 時 30 分頃、倉庫北側ホームを通行中にうつ伏せに転倒し、意識を失い痙攣をおこした。倒れている被災者を発見し救急搬送され、集中治療室で治療を受けるが、翌日に死亡した。
3	7	その他の土木工事業	40歳代	32.1°C	不明	被災者は 9 時頃から校庭の土間打ちの作業のため、セメント等の袋を運搬する作業に従事していた。12 時前、休憩室において、被災者が別の労働者に突然殴りかかり、奇声を上げ、その後痙攣を起こしたため、救急搬送された。搬送先の病院にて処置が終わり、自宅に帰宅した後、再び痙攣を起こし、別の病院に救急搬送されたが、搬送先の病院で同日に死亡した。

4	7	その他の事業	40歳代	30.8°C	30.9°C	被災者は廃棄物処理施設新設工事現場で、施設の性能試験を行うためのサンプリング作業を行っていた。14時から施設内でサンプリング作業を開始し、16時40分頃から不織布の保護衣、防じんマスクを着用し、約1時間かけてごみのサンプリング作業を終えたところ、体調が悪化し、ろれつが回らなくなつたため救急搬送されたが、同日に死亡した。
5	7	産業廃棄物処理業	40歳代	34.0°C	31.4°C	被災者は日時から倉庫内でペットボトルの選別作業を行っていた。適宜休憩を取りながら作業していたが、15時30分頃、作業場所で前のめりになって動かない被災者を発見し、救急搬送されたが、搬送先の病院で6日後に死亡した。
6	7	産業廃棄物処理業	40歳代	不明	不明	被災者はごみ焼却施設の管理を行っており、21時頃まで、粗大ごみ処理施設内の粗大ごみ前処理装置のごみの詰まりをバール等を用いて手作業で取り除く作業を行っていた。業務終了後駐車場に駐車中の自家用車内で休憩をとっていたところ、車内で死亡した。
7	7	農業	40歳代	37.0°C	不明	被災者はねぎを栽培する畑において7時頃から適宜休憩を取りつつ草むしり等を行っていた。作業終了後の17時16分頃に体調が悪くなり、病院へ搬送されたが、11日後に死亡した。
8	7	その他の事業	40歳代	33.4°C	31.9°C	被災者は道路の測量等の業務を行っており、8時頃から測量作業を始めた。11時20分頃、急に気分が悪くなつたことから、社用車に乗せられて会社に戻つたうえで水分補給や身体冷却等を行つたが、痙攣したことから救急搬送されたが、発症から18日後に死亡した。
9	7	ト鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	50歳代	37.0°C	31.6°C	被災者は8時30分から、鉄筋の圧接作業に従事していた。15時40分頃、歩行が困難となる等の症状となり、救急搬送されたが、同日に搬送先の病院で死亡した。

10	?	製品製造業 その他金属	50 歳代	29.5°C	不明	被災者は工場内にて溶接作業を行っていた。作業中、体調不良となり休憩室にて休憩していたが、改善しなかったため 18 時過ぎに病院を受診。その後、死亡した。
11	?	新聞販売業	50 歳代	30.0°C	27.7°C	被災者は新聞配達業務を行っていたが、5 時 50 分頃マンションの階段踊り場にて倒れていたところを当該マンションの住人に発見された。救急搬送され、翌日死亡した。
12	?	クリーニング業	50 歳代	31.0°C	32.3°C	被災者はクリーニング工場で作業中、10 時頃体調が悪くなり、熱中症の疑いがあったことから保冷剤・経口飲料を渡して横になっていたが、水分補給が難しい状態となったことから 12 時頃に工場長に病院へ搬送され、入院したが、翌日死亡した。
13	?	土木骨・鉄筋・建築工事業	50 歳代	33.5°C	29.4°C	被災者は建物屋上で防水シート貼付け作業を終日行い、18 時頃終業後に忘れ物を取りに屋上へ行った。被災者がしばらく戻らなかつたため探しに行ったところ、足場の手すりに寄りかかり意識を失っていた状態で発見され、救急搬送されたが、その後死亡した。
14	?	業一般貨物自動車運送	50 歳代	36.0°C	32.9°C	被災者は長距離の貨物輸送を行っており、10 トントラックへ建設資材の積み込み作業等を行っていたが、12 時 45 分頃にトラック荷台の荷の上で意識を失って倒れている状態で発見され、その後、救急搬送されたが、7 日後に死亡した。
15	?	一般貨物自動車運送業	60 歳代	35.7°C	31.1°C	被災者は段ボールの配達業務を行っていた。16 時 30 分頃に配達先から帰社した。その後、22 時 60 分頃に警備会社の労働者が事業場の施錠確認のために定刻の訪問巡回を実施した際、フォークリフト横に仰向けに倒れていた被災者を発見した。救急隊が到着した時点で、死亡していた。

16	7	ト造 鋼骨・鉄筋 建築 コンクリート 事業	70 歳 代	30.8°C	31.1°C	被災者は7時から工事現場で資材の片づけを行っていたところ、作業開始後30分程で倒れ、救急搬送されたが、死亡した。
17	7	電 気 通 信 工 事 業	70 歳 代	33.1°C	30.6°C	被災者は11時30分頃から工場の天井照明の取替作業をしていたが、13時頃体温が悪くなり冷房の効いた車内で休憩し、会社に熱中症の症状であると連絡をした後、会社まで車を運転して戻り、冷房の効いた車内で休憩をしていたが、14時45分頃意識を失い救急搬送されたが死亡した。
18	8	陸上 貨物 販 送 業	40 歳 代	39.3°C	33.5°C	被災者は8時から倉庫内で自動車部品の容器への詰め替え作業に従事し、16時の休憩時に手の震えや休憩所周囲で座り込む様子が確認された後、屋外へ出て走っていたところ側溝部分で足を取られ転倒した。口から泡を吹きいびきをかいたような状態であったため、救急搬送されたが2日後に死亡した。
19	8	營 業	60 歳 代	34.4°C	32.6°C	被災者は片側交通規制の交通誘導を行っていた。16時頃当日の業務を終えて自家用車で帰宅していたところ、現場から50mほど先の民家に衝突する交通事故を起こした。意識があったものの救急搬送され、搬送先の病院で同日死亡した。
20	8	造船 業	50 歳 代	32.8°C	30.2°C	被災者は工場敷地内に仮置きされた船体ブロック上で、資材の運搬作業を行っていた。作業中の14時20分頃に突然倒れたため、救急搬送したが、翌日に死亡したもの。
21	8	事そ 業の 他の 土木工	50 歳 代	33.6°C	30.2°C	被災者は資材等の片付け作業に従事していたが、16時20分頃に様子がおかしいことに気付いた職長が声掛けをしても返答がなく苦しそうにしていたため、救急搬送されたが、26日後に死亡した。

22	8	製糖業	50 歳 代	33.2°C	32.2°C	被災者は交通誘導業務を行っていたが、16時頃に気分が悪くなり、その場で倒れた。救急搬送され、処置が行われたが、翌日に死亡した。
23	8	パン、菓子製造業	60 歳 代	36.4°C	32.4°C	被災者は焼き上がったパンを窓から取り出すラインにて常時作業を行っていた。終業時刻である16時頃、事業場内で被災者が倒れているところを他の労働者が発見し、救急搬送されたが、同日17時頃に死亡した。
24	8	地下鉄建設事業	50 歳 代	不明	不明	被災者は8時30分からダンプの運転等の作業に従事していた。14時頃に体調不良等の症状を訴えたため、休憩所で休憩し、14時30分頃に作業再開した。作業が終了し、会社に戻り、帰宅するために車両の助手席に乗ったところ、意識を失い、救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
25	8	製造業その他の輸送用機械等	60 歳 代	32.9°C	31.0°C	被災者は自転車の車輪軸を加工するねじ切り機の作業を行っており、17時の勤務終了後、帰宅するため、自転車にて事業場の最寄り駅まで移動したが、駅の駐輪場で自転車にうつ伏せとなって動けなくなっていた状態で発見され、救急搬送されたが、17日後に死亡した。
26	8	事業その他の建築工	60 歳 代	34.1°C	30.8°C	被災者は屋内の塗装作業を行っていた。15時頃から同僚と別の自動車内で30分ほど休憩し、同僚が被災者の様子を伺ったところ、車内で嘔吐していたため、救急搬送されたが、死亡した。
27	8	特定貨物自動車運送業	60 歳 代	32.6°C	31.5°C	被災者はガスボンベの輸送業務を行っており、12時46分頃、顧客から引き取って来た空のガスボンベ(重量約50kg)を、トラックの荷台からプラットホームへ下ろしていたところ、突然気分が悪くなつたことからその場にゆっくりと倒れ込んだため、近くにいた同僚により救急搬送されたものの、当日、搬送先の病院において死亡した。

28	8	その他の事業	70歳代	30.9°C	31.3°C	被災者は事務所に出社し、ゴミ出し作業後、事務所から約75メートル離れた土手の草刈り作業を行っていた。13時50分頃、事務所撤入口へつながる農道を走行していたトラック運転手が、土手の上に腹這いになって倒れている被災者を発見。発見時既に意識はなく、消防が現着した時点で心肺停止の状態であり、搬送先の病院で同日に死亡した。
29	8	新聞販売業	80歳代	33.7°C	32.3°C	被災者は朝刊と夕刊の配達業務に従事していた。1時30分頃から3時頃にかけて朝刊の配達を行い、自宅に直帰した。その後、13時30分頃に再度出勤し、夕刊の配達を開始した。16時30分頃、配達エリア内にある公園のベンチで被災者が休んでいるところを通行人が発見し、救急搬送されたが、同日死亡した。
30	9	一般貨物自動車運送業	40歳代	29.6°C	29.8°C	被災者は13時30分頃から取引先工場建屋内において、天井クレーンを用いてトラック～パイプ束を積み込む作業で、トラックの荷台上で玉掛け作業に従事していた。作業終了後にパイプ束の荷締め等しないまま敷地内にトラックを停車させており、16時30分頃に同僚が様子を見に行ったところ、車内で仰向けになっている被災者を発見した。呼びかけるも応答がなく、救急車を呼ぶも、その場で死亡が確認された。

(注1) 2025年1月7日時点の速報であり、今後、内容が修正されることがあり得る。

(注2) 現場での気温が不明な事例には、気象庁ホームページで公表されている現場近隣の観測所における気温を参考値として示した。

(注3) 現場での暑さ指数(WBGT)が不明な事例には、調査時に環境省熱中症予防情報サイトで公表されている現場近隣の観測所における暑さ指数(WBGT)を参考値として示した。

建設産業 × 広報 事例集

～建設産業の魅力発信に悩んでいる企業・団体の皆様へ！ターゲット別 広報事例集～

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課
建設産業人材確保・育成推進協議会

～はじめに～

課題

- 持続可能な建設産業の実現のためには、担い手の確保・育成は喫緊の重要課題であり、女性・若者などの入職促進・定着に向けて、建設産業の魅力や働きがいを効果的に発信することが極めて重要。
 - 建設産業の魅力発信については、有識者ヒアリングやブロック意見交換会、アンケート調査、検討会での議論において、
 - ・漫然と情報を発信するのではなく、ターゲットを意識して、情報を受けとった方が実際に行動に移したくなるような発信を目指すべきであること
 - ・訴求力のある方法（動画など）で、建設産業の魅力や実際に働いている姿がイメージできるような発信が有効であること
 - ・高校生だけでなく、更に広く小中学生も含めたアプローチや、学生のみならず職業選択の意思決定に影響を持つ保護者や教員へのアプローチが重要である
- といった課題が見えたところ。

方向性

- こうした課題に対応するため、
 - ・ターゲットを意識して、実際に行動に移したくなるような広報
 - ・訴求力のあるツールを活用して、建設産業の魅力をわかりやすく伝え、様々な職種について実際に働く姿がイメージできる広報
- を官民で展開していくことが重要。

本事例集では、先進的な取組について、ターゲットを明記しながら整理を行った。¹⁰²

～事例集 目次～

No.	分類	内容	ターゲット	ページ
1	イベント・ 体験型	お仕事体験イベントの出展・女子大学とのコラボ企画	保護者・小学生	4
2		東信地区 高等学校初任者教員研修	教員・高校生	5
3		レンガのアーチ橋製作体験、国道の除草作業見学会	保護者・教員・小学生	6
4		コンストラクション甲子園	保護者・高校生	7
5		POLUS 木造住宅インターハイ	保護者・教員・高校生	8
6		地域住民参加型 防災訓練「地域防災訓練」	地域・教員・高校生・小学生	9
7	動画・テレビ	中学生向け出前授業用のドラマ作成・建設ツアー	保護者・教員・中学生	11
8		インフラバラエティ番組「ももいろインフラーズ」	社会一般・保護者・教員・大学生・高校生・中学生・小学生	12
9		若者にスポットをあてたテレビ番組「ウシワカ」	保護者・教員・大学生・高校生・中学生・小学生	13
10	SNS・HP・新聞	建設業職種メーカー	保護者・中学生・小学生	15
11		TikTokを通じての求人・広報活動	社会人・保護者・大学生・高校生・中学生・小学生	16
12		建設業の魅力を伝える新聞広告・ポスター	保護者・教員・大学生・高校生・中学生・小学生	17
13	多様なツール	大学連携による建設業のブランディング	保護者・教員・大学生・高校生・中学生・小学生	19
14		ニーズに合った次世代教育の取組	保護者・教員・高校生・中学生・小学生	20
15		エンタメコンテンツで建設業の魅力発信	社会人・保護者・教員・大学生・高校生・中学生・小学生	21

～イベント・体験型～

01 お仕事体験イベントの出展・女子大学とのコラボ企画

～親しみある業界を目指し、新しい視点・試みを～

保護者

取組概要

①お仕事体験イベントの出展

小学生を対象としたお仕事体験イベントである「みらいのたからばこ」に2日間出展。
5つの体験ブース（結束体験、加工体験、職人体験、VR圧接体験、鉄筋重さ当てクイズ）を設置。

②女子大学とのコラボ企画

梅花女子大学とコラボし、子どもたちに鉄筋工事をわかりやすく伝える絵本を制作。

実施後、関西鉄筋工業協同組合より絵本を制作してくれた学生へ感謝状を授与。

（みらいのたからばこへの出展及び絵本制作等で予算約900万円。）※①、③ともに厚生労働省等の助成金を活用。

関係者

みらいのたからばこ実行委員会、建設企業（会員企業）、梅花女子大学 等



みらいのたからばこ ブースMAP



梅花女子大学とのコラボ絵本
(キャラクター名はピンク: こっこ、
青: ぶーぶー、黄: あおた)

取組の経緯

<お仕事体験イベント>

- 15年程前より工業高校等へ出前授業等を実施していたが、参加対象者の高校生は進路等が決まっていることが多く、人材確保につながりにくかったため、前段階の世代へアプローチする必要があると考え、当該イベントへの出展を決定。

<絵本制作>

- イベント実行委員会より梅花女子大学のゼミ活動の紹介を受け、雇用連携が決定。
- 学生に「子どもたちに鉄筋の楽しさを伝えるためには何が必要か考えてほしい」との打診をしたところ、学生達から「教育には「導入」という概念があり、体験の前には知識を入れる段階が必要。絵本で前提知識を伝えてから体験してもらってはどうか」という提案を受け、絵本制作がスタート。



みらいのたからばこ開催風景

反響

<お仕事体験イベント>

- ブース来場者数：約500～550人 + 保護者 計 約900人。展示は迫力があり、「すごいな、かっこいいな」という声があった。

<絵本制作>

- 500部準備し、体験者全員（大半が小学校低学年）に絵本を配布。制作に携わった学生からも「制作を通じて、これまで興味関心を寄せなかつた鉄筋工の重要性を理解したし、仲間との共同制作を通じて自分の成長を感じた」との感想。

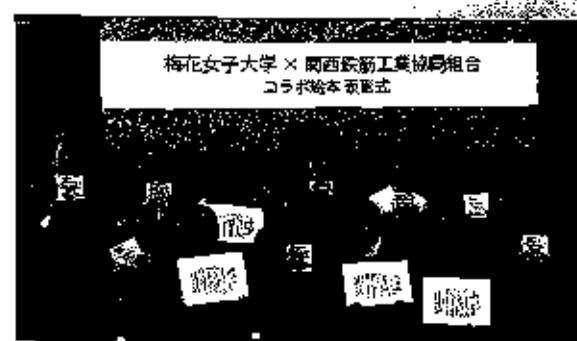
取組の工夫点等

<お仕事体験イベント>

- 子どもたちが「鉄筋」に興味を持って馴染んでもらうことを意識して、体験ブースの内容を構成。
- 保護者層にも、ブースの鉄筋工技能者との交流を通じて、業界イメージを改善してもらえることを期待。
- 展示構造物について、少人数で迅速に組み立て、かつ、簡単に解体できるかを考慮して設計した。

<絵本制作>

- 説明のわかりやすさと、何度も読み返しても新たな発見があるような物語構成を意識して、ひとつの絵本にまとめた。



コラボ絵本 表彰式



東信地区 高等学校初任者教員研修

～建設業の「今」を伝え、進路選択につなげる取組～

【ターゲット】

教員

高校生

取組概要

- 令和6年より建設業における新卒の扱い手確保のための活動として、新規に採用された教員に対する建設業に関する説明・意見交換会を実施。
- 来年度からクラス担任を持ち、生徒の進路指導に関わる初任者教員の方に建設業を理解し、生徒指導に役立ててもらうことを目的に研修を行った。
- 長野県の東信地区にある11の高校（普通科高校、商業高校など）より計20名の初任者教員が参加。
- 研修内容は視聴覚学習（建設業の役割、労働環境、ICT、女性が働く環境など）、体験学習（VRゴーグル体験、流域治水・耐震対策の模型実験など）

※東日本建設業保証（株）の助成金を活用。

関係者

長野県建設担当部署、建設企業 等

取組の経緯

- 従来から学生向けの現場見学などPR活動は行っていたが、その中で学生の進路指導にあたる教員が、建設業の実態を十分に理解していないという問題意識があった。
- 当初、教育委員会へ働きかけた目的は専門課程の削減に意見を投げかけることだったが、議論を重ねたところ、建設業に関する学びの場を確保することが重要であるという話になり、今回の取組をする流れになった。
- また長野県建設業協会では長野県建設担当部局、県教育委員会との三者で定期的な意見交換の機会を設けており、その関係から校長会の工業部会に働きかけを行った。結果、1人の校長にお声掛け頂いた（4月に校長会の工業部会、6月に研修の打診、9月に実施）。※お声がけいただいた学校では初任者教員向けの研修を従前より行っており、具体的な日時については学校側が決定。

反響

- 研修後、アンケートを実施。
- 視聴覚学習、体験学習を通して、参加された教員の方からは、「災害時に真っ先に現場に向かうのは建設業の方々であるということを知らなかったので、このお話を最も印象に残った」、「ICT、DXが実際に活用されていることが実感できた」、「想像していた以上に働き方改革が進んでいることが分かった」、「建設に対するイメージが変わった」などの声があった。
- 研修で取り入れてほしかった内容として、建設業従事者の1日の流れや就職希望者に有益な進学先を挙げる声もあった。

取組の工夫点等

- これまで学生向けに実施してきたことを踏まえて、教員の方にどのようにアプローチするべきか考える必要があり、意見交換の機会を多く設ける形にするなど、工夫して実施した。その結果、資料説明にとどまらず、教員の方の意見を引き出しつつ進めることができ、協会側としても学びになる進め方ができた。



視聴覚学習



耐震対策の模型実験



意見交換会



レンガのアーチ橋製作体験、国道の除草作業見学会

～体験して学ぶ「ものづくり」の世界～

【ターゲット】

保護者

教員

生徒

取組概要

①レンガのアーチ橋製作体験

- ・小学校3、4年生を対象に1グループ5～6人のチームを作り、レンガのアーチ橋の製作体験を実施。
(平成25年から行っており、令和6年度で24回目の開催)

- ・9月下旬～10月上旬に、北海道泊村・神恵内村・岩内町・共和町の小学生を対象に行っている。

②国道の除草作業見学会

- ・泊村の小学生を対象に、国道の除草作業見学会を実施（平成24年から行っており、令和6年度で12回目の開催）。
- ・毎年6月下旬～7月上旬、地元の神社のお祭り前に開催。

関係者

建設企業、教育機関、行政機関、地元新聞社 等

取組の経緯

- 平成22年度に北海道教育委員会「家庭教育サポート企業等制度」をきっかけに、泊村教育委員会等と連携体制を構築。
- 平成24年に国土交通省北海道開発局より、小学生を対象に道路の維持管理に関する活動実施の打診があり、除草作業見学会とレンガのアーチ橋製作体験を開始。
- また、茅沼建設工業株式会社の社長が泊村社会教育委員長をしているため、教育機関関係者と円滑なコミュニケーションを構築。

反響

- 最初は緊張気味の子ども達も途々体験を終えると目を輝かせて帰っていく。
- 親には活動写真の入ったCD-ROMを全員に配布しており大変喜ばれている。

取組の工夫点等

- 活動初期や教員異動時は改めて活動の説明をする必要があり苦労があるが、小中学校の校長先生や教頭先生にも活動に参加いただき理解を深めてもらっている。
- レンガのアーチ橋製作体験は土台等の準備が難しく、1年目は苦労した。
- 1か月前から小学校に連絡を取り、スケジュール調整を行い十分な準備期間を確保している。
- レンガのアーチ橋製作体験に関しては、グループごとに考えた会社名をハレメットに記載して、社長役と専務役も決める等、子ども達が主体的に取り組める工夫をしている。また、令和6年度は「将来このカードを持参すると入社ができる」といった文言入りの製作合格証という運転免許証サイズのカードを配布し、参加者から喜ばれた。



レンガのアーチ橋製作体験



国道の除草作業見学会



コンストラクション甲子園

～「楽しく」、「面白く」、建設業に接してもらう～

【ターゲット】

保護者

高校生

取組概要

- 北海道の高校生を対象にしたクイズ大会（令和6年度で第3回目の開催）
- 8地区（石狩、後志、胆振日高、渡島檜山、空知、上川、留萌、宗谷、十勝、オホーツク、釧路根室）にて地区予選を開催。勝ち抜いたチームが決勝大会に出場。決勝では実技も実施（バスタでのタワーや橋の製作等）。
- クイズの内容は生活するうえで知っておくと役に立つ防災、環境知識や建設業界の基礎知識など。
問題の監修は北海道大学の高野伸栄教授に依頼。
- 参加費無料で、交通費や宿泊費も支給。決勝大会で優勝したチームには沖縄旅行を、その他のチームにも参加賞（1,000円分のQUOカード）をプレゼントしている。
(協賛金等で運営。予算については、予選は50万円/1地区、決勝は150万円。) ※北海道庁の助成金を活用。

関係者

北海道建青会、保証会社、教育機関、行政機関、地元新聞社、建設企業 等

取組の経緯

- 建設業界における慢性的な人手不足と採用難の解消を目的として取組を始めた。
- 保証会社の支店長が、金融業界でのエコノミクス甲子園と同じようなことが建設業でも開催できないかと帯広二建会に相談があり、2022年より帯広、釧路、オホーツクの3地区でスタート。
- 帯広建二会の代表が各地の校長会にてプレゼンを行い、校長先生等とのネットワークを形成し、各教育局へ相談。
- また、各地区的二建会にて各地区の高校へポスター配布を行い、加えて教育局を通じて北海道全土の高校へ案内文を通知。

反響

- 第2回は70チーム（1チーム2名）で合計140名、第3回は92チームで合計184名が参加。
- 参加者のうち、第1回、第2回の約8割、第3回では約6割は普通科高校からの参加となっている。
- 参加した高校生からは「とても楽しかった。ぜひ来年も参加したい」という声が多く挙がっている。
- また、高校1、2年生で参加した高校生は、翌年も挑戦している生徒が多くいる。
- 他県からも取組についての問い合わせがあり、実際に他県でも開催予定となっている。

取組の工夫点等

- 大会エントリー後、参加者には事前に学習用WEBページをご案内し、普通科高校も参加しやすくしている。
- 難易度の高い問題は含めず、学生がわかりやすく、楽しめるよう事前学習用のテキストには漫画も入れている。
- 決勝進出チームには練習用のバスタを事前支給している。
- 大会の運営の持続可能性を考え、運営はガイドラインを作成し、運営自体を外部委託できるようにするなどパッケージ化を行った。
- また、建設業界内だけでなく、一般の方向けに周知する目的で、第3回の決勝大会は一般の方が毎週来2万人訪れるような会場で開催した。

過去の問題

4択クイズ

Q. 国交省の主導により建設業界の働き方改革を推進している取り組みを「新GK」というが、次のうち新GKにあてはまらないものはどれか？

 A 健康 B 給与 C 休憩 D 希望

クイズ内容 例



バスタブリッジ



令和5年度 優勝者



ポラス株式会社・ポラスハウジング協同組合

POLUS 木造住宅インターハイ

～高校生にものづくりの楽しさに触れてもらう取組～

05

【ターゲット】

保護者

教員

高校生

取組概要

- 高等学校・工業高等学校・高等専門学校等の学生を対象とした住宅設計等に関するコンペティションを開催。
- 「ものづくり」の要素に重点を置くため、模型を製作することについて必須の条件としている。
- 令和7年度の第3回からは、2部門制（設計部門、造形・製作部門）を導入。
- 審査委員は、建築家・大学教授・ポラスハウジング協同組合等に所属する現職の技能者・技術者が務めている。

関係者

教育機関、ポラスグループ（ポラス（株）人事部・ポラスハウジング協同組合・各グループ企業）、広告代理店 等

取組の経緯

- ポラスグループでは、1987年より建築技能を修得させるための職業訓練校を創設しており、これまでに922名の卒業生を輩出している。昨今、工業高校の学生数の減少、技能職（大工・内装職）を志す学生の減少等、今後の技能者育成に多くの課題を感じていた。
- 「ものづくりの楽しさ」に触れてもらう機会を創出することで、技能者に興味関心を持ってもらえる学生を増やせないかと考えた。
- 大学生向けコンペのノウハウを活かし、高校生向けコンペの発案に至った。

反響

- 応募数が第1回目140作品、第2回117作品、第3回は154作品。
- 教員の方々からは模型製作を必須としているコンペティションは珍しいため、「ものづくりの楽しさ」に目を向けた意図を含めて評価いただいている。

取組の工夫点等

- 開催規模の拡大に伴い、制作・運営の補助を広告代理店に委託するなど工夫をしている。
- 周知方法としては、高校にポスター・チラシを送付している。生徒はもちろんのこと、教員の方々にも認知して頂くことで、学校活動の題材（クラブ活動等）に活用して頂いている。
- 模型の製作に関しては、予算上限（5,000円）を設けており、身近にある安価な素材を使用して工夫を凝らすことを学生に促し、自由な発想で「ものづくり」をしてもらうことを意図している。
- 建築学科の学生等に限らず、より多くの学生にご応募頂くために、第3回から「設計部門、造形・製作部門」の2部門制を導入した。生徒の専門性・力量に合わせて応募しやすいよう工夫している（造形・製作部門は設計図も要らず、模型写真だけでも応募できる）。

第4回
POLUS 木造住宅インターハイ
The 4th POLUS Architectural Competition
斜面を
活かした家
木造住宅インターハイHP
POLUS木造住宅インターハイ審査会
第1回 最優秀作品



地域住民参加型 防災訓練「地域防災訓練」

～地域の防災意識の高揚等と「地域の守り手」であるとの周知に繋がる取組～

【ターゲット】

地域

教員

高校生

取組概要

- 毎年9月に地域の方々の安全を確保し、防災意識の高揚と被害の軽減を目的とした地域住民参加型の防災訓練を実施。
(令和6年度で32回目の開催。現在官民合わせて約50団体の協力を得て実施)
- 記憶への定着を促すために、内容は体験型の訓練とすることを重視。
(水防訓練・がれき救出訓練・消火訓練・応急処置・救護の実演・親子防災教室・ロープ結び体験・煙体験・避難シミュレーションゲーム・地震体験車の試乗・緊急車両展示・防災グッズ・パネルの展示)
- 新聞の折り込み広告、TV取材の受け入れ、自治体へのパンフレット配布依頼、HP上の周知など、様々なツールでの広報発信を行っている。
- 防災訓練に関して、すべて自社での運営、各種費用は自社負担として地域貢献を行っている。

関係者

行政機関、教育機関、建設企業（協力企業） 等

取組の経緯

- 創業者の遺訓である「世の為人の為につくせ」の精神のもと、災害対応など「24時間防災体制」を確立し、釧路沖地震（平成5年）の経験から日頃の備えの重要性を認識し、本取組を開始。
- 開始当時は社員および協力企業中心の訓練だったが、十勝沖地震（平成15年）の発生を機に、地域ぐるみで防災に取り組まなければならないという意識が芽生え、地域の方々を巻き込んで実施するようになった。
- 地域の建設企業として地元の高校生や中学生のインターン受入や現場見学会の実施など、そうした繋がりから多くの学校に参加していただいている。近年は行政機関も訓練に積極参加していただいている。規模の拡大に伴い、特殊車両等を貸し出してくれるまでになった。

反響

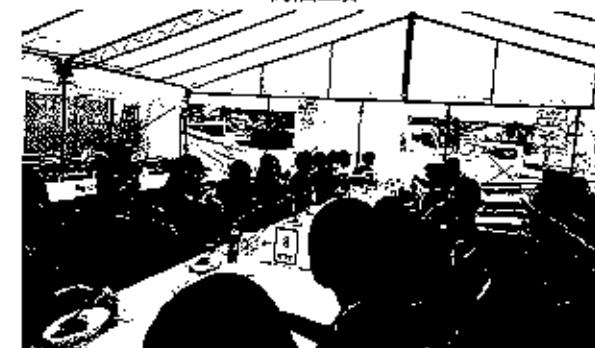
- 開始したときは業界関係者の参加が多かったが、災害が身近になってきたこともあり、平日開催にもかかわらず、近隣住民や幼稚園・保育園など多くの方に参加いただいている。（平成30年の胆振東部地震の際は過去最大来場者である4,200人となった。）
- 市内の高校や小学校などから約500人の学生が参加。
- 会社の防災に対する意識の高さは強みであり、リクルートに関しては同じ思いを持つ学生から毎年、多数の応募をいただいている。

取組の工夫点等

- 当初は行政機関等を含む各団体から協力を得ることに苦労したが、帯広市や帯広教育委員会に打診をするなど、防災教育の一環として地域防災訓練を活用していただくよう提案し、受理していただいた。
- 周知では“地域の皆さまに寄り添う”広報を意識しており、パンフレット配布時にはコミュニケーションを重視している。
- 防災は反復が大事であるため、訓練内容のベースは変えずに部分的には時代に合った新しいものとなるよう考えている。近年であれば、地震体験車をレンタルした体験型の訓練などを行っている。
- 地域防災訓練では炊き出し訓練として「宮坂カレー」を来場者（学生含む）に振る舞っている（2,500食分）。
- 防災意識の高揚を図るには繰り返し訓練を実施することで意識を定着することが重要と考えている。宮坂カレーの提供の他にも来場者に防災グッズ（非常食や防災用アルミシート、5年使用可能なウェットティッシュなど）を配布し、日頃の備えとしていただくなどの工夫をしている。



開催風景



吹き出し風景



体験風景



～動画・テレビ～

中学生向け出前授業用のドラマ作成・建設ツアーアー

～描け、ジブン地図～

【ターゲット】

保護者

教員

取組概要

①ドラマ作成

中学校への出前授業の際に建設業の魅力を効果的に伝えるためのドラマを作成。
 (企画から完成まで約7ヶ月。予算はドラマ1本約300万円程度)

②建設ツアーアー

中学生を対象とした建設現場の見学ツアーを実施。応募時にInstagram広告等を実施。
 (予算は広告代や当日実費等約30万円程度)

※①、②ともに山形県からの補助金有り

関係者

山形県建設担当部署、地元新聞社、広報会社、建設企業 等

取組の経緯

- 地元工業高校との意見交換のなかで、地域の技術系は厳しい採用状況にあるが、そもそも土木科志望生徒も減少しており、より裾野広く魅力発信していく必要があるとの話が出たのがきっかけ。
- (一社)山形県建設業協会から県に、魅力発信に係る事業創設を要望してR6年度に予算化された。

反響(建設ツアーアー)

- 宣伝はInstagramと新聞での広告を予定していたが、Instagram広告において、広告対象を「山形」「小中学生」等と絞り込むことで効果的に広告したところ反響が大きく、想定より早く定員数に達した。
- 保護者からは「建設業は『力仕事』というイメージだったがICT化が進んでおり昔のイメージと大きく変わった」という声。

取組の工夫点等

<ドラマ>

- ・主人公に視聴者ターゲットと同じ中学3年生を設定することで視聴者に共感しやすい構成に。キャストも実際の中学生の方を採用。
- ・関係者の立場ごとで意向するイメージがあるため、県関係者との成果物イメージのすり合わせに注力した。
- ・映像化のプロセスを地元新聞社に取材してもらい、宣伝効果を高めた。

<建設ツアーアー>

- ・現場選定では、若者の就業選択に影響力のある保護者にも参加意欲を湧かせられるような場所(蔵王ダム)と、建設=土方職人とのイメージを養ふことを目的に、最先端のICT技術を活かした現場を選定。



出前授業用のドラマ



建設ツアーアー ポスター



取組概要

- 基本的な番組のストーリーは、ももいろクローバーZメンバー4人が、普段の生活ではなかなか知ることのできないインフラについて、日本を救う秘密結社「ももいろインフラ-Z」のメンバーとなり、藤井聰先生（京都大学大学院教授）からインフラのイロハを教えてもらう内容。
- 日本建設業連合会 土木運営会議 構成企業の21社により設立された「ももいろインフラ-Z広報協議会」が費用面、番組企画、現場取材、情報提供などに全面的に協力。
- 協議会の総意により、CMは一切入れない1時間番組となっている。2022年9月より東京メトロポリタンテレビジョンで放映を開始し、これまでに放映された番組はYouTubeにて視聴可能。
- 「ももいろインフラ-Z広報協議会」の事務局は約4名で運営し、広報協議会会員企業21社の声をまとめている。
- (公社)土木学会の「土木広報大賞2023」最優秀賞を受賞。

関係者

テレビ局、広報協議会会員企業、建設企業、インフラ関連企業、著名人、行政機関 等

取組の経緯

- インフラの正しい知識を国民全体に広げ、インフラの重要性を認識してもらうための広報を実施したいという趣旨より開始。

反響

- YouTube等の再生回数は、累計約66万回に達しており、30分を超える長尺動画としては、極めて多い再生回数となっている。
- 視聴者からは「ももクロが素人の目線で疑問を投げてくれるから視聴者として分かりやすい、生徒になった気分で学べる」、「学校で子供に見せてほしい、小中学校の社会科とかで見せても良いくらい教材として魅力的」、「元々、“インフラ”的意味もわからずとりあえずももクロが出てるから見よう」と思いYouTubeにあがっているやつを見ていたが、いつの間にか自分がインフラについてすごい興味深々になっていてびっくりしているなどの声があがっている。

取組の工夫点等

- 視聴者と同じ目線に立った番組づくりを心掛けており、普段インフラについて学ぶ機会が少ない子供からお年寄りまで幅広い視聴者に、ももいろクローバーZと藤井聰先生のやり取りを通して、その役割と重要性について理解してもらえる内容にしている。
- インフラの歴史から最先端技術まで幅広く紹介し、テーマとなっているインフラがどのように建設されてきたのか、それらの建設に人生を懸けて取り組んだ偉人、先人等の紹介を行い、また、テーマに関わる最新技術等も紹介することで、建設業の「かつこよさ」等を視聴者へ感じてもらえる構成にしている。
- 建設現場で様々なインフラ整備に携わっている広報協議会会員企業の若手社員（ヤングインフラ戦士）を毎回2名ずつ取り上げ、建設業界での仕事のやりがいと魅力をアピールしている。
- 新春特番、年末特番を組むなど、視聴者層の拡大に努めるとともに、公開収録を企画し、番組の盛り上がりを図っている。



番組ホームページ



過去の放送内容

ももいろインフラ-Z 広報協議会 会員企業の各社

日本ガスホールディングス	日本鉄道大酒店	株式会社伊藤忠	豊田通商
日本ガスホールディングス	日本鉄道大酒店	三井物産株式会社	丸紅株式会社
日本ガスホールディングス	日本鉄道大酒店	丸紅通商株式会社	日揮株式会社
日本ガスホールディングス	日本鉄道大酒店	丸紅商事株式会社	日本通運株式会社
日本ガスホールディングス	日本鉄道大酒店	日本通運株式会社	日本郵船株式会社

ももいろインフラ-Z 広報協議会
会員企業



ウシワカ製作委員会

09

若者にスポットをあてたテレビ番組「ウシワカ」

～インフラメンテナンスの大切さやそれに携わる人たちの熱い思いを発信～

【ターゲット】

保護者

教員

大学生

高校生

中学生

児童

取組概要

- 橋梁の再生に取り組む若者（ウシワカ）等にスポットを当てた番組「牛若～鉄人たちの橋の再生物語」を制作。
- 番組の主人公であるウシワカは、出演企業に「将来のリーダー候補生を選んでほしい」と依頼し、各企業から選出。
- 橋の補修・再生を例に挙げインフラ再生の重要性ややりがいを2分間のミニ番組を通じて広く一般に発信することで、業界のイメージ向上や就業者確保などにつなげることで建設業界の持続的発展に寄与する事を目的としている。
- 令和3年4月より第一章を12番組、令和4年2月より第二章を8番組、令和5年1月より第三章を9番組、令和6年1月より第四章を7番組、令和7年1月より第五章を6番組放送（地方局を中心に14局）。
- 番組放送後は、オフィシャルサイトで視聴可能にし、全国展開を行っている。

関係者

建設企業、教育機関、映像会社 等

取組の経緯

- 会議の場で、業界の認知度向上の活動等を提案した際に賛同者がおらず自分で立ち上げるしかないと考えた。
- また日本のインフラ再生を手掛ける人々にスポットを当てたいという想いから始めた。
- 番組の趣旨に賛同していただける企業の方々を一人一人探して、声をかけた。

反響

- 番組放送開始後、新聞社を始めとした多くのメディアが反応し、読売新聞や日本経済新聞などで、「ウシワカ・プロジェクト」の発足等に焦点を当てた記事が掲載され、これらの記事を見た一般女性からの応援や都内私立中学の学生からインフラについて学校でレポートを作成するので話を聞きたいという電話もあった。
- ウシワカ第二章では平均視聴率4.7%、オフィシャルサイトの月別サイトアクセス数も約5,000回を超えていた。
- 番組の動画が行政機関の研修カリキュラムに採用された。
- 番組に出演した方からは「番組に出演して建設業の職業人として恥ずかしいことはできないと自覚が芽生えた」、「初めてカメラの前で話をしたので、最初はかなり緊張したが、自分自身の本当の思いだったからこそ正直に語ることができた」などの声があった。

取組の工夫点等

- 限られた予算の中で、スタートアップ企業を活用して費用を抑えている。実際の職人が出演し、2分という短時間で端的に建設業の魅力を伝える構成としている。
- 出演企業は地域や業務内容等多岐にわたる。出演企業と協賛企業による交流会の開催なども行っている。

団体名：ウシワカ製作委員会

URL : <https://ushiwaka-japan.com/>



ウシワカ達の志、誇り高き挑戦

第一章第1話 エンディング



～牛若～
日本のインフラを守る
技術者たちの挑戦

オフィシャルサイト

～SNS・HP・新聞～

建設業職種メーカー

～楽しみながら建設産業の様々な職種を伝える～

【ターゲット】

保護者

取組概要

- 建設産業人材確保・育成推進協議会が運営する建設産業の情報ポータルサイトである「建設現場へGO！」にて掲載。
※建設現場へGO！：建設産業団体や行政機関等が個々に広報している若年者入職促進等に資する様々なコンテンツ情報（YouTube動画、冊子、各地域で開催されるイベント・セミナー等）を集約したJobポータルサイト
- 「将来どんな働き方をしたいですか？」「休日はどう過ごしたいですか？」「旅行に行ったらどう過ごしたいですか？」といった簡単な8つの設問への回答によって、「建築土」「外壁工事業」「左官工事業」などの15職種の中からおすすめの職種を紹介。
- 診断結果はSNS（X、LINE等）で共有可能。

関係者

建設産業人材確保・育成推進協議会（建設産業団体、関係行政機関等から構成）、システム会社 等

取組の経緯

- 2023年4月～営業活動を強化し、建設産業団体や行政機関等に広報を行い、若年者入職促進等に資するコンテンツ数を増加させたが、「建設現場へGO！」のアクセス数が伸びず、新規に閲覧するユーザー数を増加させるための仕組み作りが必要という話となり、コンテンツを制作することになった。
- 小中学生などの若年層が、楽しみながら建設産業の様々な職種を知っていただくことを目的に制作した。

反響

- 2023年度の月平均アクセス数が約10,000件だったことに対し、2024年10月アクセス数：22,273件・11月アクセス数：18,848件とアクセス数の増加に対して一定の効果があった。
- 行政機関等より「建設業職種メーカー」のバナーやパネルを展示させてほしいというお問い合わせがあった。
- また、実際に建設業で働いている方から、「実際に働いている仕事と異なる仕事が出てきた」との声もあり、ターゲットにしている小中学生以外の方も楽しんで活用いただいている。
- 中学校へ講話に行った際に、中学生に「建設業職種メーカー」を体験してもらったところ、「おすすめとして出てきた仕事について知りたくなった」、「将来なりたいという職業もあまり決まっていないので建設業も視野に入れていくかなと思った」などの感想をもらった。

取組の工夫点等

- 建設産業を知らない人でも楽しみながら建設業に興味を持てるような内容にするため、遊び感覚で回答できるような身近な内容を設問にした。
- 本コンテンツをきっかけに「建設現場へGO！」の様々なコンテンツに誘導できるように、建設産業の仕事を紹介する「建設産業ガイドブック」などサイト内のコンテンツも併せて掲載し、より詳しく建設業について知ってもらえる仕組みにした。
- 簡潔でわかりやすく、ポップなデザインにすることで少しでも興味を持ってもらえるようにした。結果ページの職種デザインは安全帯の装着、ヘルメットにCCUSのロゴを入れるなど細部にもこだわりつつ、等身を低くするなど、より可愛らしいデザインとなるようにした。

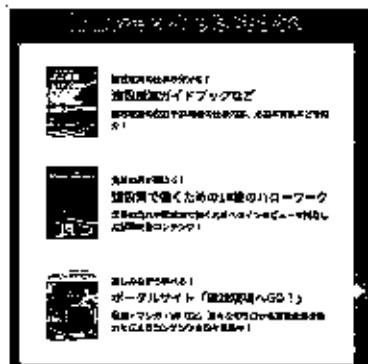


トップページ



設問例

診断結果



各種コンテンツ



TikTokを通じての求人・広報活動

～ショート動画を通じて建設業の仕事を発信～

【ターゲット】

社会人

保護者

大学生

高校生

中高生

若手

取組概要

滋賀にある建設会社の社長

- 2024年よりTikTokの求人を開始。
- TikTokから会社の公式LINEに登録を誘導する形になっており、問い合わせは公式LINE内の問い合わせフォームとTikTokのダイレクトメールからの2パターン用意している。
(公式ラインの登録者数は現在約200名程度)
- 毎月10本の動画を撮影し、制作会社が編集。3日に1回の頻度で投稿している。

関係者

建設企業、コンテンツ制作会社 等

取組の経緯

- ハローワーク等の通じた求人を行っていたが、他社との競争で人材確保が困難を感じ、TikTokでの採用に移行。
- 10年、20年先を見据え、将来会社を担う人材の確保を目的に行っている。
- YouTubeは動画市場として飽和状態で再生数が伸びにくく、特にショート動画に関してTikTokの方が効果的と判断した。

反響

- 半年で10名前後の20代若手社員の採用を実現。
- 始めて1ヶ月で問い合わせが30名前後。毎月10~20名から継続してコンタクトがある。
- TikTokの利用者は30~40代男性が多く、Instagramはどちらかというと女性向きの媒体と考えられるため、広告媒体としてTikTokを採用した。反響としては10~30代男性が一番多く、その他の年代や女性からの問い合わせもある。
- 給与面、待遇面の話題は再生回数が伸びる傾向がある。

取組の工夫点等

- コンテンツ設計は業者が行っており、特に動画再生数が増えた話題を繰り返し取り上げて再生回数を伸ばす工夫をしている。
- 活動を開始して最初の1~2ヶ月は原稿を見ながら動画を撮影していたが、その場で自分の言葉で話をした方が相手に響きやすいことがわかり、現在は原稿無し、ワンテイクで撮っている。
- 2028年に滋賀県の野洲市に、建設業にも関連の深い滋賀県立高等専門学校が開校予定であり、当該学校に関心を持っていただるためにも、小中学生に対してもTikTokを活用しアプローチをしている。
- 経験を活かし、TikTokでの求人広告専門の代理店業（コンサル業含む）も開始。



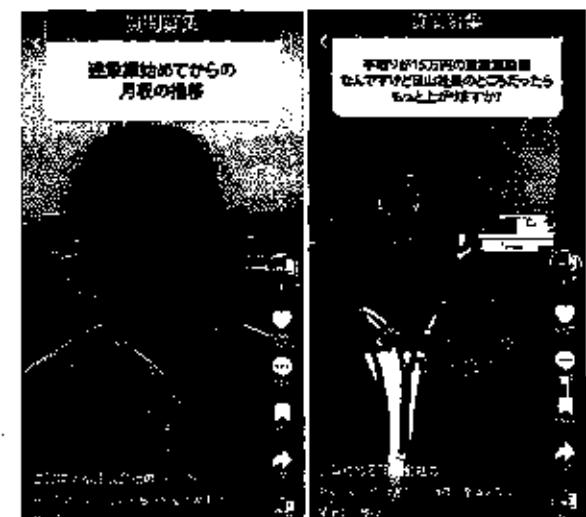
@ceo_hiyama

33
フォロー中 7,712
フォロワー 4.4万
いいね

フォロー

男女関係なく高給与・高待遇
未経験、経験者どちらも大歓迎
気軽に連絡まっています！

TikTokページ



掲載例



建設業の魅力を伝える新聞広告・ポスター

～建設業の社会的意義を伝え、入職促進を図る～

【ターゲット】

保護者

教員

大学生

高校生

取組概要

- 徳島で世帯普及率6割のシェアをもつ新聞の1月初旬朝刊最終面に新聞広告を掲載。（平成23年より実施）一般向けと子ども向けを作成。
- 新聞広告の内容をポスターにし、県内の高校、一般社団法人 全国建設業協会など約40箇所に配布。
- 例年は9月から検討を開始（テーマや撮影場所、写真等）し、12月末に入稿、1月に掲載。
令和6年度はテーマに合う写真撮影（トンネル開通前の写真）を行うため、7月から検討開始。
- テーマは協会から提案することもあるが、デザイン会社から提案を受けることもある。
- ※建設業福祉共済団の広報助成金を活用。

関係者

建設企業（会員企業）、広告会社（コピーライター、デザイナー） 等

取組の経緯

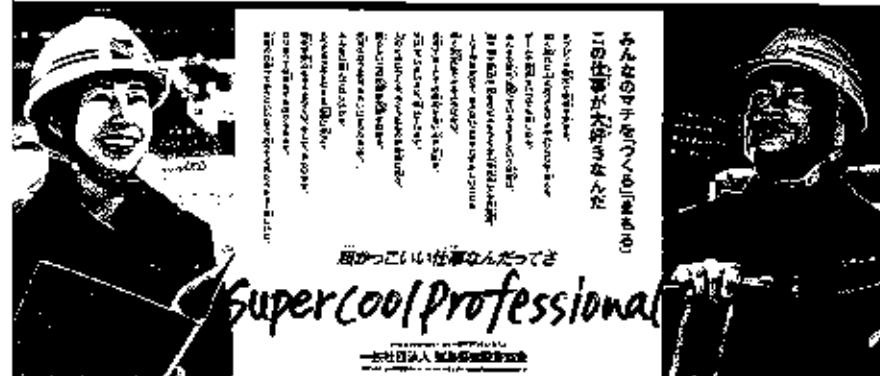
- 広く県民に建設業を知ってもらいたいと業界への理解の増進のために始めたのがきっかけ。
- 平成22年当時は、インターネットの普及率が今より低かったため、徳島県内で世帯普及率約7割の地元紙への新聞広告が効果的と考え、なかつ、新年のお正月の広告でじっくり広告内容を読んでいただけるのではという思いから、新聞への掲載と掲載時期を決定。

反響

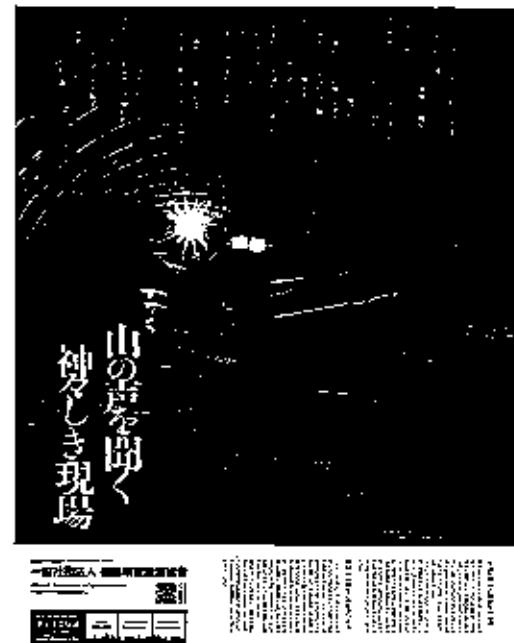
- 令和4年まで付記していたQRコードによりアンケートを実施。アンケートの回答では、年に数件ほど「建設業はポスターのようにきれいな世界ではない」といった否定的な意見もあったものの、ほとんどは「建設業のイメージがよく分かった」などの好意的なフィードバックだった。
- ポスターを見た県外の業者の方や一般の方からポスターがほしいとご連絡をいただくことがある。ホームページを見てリクエストいただくことが多い。

取組の工夫点等

- 内容的にもデザイン的にも「持って帰ってもらえそうなポスター」にすることを念頭に作成している。建設業の良いところだけでなく、ありのままを記載。
- 公益性を重視して、特定の広告にならないように配慮。
- コピーライターの文章が持つ格好の良さ及びインパクトや協会として伝えたいメッセージ、そして一般の人の受け取り方のバランスを考えながら編集を行った。



令和4年1月11日 新聞掲載



令和7年1月6日 新聞掲載



～多様なツール～

大学連携による建設業のブランディング

～学生達から見える建設業の魅力をかたちに～

【ターゲット】

保護者

教員

大学生

高校生

取組概要

- 令和4年度に筑波大学と大学連携による建設業のブランディングを行った。
- 学生達が、カヌー体験、現場見学会等を通じ、建設業の課題を定義し、解決策に相応しいデザインを提案。
- 結果、学生から7つのデザインを提案
 - (①現場見学のためのパンフレット・ポスター、②YouTubeラップCM提案、③建設現場のポートレート、④ビジュアルアイデンティティの提案、⑤現場や災害時に活躍するJOYO水(常用水)、⑥統一しすぎないユニフォーム、⑦建設業界人生ゲーム)
- 建設業の取組を世の中に発信することで業界全体のイメージ向上、本当に人の役に立っている業種ということがじわじわと伝わればという想いから基本的に無償で提供している。
- JOYO水は取手市をはじめとして、小中高校や図書館に配布。



①現場見学のためのパンフレット等

②YouTubeラップCM提案

③建設現場のポートレート

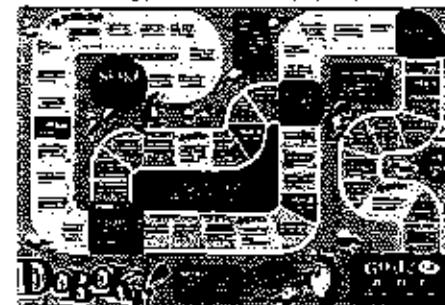


④ビジュアルアイデンティティの提案

⑤現場や災害時に活躍するJOYO水(常用水)



⑥統一しすぎないユニフォーム



⑦建設業界人生ゲーム

関係者

建設企業、筑波大学 等

取組の経緯

- 令和4年に飯田代表取締役が就任し、建設業や常陽建設株式会社が学生からどのように見えているのか、ブランディングしてもらいたいと考えたことがきっかけ。
- 会社の近くにある筑波大学に代表取締役より問い合わせをしたところ、筑波大学芸術専門学群のゼミ活動の紹介を受け、産学連携が決定。
- 現場見学等を通じ、「建設産業は人の役に立つ仕事であるにも関わらず、なぜ担い手が不足しているのか、建設産業の担い手確保でお手伝いできることがあれば」ということを学生自身も感じ、本格的にブランディング活動が開始。

反響

- JOYO水や建設業界人生ゲームの活動はSNSをきっかけに広がり、Instagramや業務問い合わせフォームから配布依頼を受けることが多い。
- 建設業界人生ゲームは、新人研修等での活用や、学童や地域の遊べるスペース等に置いてもらっており、子どもたちから「楽しかった」という声をもらっている。

取組の工夫点等

- 学生には常陽建設株式会社と建設業を見ていただきたいというメッセージのみ伝え、具体的な要望は出さず、学生自身の自由な発想やアイデアで提案いただいた。結果、学生の豊かな感性が表現されたデザインとなった。
- 建設業がどういったものなのかを見てもらうために川から河川工事等の景色を見るカヌー体験と2つの現場見学会を実施し、学生には図面を見ながら現場を見てもらうなど、ものづくりの面白さを現場で体感していただいた。
- ゼミ活動としての学生とのやり取りは4回だったが、個別でも学生と密にコミュニケーションを取るなどした。



ニーズに合った次世代教育の取組

～「次世代の担い手不足」という社会課題の解決に向けて～

【ターゲット】

保護者

教員

高校生

中高生

取組概要

①カジマキッズアカデミー（平成27年4月より開始）

将来を担う子どもたちに建設業の果たす役割や魅力を伝え、自然共生への興味を高めることを目的として、建設の基礎知識や身近な生物について楽しみながら学べるホームページ等を公開。

②鹿島サマースクール（平成29年より開始。毎年6月から募集開始し、7月下旬からサマースクールを開催。令和6年度は全国8カ所で開催）

小中学生を対象に、参加しやすい夏休み期間を利用した現場見学会。構造物や建設機械の迫力、働く人たちの一生懸命な姿、実際に作業体験するなど、物づくりのプロセスに触れる機会を設けることで、若年層に建設業の面白さや魅力を伝え、ひいては将来的担い手確保にもつなげる取組。広報室が企画し全国各支店で実施。

③高校生向け探究教材《100年を創造するチカラ》（令和元年より提供開始）

高校の「総合的な探究の時間」に活用できる教材を無償提供。教材は基礎編10コマと実践編で構成。必要な教材がすべてセットとなっている。

関係者

建設企業、教育コンサル会社、教育機関 等

取組の経緯

<カジマキッズアカデミー>

広報室が中心となり、子どもたちの研究課題に相応しい建設に関わるテーマを検討。各テーマを専門とする社員（技術者・研究者・設計者など）と、企画・制作を行った。

<鹿島サマースクール>

次世代の担い手確保に向けた取組として、社会貢献活動を通じた次世代教育の一層の強化を目的に実施。

<高校生向け探究教材《100年を創造するチカラ》>

高校生への普及を目指し構想。令和4年度からの高等学校新学習指導要領における「総合的な探究の時間」必修化に着目し、新規教材としての広範な普及を期待、令和元年より開発に着手。開発にあたっては、アクティブラーニングに先進的に取り組む高等学校の協力を得て、検証授業を実施するなど、実践的な試行錯誤を重ね、教材の完成度を追求。

反響

<カジマキッズアカデミー>

コンテンツ閲覧から約10年となるが、ホームページアクセス数トップを誇る人気コンテンツとなっている。

<鹿島サマースクール>

毎年夏休みが近くなると募集時期の問い合わせ等あり。参加した子どもたちからは、「想像以上のスケールの大きい仕事に感動した」「建設業のイメージが変わった」などの声があった。

<高校生向け探究教材《100年を創造するチカラ》>

探究の授業必修化の令和4年度に使用生徒数1万人を突破。教材使用学校数も令和2年度は16校だったが令和7年2月には68校。

取組の工夫点等

<カジマキッズアカデミー>

子どもたちが興味をもてる建設業と関わるテーマ探しと、制作にあたり各テーマを専門とする社員の選定に苦労した。

<鹿島サマースクール>

安全管理の徹底、イベントの質の統一を図った（イベント準備・運営・見学ルート等をマニュアル化など）。

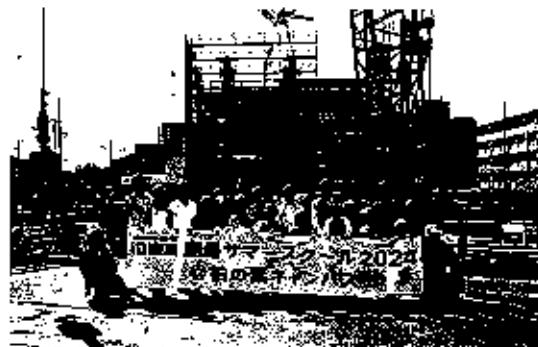
<高校生向け探究教材《100年を創造するチカラ》>

教員向けの探究事例勉強会を春季に複数回開催。勉強会では、各校の具体的な取組事例を共有した上で、導入に向けてのQ&Aを実施。

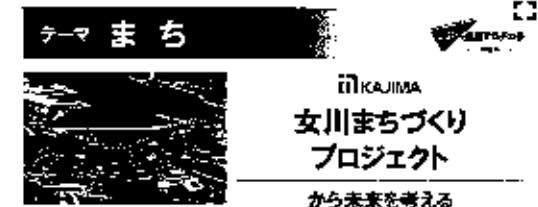
知る・楽しむ



カジマキッズアカデミー



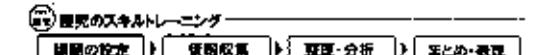
鹿島サマースクール



テーマ まち

KAJIMA
女川まちづくり
プロジェクト

から未来を考える



高校生向け探究教材 例



エンタメコンテンツで建設業の魅力発信

～建設産業を若者の人気職業へ～

【ターゲット】

社会人

保護者

教員

大学生

高校生

その他

取組概要

- 建設産業界に興味のない方にも振り向く「きっかけ」をつくり発信する取組を行っている。
- 取組を行うにあたり、業界全体をワンチーム化するため多くの企業等と連携を行っている。
- 2022年4月より業界ワンチーム化のためのプラットフォームとして、「CREATIVE LANDプロジェクト」を実施。
- ターゲットを意識した取組を行っており、学生向けにはエンタメコンテンツ制作・イベント開催するなど建設業の魅力を発信・拡散。(ex.建設業PR短編映画を制作、2023年劇場公開し各地で講演上映会を実施。姫路科学館にて「暮らしを支える土木の科学展」を2024年夏休みに開催。徳山工業高等専門学校の学生が企画し、山口県が支援する現場見学会マッチングプラットフォーム「フラNavi」など)
- 建設産業の必要性・魅力を子供、親、教員に伝えるためのコンテンツとして「教育アニメ映画」を制作し2026年度公開予定。学生ディスカッションイベント
- 目標は工事現場を通る親子が「僕たちのために、いつもありがとう！」と日常的に「感謝」される状態を作ること。
- (公社)土木学会の「土木広報大賞2023」企画部門、映像・メディア部門で受賞。



フラNavi

俺たちは
無名の
ヒーローだ。

PR映像



短編映画「ROADING...」

関係者

教育機関、行政機関、建設企業、他業界企業 等

取組の経緯

- 建設産業の人材不足という課題を根本的に解決するため、これまでとは違う切り口が必要という認識の下、建設企業の社内ベンチャーとして、広告代理店に頼らない、建設産業界で広報事業に特化した企業を立ち上げた。
- 建設業界全体として、この取組に対しての温度感を高めていくことが大切になるため、多くの建設企業が参画しやすい仕組みづくりを行っている。

反響

- 2021年度より活動を始めて、エンタメ制作、イベント交流、プロモーション企画などの活動を合計351活動実施。(企業432社、参加者17,143人)
- また、サイト掲載では掲載数20,910件、総PV数は568,736件の反響があった。

取組の工夫点等

- 「伝える」だけではなく「伝わる」広報を行う。今の若手世代が大事にしている価値観を拾い上げてアプローチしている。
- 連携している企業は建設企業だけでなく、製造業、小売業(建設業の作業着や靴を製造している企業等)など建設産業そのものではないものの、関連する企業がスポンサー企業となっている。
- 「教育アニメ映画」では映画館での上映に加え、PTA連合会等と連携し、教育機関の授業で上映することで、子供達、職業選択に影響を及ぼす親・教員に確実に訴求できるようにしていく。また、鑑賞後、「子供企画部」として未来について子供達と企業、大人達がアイデアを出し合うなどの社会接続の場を作る。



建設事業主等に対する助成金について（人材確保等支援助成金）

助成コース

■人材確保等支援助成金

若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

助成対象

「若年者や女性の入職・定着を図ることを目的として、建設事業の役割・魅力を伝え、理解を促進するため啓発活動等に関する事業（EX.講習会・加工技術等の体験会・体験学習等）」を実施する以下の建設事業主等。

■建設の事業の雇用保険料率の適用を受ける建設事業主

■建設事業主団体（全国団体、都道府県団体、地域団体）

助成額

<建設事業主>

■中小建設事業主の場合：支給対象経費の3/5

■中小建設事業主以外の場合：支給対象経費の9/20

※ 1事業年度あたり200万円の上限あり

<建設事業主団体>

■中小建設事業主団体の場合：支給対象費用の2/3

■中小建設事業主団体以外の場合：支給対象費用の1/2

※ 1事業年度あたりの上限額あり

（全国団体：上限3,000万円、都道府県団体：上限2,000万円、地域団体：上限1,000万円）

Q & A

Q : 小・中学生等を対象とした講習会や体験学習も助成対象となりますか。

A : 小・中学生等を必ずしも事業対象から除外するものではありませんが、本助成金は、雇用保険料を財源とし、雇用保険の被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者の雇用安定事業として実施しているため、高校生以上を主な対象としてください。事業の対象者の選定については、建設業への入職や定着に資する事業となるよう、留意してください。

Q2 : 天災等により体験イベントが中止となった場合の経費（会場費、教材費（材料費））は助成対象になりますか。

A : 天災等やむを得ない理由により事業を実施できなかった場合は、会場費等（キャンセルした場合はキャンセル料）に要した経費について、助成対象となる場合があります。イベントが中止になった理由を申し出て、各労働局にご相談ください。

申請手続

■STEP1 計画届の申請

事業を実施しようとする日の原則2ヶ月前までに、必要書類一式を管轄する労働局に提出してください。

（提出物）

- ・計画届
- ・事業計画内訳書
- ・添付書類 等

■STEP 2 事業開始

■STEP 3 事業終了

■STEP 4 支給申請

事業の終了した日の属する月に応じ、原則として次の表に掲げる区分に応じて、必要書類一式を管轄する労働局に提出してください。

事業終了月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
提出期間	7月1日から 8月末日まで	10月1日から 11月末日まで	翌年の1月1日から 2月末日まで	3月1日から 5月末日まで

（提出物）

- ・支給申請書
- ・添付書類
- ・効果検証及び入職率・離職率調査報告書 等

■STEP 5 助成金の支給

詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧いただけ、各都道府県労働局へお問い合わせください。

■パンフレット



■都道府県労働局
お問い合わせ先



23

22

※ 国土交通省ホームページの下記アドレスに本資料が掲載されています

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000088.html

令和7年3月10日

青年部会第3回第正副部会長会議議事録

日時：令和7年3月10日（月）12：40より

場所：建設業協会 長建ビル3階会議室

進行：大月特任理事

出席者：北澤部会長、原副部会長、村松副部会長、望月副部会長

大月特任理事、岩下常務理事、青木次長、小池主事

1. 開会 大月特任理事

2. 挨拶 北澤部会長

3. 会議事項

1) 令和7年度 事業計画及びスケジュールについて

- ・委員会体制について、変更等は無し
- ・LIFE 令和8年1月（意見交換会）で部長に手交する
- ・フォトコン 事前告知を行う（撮影期間を告示）
- ・フォトコンポスター作製日程を決めておく
- ・中学校学習会運営は支部対応を基本とする
- ・中学校学習会活動を、全建の社会貢献功労賞に推薦する予定

2) 他県青年部との交流会について

- ・近畿方面
- ・整備局長との懇談も行う予定
- ・日程は、6/16～6/18 か 6/23～6/25 で実施（6/23～6/25 に確定）

4. 令和7年度第1回全体会議の開催日を決める

- ・4/22(火) 12:30～ 協会3F会議室に決定

5. 閉会 北澤部会長

第32回 試験所運営委員会次第

日 時 令和7年3月10日(月)

午後1時30分から

場 所 ホテル国際21 1階「葵」

1 開 会

2 理事長挨拶

3 委員長挨拶

4 会議事項

1. 令和6年度事業見込について

2. 令和7年度事業計画について

3. 試験手数料の改定について

4. その他

5 閉 会

試験所運営委員会 役員名簿

顧問	長野県建設部長	新田恭士
顧問	一般社団法人長野県建設業協会会长	木下修
顧問	一般社団法人長野県建設業協会顧問	藏谷伸一

< 委員 12名 >

構成員	機関名等	職名等	氏名
委員長	長野県建設部	次長	栗林一彦
副委員長	一般社団法人長野県建設業協会	副会長	福原初
	公益財団法人長野県建設技術センター	理事長	猿田吉秀
委員	長野県建設部	技術管理室長	折井克壽
	一般社団法人長野県建設業協会	専務理事	小林敏昭
	東信地区建設事業協同組合連合会	代表理事	松本知雄
	上伊那建設事業協同組合	理事長	桃沢傳
	飯田建設事業協同組合	理事長	木下勝貴
	木曽建設事業協同組合	理事長	大沢謙一
	中信地区建設事業協同組合連合会	代表理事	平林慶則
	北信建設事業協同組合	理事長	鹿熊聰
	公益財団法人長野県建設技術センター	専務理事	金井伸樹

試験所運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 建設材料試験に関する協定書第3条に基づき、試験所の運営を円滑に行うため試験所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる機関の役員又は職員及び学識経験者より25人以内をもって組織し、委員長は長野県建設部次長、副委員長は一般社団法人長野県建設業協会副会長及び公益財団法人長野県建設技術センター理事とする。

(1) 長野県

(2) 一般社団法人長野県建設業協会

(3) 建設事業協同組合又は建設事業協同組合連合会

(4) 公益財団法人長野県建設技術センター

2 委員会に各地区試験所独自の事項を調整するため、地区ごとに地区幹事会（以下「幹事会」という。）を置くものとする。幹事長及び幹事は、次に掲げる機関の役員又は職員の中から委員長が指名した者とする。

(1) 長野県

(2) 建設事業協同組合又は建設事業協同組合連合会

(3) 公益財団法人長野県建設技術センター

3 委員会に次に掲げる者を顧問として置くものとする。

(1) 長野県建設部長

(2) 一般社団法人長野県建設業協会会长

(3) 長野県建設事業協同組合連合会代表理事

(所掌事項)

第3条 委員会は、試験所全般にわたる次に掲げる事項を審議するものとする。

(1) 試験所の事業計画に関する事項。

(2) 施設の使用に関する事項。

(3) 試験施設等の整備及び試験器具類の購入、更新に関する事項。

(4) 試験手数料に関する事項。

(5) その他、必要と思われる事項。

2 幹事会は、それぞれ関係するところの試験所独自の事項について、調整を行なうものとする。

3 幹事会は、前項の調整を行なったときは、関係書類を添付し委員長に報告しなければならない。

(委員会)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、会務を統括するものとし、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行なう。

(幹事会)

第5条 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(会務)

第6条 この委員会及び幹事会の会務は、公益財団法人長野県建設技術センターにおいて処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成4年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

第32回試験所運営委員会資料

公益財団法人長野県建設技術センター

資料 1. 令和 6 年度 事業見込	3
資料 2. 令和 7 年度 事業計画	9
資料 3. 試験手数料の改定について	15

1. 令和6年度 事業見込

(1) 収入見込み

県内の生コンクリート出荷量は、二次製品の使用の増加等により減少傾向にあり、試験事業全体としては当初事業計画に対して 8.1% の減となる見込みである。

東信試験所：防災減災関連事業が一段落したこと等により県工事からの依頼が減少した

伊那試験所：県や民間工事からの依頼が減少した

飯田試験所：おおむね当初計画どおりに推移している

木曽試験所：過年度災害復旧工事の完了等により試験依頼が減少した

松本試験所：県及び市町村からの依頼が見込みほど多くなかった

北信試験所：民間工事に大型案件はあるものの、公共工事からの依頼が減少した

(単位 円)

区分	最終見込額 (A)	当初見込み額 (B)	令和5年度 実績額 (C)	比較	
				(A/B)	(A/C)
東信試験所	22,000,000	25,000,000	23,880,268	88.0	92.1
伊那試験所	23,500,000	27,000,000	27,546,356	87.0	86.3
飯田試験所	22,500,000	22,500,000	22,031,260	100.0	102.1
木曽試験所	9,600,000	11,500,000	10,670,324	82.6	89.0
松本試験所	33,000,000	35,000,000	34,220,236	94.3	96.4
北信試験所	43,000,000	46,000,000	46,098,124	93.5	93.3
合計	153,500,000	167,000,000	164,446,568	91.9	93.3

(2) 令和6年度 収支見込み

(単位 千円)

科 目	計画額	見込額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 事業収入				
材料試験収入	167,000	163,500	△ 13,500	
② 雑収入				
受取利息収入	3	3	0	
雑収入	66	150	84	
事業活動収入計	167,069	153,653	△ 13,416	
2. 事業活動支出				
事業費				
給料手当	60,780	62,550	1,770	
臨時雇賃金	9,660	10,800	1,150	
福利厚生費	11,870	11,710	△ 160	
退職給付費支出	1,100	1,100	0	
旅費交通費	780	630	△ 150	
通信運搬費	6,400	6,100	△ 300	
消耗什器備品費	720	180	△ 540	
消耗品費	2,010	1,890	△ 180	
修繕費	5,540	2,910	△ 2,630	
印刷製本費	840	770	△ 70	
光熱水料費	6,610	5,560	△ 50	
賃借料	1,200	1,150	△ 50	
使用料	45,511	41,652	△ 3,969	
保険料	80	80	0	
租税公課	8,660	8,100	△ 560	
支払負担金	180	190	10	
会議費	120	120	0	
支払手数料	2,960	3,230	280	
車輌費	490	490	0	
貸倒損失	12	12	0	
雑費	0	0	0	
事業活動支出計	164,503	159,064	△ 5,439	
事業活動収支差額	2,568	△ 5,411	△ 7,977	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
固定資産取得支出				
構築物購入支出	0	0	0	
什器備品購入支出	0	0	0	
リース資産取得支出	0	1,710	1,710	
投資活動支出計	0	1,710	1,710	
投資活動収支差額	0	△ 1,710	△ 1,710	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
リース債務収入	0	1,710	1,710	
財務活動収入計	0	1,710	1,710	
2. 財務活動支出				
リース債務返済支出	7,380	1,430	△ 5,950	
財務活動支出計	7,380	1,430	△ 5,950	
財務活動収支差額	△ 7,380	280	7,660	
当期収支差額	△ 4,814	△ 6,841	△ 2,027	

令和6年度収支見込み 各試験所の内訳

科 目	東信試験所		伊那試験所		飯田試験所	
	計画額	見込額	計画額	見込額	計画額	見込額
I 事業活動収支の部						
1.事業活動収入						
①事業収入						
材料試験収入	25,000	22,000	27,000	23,500	22,500	22,500
②雑収入						
受取利息収入	0	0	1	1	1	1
雑収入	0	0	15	0	1	0
事業活動収入計	25,000	22,000	27,016	23,501	22,502	22,501
2.事業活動支出						
事業費						
給料手当	11,150	11,650	9,300	9,300	9,660	10,000
臨時雇賃金	0	0	2,650	3,100	100	100
福利厚生費	2,010	1,950	2,060	2,060	1,550	1,550
退職給付費支出	400	400	200	200	0	0
旅費交通費	270	120	140	140	130	130
通信運搬費	1,560	1,260	870	870	850	850
消耗什器備品費	500	100	0	0	100	0
消耗品費	580	350	250	250	260	260
修繕費	3,500	1,000	270	270	400	300
印刷製本費	150	80	90	90	50	50
光熱水料費	890	890	1,070	1,170	1,090	1,090
賃借料	70	70	140	140	80	80
使用料	4,070	4,070	6,412	4,850	6,191	5,970
保険料	80	80	0	0	0	0
租税公課	1,210	1,210	1,600	1,450	1,210	1,200
支払負担金	20	20	0	0	30	40
会議費	30	30	10	10	30	30
支払手数料	900	800	370	400	360	360
車輌費	0	0	0	0	0	0
貸倒損失	0	0	12	12	0	0
雑費	0	0	0	0	0	0
事業活動支出計	27,390	24,080	26,444	24,312	22,081	22,010
事業活動収支差額	△ 2,390	△ 2,080	1,672	△ 811	421	491
II 投資活動収支の部						
1.投資活動収入						
投資活動収入計	0	0	0	0	0	0
2.投資活動支出						
固定資産取得支出						
構築物購入支出	0	0	0	0	0	0
什器備品購入支出	0	0	0	0	0	0
リース資産取得支出	0	0	0	1,710	0	0
投資活動支出計	0	0	0	1,710	0	0
投資活動収支差額	0	0	0	△ 1,710	0	0
III 財務活動収支の部						
1.財務活動収入						
リース債務収入	0	0	0	1,710	0	0
財務活動収入計	0	0	0	1,710	0	0
2.財務活動支出						
リース債務返済支出	1,370	280	970	400	1,000	280
財務活動支出計	1,370	280	970	400	1,000	280
財務活動収支差額	△ 1,370	△ 280	△ 970	1,310	△ 1,000	△ 280
当期収支差額	△ 3,760	△ 2,360	602	△ 1,211	△ 679	211

(単位 千円)

木曾試験所		松本試験所		北信試験所		計画額	見込額	増減
計画額	見込額	計画額	見込額	計画額	見込額			
11,600	9,500	35,000	33,000	46,000	43,000	167,000	163,600	△ 13,500
1	1	0	0	0	0	3	3	0
0	0	0	0	50	150	66	150	84
11,501	9,501	36,000	33,000	46,050	43,150	167,069	163,653	△ 13,416
								0
								0
2,800	2,800	16,430	17,300	11,450	11,500	60,780	62,550	1,770
2,250	2,450	250	150	4,400	5,000	9,650	10,800	1,150
810	600	2,810	2,920	2,630	2,630	11,870	11,710	△ 160
0	0	600	500	0	0	1,100	1,100	0
120	120	70	70	50	50	780	630	△ 150
650	650	1,000	1,000	1,470	1,470	6,400	6,100	△ 300
0	0	70	70	50	10	720	180	△ 540
210	210	380	380	330	380	2,010	1,830	△ 180
230	200	600	600	640	540	5,540	2,910	△ 2,630
50	50	200	200	300	300	840	770	△ 70
460	460	1,050	900	1,060	1,060	5,610	5,560	△ 50
50	50	440	390	420	420	1,200	1,150	△ 50
4,392	4,392	8,446	7,770	16,000	14,500	45,511	41,662	△ 3,959
0	0	0	0	0	0	80	80	0
550	350	1,750	1,700	2,340	2,190	8,660	8,100	△ 560
0	0	60	60	70	70	180	190	10
10	10	10	10	30	30	120	120	0
320	320	250	250	750	1,100	2,960	3,230	280
0	0	0	0	490	490	490	490	0
0	0	0	0	0	0	12	12	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
12,892	12,652	94,316	34,270	42,380	41,740	164,503	159,064	△ 5,439
△ 1,391	△ 3,151	684	△ 1,270	3,670	1,410	2,666	△ 5,411	△ 7,977
								0
								0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
								0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	1,710	1,710
0	0	0	0	0	0	0	1,710	1,710
0	0	0	0	0	0	0	△ 1,710	△ 1,710
								0
								0
0	0	0	0	0	0	0	1,710	1,710
0	0	0	0	0	0	0	1,710	1,710
								0
780	10	1,310	150	1,950	310	7,380	1,430	△ 5,950
780	10	1,310	150	1,950	310	7,380	1,430	△ 5,950
△ 780	△ 10	△ 1,310	△ 160	△ 1,950	△ 310	△ 7,380	280	7,660
△ 2,171	△ 3,161	△ 626	△ 1,420	1,720	1,100	△ 4,814	△ 6,841	△ 2,027

資料 2

令和7年度 事業計画

2. 令和7年度 事業計画

(1) 収入見込み

生コンクリートの出荷量は二次製品の使用や価格の上昇により減少傾向が続いていることから、今後の見通しも不透明であることから、試験依頼においても横ばいか減少するものと見込まれる。

今後の土木施設や建築物の品質確保の維持に向け適正な試験を継続するため、平成17年から据え置いてきた試験手数料を見直すことにより収支の改善を図り、令和7年度の事業計画は材料試験収入で1億7,100万円を見込むものとする。

(単位 円)

区分	令和7年度 見込額 (A)	令和6年度 当初見込額 (B)	令和6年度 最終見込額 (C)	比較	
				(A/B)	(A/C)
東信試験所	24,590,000	25,000,000	22,000,000	98.4	111.8
伊那試験所	27,400,000	27,000,000	23,500,000	101.5	116.6
飯田試験所	24,590,000	22,500,000	22,500,000	109.3	109.3
木曽試験所	11,180,000	11,500,000	9,500,000	97.2	117.7
松本試験所	36,330,000	35,000,000	33,000,000	103.8	110.1
北信試験所	47,000,000	46,000,000	43,000,000	102.2	109.3
合 計	171,090,000	167,000,000	153,500,000	102.4	111.5

* 試験数は26並で見込

(2)令和7年度 収支見込み

(単位 千円)

科 目	計画額	前年度見込額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1.事業活動収入				
①事業収入				
材料試験収入	171,090	163,500	17,590	
②雑収入				
受取利息収入	6	9	3	
雑収入	91	150	△ 59	
事業活動収入計	171,187	163,663	17,534	
2.事業活動支出				
事業費				
給料手当	65,720	62,660	3,170	
臨時雇賃金	10,810	10,800	10	
福利厚生費	12,130	11,710	420	
退職給付費支出	1,300	1,100	200	
旅費交通費	720	630	90	
通信運搬費	6,750	6,100	△ 350	
消耗什器備品費	360	180	180	
消耗品費	1,770	1,830	△ 60	
修繕費	2,660	2,910	△ 360	
印刷製本費	580	770	△ 190	
光熱水料費	5,310	5,560	△ 250	
賃借料	1,090	1,150	△ 60	
使用料	45,508	41,552	3,956	
保険料	80	80	0	
租税公課	8,120	8,100	20	
支払負担金	190	190	0	
会議費	100	120	△ 20	
支払手数料	2,900	3,230	△ 330	
車輌費	650	490	60	
貸倒損失	0	12	△ 12	
雑費	0	0	0	
事業活動支出計	166,638	159,064	6,474	
事業活動収支差額	5,849	△ 6,411	11,060	
II 投資活動収支の部				
1.投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2.投資活動支出				
固定資産取得支出				
構築物購入支出	0	0	0	
什器備品購入支出	400	0	400	
リース資産取得支出	0	1,710	△ 1,710	
投資活動支出計	400	1,710	△ 1,310	
投資活動収支差額	△ 400	△ 1,710	1,310	
III 財務活動収支の部				
1.財務活動収入				
リース債務収入	0	1,710	△ 1,710	
財務活動収入計	0	1,710	△ 1,710	
2.財務活動支出				
リース債務返済支出	1,470	1,430	40	
財務活動支出計	1,470	1,430	40	
財務活動収支差額	△ 1,470	280	△ 1,750	
当期収支差額	3,779	△ 6,841	10,620	

令和7年度收支見込み 各試験所の内訳

科 目	東信試験所		伊那試験所		飯田試験所	
	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度
I 事業活動収支の部						
1.事業活動収入						
①事業収入						
材料試験収入	24,590	22,000	27,400	23,500	24,590	22,500
②雑収入						
受取利息収入	0	0	2	1	2	1
雑収入	0	0	10	0	1	0
事業活動収入計	24,590	22,000	27,412	23,501	24,593	22,501
2.事業活動支出						
事業費						
給料手当	12,190	11,650	10,700	9,300	11,900	10,000
臨時雇賃金	10	0	3,100	3,100	100	100
福利厚生費	2,040	1,950	2,240	2,060	1,800	1,650
退職給付費支出	400	400	200	200	200	0
旅費交通費	200	120	140	140	130	130
通信運搬費	1,150	1,260	800	870	800	850
消耗什器備品費	300	100	0	0	0	0
消耗品費	500	350	220	250	250	260
修繕費	1,000	1,000	250	270	300	300
印刷製本費	100	80	60	90	50	50
光熱水料費	890	890	970	1,170	1,050	1,090
賃借料	70	70	140	140	80	80
使用料	4,070	4,070	5,691	4,860	5,915	5,970
保険料	80	80	0	0	0	0
租税公課	1,100	1,210	1,510	1,450	1,210	1,200
支払負担金	20	20	0	0	70	40
会議費	30	30	10	10	10	30
支払手数料	800	800	300	400	300	360
車輌費	0	0	0	0	0	0
貸倒損失	0	0	0	12	0	0
雜費	0	0	0	0	0	0
事業活動支出計	24,950	24,080	26,231	24,312	24,165	22,010
事業活動収支差額	△ 360	△ 2,080	1,181	△ 811	428	491
II 投資活動収支の部						
1.投資活動収入						
投資活動収入計	0	0	0	0	0	0
2.投資活動支出						
固定資産取得支出						
構築物購入支出	0	0	0	0	0	0
什器備品購入支出	0	0	0	0	0	0
リース資産取得支出	0	0	0	1,710	0	0
投資活動支出計	0	0	0	1,710	0	0
投資活動収支差額	0	0	0	△ 1,710	0	0
III 財務活動収支の部						
1.財務活動収入						
リース債務収入	0	0	0	1,710	0	0
財務活動収入計	0	0	0	1,710	0	0
2.財務活動支出						
リース債務返済支出	280	280	440	400	280	280
財務活動支出計	280	280	440	400	280	280
財務活動収支差額	△ 280	△ 280	△ 440	1,310	△ 280	△ 280
当期収支差額	△ 640	△ 2,360	741	△ 1,211	148	211

(単位 千円)

木曾試験所		松本試験所		北信試験所		合計		増減
7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	
11,180	9,500	36,330	33,000	47,000	43,000	171,090	159,500	17,590
1 0	1 0	0 0	0 0	1 80	0 160	6 91	3 150	3 △ 59
11,181	9,501	36,330	33,000	47,081	43,150	171,187	163,653	17,534
2,800	2,800	17,300	17,300	10,830	11,500	65,720	62,660	3,170
2,450	2,450	150	150	6,000	5,900	10,810	10,800	10
600	600	2,900	2,920	2,560	2,630	12,130	11,710	420
0	0	500	600	0	0	1,300	1,100	200
150	120	50	70	60	50	720	630	90
600	660	1,000	1,000	1,400	1,470	6,760	6,100	△ 360
0	0	50	70	10	10	360	180	180
200	210	300	380	300	380	1,770	1,830	△ 60
200	200	300	600	500	540	2,650	2,910	△ 360
20	50	100	200	250	300	580	770	△ 190
440	450	900	900	1,060	1,060	6,310	6,560	△ 250
50	50	330	390	420	420	1,090	1,160	△ 60
4,392	4,392	9,040	7,770	16,500	14,600	45,508	41,552	3,956
0	0	0	0	0	0	80	80	0
340	350	1,750	1,700	2,210	2,190	8,120	8,100	20
0	0	30	60	70	70	190	190	0
10	10	10	10	30	30	100	120	△ 20
300	320	200	260	1,000	1,100	2,900	3,230	△ 330
0	0	0	0	560	490	550	490	60
0	0	0	0	0	0	0	12	△ 12
0	0	0	0	0	0	0	0	0
12,552	12,652	34,910	34,270	42,730	41,740	165,538	159,064	6,474
△ 1,371	△ 3,151	1,420	△ 1,270	4,351	1,410	5,649	△ 5,411	11,060
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
400	0	0	0	0	0	400	0	400
0	0	0	0	0	0	0	1,710	△ 1,710
400	0	0	0	0	0	400	1,710	△ 1,310
△ 400	0	0	0	0	0	△ 400	△ 1,710	1,310
0	0	0	0	0	0	0	1,710	△ 1,710
0	0	0	0	0	0	0	1,710	△ 1,710
10	10	150	160	310	310	1,470	1,430	40
10	10	150	150	310	310	1,470	1,430	40
△ 10	△ 10	△ 160	△ 150	△ 310	△ 310	△ 1,470	280	△ 1,760
△ 1,781	△ 3,161	1,270	△ 1,420	4,041	1,100	3,779	△ 6,841	10,620

資料.3

試験手数料の改定について

コンクリート圧縮強度試験の単価改定について

令和7年3月 長野県建設技術センター

【現状・課題】

- 当センター試験所の各種試験手数料は、平成17年10月の6試験所統一単価の制定以降、据え置いてきた。（消費税除く）
- 一方で昨今的人件費や物価の上昇などにより、試験事業においても経費が上昇している。
- 土木施設や建築物の品質確保を将来に向けて維持し、適正な試験を継続するため、手数料の一部を改定する。

【改定案】

コンクリート圧縮強度試験単価	
現行	改定案
1,900円/本（税込）	2,200円/本（税込）
(その他の金属材料試験単価等は据え置き)	

- 令和7年3月の試験所運営委員会に審議を経り、令和7年6月より改定。

以下を踏まえ金額を設定

- ・圧縮強度試験に必要となる人件費、燃料、廃棄料などの経費を積み上げた試験単価 → 2,226円/本
- ・令和5年度支出÷実績試験本数 → 2,237円/本
- ・建試協※会員の群馬県建設技術センターの試験単価 → 2,200円/本
※地方公共団体建設技術試験研究協同連絡協議会（長野県隣接3県で会員は群馬県のみ）

【参考】（試験依頼者への影響）

- 圧縮強度試験費用は共通仮設費（技術管理費）に含まれ、生コン単価増に付随し共通仮設費も増加しており、今回の試験単価の増額による試験依頼者への影響は小さいと思われる。

- ・生コン単価（令和元年→令和6年単価）
例：北信(1)18-8-25BB 16,800円/m³ → 22,050円/m³（約3割増）
- ・上記生コン300m³を直工とした場合の共通仮設費（工種：道路改良）

[令和元年]	[令和6年]
共通仮設費	<u>655,000円</u> → <u>837,000円</u> → 共通仮設費増額 182,000円

- ・上記生コン300m³を50m³毎に圧縮強度試験を実施した場合の試験手数料
試験本数：6回×3本=18本
改定前：1,900円/本×18本 = 34,200円 b/a = 5.2%
改定案：2,200円/本×18本 = 39,600円 b/a = 4.7%

b/a：共通仮設費に占める試験手数料の割合

試験項目別手数料表(案)

令和7年6月1日改定

単位:円(消費税込み)

試験項目	単位	単価	試験項目	単位	単価
【コンクリート等】			【積みブロック等】		
コンクリート圧縮強度試験(径50から150mm)	1本	2,200	積みブロック試験一式 *1	1個	8,580
コンクリート圧縮強度試験(径900mm) *1	1本	7,440	積みブロック コア圧縮強度試験	1本	2,200
吹付コンクリート圧縮強度試験	1本	2,200	積みブロック 形状測定・コア抜き取り *1	1個	3,390
吹付モルタル圧縮強度試験	1本	2,200	積みブロック コア抜き取り *1	1本	2,440
グラウト圧縮強度試験	1本	2,200	積みブロック コア切断 *1	1本	1,260
モルタル圧縮強度試験	1本	2,200	積みブロック コアキャッピング/研磨 *1	1面	1,000
コンクリート曲げ強度試験	1本	2,540			
コンクリート剝離引張強度試験 *1	1本	2,200	【その他】		
コンクリートの見掛け密度測定	1本	1,210	写真	1枚	360
コンクリート抜き取り *1	1個	2,440	報告書再発行	1通	410
コンクリート切断	1本	1,260			
コンクリートキャッピング/研磨	1面	1,000	【JNLA標準付試験】		
コンクリート剝離	1本	310	コンクリート圧縮強度試験(径50から150mm)	1本	4,180
ボス供試体圧縮強度試験(□75, □100) *1	1本	2,640	鉄筋引張試験(径13mm以下) *2	1本	2,540
ボス供試体圧縮強度試験(□125) *1	1本	3,310	鉄筋引張試験(径16~32mm) *2	1本	2,180
			鉄筋引張試験(径35~41mm) *2	1本	5,810
【金属材料】			圧接鉄筋・縦手引張試験(径32mm以下) *2	1本	3,180
鉄筋引張試験(径13mm以下) *2	1本	2,540	圧接鉄筋・縦手引張試験(径35~41mm) *2	1本	5,810
鉄筋引張試験(径16~32mm) *2	1本	3,180			
鉄筋引張試験(径35~41mm) *2	1本	6,310			
鉄筋曲げ試験	1本	2,640			
鋼板引張試験 *1	1本	2,640			
鋼板曲げ試験 *1	1本	2,640			
圧接鉄筋外観試験 *1	1本	1,260			
圧接鉄筋・縦手引張試験(径32mm以下) *2	1本	3,180			
圧接鉄筋・縦手引張試験(径35~41mm) *2	1本	5,810			
圧接鉄筋・縦手曲げ試験	1本	3,640			
鉄筋単位質量試験	1本	2,110			
青銅継物引張試験 *1	1本	2,540			
鉄筋試料切断	1本	620			

*1の付いた試験項目については、実施していない試験所がありますので各試験所にお問い合わせ下さい。

*2 異形棒鋼の場合は、呼び名とします。(13mm→D13)

JNLA標準付試験については、東信試験所・伊那試験所のみとなります。

建設市場整備推進事業費補助金

「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の、施工管理におけるICT技術への習熟を深め、ICT技術も活用した迅速かつ効率的な応急復旧を構築する



- ✓ 「地域の守り手」である建設業が、将来にわたりその役割を果たし続けるためには、処遇改善・働き方改革・生産性向上が不可欠であるほか、激甚化・頻発化する各種災害に適切に対応できる能力・体制を構築・強化していくことが必要。
- ✓ 建設業の生産性向上を支えるICT技術の開発が進展しつつあるなか、厳しい作業環境となることが多い被災地の応急復旧においてもICT機器を積極的に活用することにより、現地作業の安全性を高めるとともに、迅速かつ円滑に対応するための環境整備を図ることが必要。

事業内容

- 災害対策基本法第2条に基づき指定された指定公共機関である建設業団体が、被災地の迅速な応急復旧に資する防災訓練等を行方に際し、応急復旧活動におけるICT機器の活用を想定した訓練等を行う場合に、当該訓練等に要する費用の一一部を助成

① 災害対策計画の改定

- ✓ 応急復旧におけるICT機器の活用について、防災業務計画に明確化
- ✓ 定期的に実施する防災訓練等において、ICT機器の活用を想定した訓練等を実施することを明確化

② 防災訓練の実施

- ✓ 応急復旧に係る防災訓練において、会員企業の作業員参加のもと、ICT機器も活用した実地訓練を実施
- ✓ 会員企業は対象に、被災地において活用が望ましいICT機器について研修実施
- ◆ 交代制で応急復旧に入る複数業者間で現場状況を円滑に共有可能に
- ◆ 2次災害のリスクがある被災現場で安全性の高い施工が可能に

＜対象とするICT機器（例）＞
ローブ
ウェアブルカメラ
ウェブカメラ



資料No. 7

令和7年4月●日

建設市場整備推進事業費補助金募集について（案）

一般社団法人 全国建設業協会

一般社団法人全国建設業協会（以下「全建」といいます。）では、「建設市場整備推進事業（補助事業）」（以下「本事業」といいます。）を実施する間接補助事業者を以下の要領で募集します。

1. 事業の目的

本事業は、「社会资本整備と管理の担い手」・「地域の守り手」としての役割を担う建設業において、従業員数の減少や現場の急速な高齢化が深刻化する一方、全国的に災害の激甚化・頻発化が顕著となっている中、発災時の応急復旧対応力の強化や建設現場における生産性向上に資する経費の一部を国土交通省が定めた建設市場整備推進事業費補助金を財源として補助することにより、建設業が将来にわたってその役割を果たし続けられるようにすることを目的としています。

2. 事業内容

本事業の執行団体である全建は、本国庫補助金を財源として、建設業に係る発災時の応急復旧を想定した防災訓練に際し、作業員の技術習得及び発災時における対応体制の強化による安全性の向上に資するICT機器の導入並びに発災時以外も含めた建設現場における生産性向上を目的とする当該ICT機器の活用等に関する取組を行う事業者に対し、補助金を交付します。

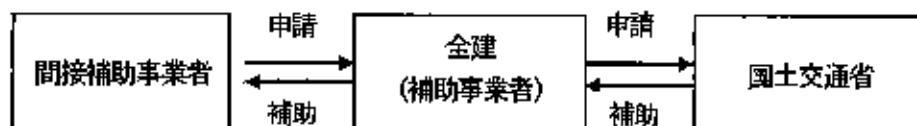


図1 本事業に係るスキーム

3. 予算額

約240,000,000円

※間接補助事業者に対して交付される上限額

4. 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、全建は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、上記予算（国庫補助金）の範囲

内において補助金を交付します。

補助の対象にならないもの（例）

- ・本補助金交付決定前に契約・導入した ICT 機器
- ・使途・単価・規模等の確認が不可能なもの
- ・本補助金以外の他の事業に要した経費と明確に区分できないもの（他の事業と混在して支払が行われているものや他の事業と相殺して支払が行われているものを含む）
- ・他の同種の補助金を受けているもの（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）等）
- ・令和 8 年 2 月 13 日までに支払いが完了されなかったもの
- ・令和 8 年 2 月 13 日までに防災訓練に使用されなかつた ICT 機器
- ・ICT 機器のリース契約における、本補助金交付決定日～令和 8 年 2 月 28 日を超える期間のリース料
- ・自社の売上となる事業または資本関係・人的関係にある事業者との取引であるもの
- ・見積書、契約書、注文書、納品書、振込明細書等の帳票類が不備のもの及びそれら帳票類の名義が自社以外のもの
- ・これらのほか、社会通念上、補助が適当でないと全建が判断したもの

（2）補助金の交付の申請者

補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とします。

- ア 一般社団法人・公益社団法人・一般財団法人・公益財団法人
(いずれも建設業に係る団体に限ります)
 - イ 民間企業・個人事業主 (いずれも建設業を営む者に限ります)
 - ウ その他国土交通大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て全建が適当と認める者
- ※各都道府県建設業協会からの申請の公募のほか、会員企業やその他の一般社団法人、民間企業等からの申請に対しては、必要に応じ、各都道府県建設業協会による集約・代行等の支援策を講じます
- ・各都道府県建設業協会に、各都道府県内の各事業者からの申請の代行窓口（受付メールアドレス）を設置していただきます。
 - ・各都道府県内の事業者は、申請に当たっては、各都道府県の代行窓口（受付メールアドレス）にメールを送信することで、申請の代行を依頼することを可能とします。
 - ・ただし、各都道府県の事業者が、全建に対して直接申請することも可能です。

※別に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が実施する事業に対しては、補助金の交付はできません。「5. 交付申請（応募）」に記載の様式第 1 「建設市場整備推進事業費補助金交付申請書」の提出をもって同誓約に同意したものとみなします。

※国土交通省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者は対象外となります。

（3）補助金の交付額

補助金の交付額は、別表第1第4欄に示すとおりです。

※補助対象経費には、原則として「消費税（地方消費税含む）」を除いて申請してください（下記注釈参照）。

※経費に補助率を乗じた額に1千円未満の端数がある場合は、申請ごとに切り捨てた値が補助金交付申請額となります。

注) 補助対象経費における消費税の扱いについて

税制上、補助金は消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となり、課税事業者である補助対象者に消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助対象者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生するため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。ただし、以下に掲げる間接補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納稅義務者とならない間接補助事業者
- ② 免稅事業者である間接補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である間接補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人である間接補助対象者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う間接補助対象者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する間接補助事業者

5. 交付申請（応募）

以下に記載の申請書類を、以下の送付先にメールにて提出してください（本要領、建設市場整備推進事業費補助金交付規程、各申請書類様式は、全建HPに掲載しています。掲載アドレス：[https://zenken-net.or.jp/▲▲▲▲▲](https://zenken-net.or.jp/)）令和7年3月時点未掲載

（送付先：宛先：_____、Cc：_____）

建設市場整備推進事業費補助金交付申請書	様式第1
実施計画書	様式第1別紙1
経費内訳	様式第1別紙2
役員名簿（各都道府県建設業協会は不要）	様式第1別紙3
実施体制図	様式第1別紙4
ICT機器の概要、仕様及び規格を示す資料	パンフレット等
ICT機器を活用する防災訓練の概要・計画を示す資料	
ICT機器及び委託費、借料・損料に係る見積書・計算書等（3社以上の取得が必要。ただしホームページ等で確認できる機器等は2社以上の取得とする。）	見積書・計算書等
建設業法第11条に定める同法第六条第一項第一号及び第二号に	事業年度報告書

掲げる書類その他国土交通省令で定める書類で許可行政庁の受付 日が確認できる書類（直近の事業年度の報告に限ります）	
---	--

- ※交付申請内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。
- ※実施体制図には、本補助金を活用して購入等したICT機器やICT機器を使用した防災訓練に関する体制図を記入してください。民間企業で本補助金を活用する場合、個社における防災訓練ではなく、地域の建設企業が参加する防災訓練を行う必要があります。
- ※適正な交付を行うために必要があると認めるときは、全建にて申請内容を修正し、又は条件を付して交付決定を行う場合があります。

6. 申請受付期間

第1回公募：令和7年4月●日から令和7年5月●日まで

※第2回公募は、第1回公募で予算額に達しない場合に実施予定

7. 審査及び交付決定の連絡等

申請書類を審査の上、予算の範囲内において補助金の「交付決定」を行い、様式第2「建設市場整備推進事業費補助金交付決定通知書」を申請者に通知します。

なお、審査時において必要に応じ、ヒアリングや追加書類の提出を求めることがあります。

また、交付決定に当たっては、「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」（平成25年6月28日内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、交付決定内容（補助金交付先、交付決定額）の公表を行います。

※本通知書によって生じる権利の全部又は一部を全建の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させることはできません。

※交付決定に当たっては、「建設市場整備推進事業費補助金交付規程」第6条に掲げる条件を付すものとします。

（優先配分・優先採択について）

補助金申請額の合計が予算額を超える場合は、超過額に応じ優先配分または優先採択を行います。優先配分・優先採択の要件は、本補助金の趣旨・目的に沿った活用を行い、その効果が大きく見込まれると認められる実施計画の申請とします。

優先配分は、上記要件を考慮して予算額を超えない範囲で補助率を優先的に加味して配分します。

優先採択は、上記要件等をもとに、予算額を超えない範囲で交付対象となる申請を決定します。

8. 間接補助事業の実施

（1）事業の期間

事業開始年月日：本補助金交付決定日

事業完了年月日：間接補助事業にかかる全ての支払が完了した日

（遅くとも令和8年2月28日までとします。）

※間接補助事業にかかる契約及び発注等は交付決定後に行ってください。

※事業完了年月日から起算して30日以内または令和8年2月28日のいずれか早い日ま

でに9. 実績報告書に記載する必要な書類全てを全建に提出してください（厳守）。補助金額の確定は、受理した実績報告から順次行うため、事業完了後速やかに提出してください。

（2）契約・発注方法

- ・間接補助事業（ICT機器導入及び導入機器を使った防災訓練）に関して売買、委託等の契約を行う場合は、原則として一般の競争等に付すこととし、一般的な市販品の購入等においては、3社以上（HP等で価格の確認ができる場合はHPの写しを添付）から見積書等を取得してください（最安の見積りの2分の1を補助することになります）。ただし、事業の実施に当たり、競争に付することが適当でない場合は、指名又は随意契約をすることができるものとします（この場合、確定検査時に理由書の提出を求めます）。
- ・事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、契約締結後、「5. 交付申請」に記載の送付先に様式第1別紙4の実施体制図を修正し、送付してください。なお、本事業全体の企画立案、執行部分を第三者に委託することはできません。
- ・売買、委託等の契約を行うに当たっては、国土交通省から補助金交付等停止又は指名停止措置が講じられている事業者との契約はできません。

（参考：国土交通省指名停止措置状況

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_003092.html

（3）契約の変更、中止、廃止

次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3「建設市場整備推進事業費補助金計画変更（等）承認申請書」を全建に提出し、承認を得てください。

- ・間接補助事業の補助対象経費の総額を増額変更しようとするとき
- ・間接補助事業の内容を変更しようとするとき
(事業の目的に関係がない細部の変更は除きます。)
- ・間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき

全建は様式第3「建設市場整備推進事業費補助金計画変更（等）承認申請書」を受け取った場合、その内容を確認し、変更内容が適正であると認め、承認した場合は、その旨を申請者に通知します。

交付決定の取消し等に係る必要な手続き等については別に定めます。

（4）事故報告（事業が期間内に未完となる場合の報告）

やむを得ない理由（例：自然災害によるもの、自らの責によらない調達や訓練実施の遅延等）と認められる理由により、間接補助事業が令和8年2月28日までに完了することができないと見込まれる場合、又は遂行が困難となった場合は、様式第4「建設市場整備推進事業補助金事故報告書」を「5. 交付申請」に記載の送付先に送付し、全建の指示を受けてください。

（5）状況の報告

全建から依頼があった場合は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、様式第5「建

設市場整備推進事業費補助金事業費計の使用状況報告書」を、全建が提示した期日までに「5. 交付申請」に記載の送付先に送付してください。

(6) 現地調査

全建は必要に応じ、申請者の実施する防災訓練に適宜立会い、導入した ICT 機器の訓練への活用状況を確認する場合があります。

その場合、予め申請者に連絡し、立会い日等を調整します。

9. 実績報告書の提出

事業完了後（ICT 機器の導入及び導入した ICT 機器を使った防災訓練の実施等）、ICT 機器の購入等に係る書類をスキャンし PDF に変換した上で、全建にメールで提出してください。

実績報告書	様式第 6
経費内訳（実績報告用）	様式第 6 別紙
購入費、借料及び損料、委託費等に係る請求書	
購入費、借料及び損料、委託費等に係る支払いを証する書類	
保証書（シリアル情報含む）	
訓練実施報告書	様式第 6 別紙 2
購入等した ICT 機器及び防災訓練時に同 ICT 機器を活用した写真	
建設市場整備推進事業費補助金精算払請求書	様式第 8
取得財産等管理台帳	様式第 10
建設市場整備推進事業費補助金概算払請求書（必要に応じ）	様式第 8-2

※書類は、5 年間の保存義務がありますので、大切に保管してください。

※購入等価格が高額で概算払いが必要な場合は、見積額の 7 割を限度に概算払いを行います。

間接補助事業完了後に差額の精算を行いますので、様式第 8-2 の「建設市場整備推進事業費補助金概算払請求書」を「5. 交付申請」に記載の送付先に送付してください。

※本間接補助事業により購入等した ICT 機器には、国土交通省の補助事業により調達したものであることが分かる旨を明示するシールを貼付してください（シールは別途、本会より送付します。）。

10. 交付金確定の連絡等

実績報告書の内容を審査の上、補助金交付の確定を行い、申請者に通知します。

11. 補助金の交付等

実績報告書の内容を審査の上、補助金確定通知書を申請者に通知します。

補助金は、全建から各交付申請者に交付します。

※補助金の交付は、原則として ICT 機器の導入及び訓練の実施後となります。

12. 財産処分の制限

本間接補助事業によって取得した ICT 機器等のうち、取得価格が 50 万円以上のものについて、全建が別に定める財産処分制限期間において、処分（補助金交付の目的に反して使用

し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄すること。以下同じ。）することはできません。処分しようとするときは、あらかじめ様式第1・2の「建設市場整備推進事業費補助金財産処分承認申請書」を全建に提出し、その承認を受けてください。その場合、原則として、補助金の一部または全額を納付して頂くこととなります（納付額は当該処分財産にかかる補助金額を限度とします。）。

※全建が別に定めるICT機器の処分制限期間を経過した場合は除きます。

13. ICT機器の管理

本間接補助事業で取得したICT機器は、事業完了後も、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的に運用してください。

上記の管理を行ったにもかかわらず、本間接補助事業で取得したICT機器の破損や逸失が発生した場合は、様式第20「建設市場整備推進事業費補助金事業導入機器 破損(逸失)報告書」にて全建に報告してください。（修理可能な場合は、自費で修理してください。）

上記の管理によらない破損や盗難等による逸失が発生した場合は、交付申請者の自費で修理または同等品を補填してください。

なお、補助金により導入されたICT機器には、国土交通省補助事業により取得したことを見示してください（全建より明示例を示したシールを配布する予定です。）

14. 注意事項

- ①補助対象となった経費については、帳簿及び全ての証拠書類を令和13年末まで保存し、国土交通大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保管してください。
- ②間接補助事業の遂行に際して知り得た第三者の情報については、情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理を行い、本補助事業以外の目的には利用しないでください。
- ③ICT機器の購入等の支払いは、原則として、振込、現金又は小切手によるものとし、手形や割賦といった購入形態は、2月13日までに全て支払いを完了している必要があります。
- ④間接補助事業の完了後においても、実績報告後5年間を目安とし、本補助金導入後の効果等について国土交通省の指示により全建が別途指定する書式にて報告を求める場合があります。
- ⑤間接補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付決定の取消し・返還命令（加算金の徴収を含む）、不正の内容の公表等の対象となります。また、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則の他、採択・交付決定の取消しや交付済み補助金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける場合があります。

【別表第1】

1. 間接補助事業の区分	建設市場整備推進事業
2. 間接補助事業の内容	<p>発災時の応急復旧を想定した防災訓練に際し、作業員の技術習得及び 発災時における対応体制の強化による安全性の向上に資するICT機器 の導入</p> <p>(発災時以外の建設現場における生産性向上を目的とする当該ICT機 器の活用等を含む)</p> <p><ICT機器の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェアラブルカメラ ・ドローン ・ウェブカメラ ・四足歩行ロボット ・ICT建機 ・遠隔操縦装置 ・パワーアシストスーツ(PAS) ・レーザースキャナー等
3. 間接補助対象経費	事業を行うために必要な経費で、別表第2に掲げるもの
4. 交付額	<p>間接補助対象経費のうち、全建が必要と認めた額に<u>2分の1</u>を乗じて 得た額(1,000円未満切捨て)</p> <p>*事務費については、国土交通省との協議により定められた率の上限 の範囲内で全建が必要と認めた額とする。</p> <p>*消費税は対象外</p>

【別表第2】

科目	内容
購入費	事業を行うために直接必要な機械、器具及びシステム等(以下「ICT 機器」という。)の購入費
消耗品費	事業を行うために直接必要な消耗品及び消耗材料に要する費用
通信運搬費	ICT機器に係るデータ通信料、運搬費等
光熱水料	ICT機器に係る電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料
借料及び損料	ICT機器に係る借料及び損料、会場借料、物品等使用料、特許等使 用料、ソフトウェア利用料
委託費	ICT機器に係る補修・修繕費、保守点検費、清掃料、据付費、撤去 費、保管料及びサポート費等の請負又は委託に要する費用
燃料費	ICT機器に係る燃料の代価(各種燃料油等)
業務費	事業を行うために直接必要な調査、設計、製作、試験、検証及び技 術習得に要する経費(請負又は委託によりこれらを行う場合にはお いては、請負費又は委託料の費用)
事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する人件費、間接補助員人件 費、旅費、会議費、諸謝金、外部有識者派遣経費、外注費、通信運 搬費、印刷製本費、消耗品費及び備品購入費、使用料及び賃借料
その他必要な経費で全建が 承認した経費	事業を行うために直接必要と認められる経費に限る。

建設市場整備推進事業費補助金に関するQ & A

問1. 申請できる者は誰ですか。

答. 各都道府県建設業協会のほか、協会の会員企業を含む民間企業、建設業に係る一般社団法人等も申請できます。

問2. 補助金の交付を受ける条件は何ですか。

答. 本補助金交付決定後、遅くとも令和8年2月13日までにICT機器を購入等（受領）し、この機器を使用した防災訓練を実施することがセットで必要です。会員企業等による申請の場合、防災訓練は個社での実施ではなく、本補助金の目的により、地域の複数の建設企業が参加する形態で実施することが必要です。

問3. 購入期限が2月13日となっている理由は何ですか。

答. 購入後、2月28日までに購入したICT機器を使って防災訓練を実施する必要があるためです。
なお、ICT機器をリースした場合は、防災訓練の実施は事業期間の終期（令和8年2月28日まで）までに行えば足りるので、リース期間は2月28日までを補助の対象としています。

問4. 既に導入済みのICT機器は補助の対象になりますか。

答. 対象外となります。交付決定通知を受けてから契約・導入したICT機器に限ります。

問5. ICT機器を導入する以外で補助金を受け取ることはできますか。

答. はい。防災訓練に要した費用（ICT機器の活用に直接関係する範囲の費用に限る。）や、当該訓練に先んじて実施する、ICT機器の使い方を学ぶための研修会費用も補助対象となります。

問6. 導入したICT機器が破損・逸失した場合はどうすればいいですか。

答. 善良なる管理者の注意をもって管理を行ったにもかかわらず破損・逸失した場合は、全建に様式第19をもって報告してください。（修理可能な場合は、自費で修理してください。）
上記の管理によらない破損や盗難等による逸失が発生した場合は、交付申請者の自費で修理または同等品を補填してください。

問7. 購入したICT機器は、最低何年使用しなければなりませんか。

答. 導入した日から、法定耐用年数の期間は使用（管理）する必要があります。耐用年数が経過していない間に処分や譲渡すると補助金の返還が必要となります。

問8. 何をもって導入日とみなすのですか。

答. ICT機器が納品され、補助金で購入されたことが分かる目印を付けた日からとなります。

問9. 導入したICT機器の耐用年数はどの程度の期間になりますか。

答. 交付申請されたICT機器に関する耐用年数表を作成し、交付決定通知時にお知らせする予定です。

問10. 導入したICT機器は誰の所有となりますか。

答. 導入に要したICT機器の費用のうち、補助金額を除いた分を負担した者が所有します。

問11. 導入するICT機器の種類に制約はありますか。

答. 別表第1第2欄に例示するICT機器以外の導入を予定する場合その他機器の仕様等に疑義がある場合は、全建に事前協議のうえ、申請してください。

【情報提供】R7 厚労省関係補助事業

R6 建災防全国支部事務局長会議資料概要

項目	事業内容
事業目的	<p>国(厚生労働省)では、令和4年度より、建設現場の車両系建設機械等に関する、人を感知して自動的に機械を停止する装置(直接センサー)等高度な安全機械等(高度安全機械等)を有する機械を導入する中小事業者に対する補助対象の一端を補助する「高度安全機械等導入支援補助金事業」を実施している。4年目となる令和7年度は、補助対象の建設機械に「締固め機械」が追加され、より申請の増加が見込まれるが、令和6年度に引き続き4月早々から補助金申請受付を開始することに加えて、広報活動を積極的に行いつつ、事務処理の効率化を図ることにより、補助金事業をより一層活性化させることとする。</p>
事業概要	<p>(1) 積載形トラッククレーン:過負荷防止装置(JCAS規格に適合) 一機当たりの上限交付額100万円</p> <p>(2) 油圧ショベル、ホイールローダー、純固め機械: ① 減速センサーによる自動減速・停止装置 一機当たりの上限交付額100万円 ② 監視モニター(複数カメラを有するもの) 一機当たりの上限交付額50万円</p> <p>※一企業当たりの上限額は500万円</p>
補助金申請期間	令和7年4月10日～令和8年1月30日(10ヶ月間)
予算規模	約1億9千万円



安全・安心な現場作業を応援します！

高度安全機械等導入支援補助金

所定の建設機械に厚労省指定の安全装置を取り付けることで補助を受けられる制度です！



車両トラククレーン
安全装置



油圧ショベル
安全装置



ホイールロードー^ル
安全装置

安全装置を取り付けると

(1機あたり)
**最大100万円の
補助金が受けられます!!**

■ 対象となる申請者

- ①中小企業等であること ②建設業許可を取得していること

■ 補助金交付額

1機あたりの上限

100万円

同一申請者の年度内申請上限

500万円

■ 申請方法

詳しくは建設防本部ホームページをご覧ください。

<https://www.kensalbou.or.jp/> | 補助金 建設防

Web
登録期間

令和元年 4月 10日

令和元年 1月 24日

購入・改修後の申請は
対象外となります。

問い合わせ先 **03-6275-1085** 8:00~12:00 / 13:00~16:30 (土日祝日を除く)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

建設業労働災害防止協会(略称:建設防)

建設防本部
ホームページ



《建災防本部HP抜粋》R 6 補助事業の概要

令和6年度 高度安全機械等導入支援補助金事業

三回目となる導入支援補助金事業。高齢化社会の開拓を行おうとする中小企業の安全装置導入に対する支援を実施するため、相談面接会が開催されています。

1. 対象となる申請者

- 建設業許可を有する次の企業が対象となります。

下記のいずれかを満たす場合		
業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の従業員数
①建設業、その他の業種(②～⑤を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

2. 補助対象機械一覧 (クリックでPDFが表示されます。)

令和6年7月1日(月)より、補助金対象の型番が524台から575台に増加しました！

- 一度にない機械は補助対象外です。申請は受け付けていませんのでご了承ください。
- 安全装置のメーカーの希望小売価格の1/2が補助金の対象になります。
- 補助金が上限額を超えて支給されることはありません。
- 交付決定通知書受領後(郵便提出から1ヶ月～1カ月半程度)に機械を購入し、補助金請求書類提出時に令和7年2月26日以内で提出できる機械が対象です。
- 購入済みの機械については補助対象外となります。期間内に新品が可能であることを販売店またはメーカーに確認の上、申請して下さい。

3. 補助金交付額について

- 補助対象の安全装置1機当たり、金額の1/2を補助します。
- 申請する建設機械の種類によって、上限額が異なります。

積み形トラッククレーンの場合

補助額の上限は、安全装置1機当たり100万円です。



安全装置の金額が100万円の場合
1/2の50万円が補助額です。

安全装置の金額が250万円の場合

1/2の125万円は、上限の100万円を超えているため100万円が補助額です。

油圧ショベル、ホーラルローダーの場合

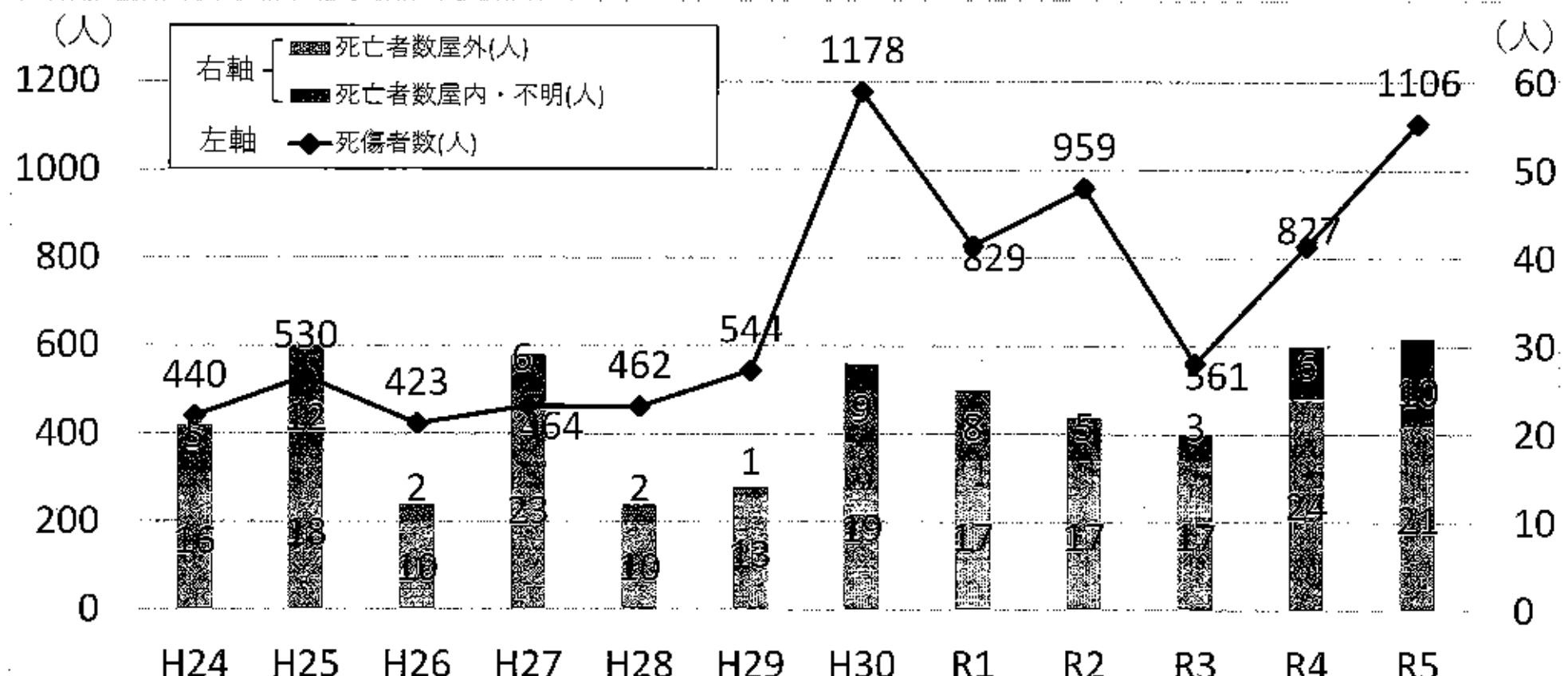
- 安全装置が自動発光・停止機能を伴うもの
- 補助額の上限は、安全装置1機当たり100万円です。
- 安全装置が監視・警告機能を伴うもの（松葉カメラ）
- 補助額の上限は、安全装置1機当たり50万円です。
- 同一申請者が当の中継止限は年以内50万円です。

職場における熱中症対策の強化について

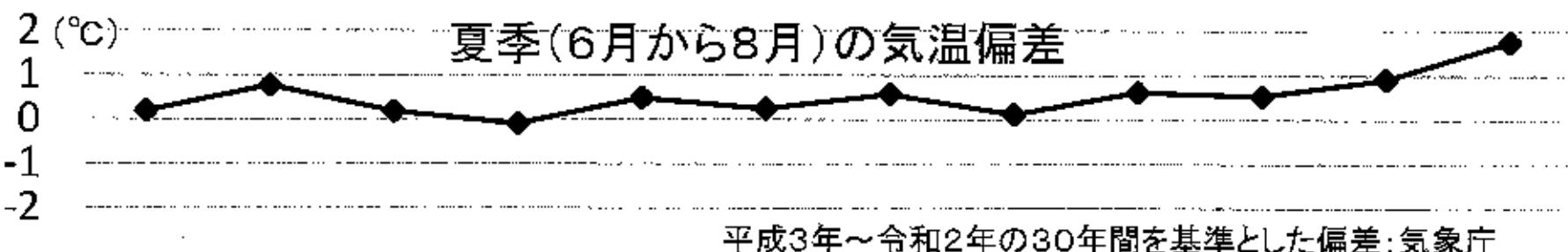
第174回 安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況（H24～）



業務上疾病調：厚生労働省（死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死者数を含む）



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- 死亡災害が2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生
- 熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念
- ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」

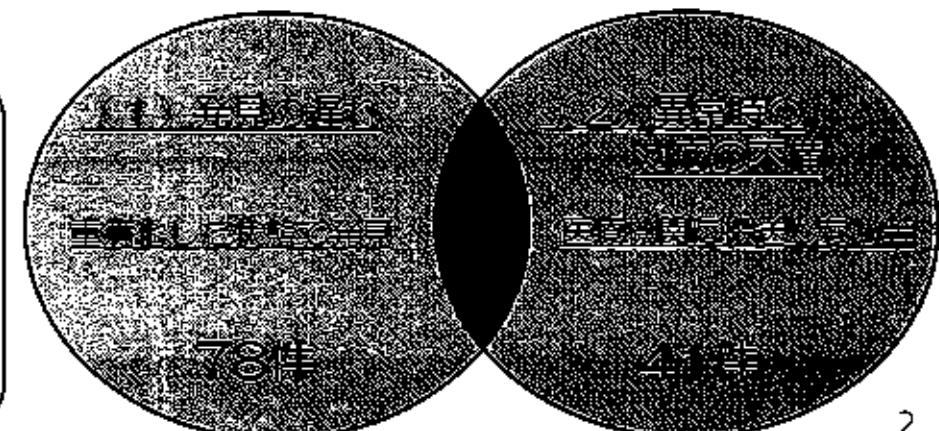
熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり

早急に求められる対策

「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要領」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施が必要



熱中症対策に関する有識者ヒアリングについて

有識者ヒアリング

- 令和6年10月18日及び22日にオンラインで実施

神田 潤 日本救急医学会 熱中症および低体温症に関する委員会 委員長
帝京大学医学部救急医学講座講師

齊藤 宏之 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センターばく露評価研究部長

細川 由梨 早稲田大学スポーツ科学学術院スポーツ科学部准教授

堀江 正知 産業医科大学副学長

横堀 將司 日本医科大学大学院医学研究科救急医学分野教授
(兼) 日本医科大学付属病院高度救命救急センター部長

熱中症対策に関する有識者ヒアリングの結果概要

ヒアリング概要（総論）

- 「熱中症基本対策要綱」等に盛り込んでいる事項は現場において積極的に実施すべきであり、その一部については重篤化防止の観点から義務化も含めて強化することが適当。
- 热中症を重篤化させないためには、以下の2点が重要。
 - ① 可能な限り早期に異常が認められる者（熱中症になりそうな者）を発見すること
 - ② 異常が認められる者に対し、「暑熱作業からの早期離脱」、「早期の身体冷却」、「有効な休憩設備の利用」、「躊躇ない医療機関への搬送（水分摂取等の様子がおかしい場合）」を実施すること
- 热中症を重篤化させないためには、各現場において、「作業内容や作業環境に伴う熱中症リスク」や上記①～②の具体的実施方法を分かりやすい形で管理者・作業者が共有することが重要。

ヒアリング概要（各論・一部抜粋）

- 具体的な措置を事業者に義務付ける場合の基準は設けるべきだが、WBGTや気温の数値のみで一律に定めるのではなく、「WBGTの値」、「作業強度」、「作業時の着衣の状況」等の組合せによることが必要であるが、WBGT28度を超えると急激に、救急搬送者数も増えるため、これを一つの線引きとすることが適当。
- 異常を発見するための対応としては、職場巡視等によって自覚症状の有無や受け答えに異変がないかを確認することが必要であるが、具体的な実施方法については、現場の実情に応じ、バディ制やウェアラブル端末の活用など実効性の高い方法とするべき。
- 異常が認められる者が発生した場合の対応に関する教育については非常に重要。作業者に対する教育は、「熱中症基本対策要綱」で示している「熱中症予防管理者」など、熱中症予防対策に詳しい管理者を各現場において選任し、その者が中心となって実施することが望ましい。

今後の熱中症対策について（案）

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

- 熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者に罰則付きで義務付けることとする。

- 1 熱中症のおそれがある労働者を早期に発見できるよう、「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係労働者に対して周知すること。

※ 報告を受けるだけでなく、積極的に「熱中症の症状がある労働者を見つけるための措置」として、職場巡回やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡等現場において取り組まれている効果的な措置を通達で推奨する。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（参考例は別添のとおり）を事業場ごとにあらかじめ作成し、関係労働者に対して周知すること。

※ 「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」は、以下の作業（熱中症のおそれのある作業）を対象に罰則付きで義務化。当該作業で熱中症が疑われる労働者が発生した場合には、WBGT値や作業時間等にかかわらず、実施手順を踏まえ、適切に対処することを通達で示す。

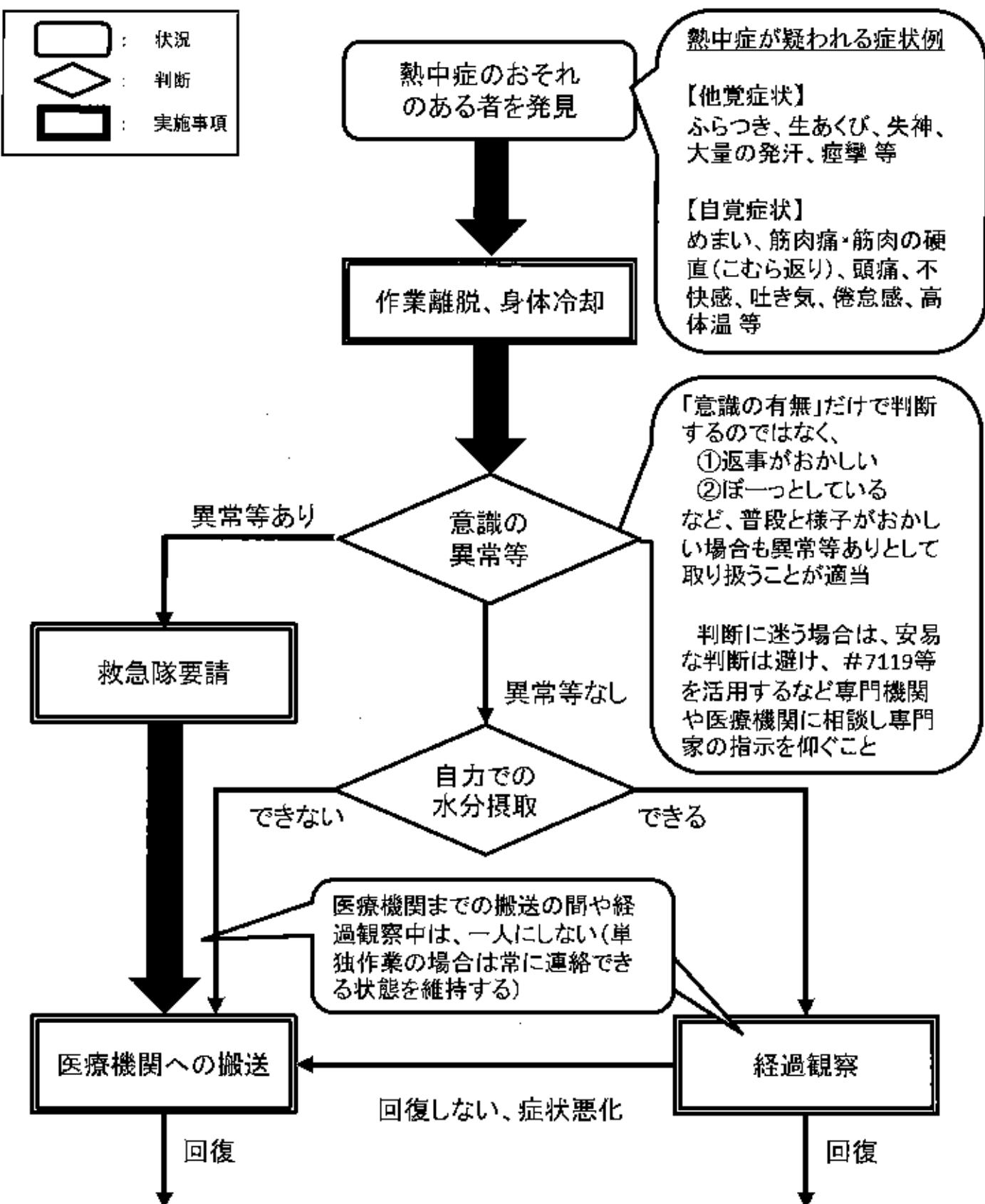
「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業

※ 作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を通達で推奨する。

※ なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。 5

熱中症のおそれのある者に対する処置の例(フロー図)

別添①



熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、

- ①返事がおかしい
- ②ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当

判断に迷う場合は、安易な判断は避け、#7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく

熱中症のおそれのある者に対する処置の例(フロー図)

別添②

□ : 状況
■ : 実施事項

熱中症のおそれ
のある者を発見

作業離脱、
身体冷却等

医療機関への搬送、
必要に応じて救急隊
要請

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、
大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

※①返事がおかしい

②ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく



「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」の概要について
(職場における熱中症対策の強化関係)

第175回 安全衛生分科会資料

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」を義務付ける。

2 改正の概要

- 以下1、2の事項を事業者に義務付けること。
 - 1 热中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際[ニ、
 - ①「熱中症の自覚症状がある作業者」
 - ②「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること
 - 2 热中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
 - ①作業からの離脱
 - ②身体の冷却

③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること

④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

3 公布日等

(1) 公布日 令和7年4月上旬（予定） (2) 施行日 令和7年6月1日

(一社) 長野県建設業協会と長野県建設労働組合連合会との懇談会

次 第

日 時 令和7年3月4日 (火)
13時00分～14時00分
場 所 長野市 長建ビル5階会議室

1. 開 会

2. あいさつ

- ・(一社) 長野県建設業協会 木下会長
- ・長野県建設労働組合連合会 花岡執行委員長

3. 懇談事項

(1) 県内建設業を取り巻く状況

- ・建設従事者の賃金単価
- ・担い手不足
- ・インボイスや働き方改革への対応

(2) その他

4. 閉 会

一般社団法人長野県建設業協会と長野県建設労働組合連合会
との懇談会 出席者名簿

令和7年3月4日(火) 13時~

(一社) 長野県建設業協会		長野県建設労働組合連合会	
会長	木下 修	執行委員長	花岡 幸一
副会長	依田 幸光	副執行委員長	林 健雄
副会長	福原 初	副執行委員長	小口 久志
副会長	長坂 亘治	副執行委員長	倉島 茂
副会長	深澤 信治	書記長	吉田 晃祐
特任理事	大月 昭二	書記次長	中川 誠
専務理事	小林 敏昭	賃金・技術対策部長	加藤 一彦
常務理事	岩下 康之	書記	百瀬 夏樹
総務部長	永原 祐二		

(敬称略)

建設労働者を取り巻く現状について

長野県建設労働組合連合会

◆長野県建設労働組合連合会について

私たち長野県建設労働組合連合会は昭和 22 年に結成し、県下各地の 19 の組合とともに 70 有余年、県内の建設労働者の処遇改善に取り組んでまいりました。

現在では約 16,000 名の県下の職人が加入しており、2020 年の国勢調査時での比較では以下のとおり職種によっては半数以上職人を組織しています。

また、上部団体の全建総連では東京で大和ハウス工業、積水ハウス、住友林業、ミサワホーム、積水化学工業などとの交渉を年 2 回行っているほか、各地でも交渉・懇談に取り組んでいます。

建築大工
(4,528／7,050)



配管
(1,227／4,340)



とび
(687／2,090)



左官
(505／830)



屋根
(222／370)

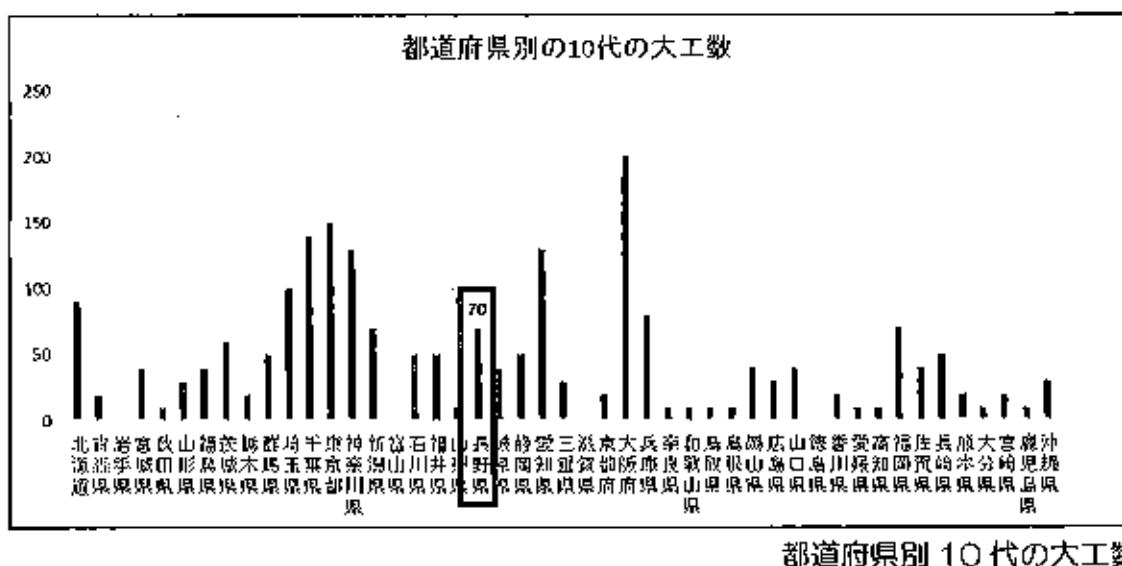
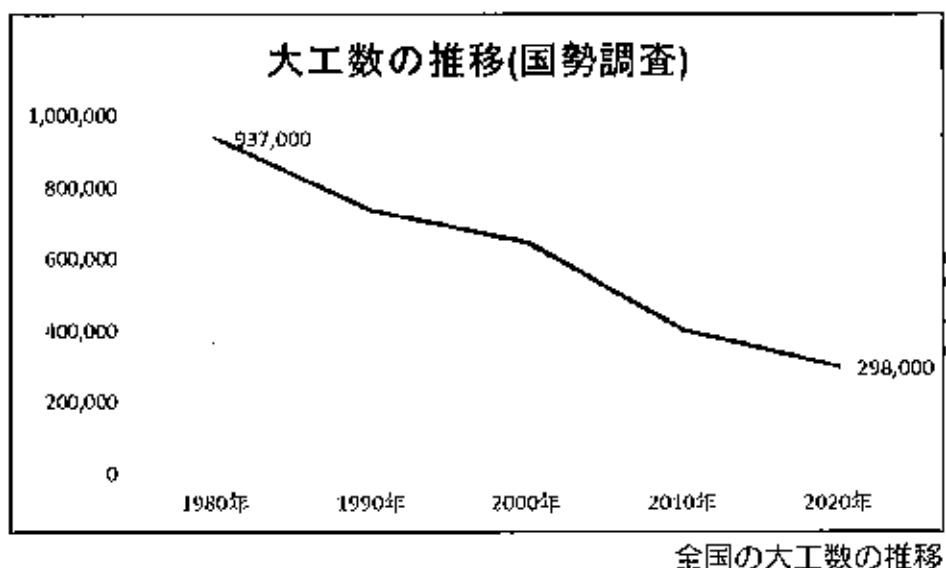


土木
(1,475／10,520)



◆技能者不足について

建設業界における技能者不足が深刻化しています。特に建築大工数はピーク時の 1980 年の 93.7 万人から 2020 年には 29.8 万人と 7 割が減少している上に高齢化が進み、このままでは着工数の落ち込みを見込んでも大幅に不足する状況に陥ることが想定されています。建設業の高齢化の傾向は全国平均よりも長野県の方が悪化しており、10 代の大工は 70 名しかいない状況です。他産業との若手人材の獲得競争で対抗できる環境（賃金、社会保険、休日、労働時間等）を整備することが喫緊の課題だと考えております。



◆建設労連賃金調査結果について

1. はじめに

建設労連では毎年6月に全組合員を対象とした賃金調査を実施しており、2024年は7,269枚を回収しました。結果、一人親方を含む平均額は17,209円となり、前年調査を368円(2.3%)上回りました。一人親方のガソリン代などの交通費、作業・安全用品や釘・金物代の項目を設けたところ経費額の平均は2,415円となりました。

調査目的： 現場で働く技能労働者に、適正な賃金を確実に行き渡らせる必要があり、

また、その賃金実態を検証していくため。

調査対象： 長野県建設労働組合連合会傘下組合員

調査対象月： 2024年6月分

2. 主な特徴点

(1) 大工職（常用で働く方）

年齢	19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60以上	不明	合計
人数（人）	0	16	31	30	29	41	43	40	19	134	14	397
就労日数（日）		22.9	21.9	23.2	23.5	23.7	23.6	23.8	21.1	19.6	19.6	21.8
労働時間（時間）		8.2	8.0	8.3	8.1	8.2	8.2	8.0	7.9	7.7	8.6	8.0
1日賃金（円）		8,519	12,110	13,760	13,447	16,369	16,481	14,392	16,649	14,077	13,026	14,020
昨年年収（万円）		263	330	375	385	444	442	390	383	310	300	360
離退共（人）	0	3	10	6	5	7	9	9	6	39	3	97

大工職で、常用で働くご回答いただいた方は 397 人でした。なお、60 歳以上ご回答した方は約3割でした。1日あたりの賃金は、50 代後半が最も高く 16,649 円となりました。昨年年収は 40 代で 400 万円を越えました。前年と比較し、1日あたりの賃金は 176 円増の 14,020 円、昨年年収は 360 万円で 3 万円減少しています。

(2) 大工職（一人親方）

年齢	19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60以上	不明	合計
人数（人）	0	6	16	17	35	78	127	134	100	560	16	1,077
就労日数（日）		23.2	23.0	21.0	23.3	23.9	23.4	22.9	22.2	17.3	16.4	20.0
労働時間（時間）		8.4	8.7	7.9	8.2	8.3	8.4	8.3	8.2	7.8	8.0	8.1
1日賃金（円）		14,126	17,714	16,083	16,867	17,458	17,415	16,703	16,322	16,104	17,462	16,972
経費（円）		2,000	2,000	1,227	2,000	1,761	2,002	1,716	1,965	1,526	2,125	1,705
昨年年収（万円）		198	476	432	418	615	537	504	449	354	457	426
離退共（人）	0	0	2	5	9	21	28	38	19	89	1	212

大工職で一人親方ご回答した方は 1,077 人でした。60 歳以上が約 5 割 (51.1%) となっています。20 代後半と 40 代の1日日当は 19,000 円を越えました。昨年年収のピークは 40 代後半で 537 万円となっています。1 日賃金の平均は 16,972 円となり前年比 489 円増、昨年年収は 10 万円増の 426 万円となっています。

(3) 大工・工務店の事業主への調査

- ・265 人に回答をいただきました。
- ・建退共加入事業所は 81 社で 31.8% (前年比 4.7% 増)。
- ・公共工事を受注したのは 43 社 (17.2%) で前年を 1.7% 下回りました。
- ・職人に支払った賃金は 14,001 円～16,000 円が最も多く 79 人でした。
- ・今年に入って賃金を上げたと答えた方が 84 人で 34.3% (前年は 30.1%)。下げたと答えた方は 2 人で 64.9% が据え置いたと回答しました。

(4) 各職（常用で働く方）

年齢	19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60以上	不明	合計
人数（人）	8	95	145	143	134	222	246	209	139	206	79	1,715
就労日数（日）	22.1	21.9	21.7	22.2	22.3	22.2	22.6	22.6	22.4	19.7	20.7	21.8
労働時間（時間）	7.3	7.9	7.9	7.9	7.9	8.0	7.9	8.0	7.9	7.4	7.9	7.8
1日賃金（円）	8,631	10,560	12,565	13,889	14,263	14,940	15,116	14,350	14,111	13,226	13,791	13,876
昨年年収（万円）	177	293	354	403	431	455	449	464	402	314	369	406
離退共（人）	3	31	61	69	63	89	100	92	45	77	21	631

各職で、常用で働くと回答いただいた方は 1,716 人となりました。なお約3割が 60 歳以上だった大工職(常用で働く方)とは違い、60 歳以上の割合は 17.3% と低くなっています。1 日賃金は前年より 360 円増加し 13,876 円となりました。

(5) 各職（一人親方）

年齢	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60以上	不明	合計	
人数（人）	2	14	47	76	112	184	280	306	254	830	30	2,284
就労日数（日）	26.0	22.6	23.7	23.0	22.3	23.1	22.8	22.6	21.7	17.4	18.0	20.6
労働時間（時間）	7.3	7.8	8.3	8.0	8.2	8.1	8.0	8.0	7.9	7.4	7.6	7.8
日当賃金（円）	30,207	10,330	19,007	16,182	20,043	20,045	20,348	20,046	20,056	18,907	21,386	20,046
1 日賃金（円）	7,100	11,964	17,080	17,360	17,097	17,834	18,513	17,781	18,053	16,482	16,646	17,294
経費（円）	2,000	3,000	1,949	2,213	2,364	3,189	2,879	2,917	2,962	3,659	3,730	2,750
昨年年収（万円）	238	313	371	461	518	516	546	628	533	392	365	474
建退共（人）	2	6	7	11	23	42	78	85	56	123	17	460

各職で一人親方と回答した方は 2,284 人でした。1 日当の平均は 20,045 円で前年を 394 円上回りました。日当ベースでは 30 代後半から 50 代後半で 20,000 円を超えており、最高は 40 代後半の 21,386 円となりました。年収は前年を 9 万円下回り 474 万円となりました。

(6) 各職の事業主への調査

- ・935 方に回答をいただきました。
- ・建退共加入事業所は 380 社 (40.6%) となりました。
- ・公共工事を受注したのは 265 人で 28.1% となりました。
- ・職人に支払った賃金は 14,001~16,000 円が最も多く 219 人 (26.0%)、次いで 12,001 ~14,000 が 181 人 (20.6%) となりました。
- ・今年に入って賃金を上げたと答えた方は 376 人 (42.3%) となりました。前年は 343 人 (35.9%) で 6.4% 増えました。

3. 前年調査との比較

	現場、工務店などの現場			賃金の内訳・賃金金額の比較			大手プレハブ、住宅会社の現場			
	2024年	2023年	比数	2024年	2023年	比数	2024年	2023年	比数	
大工	常雇	14,177	13,925	252	16,217	13,371	1,845	13,258	12,938	320
	一人親方	17,383	16,801	579	17,603	18,021	-418	18,729	18,325	404
各職	常雇	13,613	13,281	362	14,840	12,753	2,087	13,210	13,267	943
	一人親方	19,620	19,262	367	20,292	20,180	102	20,040	19,657	383

	ゼネコンの野丁場の現場			全ての現場			
	2024年	2023年	比数	2023年	2023年	比数	
大工	常雇	14,034	15,206	-632	14,020	13,844	176
	一人親方	17,166	17,220	-54	17,677	17,243	434
各職	常雇	15,283	15,060	104	13,976	13,516	360
	一人親方	21,168	20,624	564	20,045	19,651	304

	現場、工務店などの現場		賃金の内訳・賃金金額の比較		大手プレハブ、住宅会社の現場		ゼネコンの野丁場の現場		全ての現場	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
大工	常雇	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	一人親方	/	/	/	/	/	/	/	/	/
各職	常雇	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	一人親方	/	/	/	/	/	/	/	/	/

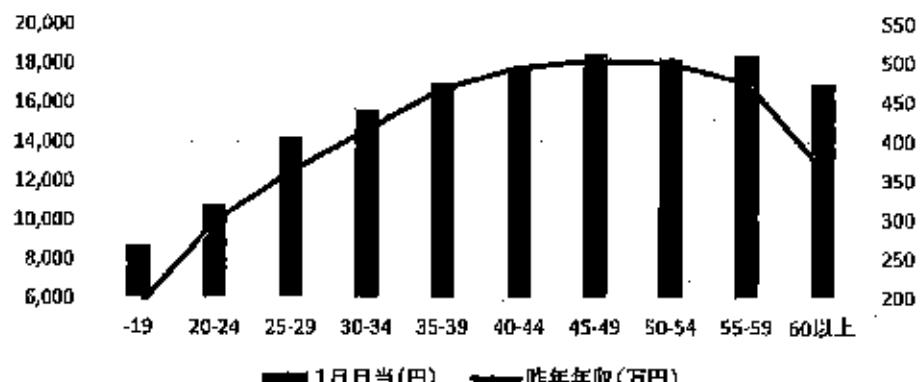
↑: 500 円以上 UP ↓: UP ↘: 500 円以上 DOWN ↙: DOWN

前年の賃金日当調査と比較すると大工職の一部現場では減少がみられましたが、各職で働く方の平均額は増加しました。

4. 年齢階層別データ

年齢	-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60以上	不明	合計
人数(人)	10	130	238	265	310	525	705	779	612	1,810	189	5,473
就労日数(日)	23	22	22	22	23	23	23	23	22	18	10	21
労働時間(時間)	7.3	7.9	8.0	8.0	8.0	8.1	8.1	8.1	8.0	7.5	7.8	7.9
日賃金(円)	8,756	17,209	19,356	21,611	24,291	27,711	30,392	33,079	36,765	40,316	40,316	304,309
雇賃(円)	2,000	1,417	1,961	2,031	2,651	2,761	2,608	2,613	2,680	2,147	2,637	2,416
実賃金(円)	8,325	10,597	13,724	14,936	16,713	16,961	16,950	16,501	16,593	16,330	14,830	16,726
昨年年収(万円)	189	298	362	416	468	495	504	500	476	366	369	435
勤務先(人)	5	40	80	81	90	159	216	224	126	328	42	1,390

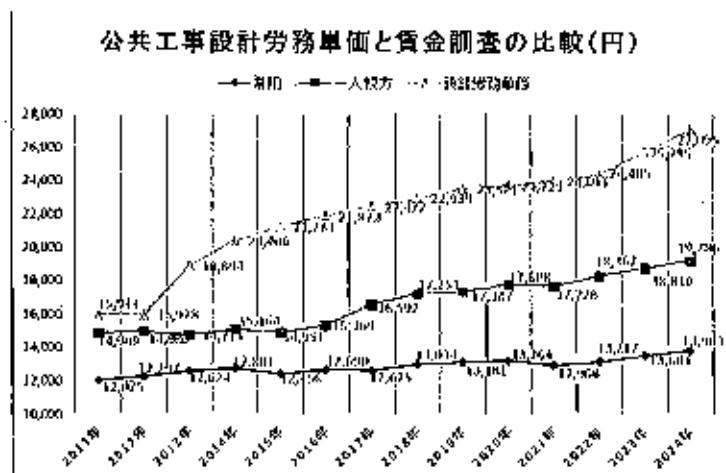
年齢階層別の賃金日当・昨年年収



全体では、1日あたりの日当は 17,209 円と前年に比べ 368 円増、昨年年収では 435 万円と、前年に比べ5万円増となっています。前年は1日あたりの賃金日当は50代後半、年収は40代後半が最高値となりましたが、今年は賃金日当、昨年年収ともに 40 代後半がピークとなりました。

5. 公共工事設計労務単価との比較

(1)社会保険未加入対策以降の比較



社会保険未加入問題を受け、公共工事設計労務単価は 2011 年から 2024 年までに 69.9% 増と大幅に上昇しています。

(2) 公共工事従事者の常用賃金、一人親方実質賃金（経費抜き）との比較

公共工事従事者の職種別賃金

	常用			一人親方			平均			設計労務単価		比較	
	人數	賃金	年収	人數	賃金	年収	人數	賃金	年収	円	職種	円	%
建築大工	21	14,176	346	16	16,900	366	37	16,279	368	28,200		-12,921	61
左官	3	17,000	390	4	15,250	390	7	16,600	390	25,500		-9,900	61
床・脚作・基礎・杭打	5	17,949	570	7	19,000	504	12	18,172	666	24,500	床	-6,928	74
電気工	0	15,635	413	7	19,687	431	7	18,457	426	25,400	電気工	-6,943	73
土工・土木	4	16,074	453	23	16,082	619	27	16,076	468	23,200	普通作業員	-7,124	69
空調・給排水配管工	9	13,343	368	11	21,458	528	20	17,062	440	24,900	配管	-7,838	69
室内装飾・床張工	2	14,494	478	17	18,644	497	19	16,715	488	30,600	内装	-13,885	55
合計・平均	44	16,524	431	86	17,986	462	129	16,760	446			-9,277	65

※公共工事従事者の一人親方の賃金は公共工事労務費削除額、経費を除いた金額です。

各職種の公共工事従事者の賃金と公共工事設計労務単価を比較したところ、平均で設計労務単価の65%ほどの賃金となっていました。平均割合に近い、左官の1か月を22日とすると月収で21万7800円、年収で261万3,600円の差が生じます。

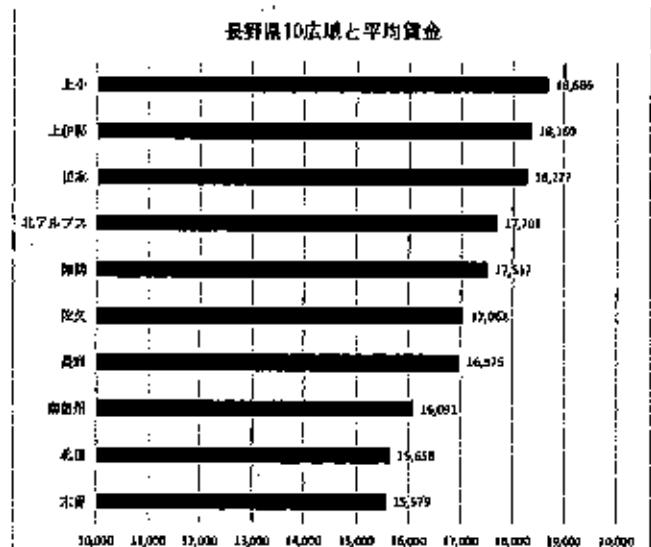
6. 職種ごとの1日あたりの賃金、年収

	職種別賃金											
	常用			一人親方						平均		
	人數	1日賃金	年収	人數	1日賃金	年収	経費	実質賃金	年収	入數	1日賃金	年収
建築大工	397	14,020	360	1,077	17,677	1,705	16,972	426	1,474	16,692	408	
土工・土木	277	14,723	426	166	17,973	2,417	16,656	433	442	15,936	428	
空調・給排水配管工	159	14,111	410	280	21,575	2,931	18,614	513	439	18,872	475	
室内装飾・床張工	94	13,500	435	273	20,490	2,532	17,958	497	367	18,700	481	
電気工	77	14,912	430	268	21,089	3,021	18,068	522	336	19,669	500	
その他建設関係職業	121	14,172	409	194	21,836	3,260	18,577	469	315	18,892	446	
塗装・看板・ガン吹工	95	13,304	382	193	18,907	2,337	16,571	496	288	17,059	459	
腐・解体・基礎・杭打	171	14,835	442	85	17,949	2,176	15,773	505	266	15,869	463	
壁・サッシ・家具工	52	13,088	367	117	19,949	3,090	16,859	444	169	17,838	421	
左官	61	13,936	379	96	18,577	2,132	16,445	415	157	16,774	401	
建築板金工	60	16,550	418	102	20,818	3,015	17,803	516	152	19,085	483	
建築設計・建築管理	62	14,042	491	64	24,714	4,567	20,147	633	126	19,463	612	
造園工・植木	45	11,891	344	78	19,293	1,739	17,664	366	123	16,685	361	
屋根葺工・瓦工	38	13,132	394	47	19,658	2,244	17,314	434	85	16,685	416	
鉄骨・鉄工・溶接工	38	13,617	402	40	20,127	3,052	17,076	455	78	16,956	429	
石工・研工	30	13,131	370	35	20,778	2,434	18,345	438	66	17,249	406	
鉄筋工	29	14,184	389	25	14,677	1,177	13,600	423	64	14,412	405	
型枠大工	9	12,494	346	33	16,295	2,770	12,626	417	42	14,696	402	
塗工	3	11,785	340	26	16,691	3,200	13,491	289	28	16,165	294	
タイル張工	5	18,060	505	20	19,167	2,012	17,156	449	26	18,916	460	
木工・製材工	9	13,575	366	12	19,103	4,167	14,936	467	21	16,734	424	
建設関係機械運転手	7	16,143	488	8	18,094	3,250	14,844	540	16	17,183	515	
ガラス工	2	11,718	345	8	24,200	5,200	19,000	316	10	21,704	322	
建設関係自動車運転手	6	13,336	383	4	27,000	10,125	16,875	548	9	19,409	456	
ブロック・レンガ工	1	12,800	320	7	20,757	2,443	18,313	333	8	19,762	331	
合計・平均	1,837	13,842	398	3,246	19,852	3,080	16,772	449	5,083	17,660	431	

主な職種のすべての年代の一日あたりの賃金、年収を合計人數順に並べたものです。最高賃金はガラス工の21,704円、最高年収は建設関係機械運転手の515万円となっています。

7. 地域ごとの賃金

長野県では、10の広域を定めており、各地域に位置する組合ごとの賃金をまとめた結果は以下のとおりになりました。最高は上小地域の18,686円、次いで上伊那地域、松本地域となりました。



8. 元下別1日あたりの賃金、年収

	元下別賃金											
	常用			一人親方						平均		
	人数	1日賃金	年収	人数	1日賃金	経費	実質賃金	年収	人数	1日賃金	年収	
元請	559	13,767	398	695	19,477	2,584	16,893	433	1,254	16,932	418	
一次下請	452	14,749	426	894	20,072	2,485	17,587	607	1,346	18,284	480	
二次下請	383	14,224	412	768	19,191	2,236	16,955	480	1,151	17,538	457	
三次下請以降	110	15,199	423	261	19,479	2,466	17,013	436	371	18,210	432	
未記入	610	12,907	362	745	17,972	2,371	15,600	393	1,355	15,692	375	
合計・平均	2,114	14,169	402	3,363	19,238	2,429	16,810	450	5,477	17,282	431	

一次下請の平均年収は480万円となりました。それに対し、三次以降の下請従事者の年収は432万円と48万円もの差があります。

9. 一人親方の見積書・契約書の作成状況

	全体会員		
	作成している	作成していない	
総数	工事着工前	工事着工後	
3107	50.3%	10.2%	39.5%

	元請会員		
	作成している	作成していない	
総数	工事着工前	工事着工後	
610	79.0%	2.5%	24.6%

	下請会員		
	作成している	作成していない	
総数	工事着工前	工事着工後	
1773	43.4%	8.4%	48.2%

	元下未記入会員		
	作成している	作成していない	
総数	工事着工前	工事着工後	
723	47.9%	21.2%	31.0%

一人親方として働く方のうち、見積書・契約書を作成していないと回答した方は39.5%（前年44.5%）となっています。

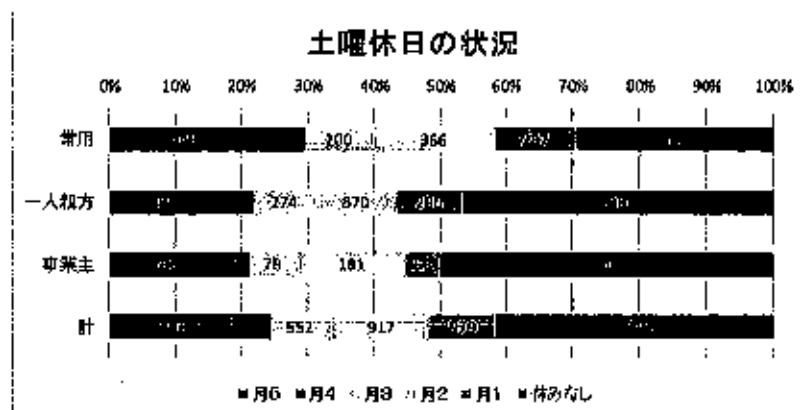
10. 雇用契約の締結状況

事業主と書面で雇用契約を締結しているか



常用で働く方のうち、事業主を書面で雇用契約を締結していると回答した方は 1,210 人、締結していないと回答した方は、762 名で 38.3% でした。

11. 土曜日の休日の状況



対象となる6月は5回の土曜日がありました。その土曜日の休日状況では回答者 6,014 人中、1,116 人 (18.6%) が全ての土曜日を休日としました (前年比 0.3% 増)。2 回以上休日としたのは 2,922 人で 48.6% (前年 45.6%)、1 回も休んでいないと回答したのは 2,513 人 (41.8%) となりました (前年 41.7%)。

12. 法定福利費の状況

法定福利費（厚生年金、健康保険、雇用保険の事業主負担分）の状況

	全事業所					うち公共工事受注事業所				
	全額	一部	請求してもらえない	請求していない	計	全額	一部	請求してもらえない	請求していない	計
法人	183	170	23	217	693	57	62	6	58	193
個人	31	62	10	292	395	9	13	2	35	59
計	214	232	33	500	988	76	75	8	93	252

	全事業所					うち公共工事受注事業所				
	全額	一部	請求してもらえない	請求していない	計	全額	一部	請求してもらえない	請求していない	計
法人	31%	29%	4%	37%	100%	35%	32%	3%	30%	100%
個人	8%	16%	3%	74%	100%	15%	22%	3%	59%	100%
平均	22%	23%	3%	52%	100%	30%	30%	3%	37%	100%

事業主に法定福利費の状況を聞いたところ、全体で 22% (前年 21%) が全額法定福利費を受け取っていると回答がありました。請求してもらえないとの回答は 3% (前年同) でした。一方で 52% (前年 50%) が請求をしていないという回答でした。

13. 建設労連の賃金目標（標準額）

大手ゼネコンの業界団体である「日建連（日本建設業連合会）」では 15 年に発表した『建設技能労働者的人材確保・育成に関する提言』の中で、建設労働者の賃金について 20 代で 450 万円、40 代で 600 万円という賃金目標を設定しました。

建設労連では標準額『後継者を育てるために必要な賃金（この業界に若い人に入職してもらえる賃金）で、一人前の建設職人の賃金は一日 8 時間労働で 23,000 円以上、年収では 600 万円以上とする』とし、今年度取り組んできましたが、今回の賃金調査によりこの標準額を獲得している方（常用・一人親方で、事業主は調査対象外）は日額で 565 人（前年 487 人）、年収で 866 人（前年 792 人）となりました。

	総数	目標以上	達成率	常用 達成率	一人親方 達成率
日額（23,000円）	4,867	565	12%	3%	17%
年収（600万円）	4,636	866	19%	10%	24%

14. いただいたご意見の紹介

今回の調査では、合計 693 件のコメントをご記入いただきました。いただいたコメント、ご意見・ご要望の中から、いくつか特徴的なものを紹介します。

【賃金・単価について】

- 単価を交渉したら単価が上がった。（一人親方／室内装飾・床張工／32 歳）
- 各上位企業は材料代の値上がりを工事代金に上乗せしてくれている。（事業主／鳶・解体・基礎・杭打／64 歳）
- とにかく材料、資材等の値上がりが大変、見積りして 1 ヶ月経つともう値上がりして困る事がある。（一人親方／室内装飾・床張工／66 歳）
- そもそも建築関係単価が安すぎる！働き方改革よります単価あげてもらわないと労働者にお金がまわってこない！（常用／建築板金工／26 歳）

【インボイス制度に対して】

- インボイス制度で請求書、特に領収書の処理に時間がとられ、なにもうまない時間が増えて困っている。インボイス制度は廃止してもらいたい。（常用／鳶・解体・基礎・杭打／44 歳）
- 下請け業者でインボイス非対応の方もいて、対応が複雑化しています。（一人親方／建築大工／50 歳）
- インボイスを導入していないことにより消費税分単価を減らされた。（一人親方／左官／57 歳）
- 物価上昇によりリフォームや家を建てる人が減り仕事も薄くなってしまった。それにプラスしてインボイス導入で税金はしっかり、がっつり取られるので厳しい所がある。（一人親方／建具・サッシ・家具工／38 歳）
- インボイスや定額減税など中小企業にとっては面倒なことが増え事務仕事が増えて困ります。上に立つものは下の苦労などどうでもよいのでしょうか。金を絞り取ることのみを考えている腐った人間しかいないのですから。（事業主／電気工／40 歳）
- インボイス制度で、手続きが煩雑になった。物価上昇で金物材料などが上がり支払いが多くキツくなった。（一人親方／建具・サッシ・家具工／38 歳）

【働き方改革への対応について】

- 働き方改革で休みになると日給制だと給料が減ってしまう。(常用／左官／23歳)
- 土曜日を休みにしても、忙しければ、他の現場へ行くだけなので道具の移動など、負担が、増えるだけです。完全に休みにするのであれば、その分の単価も見直してほしいです。(一人親方／室内装飾・床張工／43歳)
- 国側が制度改革を推し進めていくほど、現場で働く側は負担が増えるように感じる。インボイスにしても、事務側がやらなければならない事が多くなり働き方改革とはかけ離れていくように感じている。(常用／工務店事務／48歳)
- 働き方改革により多く稼ぎたい職人が稼げない弊害がある。(事業主／建築大工／51歳)
- 土曜日が当たり前に仕事に行く状況が少なくなってきていて従業員の体が休めていると思います。(事業主／空調・給排水配管工／43歳)
- 最近土曜日が休みの現場が増え困る。(一人親方／室内装飾・床張工／32歳)

【その他】

- 若き後継者が少なくなり、建設業の未来が心配になります。(一人親方／電気工／71歳)
- 一般的な労働時間でちゃんと生活できる単価で働きたいです。(一人親方／建築大工／43歳)

◆若年入職者確保対策について

(1) 長野県建築住宅課木造建築担い手育成啓発事業への協力

平成 28 年度より長野県の木造建築担い手育成啓発事業に協力し、中学校へ建設労連の大工技能者を派遣し、授業を行っています。

実績	中学校数	クラス数	対象生徒数	のべ派遣人数
H28年	3校	13 クラス	401人	20人
H29年	4校	20 クラス	647人	35人
H30年	9校	21 クラス	650人	56人
R元年	12校	34 クラス	1,031人	190人
R2年	9校	26 クラス	778人	53人
R3年	11校	25 クラス	766人	123人
R4年	7校	18 クラス	535人	69人
R5年	4校	14 クラス	417人	49人
R6年	7校	15 クラス	459人	64人
計	66 校	186 クラス	5,684人	649人

《県担い手育成事業の様子》



茅野市永明中学校（諏訪建労）



南木曾町南木曾中学校（木曾建労）



長野市裾花中学校（長野建労）



飯田市縁ヶ丘中学校（飯下建労）

木曾町開田中学校、木祖村木祖中学校、上田市上田第四中学校でも実施しました。

（2）自治体要請

はじめに

建設業の担い手不足は年々深刻化しており、その原因は他産業に比べ低い賃金、受け皿となる企業や地場工務店での雇用が恵まれなことにあります。特に住宅建設の中心的な担い手である大工・左官等の職種は、今後とも手を打たなければ激減が見込まれ、住宅の維持管理や災害対応等地域の家守りに大きな支障をきたします。こうしたことから、建設労連では、公契約条例による賃金水準の向上、地元業者への優先発注や木造ファーストによる仕事・雇用の創出を柱とした、地域における建設業の担い手確保・育成の為の制度創設等に向けた要請行動に取り組んでいます。2024年度は、県内77市町村中、46の市町村へ要請を行いました。

【主な要請項目】

- ①公契約条例の制定または研究会の設置
- ②住宅リフォーム助成制度の創設・継続
- ③地元事業者への優先発注と地元下請業者選定努力義務化、職人技能支援事業の検討
- ④災害時における木造仮設住宅建設の優先検討
- ⑤働き方改革全面適用への対応

◎飯田市

公契約条例につきましては、現在府内検討会議で検討をしております。第三次・担い手3法により、国が労働者の待遇改善に向けた取組みを進めており、こうした動向を注視しながら議論を

進めたいと考えております。スライド条項の実施については、県の運用マニュアルに準拠して、運用しております。

◎喬木村

公契約条例は賃金型、理念型があるが、当村にどちらが適しているか研究させてほしい。人材育成補助は必要。すぐにとは言えないが飯山市と下條村の制度（職人技能後継者育成支援事業）を参考に、検討課題とさせていただく。

◎駒ヶ根市

地元優先発注については、地域要件を設け、市内事業者で出来ることはすべて市内業者が入札に参加できるようにしています。令和5年実績では、73県中特殊な工事を除く68件を市内業者が受注しています。また、下請業者の制定は施工体制台帳を確認する中では、地元業者の選定に努められていると認識しています。努力義務化は難しい問題ととらえています。

◎岡谷市

昨今の建築資材の高騰、石綿除去、処分に係る工事費の上昇については懸念すべき課題として認識している。廃急仮設住宅については、災害の状況や避難者のニーズを把握する中で、木造仮設住宅の建設を視野に入れ、被災者が安心して生活する事が出来る住環境の整備に努めていきたい。

◎獣訪市

公契約条例は、先行自治体を参考に研究してまいりますが、当市では公共工事品確法の基本理念に基づき、かねてより最新の労務単価を用いて積算を行うなど適正な予定価格の設定に努めています。また、最低制限価格を設定するなど、ダンピング防止にも努めています。働き方改革への対応については、今年度より一部工事について、発注者指定による週休2日工事を開始しています。また、週休2日工事について、労務費の補正を行っております。

◎麻績村

地域における建設業の担い手確保・育成は非常に重要と考える。現状を見ても人手不足は公共事業にも影響を及ぼしている状況もあり課題と考える。建築物の木造化については、近年、事業実施している村営住宅建設については、全て木造としている。今年度においても木造住宅1棟を建設予定としている。

◎長野市

令和3年4月より公契約条例が施行されており、労働環境報告書は令和3年10月より提出してもらっている。この報告書により労働環境法令の遵守状況、最低賃金の水準などを確認しており、令和5年度は問題がある報告書はなかったと認識している。最低賃金は上がっているが全て上回っている。下請けの中で一番低い額の平均が2,340円で最高より高い水準で推移している。スライド条項の関係では、近年、人件費、資材高騰など誠実に協議し対応してきている。

【令和7年3月15日 新建新聞】

担い手不足の解消や環境改善

県建協と建設労連が意見交換



建設業のイメージアップの必要性を確認

県建設業協会（木下修会長）と県建設労働組合連合会（花岡幸一執行委員長）は3月4日、担い手不足の解消や労働環境の改善について懇談し、意見を交わし、業界全体で建設業のイメージを向上させる必要性を確認した。

花岡執行委員長は若年層の離職率の高さに触れ、「若い人を説得させない」コツは」と協会側に意見を求めた。問い合わせ木下会長は「就業規則を変えて土日を休みにする」とは原則。それでも辞めていくってしまう状況」と云々、その上で「今は、先輩社員

が現場で大声を出すだけではアツト。気を相当使う。「給料じゃなく」と言つても、やはり給料も良くないと入つてもひどい」と続けた。

また、人材の確保に向けて外国人労働者の活用に言及。自社でペトナム人が活躍していることや、協会で東ティモールからの人材受け入れに向けて取り組みを進めていることなどを紹介。「現在協会の会員数が約500社で、うち昨年新卒を採用したのが80社程度」と紹介し、「地域の建設業は外国人をいかに確保し育っていくか、特定技能人材としていくかを考えていく時期にきている。今すぐにも取り組むべき」と伝えた。

◇ ◇ ◇

下頃の労働改善について労連側は「担い手方法が施行され建設Gメンもスタートするが、何か（協会として）取り組みがあれば教えてほしい」「今でもほゞダンピングが激しい。対応を」と求めた。協会側は「あのお金社の仕事をするときは気を付け」などと任間わざで情報共有し対応するといい、「工事に着手するのは、契約書をきわどく交わしてからにするべき」などと伝えられた。

(一社)長野県建設業協会

令和6年度2級土木・建築施工管理技士準備講座について

【講座の開催について】

(土木)

高校名	開催日	開催場所	受講者数(人)	備考
南安曇農業	7/29～7/30 8/8～8/9	南安曇農業 長野県建設業協会(長建ビル)	26	
長野工業			0	
丸子修学館			6	
中野立志館			11	
飯田 OIDE 長姫	8/19～8/20	飯田 OIDE 長姫	42	
計			85	

(建築)

高校名	開催日	開催場所	受講者数(人)	備考
長野工業	8/8～8/9	長野市生涯学習センター	7	
中野立志館			3	
飯田 OIDE 長姫	8/19～8/20	飯田 OIDE 長姫	22	
計			32	

【受験について】

(2級土木) 試験会場：名古屋・富山

高校名	受験者(人)	合格者(人)	備考
南安曇農業	26 (25)	3 (3)	
長野工業	13 (0)	1 (0)	
丸子修学館	7 (6)	3 (3)	
中野立志館	12 (11)	3 (3)	
飯田 OIDE 長姫	42 (37)	10 (10)	
計	100 (80)	20 (19)	

注) ()は講習会受講者数

(2級建築) 試験会場：長野工業

高校名	受験者(人)	合格者(人)	備考
長野工業	45 (7)	8 (0)	
中野立志館	9 (3)	1 (1)	
飯田 OIDE 長姫	24 (22)	8 (6)	
計	78 (32)	17 (7)	

注) ()は講習会受講者数

(その他特記事項)

- ・県建設部の「建設関係資格取得支援事業」により、講師料の一部を負担いただいている。
- ・秋に実施の試験では、県協会で大型バスを手配し、土木試験会場(名古屋・富山)及び、飯田 OIDE 長姫高校の建築試験会場(長野工業)への送迎を毎年行っている。

R7.3.26 現在

長野県建設業協会 参議院選挙関係の日程等について

○ 3月26日（水）

- ・12:00～ 正副会長と昼食会（藤田氏、西沢幹事長、滝沢事務局長）
- ・13:00～ 常任理事会で藤田氏への推薦状交付、藤田氏あいさつ（30分）

○ 4月23日（水）

- ・11:45～ 理事会で藤田氏あいさつ（15分）
- ・12:00～ 昼食会（藤田氏、（西沢幹事長）、滝沢事務局長） 国際21内別室

○ 5月12日（月）

- ・16:30～ 北信ブロック会議で若林健太支部長、藤田氏あいさつ、懇親会（シャトレーゼホテル長野）

○ 5月26日（水）

- ・14:00～ 建設業協会通常総会で藤田氏あいさつ（来賓退席後 30分）
(藤田氏 13:51 長野駅着)

○ 6月5日（木）～6日（金）

- ・けんざか氏、藤田氏合同の支部講演会（行程案 別紙）
- ・6月5日（木）18:00～ 合同懇親会（シャトレーゼホテル長野）

○ 7月3日（木） （仮：参院選公示）

○ 7月17日（木）

- ・10:00～ 長野市 けんざか氏遊説（ホテルトヨリタン長野）

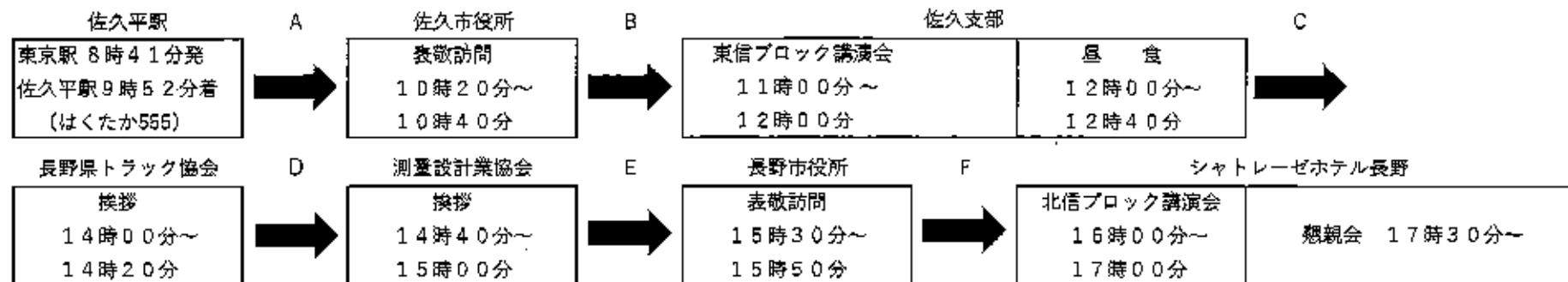
（※ 投開票日が7月27日（日）の場合 7月19日（土）10:00～）

○ 7月20日（日） （仮：参院選投開票日）

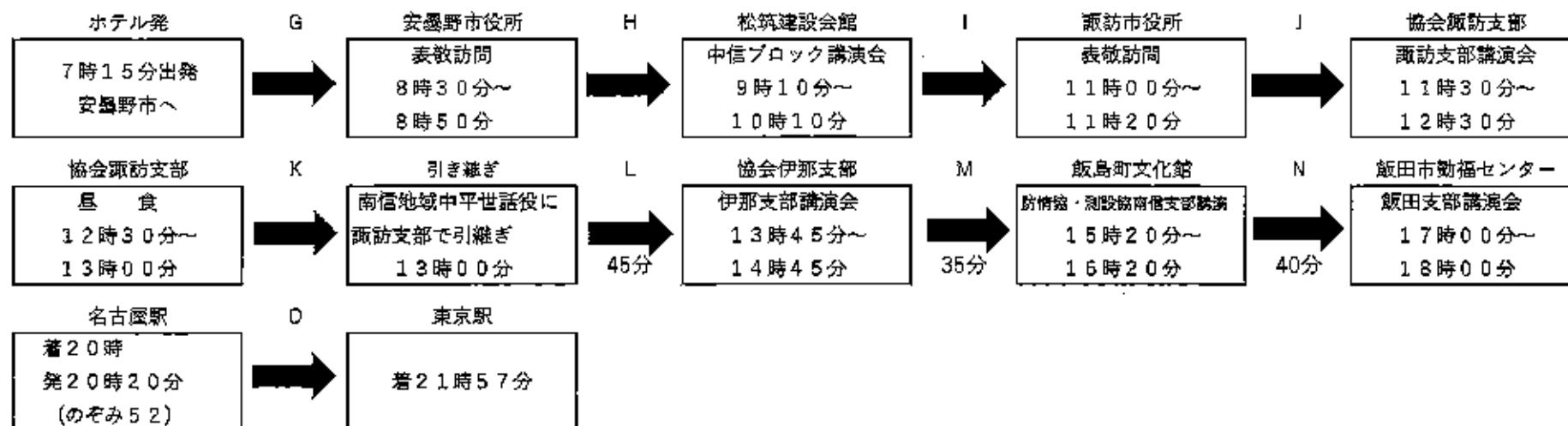
自由民主党参議院選挙候補者 けんざか茂範 氏、藤田ひかる氏 6月5日～6日講演スケジュール（案）

6月5日（木）スケジュール

R7.3.26現在



6月6日（金）スケジュール



※ 移動手段

A区間～F区間迄全て依田副会長車（同乗者：けんざか氏、奥村氏、木下会長）

藤田氏は全区間JR車で移動予定

G区間～H区間：深澤副会長車（同乗者：けんざか氏、奥村氏）

I区間～J区間：松木諏訪支部長車（同乗者：けんざか氏、奥村氏）

K区間～O区間全て：国交省OB車（同乗者：けんざか氏、奥村氏、中平、松尾）

差し替え

会員異動

令和7年3月

3月26日現在 507社

《代表者変更》

支 部	会 社 名	変 更 前	変 更 後
南佐久	株式会社 柳澤組	柳澤 悅雄	柳澤 隆二郎
松 築	有限会社 にしき興業	山崎 文雄	南方 まゆみ

★ 顧問
 ◎ 会長
 ○ 副会長
 ▲ 担当副会長
 ※常任理事

△ 相当常任理事
 ◇ 特任理事
 ● 専務理事
 ■ 常務理事
 □ 監事

3月行事予定表

3月26日現在

日	曜日	協会	関連
16	日		
17	月		◎(代 水原部長) ◇ ●
18	火		■
19	水	◎○◇■ ◎ ◎○◇■ 「地域を支える建設業」検討会議 第54回全体会議 10:00 (協会5階会議室) 長野県防災会議 14:50 (web) 送別会 17:45 (松本リバーサイド)	● ● ◎▲
20	木		
21	金		
22	土		
23	日		
24	月	◎○◇■ 東日本建設業保証 送別会 17:30 (松本リバーサイド)	
25	火	▲● 総務委員会役員会 15:00 (協会)	
26	水	◎○◇■ ◎○※○■ 正副会長会議 10:00 (協会) 常任理事会 13:00 (協会)	
27	木		
28	金		
29	土		▲ 自民党県連第2選挙区全体会議 10:00 (松本市労働者福祉センター)
30	日		
31	月		

★ 顧問
 ○ 会長
 ▲ 副会長
 △ 担当副会長
 ※ 常任理事

△ 担当常任理事
 ◇ 特任理事
 ● 専務理事
 ■ 常務理事
 □ 監事

4月行事予定表

3月26日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	火		
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月		
8	火		◎▲ 労災互助会理事会 11:30(新カントピア市ヶ谷)
9	水	◎○◇●■ 新年度あいさつ 12:00 (協会→県庁) ◎○◇●■ 正副会長会議 15:30 (協会)	◎▲◇●■ 建連、県連政治連盟 監査 10:00 正副会長会議 11:00 (長建ビル)
10	木		
11	金	● 関プロ専務会議 11:00 (東京建設会館) ▲● 関プロ会長会議 12:00 (東京建設会館) ◎▲ 佐々木理事長懇談会 (~12日)	
12	土		
13	日		
14	月		
15	火	◇■ 野沢温泉中学「職場体験・防災学習」 12:00 (野沢温泉中学校)	

★ 顧問
 ○ 副会長
 ▲ 担当副会長
 ※ 常任理事

◇ 開会長
 ◎ 特任理事
 ● 専務理事
 ■ 常務理事
 □ 監事

4月行事予定表

3月26日現在

日	曜日	協会	関連
16	水		防疫体制連絡会議 15:30 (web)
17	木	①○◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会) ①○※□◇●■ 常任理事会 13:30 (協会) ①□●■ 決算監査 15:00 (協会)	
18	金		
19	土		
20	日		
21	月		
22	火		
23	水	①○◇●■ 正副会長会議 10:00 (新国際21 萩) ①○※□◇●■ 理事会 11:00 (新国際21 弥生)	①○※□●■ 事協理事会 13:00 (新国際21 弥生)
24	木		◎ 全建協連正副会長会議 11:30 理事会 12:30 (鉄鋼会館)
25	金		◎ ● 全国建産連監査 14:00 (虎ノ門Hビル) 就労支援推進協議会 16:00 (web)
26	土		
27	日		
28	月		
29	火	昭和の日	
30	水		

★ ① 題会副担当常任理事
 ◇ ● ▲ ■ 会長最優務常繁事
 ○ ○ ○ ○ 会員最優務常繁事
 ☆ ▲ ■ 会員最優務常繁事

6月行事予定表

3月26日現在

日	曜日	協 会	連
1	木		
2	金		
3	土	憲法記念日	
4	日	みどりの日	
5	月	こどもの日	
6	火	振替休日	
7	水		
8	木		
9	金	◎○◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会)	◎▲◇●■ 建産連理事会・運営協議会 13:30 (協会)
10	土		
11	日		
12	月		
13	火		
14	水		
15	木		

★ 顧問
 ○ 会員
 ▲ 副会員
 ※ 常任理事

△ 担当常任理事
 ◇ 特任理事
 ● 専務理事
 ■ 常務理事
 □ 監事

5月行事予定表

3月26日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	金		
17	土		
18	日		
19	月		
20	火		◎ 全建協連 第50回通常総会 14:00 (明治記念館)
21	水		
22	木		
23	金	▲◇■ 中野市高社中学「職場体験・防災学習」 12:00 (高社中学校)	
24	土		
25	日		
26	月	◎○※□◇●■ 建設業協会第72回通常総会 13:00 (新国際21 千歳)	
27	火		
28	水		
29	木	▲◇■ 中野市中野平中学「職場体験・防災学習」 12:00 (中野平中学校)	
30	金	◎○※□◇●■ 事協総会 13:00 (新国際21 みずき) 建災防代議員会 14:00 (新国際21 千歳)	◎▲△ 火薬類保安協会理事会 10:00・総会 10:30 (新国際21 みずき)
31	土		

★ 顧問
 ○ 会長
 ○ 副会長
 ▲ 担当副会長
 ※ 常任理事

△ 担当常任理事
 ◇ 特任理事
 ● 専務理事
 ■ 常務理事
 □ 監事

6月行事予定表

3月26日現在

日曜日	協会	関連
1 日		
2 月		
3 火	◎○◇●■ 正副会長会議 13:00 (ホテル国際21 雷鳥)	◎▲◇●■ 建産連総会 10:00 (ホテル国際21 弥生)
4 水		
5 木	◎○△◇●■ けんざか茂範氏講演会 (東北信) ◎○△◇●■ けんざか茂範氏懇親会 18:00 (シートレーベル長野)	
6 金	◎▲△◇●■ けんざか茂範氏講演会 (中南信)	
7 土		
8 日		
9 月		★◎●■ 信濃会通常総会 17:00 (ホテル国際21)
10 火		◎● 全建 総会、懇親会 15:00 (経団連会館)
11 水		◎ 全国建災防 理事会・総代会 14:00 (品川プリンスホテル)
12 木	▲ 新入社員等研修会 (松筑建設会館) (~13日)	
13 金		
14 土		
15 日		

★ 顧問
 ◎ 会長
 ○ 副会長
 ▲ 相当副会長
 ※ 常任理事

△ 担当常任理事
 ◇ 特任理事
 ● 専務理事
 ■ 常務理事
 □ 監事

6月行事予定表

3月26日現在

日	曜日	協会	関連
16	月		
17	火		
18	水		
19	木		● 全建協連 専務理事・事務局長会議 14:00(鍛錬会館)
20	金		◎▲●■ 長野県土木施工技士会総会、記念講演 13:30 (シティゼンホール長野)
21	土		
22	日		
23	月	◎▲◇■ 青年部会 近畿地盤局長、滋賀県建設業 協会との意見交換会 (~25日)	
24	火		
25	水		
26	木	◎○◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会) ◎○※◇●■ 常任理事会 13:30 (協会)	
27	金		◎ 連退共運営委員会・評議員会 15:00 (八 重洲東京日本橋)
28	土		
29	日		
30	月		

★ 顧問
 ○ 会長
 ○ 副会長
 ▲ 担当副会長
 ※ 常任理事

△ 担当常任理事
 ◇ 特任理事
 ● 専務理事
 ■ 常務理事
 □ 課長

7月行事予定表

3月26日現在

日曜日	協会	関連
1 火		
2 水	◎○◇●■ 正副会長会議 13:00 (協会) ◎○◇●■ 関東地方整備局との意見交換会 16:00 (協会)	
3 木		(仮 参院選公示)
4 金		
5 土		
6 日		
7 月		
8 火		
9 水		
10 水		
11 金		◎ 全建協連正副会長会議 12:00 (東京建設会館)
12 土		
13 日		
14 月		
15 火		

★ 顧問
 ◎ 会員
 ○ 副会長
 ▲ 担当副会長
 ※ 常任理事

△ 担当常任理事
 ◇ 特任理事
 ● 専務理事
 ■ 常務理事
 □ 監事

7月行事予定表

3月26日現在

日	曜日	協　　会	関　　連
16	水		
17	木	仮) けんざか茂範氏遊覧 10:00 (長野市)	
18	金		
19	土		
20	日		(仮 参院選投開票)
21	月	海の日	
22	火		
23	水		
24	木	◎○◇●■ 甲信越三県連絡協議会 (~25日) 山梨県	
25	金		
26	土		
27	日		
28	月		
29	火	◎○◇●■ 正副会長会議 13:00 (松本市) ◎○※◇●■ 常任理事会 15:00 (松本市)	
30	水	◎○※□◇ 常任理事会ゴルフコンペ	
31	木		